秋田叢書

第六巻

秋田圖書館所藏「風俗問狀答」

（同上内容の一部）

六郷町を代表する似手兒清水の全景

矢島義民佐藤仁左衛門の石碑及其他

矢島郊外裸森に在る
同志十餘人の墓碑

(由利郡一ノ壺小學校脇に在り)

裸森に於ける刑場の塔婆
中央は和光院の塔婆

秋田叢書第六巻目次

口繪寫眞版

解題

風俗問狀答　二巻

校訂者　大山順造

本書は有名なる秋田藩の風俗書であつて、文化十二三年頃、屋代弘賢等が主唱して各藩に問狀を發して、其の答を得たものゝ成本である。舊幕府の紅葉山文庫を引繼いだ內閣文庫にも一本あるといふことである。此の詳細は、「鄕土研究」第四卷第九號に揭げられてゐる柳田國男氏の研究によりてよく判る。

本書の價値は旣に斯界に廣く知られてゐるので、旣に印行された事もある。現に京都の田中俊次氏の手にて鄕土趣味社から發行された單行本もあるが、其の繪は大部分省かれてゐる。大正十二年發行の山方泰治氏の秋田人物傳に、何の意味かこれを附錄としてゐる。但し繪が省かれてゐるのは遺憾だ。何れも標題が「羽州秋田風俗問狀答」とある處から見ると、臺本は內閣文庫本であらうと思はれる。

本書の原本は、長瀨氏舊藏の秋田圖書館本である。恐らくは幕府に囘答したるものゝ原本であるか、然らずともそれに近いものだと思ふ。繪は彩色で、碧峰の書いたものだといふ。圖書館の記錄によれ

ば、著者を那珂通博、淀川盛品の二氏とされてある。何か據る處あることゝ思ふ。而して、別に六郡祭事記一卷を添へられてゐる。此のことは、本叢書第三卷の解題にも書いてある。

那珂通博通稱長左衞門、字は公雅、碧峰と號し又左右宜齋とも稱し詩に巧に、傍臨池の技にも長じ又歌俳を好みて如琴と號した。文化十四年二月五日卒、秋田藩士である。淀川盛品のこと未だ考へず。

六野燭談　一卷

校訂者　細　谷　則　理

本書は仙北郡六鄕町竹村吉明翁の遺著にして、鄕土の新古を語り、或は古今人物の經世齊家の道を談じ、又は其等人々の奇行逸話等を雜記せる、地方稀に觀る好著である。「月の出羽路」の「似手兒の淸水の卷」に云、

六野燭談といふ册子一卷あり。竹村吉明の隨筆なり。此書は六鄕の新古の雜話、あるはまた、他國のくさ〲のものがたりごもをも書ませたる記錄にして、見るべき事ごもいと多し。

菅江眞澄翁は六鄕に來りて此の書を見て、かく讃辭を惜まなかつたほごの名著である。然るに、此の書は如何なる故にや六鄕には遺存されてなかつたので、世の鄕土を談ずる人、此の名著を知るも唯名の

みにて、其の完本を見たる人なかりしは甚だ遺憾であつた。

然るに偶然にも、能代港町の郷土史研究家笹森基亮氏が所持して居ることを知つたので、氏に請うて本叢書に編入することの快諾を得た。然かも此の書は著者竹村吉明の自筆本で、卷頭には其の自序と、更に其の菩提寺にして高僧の譽高き、池中山臺蓮寺二十四世轉譽上人の自筆の題辭を掲げてある。卷末に竹邑氏とある所から見ると、蓋し竹村氏の舊藏であつたであらう。玆に、笹森氏に對して深く謝意を表する。

著者竹村吉明、字は俊夫、東白と號し、後老を告げて了圃といふ。性風流文學を好み、湯川佳笑、竹村佐耕等と友とし善し。文政二年巳二月九日享年五十九歳を以て卒し、長譽了壽居士と佛諡する。其の墓は臺蓮寺境內に在る。

竹村氏の曩祖は、越前國三國より六郷に來れりといふ。家富みて代々文學を出した。吉明の祖父諱は吉泰、詩歌を善くし、有名なる詩僧太桂寺の六世魯州和尙は此の人の二男である。又、本書附錄に左右楊亭蛙叟とあるは著者の父吉包(又吉賴)のことにして、跋文を書ける市中小隱東籬主人とあるは、誰のことか今考へ得ない。地方博雅の考證を望む。吉明の子吉幹字は子節、又文學あり。仙客竹山は其の後である。竹村氏の裔、今大阪に住すと云ふ。

以上の調査に關しては栗林治郎作氏、熊谷孝子刀自雨氏に負ふ處多し。記して敬意を表する。

鳥麓奇談　一巻

校訂者　沼田平治

笹子村青田神社（仁左衛門の首を祭ると傳へらる）

本書は舊矢島藩の義民佐藤仁左衛門の實錄なり。依りて一名を「矢島仁左衛門實錄」ともいふ。矢島藩主生駒親興幼弱にして、奸臣權を擅にし苛斂誅求飽く所なし。仁左衛門は下笹子村の里正なり、之を慨して、同志と共に貢租の輕減に盡力したれども事就らず、遂に幕府に訴へんとして有司の探知する處となり、遁れて山中に匿る。從弟久八變心して奸臣に與し、延寶八年閏八月十五日、仁左衛門の山中に隱れ居るを誘ふて之を謀殺し、又同志を捕へて石子攻め、或は磔刑、或は斬刑に處す。本書は是等の經緯顚末を敍したるものなり。

從來此種著錄の由利郡地方に流布したるものに、「八島二重櫻」或は「鳥海夢物語」或は「矢島騷動一件」等、其の他これに類する寫本ありて、仁左衛門の行事を敍したる古文獻尠なからず。然れども簡に軼きて要を得ず、或は事實

を誤れるも多し。矢島町の人三船直吉氏之を慨し、舊文を修訂し且新に材料を蒐め、諸書を參覈して之

矢島町に現存せる三船氏自筆「鳥麓奇談」の表紙と内容の一部

を完成したるもの是なり。名けて「鳥麓奇談」さいふ。

本書の底本は、三船氏の一族阿部平五郎氏が原本より謄寫せるものを、三船氏の甥に當る三船榮作氏に寄せたるものに依れり。聞く處によれば、矢島町某氏は三船氏自筆の原本を所持せるさいふも、今之を參考するの便を有せざるを憾さ

す。

著者三船直吉氏は矢島町の魚商にして、文章を善したることは、三船氏を知れる伊藤直純翁の語る處なり。天外山人と號し、明治三十九年四月二十九日、年五十四を以て歿す。智量齋天外道文居士と佛謚す。本書を記述するに當り、博搜旁證餘蘊なきは其の引用書によりても明かなり。

本書を本叢書に編輯刊行するに際し、本莊町三船榮作氏は其の祕藏本の貸寫を許され、又矢島史談會並に同會員佐藤一太郎氏より種々の御示敎と各種の寫眞を寄贈せられ、又本莊町松戸久治氏よりは種々の斡旋を得たり。玆に感謝の意を表す。

風俗問答狀

風俗問狀答

正月

元日　門松の事

異なる事に候はず。但、竹は雪深きゆゑに稀なれば、おほやう松のみ立て根に楪を結びそへ、飾藁にはこんぶ、枝炭、串柿なんど包て、伊勢海老などの大海老海産には稀なれば、これにかへて、はにしんといふを添る也。これは鯡の首尾全きものにて、さもしげなるものゆゑ常は下部も喰はぬやうのものながら、正月の祝には多く用う。（はにしん圖あり。）だい〳〵も國產ならねば强て用ず。裏白は多くあり、必用る也。

蘇民將來の札の事

仙北郡北浦の庄にては、蘇民將來子孫門戶と紙に押たるを、修驗者の配り來るを戶外に出す事の候。

平鹿郡、雄勝郡の里々にては、をけら（白朮）の根をとり置て此日香爐へたきて神佛へ供し、家内のものもたきて襟袖などへもとめ、疫病よくるまじなひとするなり。城北三十里比内の別所村と申に、若水汲に上下、大小にて出る。又むかしは烏帽子着て汲しとて、其形さんたはらを着て出る事も候。またく戯れたる事には侍らず。

鏡餅の事

士家には具足の餅なり。それへ八幡宮、あるは家の氏神、屋敷の鎮守、信ずる處の佛神など、農家は鍬、鎌、臼、杵をはじめ品々の農具、女工の具まで備ふ。工商は是に準ず。鏡にむかふの行事別に侍らず、松、櫟、くるみ、かや、くりなんど添て供す。又、わたり六七寸の丸きをあたゝけといふ。二ツを一重として姻親互に贈り合ふなり。

屠蘇の事

大やう尊長より飮はじめ候。年少よりのみはじめ老人飮納るも稀には侍り。

組重の事

數の子、田つくり、たゝき、牛房、煮豆等、別に異なる事なし。但鰰の子をぶりこといふを、數の子ともに用う。ぶりこは數の子より粒々尤大にて、生は靑黑色にて煮熟すれば黃なり。

年德神の棚の事

新敷板にて惠方の長押に釣る。或は薪を割て四角に格子にからげ造りて釣るも侍り。供物は、鏡の餅二つを一重として臼楠にもり、栗、榧の實、くるみと添て供す。この臼へぎは、山家のもの造りて年の市にもち出るを買て、およその神佛に奉るおしきとする、おほやうの事にて候。神へきとも申す。別に神へぎへ餅、なます、煮ものを少しつゝとりて惠方棚へ供し、又門へ出て飾松へも供する事の候。皆年男のすることにて候。

えはう參の事

惠方參りとにはあらで、士家はまづ城北の八幡宮へ詣で、それより城へ登るなり。大やうの事にて、農家は其里々の鎭守神にまれ、佛にまれ行て拜する。工商は心々に參詣するもあれど、俗に云には候はず。

餅花の事

もち花とも、まゆ玉とも互に云なり。年の餅を搗く時小さく、丸くとりて、蘗へひしくとぬきて、是を稻の穗つかねたるやうにして、えはうなんごへかくる。なべての事にては候はず。

はま弓、はご板

はまゆみはふつうに候はず。はご板はかたのごとく候へども、もとも飾物にて候。（はご板圖あり。）

はまの事、是は、城東二十里に仙北の郡角館と申處（一門の館あり、商家、士家二千餘戸）雪消ての後、はんまと云て竹、あるは

柳などを輪に造て投るを、こなたにありて杖にてうつ事の候。兒童の戯れながら、人にきづつくる事のいでき侍れば今はせず。

子供遊の事

はね、手まり、双六なんど、世に異なる事候はず。

今日寺社に一年のまじなひ、うらなひの事

此ことふつうに候はず。

二日　掃初の事

この事ならはしに候はず、三日まで掃かぬ家の侍る。農家には晦日の夜圍爐裡をきよめかいならして、三日まで火箸とらぬ事の候。苗代にて鷺居させじとの事といへり。なべての事には侍らず。城北十八里能代三千四五百戸の港には、醫師の年禮此日にかきれり。家法の丸藥なんど年玉にして、曉を拂て出て夜に入る迄なり。それにてもあまれるは、年禮に行ぬ里の風にて候。

二日　うたひ初の事

四民ともに謠初にて候。此夜、吸物に例のはにしんを用うる事の候。なへてには候はず。

門松とる日の事

おほやう十四日にて候。松、門飾、みな其夜の爆竹にて焚なり。城北三十四里比内の大館支城一門居、士家商家二千五百戸に

ては四日にとるなり。

吉書始の事

させる事侍らず。大方は元日に月儀帖、あるは朗詠の詩歌なんど書し候。武藝の始は、其師家にて此月の中よき日を撰て候へば、定れる日はなし。農、工、女工なんども八日おりざ申候て、八日より業を始候。大やうのことに候。

山野浦牧など異なる事候はず。浦里港なんどに船乗初、させる事なし。

親屬往來の饗應の事

年禮には、身に病あるか又忌む事あるかならねば、七日頃にはきはめて往來するなり。親類の來れば喰つみ組重を出し、盃を出す也。又ふきとり餅といふを出す。ふきとり餅は餅をあぶり、湯へ浸て大豆の粉をくるむ。人の風雪に逢て倒れたるをふきとりと云、其姿に似たればかく名づけけん。又ふきといふも草の名、富貴自在にしてと云うたひものゝあるにつけて、富貴とり餅といふとも申す。風(フ)雪(キ)とりは、いまはしければかく祝ひけん。八九歳の兒の年の始に來ぬるに、引出ものゝ事をおひきさ云て、松の小枝へ文の字錢十錢二十錢つらぬきて、この馬やせてさふらへどもとて取らす事の候。この月の內、かならず親族互に招事候。年始振舞と申す饗應異なる事なし。但、皿には鯡のはた〳〵を用う。すべて元日より二月朔日まで、祝ひの膳には鯡のはた〳〵を用る也。椀飯と申す事候。仙

北の郡角館にて、この年始振舞わうばんふるまひと申す。

七日　七種の粥の事

雪間に若菜も埋れはてゝ、鍬にてやをらかきのけざれば得とられず。たびらこ、佛の坐なんごは芽も出ず。只芹と菘とをもてたゝく時、唐土の鳥といふ事異なる事候はず。山家なんごにては、だんだらはたきに、たらはたきと申す事も候。

十一日　鏡ひらきの事

具足のかゝみもちひひらくに大やう廿日を用う。其餘神佛のもちひは、譬はゞ二十五日に天神のもちひをひらくなんごに候。

藏ひらき四民皆同じ。此日、商家の帳とぢとて大福帳を作る。又津々の問丸、諸國の客船へ年禮の狀を出し今年來舶の約をする。農家は仕事はじめとて、男女おのれ〳〵がすべき業をかたばかりなし置く也。

この日物語坐頭と申もの參候。一連に五人七人、各もの語一を申す。これは、むかし琵琶にて平家をかたりたり。

櫻は咲て七チ日にちりけるを、名殘ををしみ、あまてる御神にいのりまうされければにや、三七日までなごりありける。君も賢能にてましませば神も神德をかゞやかし、花も心有ければ久しく

齡をたもちける。

これらの事申たりし其名殘ののこれる、今も物語といふにて候。

それもの語かたり候。明きの方から福顏坐頭參り、此屋敷益繁昌にて四方四面に藏を建、鶴龜までも舞こみ、富貴萬福榮えたる物がたり。

それ物語かたり候。是の御亭主は長者になり、大黒形に惠比壽顏、しかもお手回りまで福顏にもつく〴〵とさかえたるものがたり。

何の曲節もなくいとはやく、息つきあへず申にて候。圖あり。

城北十六里山本の郡檜山士着の太夫多賀谷氏居館あり、士家商家四五百戶多賀谷氏に、むかしより家に傳へたる菅神の一軸あり。幾もゝとせの前より見たるものなければ、畫か、書か、何やうのものなる知れる人なし。さるに、京の北野の松椿坊といふより、年々連歌の百韻をおくり洗米と筆三本と來る。この一軸を、十日より書院の床へ十襲せしまゝに飾り置、香燭と、京より來ける品々をも備へ、主人は七日齋し居て、其夜書院へ出て家の子等と圓坐し明し、十一日寅の刻ならざるにかの百韻を披講する。發句は、年ごと宿の梅に題せしもの也と申す。この一軸を、一年あるじの見んとせし事ありき。われあるじとして、何やうのものなる知らでやあるべき。ひとのみんはおそれもありぬべし、我見んは何條ことのあらんとて、館の後の霧山といふに登り、相具したる人々を遠ざけ一軸をなから開きけるに、館より火出たりと見え、

そなた一同にもえ上りける。この祟なるべしと胸にこたへぬれば、見もせでおしまき、ふところにして馬を飛せて歸來て館の門に至れば、今まで猛火と見えし跡かたもなし。具せしもの共も只あきれにあきれけると也。これは百とせばかりの事にて、世の口碑にとゞまれり。其開きたる時、紅葉のはら〳〵と降かゝりける一葉二葉卷をさめたる、今にそれがまゝなるとぞ。霧山の天神とて人の知れる事久し。

十四日　道祖神祭の事

この事は十五日を用う。是を俗には歳の神と申す也。此日には左義長をし侍る、是を鎌倉と申す也。鎌倉の祝の體は、二日三日ばかり前より門外に雪にて四壁を造り、厚さ一尺二尺にし水そゝぎ氷かためて、それへ其日には茅を積み門松、飾藁なんどみな積みて、四壁には紙の旗、さま〲の四手切かけし柳などかざり、わらはべ打群れ、ほたき棒てんでに提て、ゆきかふ女あらば尻うたんと用意す若き女なんどこの日はおそれて多くは往來せず。木のほら吹鳴らして、やゝ暮行頃几に餅と神酒を供し、火きりて焚付る也。火の熾んに燃上るを待々て、四壁に立たる米の俵結付し標を引ぬき〳〵、火を移して振まはる。これ見んと堵のごとくに立つどひたる中よりも、若き者どもはしり入て同じく振、よね俵は二百三百用意し、つけ替〳〵振らする也。馬もちたる人々は馬にものみせんと、おのれも馬にも火の覺悟してのりたて〳〵通るに、馬驚さんとことに拍したて火ふりかくる也。この事は家繼すべきをのこゝを産たる家にて、

其子の十五になるまではする事に候へば、一町には三四五六はかならず有る也。其夜は親族あつまりて酒盛りし、夜の明るもしらで謠ひ舞ひするに、外通る人の見知らぬも立入て、うたひつき、舞かなづる事も候なり。飮食ことなることもなけれど、多くは例のはにしんの吸物、ふきとり肴にて候。紙の旗に、鎌倉大明神と書候はいかなる神にて候や、左義長、爆竹なんども書候。火を焚き候時、チャアホイ〳〵とはやす。又詞あり。

鎌倉の鳥追は、頭切て鹽付て、鹽俵へうちこんで、佐渡か嶋へ追てやれ。佐渡か嶋近くは、鬼か島へ追てやれ。

是は廓內侍町の體にて候。廓外の町々にも候ひしが、家居建こみて火の災をおそれてや、今はたま〳〵にて候。田家にもあれど、十五日の夜にて一ト里に一所なり、きはめて有にもあらず。鎌倉圖有。ほたき棒は、柳を三尺ばかりにし白くけづり、其さきをけづりかけのやうにけづりて赤く染む。自然男根の形にも似かよひたり。爆竹の時のものゆゑに火燒棒なりと云ひ、又若き女の子あらん事を祝ひぬるものなれば子抱棒なりとも申す。粥杖の趣もはらめり。圖あり。

十五日　歳の神の事

是は、廓外の街坊を七ツに割てその一ツよりつくり出す、年々順番なり。其體は、歳の神の禿倉を一人にて輕〳〵と脊負ほどに造り置年々用るもの故にこの日過ぬれば城西の山王宮へをさめおくなり內には雌雄の紙雛を入れ幣帛を納め

て、ほたき棒の大なるを飾り一人是を脊負ふ。立ゑぼしに水干を着、顏おかしげに彩色して其先に出たつ。引つゞきて、この年にあたれる町々より十四五以下の男兒を色々の姿にさうぞきて、雪車を船、或るは屋臺なんどに飾りなして、上下着たる警固、襲着たる乳母なんどあまた引供して、二十も三十も出す事にて候。まづ城へ登りて、手ごとにほたき棒を杖にし床のうへを大につきとゞろかして、堂を脊負ふたるもの、聲ふり立て祝の詞を申す。

さいの神の御祝ひは、戌亥のすみにかめ七ッ、なゝつのかめにわくいつみ、若君さま十三人、お姫さま十三人、これのやかたの御知行は萬々億々數知らず、四方の山よりこがねしろがね涌くやうに、わくやうに。

あまたの兒ともみな同音に申す也。酒、菓子たうべてまかでつ。それより家老の宅をめぐり、町の奉行へもまゐる。そのさまみな同じ。家々にてみなまんぢゆうなど出すなり。この祝詞、あらたに作り出す事なし、年々同じことを申す。圖あり。

村里にては、この日夕暮近きより村童等打群て木のほら吹ならし、田面に出わたり鳥を追ふまねびし、近き里々へも行めぐる。月明き頃なれば夜をかけてはやしあるく。又雄勝の郡湯澤一門の居館あり士家商家千餘戶にては、鳥追粥とて白粥へ餅を入る。鳥追菓子てふものをも作る。餅にて猫、犬、花、紅葉なんどの形にし、いろ〳〵色どりて互に贈り合ふ也。この造りたるさゝやかの犬を藏の戶窓に置て、もの盜ま

れぬまじなひとす。

けづりかけの事

このこと風俗には候はず。

まゆ玉の事

前にも申せし如く、まゆ玉とも餅華とも申す也。是は、若餅を搗く時にだんごの大さにして、柳、あるはみつ木と申に、枝ごとのさきに付る也。九日の日には柳市とて、城にちかき村里より柳、みつ木切て出す。それの枝多からんを撰み買て、右のやうに造りて長押にかくる。小さき枝にも造りつけて、神棚、佛棚へもさゝぐるにて候。

十五日　あづき粥の事

異なる事候はず。

大のこんがうの事

前に申せしほたき棒の先きを、陽根の形にもけづりなすことの候。

わか餅の事

小正月の餅と申候。十五日を小正月と申によりての事なるべし、十一日より十四日までにつき候也。

卯杖、卯槌の事

前に申せし也、異なる事も候はず。この頃綱引と申事をする里も候。神事にてするもあり、又戲に似るもあり、左右へ分れて勝負を爭ふなり。但城北能代の港にては、きさらぎの末雪消て童部のあそびにするか、稍こゝの事日々募りて、後には壯なるもの共出て碇綱なんど持來り、双方旗おし立、拍子木、太鼓の相圖を定めて、一方五百人六百人もとり付て引合ふ事の侍る。

十六日　齋日の事

農工商ともに、業を休みて餅喰ひ酒のみなごす。老翁、老姥は寺々へ行く也。すべて奴婢をば、一日のやぶいりせさするにて候。

廿日　えびす講の事

この事はこの月にはせず。

此月萬歲の類

萬歲はもと三河の國より常陸へ來り住てけるが、慶長年間この地へ移り來れりと申すなり。古き記錄なんどありげに候、針生淸太夫とは代々の通り名なり。烏帽子に松竹鶴龜を染たる水干着て、才藏は、それらの類より口利たるもの撰み出して伴ふ。大形の廣袖厚綿入を着て、淺黃の頭巾也。城へ登りて祝の詞を申、それより士家の町々を回る。其詞十二段、家建萬ざい、經文萬歲、神力萬歲、峰入萬歲、御國萬歲、双六萬歲を表六番と云、扇萬歲、御江戶萬歲、門跡萬歲、吉原萬歲、櫻萬歲、名寄萬歲を裏

六番と云。古来よりの文段にして改め作ることなし。才藏小鼓を打ならし、はしめは坐して云、半より立て舞ながら申す也。屋建萬歳の詞に云、

德若にごまんさい君もさかえておはします。御殿造りの結構は、明天に安羅國御禁の囘りを切立て、初て佛法ひろめたまふ。幾千萬歳と申せば、彌勒の出世、釋迦のゆひきやう、彌陀の弘願より立始り候へば、峰の眞砂は谷へ下り、谷の眞砂は峰に登り、大磐石は岩となり、岩に苔むしはひ生て、西ひがし北南、ゆらりしやらりと今日祝はれ給ふ。寶の君の何所も、上下男女あらめてたや。さるによつて、大黑天は八ツの屋棟に御立有て、來たる惡魔を他邦へはらへば內には福の寶をまねき寄せ、まことにめでたふ候ひける。大番匠は八百人小番匠は八百人、墨を引き規を當まあかんな手斧にて手斧うちをなされける。一番の手斧の御聲には福德、二番の手斧の御聲には惡魔拂、三番の手斧の御聲には上は須彌山天よりも、下はけんろう地神まで削取て、よろこんだるは誠にめでたふ候ひける。一本の柱は金剛界、二本の柱は胎藏界、三本の柱は山王權現、四本の柱は天照太神、五本の柱は牛頭天王、六本の柱は鹽竈六社の大明神、七本の柱は七社大師、八本の柱は初瀨の觀音、九本の柱は熊野の權現、十本の柱は十羅刹女と立られける。十一本の柱は十一面觀世音、十二本の柱は是は藥師の十二神、十三本の柱は不動の方柱と立られける。惣して柱の御數は三百六十六本なり。紫檀の樑をやり渡、黑檀の男差女差、富や長者と祝はれたり。くは

りんの棟を祝て上げ屋中〳〵を祝はれたり。葺萱にとりては、我朝の葺萱は四方の諸鳥は穢すとて、天竺に渡てたいらかんな刈たる萱をしやらかんに渡さるゝ。軒端付にせいから童子、一のほこふは不動明王、二のほこふは山の神、三のほこふは鞍馬の山の毘沙門天、はりての役をなされけり。内から外へ指棵は悪魔よせしの棵先なり、外から内へ引棵は、諸事に諸領福の寶を引棵也。まことにめでたふ候ひける。

十二番みな祝の詞、させる事も候はねばその一を擧るなり。萬歳の圖あり。

猿回しといふもの猿ごとも申。是は正しく常陸より移り來けるものにて、三須田左太夫、松岡武太夫の兩人通り名にて今に名のり侍る。肩衣に脇指さして、一人太鼓をうち一人猿をまはす。その詞に云、

猿天やれ、西天竺に式三番に小猿樂、久敷人の年の齡を尋申に、東方朔は九千歳、うつゝら翁は八萬歳、浦嶋太郎は七百餘歳と申せとも、翁にましたる年はなし。三千年に一度、石に花咲實の生る事は度々見たる翁なれば、翁殿の御裝束は揉ゑぼし直垂、額に四海の波を疊て眉毛に霜を降せて、腰に梓の弓を張、備へてまいる寶物には綾は千馱、錦は千馱、火をとる玉に水とる玉、麝香の臍。幸ひかな萬期めてたや、御髭撫て千代の御神樂まいらそへて、神をかさしのつとを申御代も繁昌なり。

猿天やれ、西天竺に百さいこく、普賢文珠の召されて、さるは山王の御使者のものよ。獅子は唐より舞て出る。さて長久にとりては、比叡山は住吉、八幡、韋駄天祭る目出たいや、大慶との笛は役威權に唐子とんと打てば、火の生る實は生る、風は無いとは善なさへよ。古開前に採に得おふせ一寄よりて、大地を踏て惡魔を拂舞た翁のおもしろさよ。先一番に伊勢に神明天照太神、二番に熊野三社權現、三の御山はさもあらたかに拜申に、其折三番叟大夫どのは謠の曲さしあかり、扇に鈴よ取や添て、さつさつの名鈴の聲はらんでん返りろんでん返り、四十二双の舞の裝束仰げば光る、守れは守護する御歡のまいらそへて、神をかさしのつとを申御代も繁昌也。

萬歲、猿舞の言葉は、彼等が申まゝにしるしぬれば、何やうの事なるか彼等もしらぬ事の多く候。數百年傳へたる事にて、段々あやまりを傳へたるに候はん。

子供遊のヶ條に付て注し候。雪をすべると申事の候は、九歲十三四歲の兒の、下駄の齒のなきを草履下駄といふ。これをはきて雪路の凸凹なき處を、とばかり走りて兩足を揃へてすべり、五間も十間も行事に候。橋の上或は坂なんどことによし。角館、横手なんど山ちかき在所は、一尺許の雪車に造り一ツづゝ兩足に踏て、それへ綱を付手綱のごとく兩手に持て、山上よりすべり下る。七八丈もあらん、手のひら立たるやうの處よりすべる故、疾こと鳥も及ばず。强弓の矢の飛來たるに似たるなり。これ十八九歲のものゝする事に候。五六尺も降り積し雪の、春の日にやゝゆるみたるを、又冴返りて凍

かたまりしを堅雪といふ。道にもあらぬ處を踏行に、跡もつかぬばかりかたく成しほどの事なり。

草履下駄圖あり。（附記――圖今無し。）

紙鳶を飛す事いづこも同じ。五十年ばかりのさきは、てんぐはたと云をなべて上たりし。今は東都の風にならひて四角なる鳳巾のみなるを、雄勝の郡湯澤にては、いまもその天狗旗を上るにことに大きく作り、尾をかみにて長くつぎ、いと百ひろ上れば尾も百ひろ、糸二百尋なれば尾も二百ひろなり。市城のうちにては上ることもかなはねば、郊外へもて出てあぐる也。引おろすには、迎たことて小なるたこを上て尾へからみ、其尾を三ッにも四ッにも引きり〳〵して引おろすにて候。是は異なる事にて候。

二　月

八日　ことはじめの事

八日おりとて正月にしるせし也。この月に候はず、汁なんど調し候事もとよりなき事に候。江戸にまねびて長き竹のうらへ、めかごをつり候ものもたま〳〵侍れども風俗には候はず。

この日、門々忌竹をさす事候。神〻事とも申、葉のしげき竹の枝を二尺ばかりに切て、四手と唐辛一ッを付て門の左右へ指三日置、赤飯か團子かを添て川へながす。此事五月九月もあり。疫病除にてや

侍らん。

初午の事

街坊に稲荷の宮どころ多く候。もとも祭候へども、夜もすがら太鼓うち明かす體の事候はず。まだ雪ふかき時に侍れば兒童も外へは出がてにて、させるにぎはしき事も候はず。

子共の手習始の事

おほやう、む月の廿五日を用ゆ。士家にては、前にしるせるごとく元日に書初すなれば、手ならひ始といふ事別に候はず。手習子屋するものなんどは、む月の廿五日、又其家にてさはりの事あればその前後の日を用ゆ。

ひがんの事

團子を作り、又寺々說法なんどの事別にことなる事候はず。

この時より口よせと申事の候。梓巫女の事をゐち子と云、みな盲女なり。これが梓弓をたゝき、口よせといふ事をす。老婆なんどさはにゆきて、亡人の便聞かんとて口よせを云する也。田植るころには、かならずこの事止むにて候。柳に四手切かけて門に高くかゝげ置て、この事あらん內のしるしとするなり。ひがんかた道と申て、去年より降積たる雪の此ころやゝ消たちて、駒飼る草も所々見ゆる也。

十五日　涅槃會の事
粟餅、あるは粟をかてたる赤飯を供ふ。別に異なる事候はず。
社日につきたる神事の事
俗間別なる事なし。

三月

三日　雛祭の事
ひな祭の體、草の餅、菱の餅なんどょに異なる事候はず。桃はまだ咲ねば、枝を折てかたばかりに用侍る。はゝこ草の餅は、民間この時ならでもする事也。
この日、能代の津の傾城年禮にあるくなり。是は此津の飯盛ども は九月の節句までにて、それより引こもり居この日より出ることに候（來舶のために置く事故舟間は禁する也。）柳町とて、これらか居る町を年禮つとむるにて候。
四日には傾城しらべとて、住吉の社の境内にある長床とて、池に臨し廣らかなる亭へ町々の庄屋、町役人も出て、遊女どもこゝはれと出たち居こぼるゝまで集り、三絃ひきてうたふ。これを三役ふるまひとて酒肴を具す。そのうたふうたは、まかき、とつか、きやらぶしとて三曲あり。聲はすれども姿は見えぬ籠の鳥やらうらめしや。

紅葉山にて鳴鹿よりもしづが心のうらめしや。

さへつおさへつうけさかつきにともによろこぶふしもよし。

みな同じやうの事に候へども、曲節にて違ふにて候。さつかは太鼓三絃なり、まかさは小鼓三絃也、きやらふしは太鼓、小鼓、三絃なり。各この文句をくり返し、聲ことに長ふ節ゆるやかにて一曲を終る。しばらくの事にて候。久しく傳ひたる事故、手爾乎葉の誤候やらん、うけがたき文句にて候。

水口祭の事

何事もなし侍らす。但農家の田畠耕し初る日、餅搗、酒呑祝ふをやさらの祝ひと申候。

苗代たなゐの事

これにつきたる行事候はず。種俵をたな井に浸す事、かならす彼岸の中日にし侍る也。

この月の二十三日、城北四里金瀬の庄の里々に、眞盛の山吹を、さ月のあやめふきたらんやうにする事あり。

四月

一日　衣かへの事

異なる事候はず。

八日　佛生會の事

うぶ湯、花御堂なんどの製通例にて候。千はや振卯月八日はといふ歌書て、窓面などへ押候事もある事に候、俗には候はず。この日能代の津にて鹿嶋祭といふ事あり。是は町々を五つに割て、その一ツにてしいだす也。年ごと順番にする。その番にあたりたる町にて、彌生の末より、まづ船を薄板にて三丈ばかりに造り出す。是を神力丸といふ。又義經、辨慶、樋口の次郎の三ツの人形を作り出す。當番町ならざる町々より人形一宛出す、何やうにても定りなし。人形とも丶彌生の末に作りて家々にて饗應す。けふの朝は誰が家、晝はその隣と膳を居うる也。夜食にあたりたる家にとまりて、翌日又段々移る。もてなしたる家にて、多き少きはとまれかくまれ、錢を出してその人形の腰に付け送る。六日までにて町の長の家にとゞまり、若きものつどひて、その腰なる錢にて酒のみものくらひ、七日になりて、みな當番町へ持集りて舟へ飾るなり。それより太鼓うちとよめきて町々をねりあるき、里の東の端なる山王の社へ往て、人形へ魂入るとて神官出て祈念す。それより又里の西の端なる住吉の社へ往て、人形に力付るの祈念をする。其夜すみよしに在て、この八日に成て、當番町のものともある〳〵出て湊口へ持ゆく。人々皆鉢まきたすきにて、兒は紅のなげ頭巾が定まれるなり。それより海原へ出し流しやる事にて候。

この事城の廓外の町々にてもする。何の月といふ定れるなし。又かゝる掟も候はず、角館にてもするなれど、かたばかりの事なり。

五月

五日のぼりの事

通例に候。食品はちまきの外に笹まきと申ものを作り候。笹の廣葉にて三角に折、内へ米をみて、からけ煮て大豆の粉にてくらふ。蓬、菖蒲ふくなんと異なる事候はず。この日、家に傳たる藥丸など製するも候へど、書てまゐらする名たゝる事も候はず。

この日家々にて高杯、あるは三方に茅卷、笹卷を盛、菖蒲、蓬と山薤、牛尾菜(シヲテ)を置く。朝に家内居並びてこれを居ゑ、その山薯(細き方四五寸なり)としをてを左右の手にとりて、よき事きけ〳〵と念じて左右の耳をそと突くやうにする。おほやうの事に候。菖蒲と蓬を繩にてからげしばりて、太刀の形にしなし、これをもて地上をうつによく響くものなり。この日の夜の明けぬに、童部ども人の門戸を、起よ〳〵とて打あるく事も候。古の菖蒲切の餘風にて候らん。

此月田植の事

さひらきは、其家々にて日を撰てする。又苗の遲速も候へば、もとも定れる日なし。その日は食品大

やう赤小豆飯、にしん、濁酒寒の中に造り置く也。朴の葉を重ね敷赤豆飯を盛り、又朴の葉を蓋にして、近隣かたみに送り合ふ也。ことに香はしきものにて候。なべて、この田植る中は家内はもとより、雇たるものまでも、女のかぎりは皆客としあしらへ上坐さする故、女もほこりて云たきまゝをいふ。田植るへ通りかゝらんには、笠ぬき、めでたしと時宜して通るなり。もしさもせで、早乙女どもにくしと思はんには、早苗祝んとて田より上り來て、もちたる苗の泥を顔へも着ものへもぬるなり。もしこれをあらかひぬれば、五十人も七十人も一連と成て植居るものなれば、いくらともなくより來る也。左あらん時は走るを上計とする事にて候。これにつき物語の候。いづれの年にや、田植る時津輕殿の通られたるに、早乙女どもお祝ひ申さんとて殿呵にも怖ずより來るに、津輕殿もさすがにて、その祝ひうけんとて野中へ駕を居られしに、早乙女ども取卷みなひざまづきて、同音に田植うたを一ふし二節聲おかしううたひける。そが中より一人苗もてすゝみて、御駕の屋根へそとぬりけり。むかしかゝる事も侍りしと村老の語るを聞しは、すでに五十年ばかりや過ぬらん。

田植うた

あさはかの水口に咲たる花は何花か稻のはなか酒の花かさては長者になり花か。

苗とり上手の取たる苗はうらの小露をさらりとなけてもとに手間のくはぬやうに。

植れ〳〵早乙女笠とたすきを買てやろ笠もたすきも入申さぬ婿せとりよめに成りたや。

この月こかひにつき行事の事

何事も候はず。

六月

十六日　かしやうの事

この事四民の俗にこれなし。

土用につきたる行事の事

異なる事候はず。にんにくをこまかにきざみ、赤豆との二品を、ちとばかり井花水にて呑なり。おほやうのことにて候。

納涼につきたる事

溪間などにはこの月まで雪の殘りあることにて、城西一里にたらぬ處に勝手と申す山ありて、是は一帶の沙山のつゞきたるにて候。此沙の中に雪多く掘り出つ。魚市にて魚を貯るにとり用る。別に用ゆる事もなく候故、納めおく事候はず。こぞの寒の中に餅つき氷らし、それを干て貯へおき、この月の朔日に氷室にかへて、その餅をとう出して齒かためすとて喰ふにて候。

晦日祓の事

民俗にはこの事候はず、神事にはする事も候。

雨乞の事

久旱、淋雨にて、神職、僧徒のなすわさは後段にあらはし候。一とせ旱して田畠はもとより、人も渇するばかりの事候ひしに、城より使を立られ保呂羽、御嶽、高岡式内の神也へねぎ申されけるに、其使の山を下るに雨降出て、よく潤ひぬる事近き年の事にて候へし。又山里なんどの雨を祈るは、其里〳〵にてやうかはれり。城東十里森山と申は急に登ること五六町ばかり、其頂に禿倉の候。是へ里人等夜になりて鰯の鹽辛を桶にし擔ひ、炬多くともしつれて登りて、禿倉の扉へ携へし鹽辛をぬりにぬりて同音に叫びて、炬みなうちけちーさんに迯て下る也。かくして降らぬ事はなしと申す。あるは石の地藏を縄にてからけ川へしづめ、もの住む池へ穢たるものを投ずるなどさま〴〵候。かゝる事にても必雨降けれど、雨乞雨とてよくは降らず、能降ても一ト里、二里潤すばかりに候。

七月

七日　星祭の事

星祭は六日の夜にし候。供物定れる事なく、又異なる行事なし。竹條にたにざくなど付候事も候へども、なべての俗には候はず。

六日の夜、眠なかしと申事風俗にて候。廓外の町々よりなし出す。長き竹に横手を幾段も結、大なる燈籠三十四十五十も付る也。多力の者をゑらびて一人にて持す。手代りの三四人添て、其しりへに大皷二ツ三ツらんてうにうちて、一町きりに若きもの群れ従ふ。まづ通町の橋中へ（廓中より廓外へ出第一の橋也）ねり出て、それより町々をわたるなり（侍町へは入らず。）町々より一ツ宛出す。又此夜廓の内外ともに、兒童十歳ばかりまでは手ごとに品々の燈籠を持て遊び、家ごとに門に燈籠を掛る。（圖あり。）

この眠流してふこと、城北の能代の港にはことにはなやかに候。わたりは二丈ばかり、高は三丈にも四丈にもする屋臺人形さまぐの工を盡し、皆蠟引たる紙にして五彩をいろどり、瑠璃燈に似たり。年々新奇を競ひ、もとも壯觀にて候。（圖あり。）

この夜、麻がらを己が年の數折て草のかつらにてからげ、枕の下へひしきて七日の朝とく川へ流すなり。これを眠りながしと云。里々にはあることに候。

七日には異なる食品なども候はず。

この日、年々城中の武庫にて七夕飾とて、ものゝぐ飾ることの候。士家にても各とり飾るなり。

この日、七たび物喰ひて七度水浴るといふ事の候。村里の風にて、なべての事にて候はず。

氏神墓所の事

この月氏神には何事も候はず。

この月の朔日より墓を洒掃して、家内老幼男女ことごとく墓参りす。士家は男女日を異にして參る也。墓前に假に棚を結び荷葉を敷、香火、燈燭を備へ、赤飯、もちひ、又あらよねとて白米をこぎ、それへ茄子をこまかにきざみ交へて供する、みなしかり。農工商は十三日にかぎり暮かけて參る也。その寺々より香爐を出し、小僧等出て墓原を經をよみ回りぬ。

盆供魂祭の事

魂棚の結構、供物等おほやう異なる事候はず。十四日には曉ほうかいとて、夜の明ぬに餅搗て供す。又この曉の夜半過より、鏡てんとて賣あるくをとりて手向水の鉢へ入、鼠尾草を添へて供す。是は心太を二寸ばかりの角に切たる也。十五日も又夜半過より、みやげだんごとて賣あるく、小さき白きだんご也。苧殼垣、苧から箸なんども用ゆることなし。但比内の大館にては女郎花の垣をし、同じ莖を箸とす。

送り火・迎ひ火の事

十三日より十六日まで夜々門外へ焚く。木はきはめて松なり。十三日迎ひ火、日の暮ぬにたく。十六日送火、日暮て焚く。商家町々も同じ。里々にては墓にてもたく也。村童等聲をかぎりに、

おゝ爺な、おゝ婆な、馬こにのりて牛(べこ)こにのりて、明るいに來たふらへ〳〵。

と云つゝたく。送り火の時は、往たふらへ〳〵と云也。とふらへはたまへにてや候らん。又、この朔

日より晦日まで夜々たく里ふりも候。圖あり。

平鹿の横手城外の町々、送り火はことなる事の候。一町に一ッづゝ舟を葭簀にて造る。長さ二丈餘、大なる燈籠を石塔のかたに造り、三界萬靈と書て眞中に居ゑ、外には燈籠もなく、只蠟燭を數百挺舟の四面へともして町をねり行、蛇の崎と申所の橋の河原へ持出、大皷うち囃し立る。この船十ばかり出る也。果はその川へおし流すにて候。

この十六日の夜、城北十里の八龍湖中、幾つともなく火の燃出る事の候。湖は南北八里東西三里餘。おほやう年こと也と申。筑紫の火にも似かよひたる事に候。

同じ夜、その湖水のほとりなる鐙川の里今は訛りてあぶ川と云より虻の字を書にて、そよき踊と申事の候。是はやたいを二ッ造りて、それへむかしより傳し假面三あるを人形に粧ひのせて、その先へ旗ども多く立つゞけ笛皷にて囃し、里の長か先に立て、若き幼き、みな出わたりねり出す。囃のうたあり。

秋の田の〳〵そよきや〳〵と穂に出て君よ〳〵と守らん、その君よ。

鶴龜は〳〵池の汀へ巣をくいて君よ〳〵とまもらん、その君よ。

又小うたあり。

櫻の花をながめさふらふ人とはゞほやれほ。

同音に地もとゞろくばかりうたひつゝ、里の北なる内外の神垣のあるに至りて、その假面は、このほ

ぐらにをさめおくにて候。

此月高燈籠造立候に、ことにのびよき丸太の三丈四丈も候を用ひ、その頭へ横に木結て三角の形に繩を張り、綱のごとく繩を縦横にし紙手きりかけ、その三角の角ごとに杉の葉、笹の葉なんど束ぬるなり。これは亡魂の三年まで、それより七年十三年と年回ごとにするか、あるは年ごとに立る家も候。一町に三處四處は必おし立候故、黄昏に高より望めば星の林とも見え候。是は朔日より晦日までに候。

盆をどりの事

廓外の町々にて十四日より二十日まで踊り、八月朔日には、城西の山王の廣庭へみな出て踊る。是を踊をさめと云。踊は暮より夜半過るまでなり。山王にては晝のうち也。踊る體、町の中へ階子にて場取置て、軒へ、わたり二尺ばかりの大なる太鼓をかけ、これを打つ。踊子誰となくより群て、五十人六十人、場取のうちへ輪に成てをとるに候。うたの文句さま〲あり。

そろたそろた踊子はそろふた稲の出穂よりまだそろた。

さてもうつくし踊子の顔よいさよひころの月のかほよりも。

うたの曲節ことにゆるやかに聲長ううたひ、踊の手品も、のびやかなる事に候。それよりやゝ變りて半音頭といふに成、大皷も能の大皷のごとくし、三味線、皷、笛にて曲節手品、稍々繁數に成候も五十

年來の事にて候。

生身玉の事

女兒の他へ嫁したる、男兒も人に養はれたるが、實の父母の何事なきには酒肴を携て老を祝ひ、酒盛するなどの外には異なる事候はず。

施餓鬼の事

させる事なし。船にて出る等の事もとより候はず。

流灌頂の事、寺前の流へ卒都婆おし立、四角の木綿をはりて往來のもの水手向する、異なる事候はず。

八月

八朔の事

茄子を重、あるは籠にして、秋草の花折添て親族かたみに贈り候也。たのむの日とて餅つき祝ふにて候。

月見の事

月に供するもの、又食品にも異なる事候はず。

彼岸の事

春に異なる事候はず。

里々にてよく百萬遍と申事をなし候。其體ことなる事も候はず、地藏が念佛南無阿彌陀、閻魔が念佛なむあみだと、あらゆる佛の御名を唱て念佛を手向る也。又老婆なんどの唱るに云、

往生不定のその時は念佛一遍出申さない、今申す念佛をうけとりたまへ釋迦阿彌陀、たび〳〵申もうるさくら千遍一遍なんまみだ。

うるさくらのらは、さふらふのつまりたるにて候。笑ふべき事ながら質直なる事にて候。

田刈初るに付ての事

何事も候はず。

九　月

衣がへの事

何事も候はず。

九日のせくの事

異なる事候はず。食品又定れるなし。

農家にてはつ節句とて餅つき、十九日を中のせくと云、二十九日を刈揚のせくと云て、餅つき祝ふこ

と皆同じ。

十三日　月見の事

異なる事候はず。但、八月は芋名月とて芋をもて宗とし、この月は栗名月とて栗をもて宗とす。

神送の事

俗間何事も候はず。この月の末より十月の初に、神々の御旅とて風すさみ、雨そぼちて、あられなんど降來ることの候也。

十月

亥のこの事

もちひ調するの外何事も候はず。

比内の庄十二所にてはかならず年ごと九日にする、猪の子の餅とは申なり。

北浦の庄の角館田町三十餘軒の士家は、常陸よりのしきたりなりとて、この日他の町々の親族を招て餅を振舞ふもの候。猪の子の餅とは申さず。

二十日　夷講の事

商家、貧富大小によらず、なべてする事に候。大家の仲仕なんどの多くいて入には、ここに祝ひ祭

る。祭のやう神酒を供し、膳を備ふる等にて異なる事候はず。酒うち呑で、夜さらうたひ舞ふ事に候。身幸の舞と申事をし候。是は、みさいの〳〵と人々輪に居てみな手をうち、拍子とり囃す。その時坐中の舞心得たるものたちて舞也。恵比壽舞、大黒舞等品々あり。別に定る調もなし。羅漢舞、ことにふるきためしなり。俗に、らつか舞と云にて候。

工商の夷講その職々にて違ふ。鍛冶のはしんがとも云金ャ神の祭ながら、夷講と云て別に夷講の祝ひはせず候。是はこの月の十七日にする。牛房、大根、にんじん、魚等を煮しめたるを槌のごとくに切て、細串へ一々さして槌に似する也。酒屋、紺屋は、むろえびすと云此月の五日にする。されど異なる事も候はず。

この月神送と云わざの事

何事も候はず。

はた〳〵の魚は國の名産に候ゆゑ、書てまゐらすにて候。秋の土用の終り日より、二十一日と申すが此魚の來る日とす。それよりはやきは魚多くあるとし、遲きは魚少なしとす。その頃海面くらみわたり風すさみ、浪荒て遠く雷の音する。これをいわつめと云、魚集てふ事なるべし。この遠雷のわたなかへとゞろくやうなるをよしとし、山壑へひゞくやうなるをあしとす。沖の白浪高う卷きあがり、たゆたひて岸へうちつけるやうにより來る。平礒なんどは一町ばかりも走りのぼる也。この浪に駕

りはた〳〵のやか上に集り來るは、岸の岩間の藻草へ其子を置かんとする也。引網、小引網、起し網、なげ網、すくひ網等さま〴〵あり。この魚に白めに、黑めに、あられ形、黃肌、黃金肌の五ッの品あるにて候。城南二里の荒屋の浦より土崎の浦、雄鹿嶋南北の兩礒、山本の郡釜屋の浦つゞきて能代浦より一帶、津輕の境岩館城東三十里の浦までみな漁獵場なり。荒屋の浦は由利の郡と小川を隔、岩館の礒は津輕と崎一ッをへだてり。しかるに、由利にも津輕にもこの魚ある事なし。時寒して魚のあざれることのなければ、馬に馱し、人擔ふて四隣の國〳〵へ越ることと少なからず。この六郡にては人々飽までくらひ、戸ごとに鮓に、鹽に、干魚にして貯へて、春の祝にはみなこの魚をもてする事にて候。魚長五六寸許、鱗なく光滑、味ひ淡にして甘香也。

十一月

冬至につきたる行事の事

臨濟、曹洞の宗の家々にては、餅あるは赤飯などをし候。さる外は何事も候はず。

八日　ほたけの事

この事ある事なし。

廿三日　大師講の事

家々にて赤小豆粥へ長き箸うちて供し候外、別なる事候はず。
比内の庄の大館にては、この事を三度なし候。四日には赤小豆粥、十四日に赤豆飯、廿四日には餅を搗て供す。みな長き葮の箸を用ゆ。
この月の十日に、仙北の郡北浦の庄田澤の湖邊の里々にては、湖水の神へ家ごとに酒飯を供し、夜すがら酒盛し、うたひ舞祝ふ事の候。此湖は城より眞東に當て二十三四里、亂山の中にて尤地位高し。四方四五十町水至て清く、水面に落葉一ッ浮びある事なく、その深き事量りしれるものなし。此神は雌龍なりと申す。是をこの日に祭るゆゑは、秋田の郡の西の八龍湖の神は雄龍にて、この日この湖へ來て、雌雄合するの時なればにて候と申す。この湖のへたにうき木明神てふ堂ありて、湖心にそのうき木あり。水面より三四寸下に見ゆ。千尋の底もあきらかなるに、その木の長さしるべからず。上なるは根の方とみゆる。千とせを歷て所を移さず、朽も失ざるは奇なりとすべし。この湖に遊ぶもの、みな見る所にて候。又四面高山つらなり風靜なる所ながら、時ありて俄に山おろし吹來て、水うねり浪高う卷上り、いとおそろしき事もあれど、漁人をはじめ遊觀の舟も、あやまちしたる事古より無しと申。八龍湖はこれに引かはりてはなはだ淺し。もとも湖心には底迄もしれぬ所も候へど、岸より一里ばかりは漕出ても膝越ぬ水にて候。其淺さゆゑにや、雪ふれば蒹葮生ぬる方やう〳〵氷ゐて、小寒の節にこそ〳〵く氷つむる。其氷の厚さ五尺にも六尺にも成て、漁人皆其上に假屋し、火を

焚てゐる也。鉞、鍬なんどにて穴を穿ち、二三丈ばかりして又穴をうがち、かぎりなくうがち回りてその穴より、引網を長き竿もて送り回して引上る。八九寸ばかりの鮒を、一網に十駄も二十駄も取る事にて候。さる故に馬人のわたるなんどはさら也、驛路の旅客も近道とりて、湖上を雪車にて引走らせ通るにて候。圖有。これはこゝばかりにあらで、能代の米白川、府下のおもの川なども、二町三町ある水面をわたりあるく事平地にことならず候。されば、かゝる厚氷の張ふたくに田澤の湖水は、岩間の水草にも薄氷る事もなし。龍の移りて冬籠するは、うべさる事も候半。あくる春の彼岸の中日には、必本所へ歸り來とて風の高う吹て、さばかりの氷一時に碎け波にゆり上られ、やが上に積重りて風に吹かれ、小山の如きが流れより來るけしきの恐しく候。米白川、おもの川なんどの氷も消ぬる時には、五十間にも七十間にも續きて流れ來たる。その時、船あしう漕出してその氷を避かねぬれば、忽にくつがへり沈むがゆゑ、船子等おそれつゝしむ事に候。又、川の高岸に雪のふり積りたるが水へさし出て、大厦の軒仰ぎみる如くなるが春に成てどつと落るに、水の大に波立さわぐなり。船の殊におそるゝ事にて候。山には又殘雪の山の腹にあるが、地中の陽氣の立のぼるに雪の下より透わたりて、持こらへず走り下る。その音山谷にとゞろき、雷の落るなんどはものならず。年へし大木もこれに逢ば、根ながら拔て微塵となる也。かゝる時は行旅のもの、こはつかひをさへしづかにする事也。はつかの物音にもおしくづるゝ事なれば、いとおそるゝ事にて候。水にはまふ落、山にはなて落と云、みな

きさらぎ頃の事に候。ものゝ序にこゝへ注し侍なり。

十二月

一日　川ひたり餅の事

この日の餅は、みな赤小豆餅にして供ふ、川隈大明神へ供ると申。この神の社は何方にも候はず。十二所の邊にては粥拂の餅と申、訛りてかく申にや。

八日　事納の事

事はじめに注せし如く何事も候はず。忌竹を門に挿み候ばかりに候。

煤取につきたる行事の事

何事も候はず。十三日より段々と家々にして、定れる日なし。但、城北二十里飛根の里と申にては、十七日にかぎりてする。一丈ばかりの竹の末へ藁一把を結付て、天井くま〳〵を拂ふ。この竹を煤男と申す。是は城下も同じ。その煤男を、煤を仕回ふて後戸外の雪へしかと立置く也。春に成て、柳の枝を切てその四邊へ垣の如くひしと立て、枝々へ横槌、竪槌なんごを下ケ候。田へ鳥下りぬまじなひと申す。この里ばかりにてする事に候。

餅つきにつきたる行事の事

何事も候はず。正月に申せし如く、鏡のもちひ神佛へ奉る、祖先へ供する等みな此時なり。廿三日より段々と日の定れる家もあり、又よき日とりてするもあり。めぐろ餅とて赤小豆をまじへて搗たるが、重ね餅には、上の一重は是を用る。又宇賀の餅とて、ひさご形に押平めたる、あるは、それへそと耳の形つけたる必ありて、その神へ備ふるなんどにて候。田家などは、もとも農工、女工の具へ殘らず備ふなり。

除夜の行事の事

させる事も候はず。この日の夕餉は大やう元日の料理を用ゆる。其料理、もともあら／＼敷事にて、大根、牛房、にんじん、串貝、鯡、田つくり、鹽鮭、鰤等、その家／＼にてかはりも候へども別に異なる事なし。この日、なき魂祭る事の候。士家にては、多くは菩提寺へ米を送りて寺にてせさする也。是を御魂飯と云家々にてするも候。飯をむすびにして十二、ひとつ／＼箸一本をさす。佛檀、あるは神棚へ供し、餅とならべ備ふるも有、箕の中へ置てさゝぐるも候。田家にても必する事也。飯を鍋二ッにて炊き、さんだはらへ盛て手向るもあり。又此日より佛檀の戸をさして、明る春の三日まで開かぬ家も候。

年籠りに寺社へ詣る事

神主、社僧等はするにて候へど、俗間にはなし。

節分豆まきの事

通例の外に異なる事候はず。但、山家なんどには年の内に節分のありなしを問はず、晦日を節分とし
ておにやらふ事の候。又正月に節分越れば、そのとし畠へ豆蒔くと三度になる故にあしとて、晦日に
豆まきをするも候。

この月の六日は機神祭と云事の候。蠶桑機杼の事多くはなさゞるもなく候故、戸ごとに祭る也。うる
しね、もちよねを煎りて香煎として供る。又、八ッ目うなぎと大根とをあつものとし奉るにて候。
九日には大黒天祭なり。これも戸ごとにする。供物は七色菓子とて、大豆にて調したる干菓子やう
の尤麁なるもの也。膳菜四十八品といふ、みな大豆にて調す。膾などの大豆ならざるは、黒豆を煎り
てふりかくるなり。是は大やうの事にて、必四十八品にかぎれるにもあらず。飯は、なべて黒豆をか
てゝ炊く也。あるはその豆飯を升へ堆く盛て、はにしんを添て供るなんともあり。神酒、餅、二股大
根とも備ふるにて候。

十二日は山神祭。金銀銅の山師、大工、石工、檜物師なんど祝ふ事にて、神供は粢を十二備ふる也。農
家も木こり、炭やく事をなし候ゆゑ、戸ごとに祭る事に候。皿むすびといふをして、それへもの居て
供る。これは、藁にて皿のごとくむすびなしたる也。

右の機神祭、大黒天、山神の祭等は、禰宜、修驗など招候にはなく、打寄て酒のみ、もの喰ふて祝ふ事に

候。

十三日、城外の商家に市たつ。是を初市と云て、としの始の神佛、あるは食品、何くれの具どもを買ふ。再廿日より晦日にいたる、是は定市といふなり。

この月、平鹿の郡の横手城外に人市と云事あり。一季、半季の奉公人市にて、人々その市をゆきかへりて、己がほしと思ふを價を定め約をする事に候。あたり近き里々よりも出わたりて、人をかゝゆる也。

諸職分に付たる行事の事

月の下に擧候外に異なる事候はず。

月待、日待等の事

是等食品など何事もあらず、大やう白粥に候。酒盛りして夜を明すもあり。又酒を禁ずるも候。餅を搗なんども有て一やうならず。神官、僧徒など招くもあり。あるは里人打寄、念佛し明すも候。

婦人着帶の事

五月にて着帯通例に候。その時親族の婦女、穩婆もまねきて祝ふ也。其外何事も候はず。

産所作法の事

倚子、産籠なんどあらぬものは、藁を多くつかねくゝりて左右へ置、いつれ産婦の正しく坐して傾かぬやうにずる（この藁に糯のわらを忌む。）よにことなる事候はず、まじなひ事等ある事なし。山深き里にては分娩すれば、それが夫山へ行て、猿一ッとり來て煮て喰すれば、諸血の病ある事なしと申す。

胞衣の納やうの事

異なること候はず。人踏ぬ地を撰て、このしろの魚添て埋む通例也。このしろなければ、別なる魚をもてする也。

子共の祝ひの事

誕生より、をとこは百十日、女は百廿日をもて、箸初をするよりして、追年の祝ひ通例に異なることなし。ふかそきといふ事も親々の好にしおく、風俗には候はず。

男女元服の事

總てかゝる禮式に、かゝれる事はおほやう小笠原流を用ゆ。その詳略は貧福による。農商家にてはこの事なし、ありてもかたばかりの事なり。農家の男兒四五歳に成て、髮をはじめてのびさするよりそりさげ鬟にする也。

誕生日の祝ひの事

陰陽の膳二膳を供ふ。一方はかならず赤小豆飯なり。姻家なんどを招き饗應等異なる事候はず。

結納の行事の事

風俗に申すべきの異なる事候はず。農商家にこの事を酒を立ると云、酒三升を二樽として一具と云。貧なるも是はかならず贈る。勝手よきものは三具も五具も贈る。これへ昆布、するめ、鰹節なんど添る。段疋等は、富るは如何ほども贈るなり。

婚禮の事

禮式は前にいへる如し。送火、迎火はありなしに候。石打、水あぶせはこの頃にはなし。大なる爭を引出す事の候へばなり。今も冬月に此事候へば、雪を丸めて礫とするは石打の餘風也。平鹿の横手にては、嫁娶に親戚遠近を云はず、知音のものまでも皆招く故に、百人、二百人の來客也。客はおのおの酒を携へ來る。饗應は貧富にはよれど、大勢故に麁末也。一町内のものことごとく來て總ての事をとりまかなひて、主人の家内は客の如して居る、古よりの風俗なり。式の盃濟て、夫婦坐敷へ出て客もみなおしならぶ時、親しきもの一人硯筥もち出て一禮し、父母、仲人をはじめ、居並しものゝ顔へ墨を一筆づゝつくる。只新郎新婦へは付ず候。各顔を見にくゝして、むこ、よめのかほよからんとなるべし。農家にてのよめ入には人に負はれ來る。これにもり木といふものあり。勝軍木にて長さ二

尺許或は五寸、處々違ひあり是へ娵の腰かけさするやうにして脊負ふ也。脊負ふものを一のもりとし、手代りのものを二のもりと云、親しきものより撰て出す。むこの家へ行ても、仲人へ引そふて上坐する也。雄勝の郡にては、この木を彩色して紙に包み、水引結ひてむこの方より贈る事あり。錦木の餘風にも似かよひ候歟。山家によめふれと云事あり。仲人嫁の先へ立て行に、嫁々と聲高に云つゝ行。そこら耕し草かり居るものゝ、みなかけよりて娵のよしあしを言のゝしるなり。又仲人、其夜より三日が中はむこが家にやどり居て、よめを仲人夫婦が間に臥さして、むことは枕並べさせぬ事も候也。

三ッ目、七ッ目等の事

異なる事候はず。山家には春行、秋行とて年に二度は夫婦連立、濁酒に時のくさ〴〵、山川の魚なんど携行て舅をもてなす也。なべての事には候はず。

葬禮の事

士流は土葬、農商家火葬、大やうの事に候。其體通例に異なる事候はず。忌服中其家の喪主、死者の子弟、上下着て居、みな日々墓参する也。愼又別なる事なし。忌明とて祓する事も候はず。但葬場へは女もみな出る也。士家はこと〴〵く乗物なり、農商家は綿帽子を必冠る。能代の津にては、忌のあるは帷を着る也。

七々の法事の事

祭供養等、風俗にあづかる異なる事候はず。

一周忌等の事

三年七年より百年百五十年等、通例外に異なる事候はず。

老人いはひの事

年賀風俗にあづかる事なし。もとより祝ふも候へども必とせず。男女厄年と申事候。男は二五の年、女は三七の年、それが中に男は四十二、女は三十三をことに祝ふ。親戚集り酒盛する事に候。其年に當れる男女厄難あらん事を恐れてなり。又かゝる事せざる家風も候。農家商家もはら祝ふ事也。

棟上の事

寺社、人家ともに大工の作法に任す。飾等も通例に異なる事見及ばず。

わたましの事

風俗と申す體の事候はず。

蝗、風等を避るまじなひの事

させる事候はず。鳥海山の虫札とて、修驗者法螺こと〴〵しく吹鳴らし配りありく事の候。それをとりて木の枝なんごへ結て、畠つま、田がしらへ立る。又蝗の多き年には、荏の油を田の水口ことに、

蜆の殼に一ツほどづゝ流すに、虫こゝ〳〵く落ると申す。この事近き年よりする事に候。

疫病よけの事

よにことなる事候はず。村落にて疫病流行には、藁にて大なる人形を造り劔を持たし、かほ赤くなんどし鐘馗の繪のごとくし、あるは牛頭天王と大文字に書てその腹へおしなどして、里の入口へ立置く事の候。其外、餅を搗、だんごを作る等の事時々のはやりにて、定れる事候はず。

旅立の時の事

何事も候はず。但、すでに戸外へ出んとする時、機具の梭をまたぎて出る。是は往來のすみやかなるをとるにて候。農家なんどには、旅立て後草鞋を作り、外へむくやうにして神棚へ置く。その人の故郷へおもむかんほどをはかりて、内へ向くやうにしおく也。又、石二ツきよく洗て神棚へおく。その人の足つよからんまじなひなりと申す也。

茶ふるまひ、風呂ふるまひの事

農商家にてよくする事に候。亡きひとの忌日に餅、だんごなんご造り、近隣の老翁老婆を招き候。是を茶を立ると云。又寺へ持行て、寺の同行、講中などへふるまふも候。風呂ふるまひと申す名は候はず。山家なんどに、風呂たくに木のほらを吹て候へば、風呂ありと知りて老幼集り來る也。

諸社の神官等の外の職掌の事

外に別なるものあることなし。里々の小社なんどには、俗別當こて農家にてするも候也。

田樂幸若等の事

これらのもの有ること候はず。

今様等の事

前に同じ。

乞食穢多等の事

外に異なる職分のもの候はず。

犬神、いつなの類の事

秋田の六郡のくま〴〵、是等の者さらに有事候はず。

左儀長

風俗問狀答

全

昭和四年五月

大山順造 校訂

國本善治 校字

風俗問狀答終

六野燭談

六野燭談

六郷高野村は、六郷侯の古城下にして今も千戸の一大邑に候。土地肥、水清く、仙北中の勝地と唱候。むかしより秀才の人物間出候而、苍洛東都に身を立候中に、近来近藤立庵尼ヶ崎侯の爲ニ侍醫ニ忝ニ貳百石一。五郎といふもの棋藝に勝し宗桂か門に遊ひ、當時江都にて指南の一會處也。其外、詩、連俳の徒は名を選集に鳴し、皆人の知る處に候。そも、風土の宜きに随ひ其才を生シ候事に可有之哉。於是継祖父在世の時、予時々尋ね承候當處古人の氣質、或ハ時代の奇言、今世に遺る諺まで、春雨のつれ／＼此一冊に書集、候

閑野老の遺言にして、しかも予か拙き筆にて綴りぬれば、周く人々に見すへき物にもあらす、只郷黨の爲には少しき補へも侍らんとて、親友誰渠を招き燈を挑、是を稱して六野燭談といふ。

篁東白選（印）

寛政六甲寅春三月

六野燭談

○寛文の頃ならん、簗田幽齋といふ仁は、今時簗田辨治か家より出て京都に居住し、儒業を以鳴よ。久城梅津某君、其高名を聞給へて御抱へ被成候。當處に箇樣の人物出候故、自然風俗他邑に勝り候よし。右先生墳墓、今現に櫻村の萬雄寺に有之候。

那可氏の撰みし昔咄と云書ニ云、

簗田幽齋と申者、是は仙北六江の者にて、久敷京都に罷有り山崎門人淺見絅齋と申者より學ひ、罷下り講習致候。此幽齋、祖父を葬り先祖を祭り候事抔敎道致候やと存候。其以前、歷々の墓處にも土葬は稀に有之候得共多くは見得不申候。近來に至り文物漸々開ヶ學問も繁昌仕候故、火葬をきらひ申候事誠に大幸に御坐候。

とあり。按るに、御當國へ初めて學文の道を廣め候人は幽齋に候。

○元祿の頃にや、森川彥左衞門先に屋敷主竹村治左衞門秀才なる者にて、家業を仕廻京都へ上り、宮家へ仕官し段々立身致、緣を以御所ノ北面侍に相成候筈の所、親類書キに障り有之其事不調、終に浪人と成ル。當處より上京の者なと途中に逢候ても、風俗美々敷言葉を掛兼候よし。其子孫、文兵衞と申て四十年以前迄新町に住居致候。親類書は、秋田侯(角館公か)侍醫近藤道益、一向宗長明寺、京師は佐々大膳大夫也。佐々氏、故有て印證を支へ不レ調候由。佐々氏は佐尾休冠事也。

○根岸夢吟今時升取文助先祖本館村に居住、平常和哥の道に心を委ね、垣根の梅に囀ル鳥、小田に鳴蛙の聲に吟詠も多しとかや。又好んて山川の地理を學ひ、たとへ羊腸九折も筆を取れば其圖ならさる事なし。六鄉三ケ村地面の圖、今猶存して田限り篤人の混雜を分ち、豈稱せさらんや。可レ惜詠艸は傳へ侍らす。

○佐尾元貞久右衞門實兄、休冠甥道學者にして、京都淺見重次郞絅齋先生の門哲也。歸國醫を以爲レ業。言行正く候得共、和少き人に候故出會とても無之、唯晝夜書籍をのみたのしまれ候。家に佛檀を置す、只先考の神主を尊敬して朝夕の禮如レ在し、母病死の節、旦那寺へ土葬を願ッに不レ許、數日葬式を抱へ上へ訴に及んとす。漸々手段を以寺へは空龕を納め、死骸は別野に埋葬せしとや。此人の許へ、予か祖々父手自ラ藁篖を美事に拵へ被送候に、殊之外よろこひ重寶せられ、用果テては折釘へ被掛置候。或時、妻成ル人此篖を遣ひ何心なく疊ミの上へ置候得は、大にいましめて、長者の賜也、なんぞ假にも下々に置くべけんやと申され候とそ。此人も能書のよし。

○辻恕流（生國勢州、小西兵右衛門、先屋敷主）被申候は、暮よりは横丁又は小路通りはせぬもの也。我等僕をつれ候ても、夜分には本丁斗り通り候よし。此仁は是水の高弟志津摩流の能書、石摺（古文、陋室銘）にまて被レ行、今其遺筆世に祕藏せられ候。兵術は一流有て其頃久府にも門人有之、今其傳他邦の人相續のよし。さばかりの事をいましめ候は、君子不レ徑の儀を云われ候や。兎角平生謹ミの深き人に有之候。又或日大字を書れ候時、箇樣に筆を持候を各々不意に奪ひ見られ候樣にと被申候故、兵術の弟子達勝レ候者二三人後ろより試み候に、中々被レ奪不申候。老人笑て、筆も劍戟と同樣に候。惣て持候物をうばわれ候樣にては、鎗なとは被遣申間敷候よし。

○栗林八郎兵衛（當代より三代先き）小西曾兵衛同、竹村治左衛門同、右三人土崎の湊に被居り合祭の日なとに候や、いつれも木綿單物、布羽織にて其所此所見物いたし、睦しき方にて盃を被出候節亭主の被申候は、御子息方は度々出府にても殊之外全盛に候。邂逅各々の御出、殊更今日と云ひ此素服よと申候得は、三老笑て被申候は、此譏り言トこそ在處へ能みやけに候。以來愚息共出津候はゝ、我等か麁服、貴殿の譏り候儀御物語たのみ入候と被申候よし。

○竹村八郎左衛門（當代より先三代）老後に被申候は、世の中に親父持こそ果報成ルは無之候。我等はやく家督に成候故身に覺候。御公邊向キ、扱は難レ去處にても卽坐返答成兼候事は、退候て親へも一ト通り申しらせ、其上御答可申上候迚其場の難儀を遁れ候儀まゝ有之候。萬事、親へしらせ候と申儀指留候は無之物のよ

し被申候。

〇湯川清四郎（當代より四代先）被申候は、鍬延高は一ヶ村にて餘分持候ものに無之候。萬一、水上始其村に變成事出來候得は、殊之外迷惑なるものに候。壹ヶ村にて十石位持候て譬は二百石餘に相成候得は、村數に隨ひ自然に出入のもの數多に相成、旁家の餘勢有之候。當時米下直、村々にて高賣候もの餘多相みへ候。いつれも其心得は專要なりと（私曰、其頃西鳥羽氏など二千石餘、持高專ら相渡し候時節ならん。）又被申候は、當時長百姓の面々考候に、小高の者は郷中物入なと顧ぬ方にして、好々其處の奉加、此所の合力願等取次勤振候。又大高持は、萬壹凮並を考へ物に落著は無之方に候得共、ごふて費は勞り候よし。

〇小西某（當代より四代先）被申候は、親郷肝煎は人の親に相成候氣持は專要なるへし。寄郷は其子に候故、いつれも依怙無之手を掘候事に可有之候。御扱と云ふは村方御收納取立のみに限り申間敷、貳萬石の内には、病者の如く貧窮の郷村數多有之候。是を御取扱被成候は扱の一字に可有之哉。

〇竹村治左衞門（當代より三代先き號了齋）被申候は、一郷の身帶は庄屋の所存にて貧富定り、一郷の人命は御代官の心を以存亡定るとそ。

〇正保年中齋藤何某殿御代官にて初廻在、寺院にて夜中も時鐘を突候得は庄屋催促被仰候は、在にて時を突候儀不承候。是迄突れ候ても不得其意候。自今停止可然哉。庄屋當惑、早速長ナ衆相招き相談に相及候處、湯川何某と申人被申候は、當處古來城下と云ひ、其上　闔信樣しばらく御隱居被爲遊御坐候

處故、餘邑に不承候儀もまゝ有之候。第一高傳馬に無之儀は御城下幷とも可申哉、其段申上候處、御代官御納得ヶ被成候よし。但ヶ其後寺々の怠りに候哉打絶申候。且驛場方惣て御用書上けには何町一代誰と認申候所、清水氏何某殿御代官の節より、町方一統長百性と書上ヶ申候よし。

○安永年中大曲村加市願上候節當處にて障りを申立候に付、御檢使村上何某殿被爲出御吟味（兩村御用談は除く）當處御改正前後逐一御穿鑿之上被仰候は、六郷は全く在郷には無之候。驛場勤候四丁は除ヶ地にて高傳馬に無之、御城下幷湊、角館、能代同樣に候。それ故前々御改正書物にも、六郷驛と有之候は尤の事に候。左候得は肝煎は庄屋と云ひ、町々長百性は丁代と申候ても子細有間敷候。是程之儀取失ひ候は、村百性達に似合ぬ事よと御笑被成候よし。且大曲村之儀は、古來六郷始近ヶ郷の運送船付にして、六江侯當所に被爲遊御坐候前後は、仙北の湊と被唱殊の外繁花に候よし。其後川目村船場に相成候より終年衰微、それ故右村へ市日等も被仰付候よし。

○六郷三ヶ村は古來澁江內膳樣御政所（まん）と號ヶ候て、兩御家來諸江縫殿□殿、濱野平左衛門殿代り々春秋御廻在御收納御取立、其外諸事御取扱御觸事共に被仰渡、內膳樣にも御直に御出被成御坐候事も有之候由。其後延寶三卯年より御代官所に相成候由。其頃よりに候哉、御北樣御支配に相成候と古老の申傳候。

○近藤了山（當代より三代先き）被申候は、我等横手へ用事有之馬上帶刀にて行候に、金澤中野村を過、向より傳馬歸

りと見得三四人口付ヶなしに乘り來り、我等を見候て馬より下りんとす。其中に顏知るもの居候故下りずに通レと申候得は、いつれも相通リ候。我等一丁程先へ行し頃跡より聲を掛ヶ候故顧候得は、諸士二人急き被參候て、只今御百性共乘打其元御咎不被成候譯柄も可有之、仍て拙者共迄其通りに相通し候。只に乘打候はゝ一々切捨可申候。いつれ共趣意承度と被詰掛、我等醫者なりとさま〳〵云ひなため大迷惑致候。假初にも帶刀致候節は、帶刀の譯自今可得心候事そと弟子共へ物語あられ候よし。

○榊氏某老母今社人よりニ代先被申候は、我等若年西鳥羽何某外に同道も無之南部澤内へ入湯被致候節、隣小屋に居候雄勝郡の者と近付に相成、後チには一處に居候て萬事心置無之候へしが、或夜其者何方へ參り博奕に負ヶ候よし。同宿故、西鳥羽氏へ其黨よりさま〳〵被申掛殊之外迷惑、漸々歸宅致候事有之候。遠方步行なとには、しらぬものを親しむましき事なりとて老母常々被申候。又我等祖々父なる人、大町問屋太兵衞なと同行にて伊勢參宮致候節、上方へ近詰候て、若き女壹人終日前後に付添參候故樣子尋候處、江戸近處之者兩三人連にて參宮に上り候處、途中にて病氣の中連レに被捨申候。京都には伯父も有之候間何卒御同道被下度願故、太兵衞物好いたし翌日も同道同宿致候。晩其女何方へか出候跡にて亭主尋候は、あの女中御國本の衆とは見得不申、近處に覺候もの有之と相見得候。無左候はゝ外出は致間敷、若シ其夫トなとゝ申て夜中に踏込み、六ケ敷ねたれ等申懸候も難レ斗候。金にても御出し被成候て早々御放し可然と申候處へ右女歸候故、さま〳〵斷候得共殊之外口やかましく、漸々金壹兩呉候て放し候。元

來術者にて有之候よし。道中などにては心得可有之事と承候。

○百年以前は當處町之内へ度々雷觧候に付、西鳥羽氏、竹邑氏、小西氏申合、爲祈禱の熊野宮御本社の傍へ雷神堂建立致、毎歳五月五日奉祭候て今に其子孫の者より供物を捧ヶ候。其後、町外ト田畑等に雷落候事度々有之候得共、百年來是迄町の内へ落候事無之所、四五十年以前に候哉、右雷神堂を御本社上ミの方へ建候儀はいかゝと西の方へ引移シ候ところ、其年の夏中、右御堂引候跡へ雷落候て社木を數本烈キ申候に付神主甚恐レ、右雷神堂本トの所へ早々引移シ建置候は旁以奇特の事なるへし。老人は皆覺候事に候得共、當時は其由來祭日の義も當處に知る者なしと、小西氏老人噺被申。

○能登屋久兵衛先々庄屋諏訪大明神を信仰日參致候人に候。當處に何んぞ變出來候節、未發に覺悟せられ候儀まゝ有之候。或人其不思儀を問へ候得は、我等爲そ覺候にも無之、諏訪の社前大杉の上へにて梟の鳴候得は、決て一兩日中には凶事有之候。外の木にて鳴候には驗も無之と被申候。是其人の信に仍て感應有之候哉。此人の後は梟の沙汰無之候よし。

○天明八卯六月二十九日八ッ時、熊野宮林中に居候鷹數千疋、物に驚候哉最初南新町の方へ飛、段々諸方より鷹集り數萬疋一天黑く相成、それより戌亥大町の方へ飛、虛空へ上り五尺四方計りの玉の如くに成ル。一邑廻り〳〵後チ暮合に至り、川内池村明傳寺野に碎て八方へ散し。又翌日も左の如し。家祖父被申候は、我等若年或老人の物語に、古來盤父火事とて當處不殘近在迄燒失の年、熊野の鴉かれの如有之

候段承り候。何條當處に大變なや出來も難斗、謹むへき事なりとぞ。此秋一統飢饉米高直、當處町々小ものの騷立家毀、張本人等露顯御仕置に相成候。誠に未曾有の騷働也。明傳寺野にて徒黨數百人會合連判なと致候。それ等の前表にや。右騷働の一件近年の事にて、しかも未曾有の珍事ゆへ、家々に記錄も有之候事故子細を記さす候。

○新町善兵衞と申者に誕生の釋迦如來あり、木像にして面相の威、陰根の姿ゝ凡作にあらす。傳云ふ、保呂羽の本地なりとぞ。此家の外他へ移し候と祟りを得候。又予か家に、野中村二本柳といふ處より土中出現の觀音の金佛有り。眞乘寺門前、今の嘉兵衞親是を堀出ス。其頃家父野中村肝煎にて年來平均御竿の志願有之候處、右靈佛出現の砌御竿願相叶ひ成就致候に付、御竿觀音と皆尊崇致候。

○當處百年以前は聟入嫁取等に水あびせ、木馬なとに乘せ、さまぐ成る祝ひ騷き有之候よし。其節大町何某に聟入有之、酒盛りの上無體成る事も有之候哉坐配人兎や角申候處、客へ對し慮外成りとて燭臺を以天窓を打候に、急所にて忽チ卽死致候。打候者は御仕置に相成候よし。其頃、大町石橋六兵衞脇小路小堰へ厚き活石を橋に掛置候所、何の障りも無之候に二ッに割候故、如何なる事に可有之哉と丁内の者共怪み候處、其夜中、右隣家に婚禮の凶事有之候由古老の噺傳候。其割レ石は、今に殘候橋のよし。其後百年來當處婚禮祝儀等、他鄕と違ヒ騷敷事無之候。猶二十年以來、婚禮年重等有之候ても親類、緣者、又は常々取かわし致候者の外樽入等致間敷段、折々御觸事の節抔に町々へ乾度申渡候故、是迄鄕中何の

騒敷事も無之候よし。小西氏老人の噺に候。
○萬治年中なるよし。本道町丹波屋某、酢屋勘兵衛とやら、兩家身證相應にて軒をならべ居候。丹波屋の娘名をさんと申て、天の生る麗質深閨に養われ長成り、窈窕に婉かなり。それに糸竹のわざは更にして、風雅の道も又やさしかりける。酢屋の男某、此女に深く心を通はし月日を經候得共、人つてらなき大江山いく野ゝ道に思ひ詫び、まだ蹈も見ぬ橋立の、其文月の半ばになるよし。男心ならず脊戸へ出候に、間垣のあちらに物越の音しつれば誰ならんと窺へけるに、日頃なつかしき阿三なり。扨は天上より落にしや、嬉しさのあまり言葉もなく、折からの矢立も幸いなればと有合ふ紙にさらさらと書き、蕣の花に結ひて垣越に送る。

朝顔に結へよ露の其情ケ　男

秋さて松は染る物かわ　女

女、見向もやらで斯く返へし侍れば、扨は叶わぬ我戀の日頃思ひし甲斐も水、流の身さへなさけ有る物をこさまざま恨言申て、男其夕べ空しく成候とや。其年も暮れ寛文の夏、丹波屋夫婦、女に緣段をすゝめ侍りて高樓に居候得しに、忽ち戌亥の方より風雨起て一村の黑雲天下り、怪け成なもの出て此女を虛空に摑み上り、行衛しれずとなん。酢屋の子か怨靈なるべしと、其頃專ら世上に沙汰致候よし。或老婆の物話なり。
○迎譽上人は臺蓮寺十九代の住持、晩年閑居門外雫清水の邊りに庵を結び被居候。或日手つから浴衣

を洗浴戸へ干置候に、曲（くせ）もの是を知りて窺居ける。上人不意に外へ被出候に、其ものを被見又内へ入候。曲もの上人を見候てや、垣を越へて迯ヶ候。しばらく有て用事の人來り候に、上人玉汗をかゝれ其人に被仰候は、以前我等一生の難儀に逢候。何ものか忍んで其ゆかたを窺候を、それ共しらす我等外へ出候に其もの目にかゝり候故、我等を見候はゝ耻しく可有之哉と又内へ入候に、曲ものは迯ヶ行候。其浴衣を持參らば米にも味噌にもなるべきものを、返ス〲其ものへ對し面目無之候と被仰候よし。此上人性無爲にして、臨終にと□ふさかりけるとなん。或年上人寒念佛に被出候時、ある隱居迎へ侍りて、

○寒念佛さむい佛に成る筈か　隱士

さらさば衆生の腹藥ともなれ　上人

語路の善惡は格別、斯く句意は流石道德の人なり迚、世の敬も有けるとぞ。

○永泉寺（當住より七代以前）住持了元和尙、閑居して諏訪の後ろ行人屋敷に被居候（今の本社其地面也）。此人大兵にして力強ク角力を好ミ、當處え往來の角力取有之候時は呼寄せ酒を振舞、諸國角偉（すまい）の評判被承候。或年名を永泉といふ醫者になりて、南部鏑馬（やぶさめ）の角偉を見に行れ候。芝居に至りて、六ケ敷勝負有之候時は判談に被出候。角力取も、其身分を覺候て閑居に任せ候よし。歸鄉の節千饅を澤山被調候て、懇意の方へみやげに被送候。人其大膽を稱し候。弟子餘多有て、城府の官寺鱗勝院（惠鏡和尙）正洞院（法圓和上）永源院（龍水和上）住持被爲（せら）れし頃、城下の川口に角力有之候よしを聞て弊衣無僕にして出立、先ツ刈和野へ一宿す。城下通町鳥屋某、同處へ

鳥を買に來り同宿す。此もの、大の角力好きにて忽チ懇意と成ル。翌日道中餘事を指置、角力の噺をして城府へ著く。直クに鳥屋へ止宿す。家内のもの賤き道心と心得居候に、逗留中毎日見物に被出、或宵懇意の角力を呼び取合の善惡大露身に相成判斷被致候所へ、鱗勝院の小僧鳥屋へ用事有之參り候に、閑居を見大に驚て三拜ス。家内のもの始て道心ならさるを知る。閑居、小僧に被申候は、今二三日には芝居も過き候。其節寺へ可參必我等事沙汰無用のよし。小僧、寺へ歸り白狀方丈へ告ル。翌日颯蓮、惠鏡和尙供人數多召連レ被見舞候。同寺よりしらせ候哉、間もなく正洞院法圓和尙、永源院より御使僧被參閑居を尊崇の體、家内再ビ大に驚く。三和尙の曰ク、外聞に相拘り候。何れの寺へ成り早々御移り可被下候段、しゐて御すゝめ被成候。閑居鳥屋へ向ひ、小僧達はあまりやかましく候故一ト先ツ寺へ可參、重ねて此方へ止宿可申とて、三和尙と御同道被成候よし。

○片岡某殿當處御代官の節、或年廻在御宿へ御同役被立寄候に、例の麁服まゝ應對、御同役衆被仰候は、我等廻在にても相應の羽織袴は持參、別て此大處なとは扱の者の見聞も可有之と申候得は、片岡殿笑て被申候は、我等は左樣に心得不申、廻在なと迄立派に致相勤候御役に候はゝ、駄輩は扨置キ一騎衆御役に可被仰付候。貧き仁兵衞、三平にも馴合下情取扱へ、上下交々無之候得は萬事埒明不申候。當處、古來は澁江某殿政所置候と申て被御扱候得共、左樣の歷々にては家來衆なとのみ廻在、隨て下情上ミへ遠く成候故か其後御代官所に相成候。我等も相應の衣類は所持候得共、立派めくは惡く存候故、廻在の節は

いつも此通りに致候と被申候よし。

○同或年廻在之節村々肝煎共相詰候所、寺田村肝煎先々六左衞門年功と申、殊に平生媚たる親仁故いつも袴にて罷出候。或時片岡殿被仰候は、其方いつも袴著し罷出候義は御用の事故尤には候得共、我等事廻在中は、節句、朔望、他出等の外無袴にて居候は御用向キ不敬の體に候得共、所存有之候ての事に候。乍然親鄕肝煎共は頭役の事故袴にて詰居候所、村々肝煎共袴にては親鄕に紛敷候故、以來は切支丹御調等の外、指たる時に無之候はゝ袴なしにて不苦候。六鄕三ヶ村長ナ共の儀は、驛場町の者共故格別の事に候と被仰候よし。折々御雜談に、御代官役は鍋の鑄かけ同樣に候。論馬、代銀始、さま〲成る諸役方より被責立候て村々痛み破候を、只ものいかけに斗り掛り居候と笑われ候とや。

○同或年、寄鄕村何某身上相應不幸にして早世、男子有之いまた幼稚にて家蹟相續相成兼候に付、手廻相談、別家に居候伯父分の某を看坊に致候。御代官廻在の節罷出其譯相届候所、其方身上是迄御上ミの御用にも相立候。萬事大切に相續可有之、且其方追剝と云文字を知候や。是は往來を惱し候もの斗りに無之、近來は㓨剝も時行候。文字の心得肝要と被仰候よし。

○同安永年中御沒後、御扱所村々肝煎達之內、其恩德を仰き碑を建んと議す。然ながら、公に怪候故其事延引に及しか、此處に承候は其墳墓の碑銘ならん。

明遠君碑銘

明遠君氏片岡。名某乃秋府司農。二十一人之内也。君之所レ司仙北郡中。首二六郷一三十有餘村。時倹用繁民殆不レ堪。君撫二愛之一言無レ不レ行。以通二上下之情一。在レ職凡十有七年。辛勤勞矣。性敏慧有二果斷一。是以民之畏敬如レ君如レ父。其行事。雖レ未二必因一レ學業中二規度一主二忠信一故也。加レ之有レ知職(マヽ)。豪民貧夫窺レ旨容レ媚。一無レ拒レ焉。而其遭遇。無レ所レ適莫一。故相供親善。浸潤不レ行。閭里安然也。惜哉。羈二驥足一不レ騰二之千里上。其才纔屈二百里一。癸巳之仲冬。擔レ疾就レ職。理レ事尚精密。及二于疾病一歸レ府不レ替レ賓卒。壽六十有一。安永二冬何月何日也。邑長豐房。向當二拔群之選一深感二知遇一。及諸小吏欲三遺愛刻レ石問二レ余。余曰。我未レ面二其人一素識二其人一。若二其言行一世皆所レ知也。我復何謂。無レ止建レ碑之志乎。夫峴山之碑。人皆墮レ涙。若二此碑一則。涙墮不レ墮亦有二其人一。何假二余言一。祇諡曰二明遠一。蓋本二於論語一。如二其原文一世之所レ譜。故不レ贅銘曰

逸矣山岳。眇焉六郷。幾得二人志一。玆封二片岡一。峴亭不レ遠。墮涙難レ藏。才究二百里一。誰知二度量一。
其言是則。其籍是芳。將レ傳二永世一。慚令二詞章一。身縱已沒。名豈終亡。丹心勒レ石。以示レ不レ忘。

右　　　　　　　　　　　　　　　　處　士　某　誌。

右片岡君一件之儀は小西氏勤役中之事故、同人老後の物語に候。

○繼祖父曰、當家從二先代一故有之、江州多賀大社御使僧當國へ下り候得は御宿致來候。或年御當前銀札御取行への段粗風聞有之候節、御使僧意休坊下國當家へ止宿被致候。右銀札の次第尋承候處御坊被申

候は、上方筋被執行候國も有之候得共、多くは國民の難儀となり始終不ㇾ全止み申候。此段口授有恐不書何條手前に札を指置候は、身帶果シ候基に候。無ㇾ據受取札は、兩替損を不ㇾ顧相手次第に拂候方專要也。相場上り候模樣の節、下直札有之とも調候は無用也。兎に角、札を手元に指置ぬように覺悟肝要也。明日にも銀札被執行候はゝ、此言　多賀大明神の託宣と信仰被致、疑申間敷候よし。我等其儀を承居候事故、御執行中には身上持立候ほどの儲候時節も相みへ候得共、左樣にては御國法を背き候も恐有之候故儲事にも掛り不申、御札愈々被停止置候節も餘分の損失も不致候ひし。

○其頃山崎某は、生得ゆるやかに無爲成ㇽ人に有し。町端の住居なれど身帶相應、質家業にて表町の家なざより賑ひけるか、中年の頃川內池村肝煎役相勤候節銀札御執行にて、時々嚴重の被仰渡を當役の事故別て太切に相守、世間に不ㇾ構取質出情致候所、段々銀札直段下落に及、一匁七十文の御定も果は一二文に相成候へ共、表向は御定の直段にて取質無殘請返され、數十貫目の身帶一時に潰ㇾ申候。其後官吏片岡公へ伺候仕候時、御聞及も可有御坐、銀札相止候砌私身帶無殘程に損失仕、唯今日用にも難澁仕候。乍然　公命を奉重し候ての仕合故無是非次第と奉存候。仍て先祖子孫へ申譯のため、右請質等の銀札數十貫目分符印仕、金櫃に入置候段咄申上候得は片岡君被聞召、其方所存一應尤の樣に候得と、思慮致候はゝ甚た丁簡違に可有之哉と被存候。其譯は、銀札損失の儀は有德の者共一統の事にも可有之所、其方の如く、身帶無殘潰れに及候者は當處にても聞及無之候。猶又、殘し置候ては子孫の者共紙屑に致外

無之、太切の金銀を何日の馬鹿佛は箇樣の紙屑に致置候て、我々迄困窮致させ候抔と、且は末々御政事の批判にも及可申事故、右符印の銀札早々燒捨候て可然と被仰候を、其坐に伺候の輩一笑致、又は感心仕候ものも有之候とや。

○樫尾孫十郎（店號越前屋、元ト號酢屋ト、當代常松より六代以前か）其頃當處の分限にして、隣國にも其名を被レ知候。此人平生被申候は太閤は民間の子也とはいへとも、其器量に仍て天下の棟梁とも相成候。惣て人は、名を後世に揚候こそ本望に候。假令巨萬の富家に成候ても、田舎に居候ては世の常の百性に候とて、壯年家蹟を親類に讓り妻子を引連れ上京致、數年の內、依レ緣若宮八幡宮の被レ補ニ別當職ー佐々大膳大夫と號す。其後女三人出生、いつれも堂上方へ被レ嫁候。晩年閑居號ニ休冠ー。性得ノ能書高貴の風ありといふ。好んで琵琶を彈ス、其頃下京第一といふ。雲客の門弟も粗ありとや。其子息は從五位下佐伯朝臣義種と號す。當處へ下り候久右衛門と申仁は、休冠老の甥也。

○樫尾久右衛門（當代より三代先）休冠弟ト休也の男。京都出生にして、若年大和國小泉侯に仕官し用人と成、後チ侯の指揮を以、京都大佛の宮法親王の大夫と成る。然立身の樣に有之處、當處本家苗跡絕なんとす。親類是を歎き京都へ申遣、仍て歸國被致候。以前より當家へ、角館君より佐尾苗字百五十石の祿被下候。久右衛門下國以來、御北君にて武藝幷（武藝之內弓は壹寸、鐵砲に五十日大筒得手也）上方筋作法御問被遊度々御召被成候。久右衛門多病を申上、佐の字一苗字、百五十石の祿共に別に家を立て被レ讓候。自身の儀は、一生御百性にて天命を

終候とや。假令親類なり共古主君の儀など承候得は、老後如レ夢とはかり被答候ひし。此仁も能書也。
○西鳥羽氏は慶安以來に候哉。當處の分限にて元祿年中上京致候砌、淺野家沒落に付、赤穗より大坂表へ諸道具夥く拂物出候所、西鳥羽氏の定紋と同しく違鷹ノ羽の金紋付を悅ひ、米二萬俵程大坂へ爲登候。代銀無殘右之諸道具有增相求、其外奇石名木等も積下し候由。それより奢ッ增長して夏は模樣織たる絽ノ蚊張、冬は緞帳を釣り疊ミ座敷を拵へ、野掛ヶ遊參の時持運ばせ候よし。町端に下屋敷を構へ、泉水、築山には東山、其外所々より大石を運ひ寄せ、道具土藏迄建候て隱居致、花麗に暮し候由。今も三倉町に其淸水大石等殘りてあり。二代目に候哉、庄九郎と申時も身帶盛にて持高三千石餘有之、當處より角館迄參り候ても、他の地形步行かぬ程に持分村々有之と其頃申せしとかや。佐尾休冠當處に勤盛りの頃、双方分限者故緣組致、頻入道具等の咄シ傳へ、乍恐當時武家の御歷々樣方も及不申次第に候。庄九郎嫡子、後チ庄右衛門と申候。幼年より京都へ登せ休冠老へ付置候て、公家衆、御門跡方の御事共見習居候よし、其後庄九郎身分太病大變の事共出來、此義聞傳候へ共難レ盡ニ筆紙一候。庄右衛門成長致、從ニ京都ニ下り候時は身帶衰候得共、持高千七百餘被レ讓候よし。庄右衛門事、右の育故身帶持候義は夢にもしらす、晝夜遊興、碁將棋を樂しみ榮耀暮し故段々持高を渡し、彼の淺野御家の諸道具等卅年來賣喰に致、身證同樣に相果申候。御城下始諸方へ散在致候能道具世間に有之候は、多分西鳥羽、佐尾兩家より出候物と相聞得申候。右五六十年來盛衰の事共も長夜の咄には可相成候得共、筆には不及候と去老人の物語に候。

○小西曾兵衛先祖は關ヶ原崩れにて、御國へ參り民間に下り本堂村に住居致候所、同處城主關東へ退去後六鄕へ移り、御國替の頃より當代迄十三四代相續候よし。當所の舊家にして、元より相當の暮に候得共、別て當代曾兵衛祖々父に候や、理右衛門と被申候仁中興の由。此人神社佛閣の寄附等は他に勝レ致候ても、全體百性株にて無ニ奢事一、常居に藁莚を敷、客對之所ばかり上へに菅莚を敷候よし。外の事は右に准して察スべし。親族達へ常に被申候は、假令壹ヶ月の銀一夜に十貫目に成り候とも、必御停止事犯し候ては我ガ子孫にあらすと遺言せられしとや。數年召使候手代、鍬頭迄も、年老候迄能く奉公致候者は、本手、小高等を呉候て別家致させ候に付、家別レの者不少有之候。其頃子共の內茱理右衛門へ向ひ、世間にては二男三男も別家は大儀かり候に、手代、鍬頭迄も別家に致候義はいかゞかと申候へは、答て被申候は、我等書物をば見不申候得共、古語に蜈蚣の虫は死に至れとも倒れさるは、助るもの多き故也と聞覺候と被申候とぞ。右別家數多の中、末々苦柄に相成候ものも見得候得共、又本家の用に相立候ものも時々出候は、實に先人の餘德に可有之候と老人の噺承候。

○京野惣兵衛と云し人は半眼にて、這地□□□立身せし程有て氣丈に、人を嘲る曲セありといへ共間々名言を咄キ、今も咄し傳へに皆知る事也。同人狂歌に、

若い時二度とないとて樂するな年は寄ても金は友達。

其外平生の放言不及筆に候。たとへば丁內のもの共、こやしなと運ひ候もつこの類かりに參り候へは、

下人共に取出させ、此品勞りには無之候得共、貸候事は延引に候。其譯は、金錢にて求候物ならば其方達の無心尤之事故、勞りの道具にても貸遣可申候へ共、是等は別て百性體の家々になくて叶わぬ物也。繩にて此通り編み候に手間も不入、宵の間にいくつと出來候物に候間、今夕拵候て遣ひ可然と笑ひ申候由。當分に暮し候者より挑灯かりに參候へは、此方にても夜分入用の物故明晝の中ならは貸へし。階子借りには、いつも要心の爲家、土藏、所々へ備置候物ゆへ、他へは片時も遣兼候。但シ此方へ參り、屋敷の内にて上り候事ならば貸べしなど詰候て、人の腹立候事を何共思わぬ體なりしとかや。或時臺所土間へ釣置候保太魚貳尺失せ候に付、内義殊之外立腹致、家内に盜人あるべし。箇樣にては何事も由斷ならす。以來の爲急度詮義せねば成らぬと、兩三日中下男、下女、手間取迄責候を惣兵衛被聞候て、内義を側へ呼寄せ被申候は、一ト通り詮義は尤の事なれ共、餘り盜人呼はりは無用也。得ツと思へば、家内にて盜人に無之ものは我等と惣領□七郎兩人斗也。其外は、其方始皆々盜人の内なるへしと笑れ候よし。

○大町に丹五右衛門と云て、指て料理人には無之候得共、鉋丁好キ故親方衆へ被賴參候。此五右衛門物語に、京野惣兵衛殿方にては客拾人有之時は、明日の客は八人有之候間其心得にて調菜可被給と申て、料理出來致候節、俄に招かねばならぬ人有之十人に成候間、拾人前に盛分ヶ可被給と云ふ。いつもの曲也。又越前屋孫朔殿方にては客拾人有れば、十貳人有之間其心得にたのみ候と云ふ。其期に相成候得は、最初より十人有之候得共、若急に呼度人も有之やと十貳人と申候。今は十人ならて無之候間、隨分

澤山に盛分ヶ候様にと有之もいつもの曲なり。惣て親方衆には、色々の氣分有之候と語り申候。越前屋は身上全盛成時、京野は身上盛ッ上り立候時の事に候。大慮と小慮との違に候や。今は兩家ともに幽に成行候得は、大慮も一時小慮も一時に候得共、若き者なとには、京惣の心得尤に可存と祖父か折々語り申されき。

○何某氏隱居の夜話に、下人四五人使ふ家の亭主朝起せされは、指當りて百文つゝの損有之候。其故は下女なとは飯鍋を高く釣上ヶ薪をしたゝか積重ね、爐椽の焦るゝ程に焚立て候。男ともゝ長莨吹き、仕事に取付遲く相成候に付差見得候と語られけれは、傍に壹人申候は、誰殿は近年格別立身せられ候。此人殊の外朝寐いたし候由申候得は、隱居聞て笑て曰、其誰事は中々朝寐こきには無之。未明より眼を覺し百文つゝの費は能く覺へながら、不起には分別有之事也。すへて人は朝の間は心胸朗かなる物故、とくと家業の大事を工夫し、其日の儲事なとを思案の爲也。惣て何程の費も覺てするは過チなし。わつか百文の費も、不知して居るは實の朝寐こきといわれし。

○岡田市兵衛（當代より四代先か）此仁、年禮には小家を重んじ、出入の者へ被參候ても下坐より禮を演、扨去年中は御影を以家業相應に取仕廻、忝仕合の段念頃に被申候。出入の者なと迷惑がり、或人に云わせ候得は、市兵衛被答候は、分限衆何ッ軒有之候ても、年中質一度置候事なく、味噌一ト重買に不參候故、我等家の潤に相成不申候。却て小家程且那株にて、如在相成不申と被申候。此人壯年の頃勢州より下り、當所にて

立身せられ候仁物故、生得の實義周く人の知る事なから、其壹貳を云へば、質家業を第一とさせし故在々より年々質入米有之、翌春中皆々米請返シ候節土藏を掃除致させ、鼠切等のこぼれ米箕へかけ斗り合せ、其米數々割付候て置主へ少分つゝも序テを以配分致候由。商物萬事高利を取らず、町屋敷、村々田地等持候にも他より禮代宜く致、其上樽代迄も呉候に付能き御高等も集り候よし。又嫡子壯年の頃當所若者踊狂言催し候所、其砌鄉中御上へ願筋に相障候事故、肝煎始其親達嚴重に制候へ共中々不相止候に付、家々にて勘當等の申付も幸いとますく相募候所、右市兵衛子共義兵衛を呼寄候て靜に被申候。此度の企鄉中甚障有之候へ共、若衆の習不相止候義は不及是非事に候。尤右人數に加り候て、今更壹人も拔候事は相成間敷候。それに付、連中入目割合等は何程にても不苦人並に出すへし。乍然、狂言の役付もしや關白大將なとの事に當り候共、必々申譯候て別役に成候樣に可然、假令狂言戲事にても、高位貴人の身振り仕候義は冥罸の程恐く存候と、泪を流し被レ諭候を、聞及たる人々大笑致候へ共、心有人は實に左も可有事と感し候由。右の役付は、何の關白とやらに相成候を聞及れての事なるよし。〇此踊興行の節に候や。家々にては御呵しかりを蒙り、若ィ衆は寺町光圓寺へ不殘入寺、數十日簾を下ヶ不申は肝煎衆はかりのよし。或人滕王閣に擬して狂詩あり狂詩と乍申韻字不叶、甚だをかしき作。一笑にたゑたり。

六江狂言臨二光圓一　太鞁打納罷二歌舞一
親父飛レ寺難レ義色　茅簾斜懸町家門

殘念言事口口々　　事障處移幾遣レ錢
寺々相談在二今何一　　宿老分別空自長。

○小西丹重郎當代より三代先被申候は、能き物著るは立身の魔、能き物喰は立身の病ヒ。又商人は、朝夕下卑ても息災は德といふ事を心掛べし。又商人は、其場の出し會喰にも外候は儲ヶと心得べし。此人性得商ひ世事に賢く立身せし程有て、能く人に謙退し、たとへ少年や下人共の申事も、道理なる事は感嘆致候。身上日の出の頃、二季の市日なとの前夜に內儀始家內の者共へ被申候は、明日は第日の取遣り商事有之事故、我等いか樣の事申候ても、口答、面くせあしく不致、皆々きげんを取、腹立不申樣に心掛吳候樣にたのみ入候段、くれ〳〵被申候由。常のせわしく吝と違ひ、下人、下女、手間取も家を持立候。手傳人なれば無體に使ひ候事には無之と被申候て、少々の曲セなど、ぬすみ喰等の事も見ぬふりにて日長ヵに使ひ、下人共夜遊に出夜更候て歸り候もの有之候時は、自身起候て戶を明ヶ、寒く可有之、火を焚暖り候て休候樣に、腹透キ候はゝ冷飯有べしなとゝ申候て、扨明日の仕事は是〳〵なり、乍太儀早朝より働くれ候樣に念頃に申付候故、下人共呵られさる上に、痛入候て能働候よし。都て盆、正月に限らす、無造作なる事を家例に定め置しとそ。大家に成候ても開祖の仕曲セ移り、一家の風俗、今以他家より輕く相みへ候筈と、同性の老人咄し被致候。

○又井藤太郎今代藤三郎實は祖父也生質氣丈にして、聲高く早言葉にて、纔かの手紙も大文字に書き、藤太郎流と人

皆申候由。大氣にまかせ大家暮しを悦ばれ、角立近在迄貸方致候。村々へ、馬に酒肴を付、駕に乘、折々廻在致候。其村々肝煎、長ナ出迎見送り致、泊々村々にては若き男女を呼集、番樂、山家踊等爲致、丸き錢を花に出し、大騷ぎを致樂しみけるとかや。市日に在々の者入込候故酒、吸物を大鍋に掛、秋の返濟時は米付馬數百疋、丁內より町端寺門前迄塞り候程有之候よし。生得、學才と申にては無之候得共軍書を好まれ、平生の座談にも和漢の軍書を引物語致候。右の氣質故御諸士出會を好み、棋は通例に勝れて御大身、御歷々方へ御相手仕、左程の分限にも無之候得とも、入銀等にても候哉御城下へ時々出張致、御內町方へ御貸方仕候に付、在處には御諸士方、御家來衆絕る事なく、隨て御知行の數々出入夥敷有之候。不作凶年等には米不少積立候て、當處町々困窮人共大勢呼集め吳候よし。五十五六才迄、生涯寬濶にして被終候。沒後嫡子始不幸打續、當時微力の體に候得共、右之餘德を以子孫起る者有るへしと、ある老人の咄承り候。

○淺尾重左衞門當代より□□先當時は不如意に候得共、前々身證相應に暮し候節、近在何某とやらに銀貸有之候よし證文貳枚所持致候。當時其子孫分限柄に候。此方なとに箇樣の判物有之候と、他に沙汰致候はゝ外聞あしかるへし。其上年來の事故、證文相返し候方宜可有之候とて古手形持參相返し候所、彼の方にて證文を被見、此方先代の印形に相違無之候。併前々は兩家懇意にて、彼是取遣り致候手形有之候迚、全ク此方の不返濟とは難申候。何を云候ても數十年來の事、旁不審に候得共我等考候に、最初の借用返

濟不致候はゝ跡より又取替の筋無之候。其元深切手形被返候故、酒代にとて跡證文の分返濟致候よし。
双方共筋道有之候迚、其頃沙汰有之候。當處前々には左義長の式無之よし。右十左衞門先祖參候て、鎌倉を初て焚候故脇々にても焚初め、其頃誰いふとなく、鎌倉十左衞門と唱候て苗字の樣に覺候よし。
去ル老嫗の物語せられし也。

○竹村嘉兵衞性得酒を好み、家極貧に候得共高貴の人にも不レ屈、富家の門にも不レ諂、夏は赤躶にして三伏を凌キ、冬は反古を身に纒ふて寒中を拒く。其家淨土宗に候得共、太桂寺獅林和尙を師とし禪門の大略を聞、粗悟道も得候とや。鄉中淸貧を憐ミ、本立村筆役に致候。其當坐日限有之書キ上ケ物數々候故、何日迄出來可仕旨嘉兵衞へ申付候。明日指上候晚に及んて嘉兵衞を呼候に、酒に醉よろ〳〵として來ル。書キ物催促致候にいまた壹冊も出來さる趣キ、三ケ村肝煎衆大ィに呵候得は、明朝乾度指上候迚私宅へ歸へる。跡にて庄司(きもいり)衆被申候は、今宵はいかに、明日中にも無心本。然し受合候て歸り候故翌朝人遣候處、通夜に認候と相みへ、机の側に銚子盃を置キ甚タ沉醉の體なから、則其人同道書物持參、手拙なけれとも一字の誤り墨色厚薄なし。傍の人是を稱し候得は、我等は百里の才にあらす、豈一小事稱するに足らんやと云し。其後自ら退役を致候。程なく妻に後れ、家倍(ますます)貧窮に迫り候得共聊か憂もせす、頻りに禪房を叩き諸祖の語錄を探り、「去年貧無レ立レ錐。今年貧無二復錐一。」といふ語をよろこんで、自ら無錐居士と號す。壹人の女あり、名をみやといふ。夏夜は父の側に蚊を拂、寒夜は己レか一重を脫て膚を以あ

たゝめけるとぞ。常に端女、日雇となり、或は賃綿を引、父の好處にしたがひ酒食を調へ、其身麁食を喰ひ、父いか樣に無理を云ひ候ても、薄氷を蹈か如く給仕致候。みや、既に三十に相成候故親類夫をすゝめ候得は、他人を入、萬一我心の儘に父を介抱不レ爲時は、不孝の罪恐れさらんやとて一向不レ肯候。其後父死去、日々の追孝、見るもの泪を不流はなし。みやか孝貞　公ヶに達し、玄米三石被下置候。御代官片岡氏の時也。今の大工嘉兵衞は其婿なりとぞ。

○下村權兵衞勘太郎實父雅名ハ臥牛。ある年の彌生、しら浪の事に逢ぬる時とや、

○みつね〳〵ばア、とて見たり桃の花　臥牛

此句意味、淺生庵かの號野坡子火盜兩難に逢ぬる風詠に似たりと沙汰はいたし候得共、左のみ稱すべきにも聞へ侍らす候得しが、醫生立庵江戸居住、歷々樣御伽に風雅の御咄し出來候に付、先年古郷の者か樣に發句仕候と申上候得は殊之外御稱美、其後江戸の宗匠達誰彼レ被承、さま〳〵感評有之候よし。さまて俳諧はせぬ人なれ共、生得ノ滑稽にして禪學を好み、又近衞流の能書也。或年飯詰村にマトウ禪門といふ狂僧有けるに、其傳を作りて、當時破戒の衆を刺す。其語空々寂々、歷々の學者是を稱し候。中年屢樹下に書を讀み石上に眠り、又沉醉する時は行遊を定す、後チ病症と成る。惜哉早世、當處の壹人也。予か父と友とそしよし。

○備前屋五郎右衞門、生得滑稽にして世の機變に應しおもしろき人也。晝は法橋洞昌の門人、昌益と號

す。又疎石の流を汲て、築庭の工ミに其名を高ふす。當處の寺院に限らす、久府矢橋等にも其功今に殘れり。其嫡子忠藏一品ある男にて、大町丁代役を數年勤候中困窮丁の申立、年々上より御宥赦御助成米を拜領、外の御傳馬町よりも合力不少候。其頃御代官廻在あられし時、肝煎、丁代列席の上御代官被仰候は、大町は年々莫太の御助成筋願上、驛場勤日數に不相應成ッ拜領物有之なから、何故困窮に及候や。忠藏御答には、すべて貰物は骨身に成らぬものと奉存候。御代官被仰候は、左候はゝ、年々御助成無用にあらすや。忠藏御答には、骨身にはならす候得共、肉と皮は掛不申候得は不相成候と申上候。座中大笑被致候ひし。當時其家跡も無之、五郎右衛門沒後四五十年にも相成可申哉。

○京野五郎八當代より三代先方より、或もの居下を書入借錢有之、定の月返濟成兼無據自身參候て、雪消候迄御扣へ被下樣強て願候に付五郎八被申候は、口定斗りにて不被聞屆、然者證文受取可申。猶我等より下書可遣迚、紙筆を取寄さら〳〵と書候。文言の中に、右錢雪消候節元利急度返濟可仕、但シ鳥海の雪には構不申候と書候由。其頃の口號すさみとなりぬ。此人、一向不文才にして常に大言を吐く。書籍より出たる人にあらす、人より出たる書物ならは、我いふ事も書き殘す時は、是則古人の書籍と同し。すへて芭蕉、其角の句といへば人感心す。我句も芭蕉翁、其角子といふて人に知らせば、人感すべし。古人恐るゝに足らす。我、丁簡に越へたる事も別に有へからすと常に思へり。有時持高御地頭より、輕き家來小役銀取立に參り、右家來缺落致候に付惣百性辨へに相成、五郎八へも其村より取立に參候へは五郎八申候

は、一度納候物、缺落致候迚又候取立候時は、唯今其元へ相渡候ても、其元に不限組代か又は跡の家來衆か、又候缺落致候時は、いく度も納不申候得は不相成候。此上は諸收納物、御藏高も、乍恐御上下之節御直納致候外無之と挨拶いたし候に付、鄕人、並に跡より參候家來以之外腹立、町宿にて日暮迄贈答に及、漸々相濟家來村方へ歸り候に付、籠挑灯壹ッ貸候樣に申參り候故遣候處、使の小走、家來口上の由にて申候は、其元の用事にて暮に及候間、臘燭共に相添へ遣ス筈也。それ共挑ちんへ火を付ヶ燈候ても不苦候哉と申候得は、五郎八申候は、丁ちん貸せと被仰候故丁ちん遣候。其元樣御申の通りに候得は、此末錢叺貸と申候時は、拾五貫文ッヽ入候て遣候外無之と申に付、地頭の家來も大ニ呆レ候て笑ひに成、事濟候由。其外種々の頓作、書盡しかたし。此人、俳名不入と申て一品有る人なりとぞ。老後上京致下り候節、越後路宮川宿にて病死、實におしむべし。

○圓證寺先住、若かりし時は僧侶にも似す腕立を好み、しかも大酒にて放逸に有りしとぞ。老年に至りては若き折の諸業を懺悔し、殿堂を建立し、境内の掃除なとは、寺町一番の奇麗好せられし也。されと、酒は生涯殊の外に悦ひて一日も缺く事なかりしに、去ル亥年、大凶作にて御領國一統酒造禁制の所、其時の能代御奉行平元公活達の人にて、此國第一の湊、廻船等も入込、遊女なとも御免の場處、內々上へ被仰立候や、能代はかり制外の由圓正寺聞及候て、當處より三十餘里の處態々參り、前度覺候町家へ相尋候へは、亭主留主に候故腰を掛ヶ候て酒壹升調丸飲み致、腰に疊ミ挑ちん付ヶ候儘居返りに眠り候所へ亭主

歸り、其容子を見候て大ニ笑ひ、珍ら敷肴を調、上酒を用意し居眠りの覺候を相待候得は、漸々目を覺し候故挨拶等致候得は、居酒を呑みに參り候て快く給候間、最早在處へ歸り可申とて暇乞被致候を、强て引留候て又々盃を出し兩人して十分に給、既に暮近く候故是非一宿致候樣に留候得共、在處にも急用有之よし被申候間、無據町端まて亭主も送り、袂へ瓢と茶碗を入參り候て暇乞の酒盛いたし、夜通しに前後三日ほどにて歸寺いたし候よし。其頃、珍敷物好達者と噂有りしとかや。

○高柳眞乘寺釋了雲と云われしは、貞享二年十一月十六日行年五十六にて入寂。此人、平生其道に至らされ共哥書を愛し、臨終にも其好を被申候。辭世

なかき世に長き夢みて覺ぬれは床の上には有明の月　　了　雲。

○高橋五左衛門（中古庄屋、鍛田村太右衛門先祖か）被申候は、當處庄屋は、祿と勢ひと無之候ては難被勤候。其子細は、寄郷諸上納物始指掛日限及兼候節、手元にて繰合先ッ上ミへ御用立候程に無之候ては、貳萬石の親郷とは不被申候。又當處は上ミへ遠く御諸士無之候故、若シ町家、寄郷に理不盡なるもの有之節は、不レ奉レ窺へ候ても遠慮、禁足等申付、跡にて官吏公へ申達候程に無之候得は、尋常の肝煎と格段の儀は不相立候。併長居に恐有るとやら、瓢と御白眼に逢候ては十年の勤勞空く、退役後には烏帽子を名字に被レ爲レ著候。是等の覺悟は又專要に候。先年、白岩村郷村嘉藤重助親郷肝煎に被仰付候節願上候は、何卒自今私義に細掛自由に被仰付度候趣キ。仍て官吏公申立候處梅津某樣（御大老樣）御意に、何條譯可有之、其者指出候樣に

と被仰付重助罷上り候處、自分儀縄掛御免の願子細候や。重助平伏御答、當村寄郷共々御城下へ掛離レ、不法の者出候節、遠路御訴へ旁迷惑に聞及候故大抵は見外し置候。それ故我儘ものの不レ絶有之候。此度私義に縄掛御免被下候はゝ、世間へ申傳へ候時は悪もの自然村へ入兼可申、御百姓も我儘は致間敷、縄を用候義に無之候得共、乍恐只々御威公を拜借仕のみ之段申上候へは、梅津様殊之外御機嫌勝レ、卽坐に被指免候。仍て、其段寄郷共々申觸候所いつれも恐入、此人勤役中咎人壹人出不申、徒らもの其風聞を承候か白岩邊へは入兼候よし。左候得は、御威勢程難有物は無之と云われし。右五左衞門勤役中、馬苦労町、今の小西五兵衞北、吉水小路道添畑を堤に致荒川堰餘水を溜置き、高野村畑高開發企候に付年來工夫不得止事候。左候時は、本田甚た障り有之郷中にて指留め候得共、庄屋の事故彼是手段を以御検使願御見分の節、聊か難通越度有之卽日出奔、以後鍮田村に蟄居いたし候よし。

○小西兵右衞門前庄屋勤役中、神事祭禮等定日休日の外、わつかなる事ありても願を立候者有之、當處奉公人共へ申觸レ一統致、其町々へ連々數日の休日願出候。仍て丁代中庄屋へ打寄、願之趣取合候處庄屋被申候は、休日なとの儀も各々存知之通り、前度被仰渡御定も有之候。併其主人〳〵の了簡次第と申ものに候所、黨を構へ郷中へ願出候儀難心得、か様之儀は急度叱り置可然候迚各々退散。其夜庄屋の門へ張札致、今度休日願不取受候はゝ、赤鳥一羽放し可申なとゝ書付け候よし。翌早朝是を被見、竊に取置候て一切沙汰不致居候に、又々丁代の内某參り、昨日の願不被取受候得は不敵の風聞有之候。庄屋笑て其

張札を被指出候得は、丁代見候て、さればこそ願取受可然候と云わせもあへす、以之外被呵れ、一日も役儀を蒙るもの箇樣の儀を恐れ、其もの共に我意を振廻せ候は不相成候。假令爲夫か、手前被レ爲レ讎候ともそれ迄の事に候とて、其願取受られす候。其以後何のさわかしき事もこれなく、其通りに打過候よし。

○同代北在有得の肝煎某、上ミへ願事有之親鄉へ不申立、私用序に出府、願の通被仰付候よし。最早上納時に至り候故此村へも取立申遣候處、上ミへ願相濟候趣、間もなく官吏公廻在故庄屋訴へ候は、惣て御扱處願事に出府、親鄕へ不レ屆之儀難心得候。此扱處上納物なと不埒有之候時は、其次第親鄕へ不被仰付事無之候。何村之儀先頃取立申遣候處上ミへ願相濟候趣、許之儀は有ましく候得共、箇樣に被致候ては全く親鄕不相立候。何を以寄鄕の取扱可仕や。一應御聞屆被成置候御儀にても、御賢慮を以親鄕役義御立被下、右村より此度上納被仰付度、以來親鄕へ窺願立候節は、御免被下度段被申候ひし。

○同代酉年御用銀之內、燒失に逢候丁々人別御免の分、御宿屋始小ものへ家作助力に奉願候處、右之內何貫目取立候樣にと被下置候。依之て、燒失の者共を精細吟味の上へ配分致家作爲致候。其秋官吏公御廻在の節、大町某といふもの餅を突候て御宿へ持參致候。庄屋始、何の譯に可有之哉と孰レも不審致候得共爲指上候所、當人目見得候樣に申候得は、小百姓として恐多候へ共、私義家財等迄燒失致兩親居坐に爲迷相歎居候に、上々の御慈悲を以鳥目何拾貫文當夏被下置、相應に家作仕難有仕合。仍て右寸志を

指上候と申て、泪を流し畏り候。其後官吏公久府へ歸り何某へ被仰候は、御用銀御免之内當處へ被下置候配分等に付、庄屋手元我等專ラ疑心勘定見可申存居候に、廻在之節下々の容子を窺候に、最早疑も晴れ其沙汰も不致候よし。

○予か實祖父了齋隱居後、明和亥年本屋、土藏、諸財無殘類燒に逢候節、家族相歎キ候得は了齋被申候は、我等別て辛勞致家業取立候處、斯く變に逢候は誠天命と可申。併若ィ者などは、いつも太平なる物と心得うかうかと致居候間、ケ樣成變を見せ置候は末々の覺悟に相成候。夫に付候ても、御田地は大切成事と守護致候へとて、燒跡を見られ大笑被成候よし。火災は八月二十八日、其後纔の假屋住ゐにて冬暮し致候。極月二十一日恒例の煤拂に候故、假屋の片隅を屏風に仕切隱居居り候に、燒ヶ殘紙を集め、兼て嗜候詩哥を慰に書散し候。翌二十二日、卽中風にて病死致候跡にて昨日の反古共を見候得は、

夕

夕くれの露の命のかゝるままもありとて猶や明日を待らん。

大雪

凍雲黯蔽日　大雪沒喬林　寒雀集堂下

蕭條暮色深。

右二首、おのつから未前の凶を示す。辭世と、皆々驚き候よし。都て隱居の家財土藏の中へ入候故、遺

稿も無殘燒失いたし殘念に候。沒後、いか成ル因みに候や京都風早三位宰相樣より、御弔慰の御書キ物大椎寺碩愚和上迄被下候。和尚は了齋の二男號二魯州一詩人なり。久く遊二三都一往々鳴二性名一。其御書に、

羽州仙北郡竹村了齋舊臘二十二日上天了

花となり月となり春秋いく千萬。

○了齋居士平生の詩稿明和亥秋燒失、其十二月身まかりけるに翌年諸友人被レ爲レ會、居士生前贈答の稿、或は其人々口すがら被覺候作、亥秋より終焉迄の諷詠等を集て一卷に致、城府何某公へ被爲見候得は、序文を御書被加へ置候。吉田藤右衞門殿。

了齋燼餘稾序

易曰遯世無悶。蓋虞仲夷逸之徒歟。學士大夫動以逸民之流。泥塗塵飯無益于世矣。嗚呼放言孔子亦有取爾。了齋先生家世業農。身在畎畝之中。志先王之道。古所謂逸民乎。夫世力田者。晝耕夜紡孜々以供公上。其樂則不過蚕爾里社。盃酒豚蹄聚首磕膝酣呌稱快而已。先生優遊其間。恃以文雅。諷詠太平。可謂能鼓舞皡熈淳曜之化矣。故其高朗宣融有長者之風。是集也蒐諸篇什雖不盡。先生命子弟皆知好古之志。豈翅滿籯之金矣哉。

明和戊子臘月

秋府後學　吉千秋譔

附録

○六郷侯本荘城主先祖は當處の大家にして、藤助とやら申候。親族廣き强民故亂世にも不レ被レ犯居住の所、室町將軍家衰敗の頃、二階堂何某沒落津輕の方へ心ざし落來候を留メ置候て聟に致、それより眞の武家と成り益威勢募り候故に、世々二階堂と被號候。今世よりは三四百年來の事なるべし。右は御文章所に有之候書キ物の中、ある老人若年の頃承候よし。

○慶長七年、六郷高野城主六郷兵庫頭正乘公、關ヶ原戰功に就て常州府中を賜り、後チ羽州由利郡本庄へ移さる。領地二萬石。同七年　御屋形義重樣は常州より來り給へて、六郷高野正乘公の故城へ移らせ住し給ふ。同六月二十三日川井伊勢殿、箭田野安房殿先立て秋田へ來る時、横手より上仙北は御手に入らずと。此時此御館を受取候や。右　御屋形樣當處へ御隱居被爲遊候儀は、諸人委く覺候故略す。

○當處眞光寺は坂東二十四輩の隨一にて、開基より五百年餘にも相成候よし。天正、文祿の住侶六郷侯の親族にして、數度の軍戰に與力し其功も有之よし今も代々家紋六郷侯と同し。委クは當寺の代記、系譜に有之候。六郷侯の書通數多有之候中に、

一此度横手小野寺遠江方ゟ遺趣於在之に以使者申來此旨家中無勢に於有之寺々其外諸百性成共召寄可申旨被仰出御廻文如此に候。

文祿元年

奥州六郷栗津嘉刀（花押）

○愛宕堂、是は十樂院と云山伏南部より守り持參す。六郷作リ山に堂を建立し、天和三年川内池村之内に任ニ古社一是に遷移するなり。（愚案、今之作り山は昔シの作山にあらず、疑ふらくは作山より古社え移し候故直に其名を唱候や。）

○六江熊野の北川向に薗林あり。北は栗ノ林、南は小キ野なり。別當是を所持するなり。（右は大悲山眞光寺舊記之中に有こ）

○嘉羽氏舊記拔書（本稿文字不分明故書寫可誤）

愚曰く、嘉羽は本性根岸氏、其系譜予一覽致候。又蒲冠者殿の末葉とも云ふ。右子孫のもの、しはらく角館式部様の徒士となる。家は當處の御本陣に貢上候。次第に身證衰候得共、家柄威勢も有之候。安永年中、末裔佐助と云者に至て有罪家系絶す。

○寛永二十一年十一月中、三日市大夫次郎殿御下り當處へ著く。其後正保四年四月中御下り、又慶安年中にも下る。明暦年中名代田中勘兵衛下り、寛文年中より名代中村六郎兵衛下り、夫より年々中村氏下る。嘉羽氏定宿也。

○正保四年四月中、畠屋村、安城寺村など御高御竿入、同五月十四日六郷川内池村へ、同六月四日高野村へ御移り、六月二十二日より本館村へ御移り盃中迄御逗留、同七月二十二日高梨村へ御越被成候由。元高等の事略す。御檢地衆御筆取共に七人、并御竿取六人と有之候。御性名略す。右は久保田、横手兩所

より御出と相みへ申候。
○酒役始りの事。慶安二年二月、壹石に付壹匁貳分つゝ何角の役と有之候。
○六郷御物成積下し運賃、以下萬事永代相定書之事。
一　運賃は五步に相定申候。但シ籾は三斗入を貳斗五升に直す。
一　米之義は湊、川口、龜の丁三ヶ處御藏より外に、遠き御藏へ米にても籾にても納り申候はゝ、米主より駄賃にて御藏口迄上ヶ船主納申約束也。
一　大豆の事は、貳十、三十に候はゝ船主駄ちんにて納可申やくそく也。
一　窪田にて若し水賣うすく候て船上り兼候はゝ、五丁迄受取船は米主かり上せ可申。
右之通相定申所實正也。爲後日之一筆相渡申候以上。

六郷肝煎
作右衞門
五郎作
與兵衞
長ナ
與兵衞
孫兵衞

正保三年三月十三日

喜兵衛
惣右衛門
孫右衛門
兵右衛門
川目衆へ

○正保より明暦年中寛文迄、當處其外火災等之事略す。

○明暦貳(ひのへさる)五月二十七日　若殿樣江戸御立、院内へ六月十一日御著被成、十二日の朝湯澤殿にて御振舞、其晩横手主膳殿にて御振廻、十三日六郷御通り。其節、年寄共私共も御迎に罷出候所　若殿樣より御上意被下、其上梅津半右衛門殿より別て御言葉、殊の外御ほうび滿足仕候。六郷は御休にて御酒盛り其日は刈和野御晝、堺御一宿、十四日に豐嶋村へ御越十五日迄御逗留、十六日久保田へ御國入。六郷へ御傳馬奉行大井四郎兵衛殿、權三郎殿(苗字いかゞ)、秋山與一左衛門殿。同年蠅一圓無之候。

○同八月四日若殿樣御鷹野、六日に六郷御一宿、横澤へ中三日御逗留、十三日に久保田へ御著被遊候。

○同十五日夜半より風少し出、十六日六ッ時より五ッ迄大風に成り、方々家、土藏痛み、杉ノ宮杉無殘ころび、院内御休立納所此風にて柱迄折れすたり申候よし。秋米壹匁に付七升、俵米四匁八九分五匁迄、大豆壹匁に付五升つゝ、油三升つゝ、ごま壹升五匁つゝ。

○寛文九酉年六月松前にて夷狄(ゑぞ)逆心に付、津輕、南部、秋田より加勢の御支度種々樣々風聞有り。されとも其年は加勢も不參候。六郷へ夫九十五人被仰付候。壹人に付銀貳百目斗りに可參と申候。

○升の始り一ッに成候は同戌極月より、右の(マヽ)升より五夕つゝ入兼候。
○延寶三卯年、當處傳馬出入品々入牢等致候者有之候。別に書付ヶ有り。
○同九酉年六月中江戸より御巡見衆御下り之時、小野寺氏休意老と申仁訴狀被上候。下書嘉羽氏に有り。

指上申訴狀之事

謹言上藤原朝臣小野寺氏休意道綱訴狀意趣は、原（たつぬる）ニ昔日ニ、源賴朝公之御時太郎道綱末裔小野寺重道從關東下野國爲此境入國而、遠江守義道九代迄は、當年八十貳年以前庚子年迄爲羽州仙北、由利、最上之內酒信三ヶ處之守護屋形等無殘知行す。則居城當地今之横手之城是也。于レ所レ然爲下將軍家康公秀賴公之御代と上御預り之刻ミ、石田少輔企弓箭を於濃州青野原發向す。家康公早速石田御誅罸之砌、某甲曩祖遠江守餘貧乏之身出馬之用意無之、剩依ニ病痕甚ニ家來老中共斗爲差登、家康公へ雖種々申分言上仕と將軍御不害無窮、其上爲差登候老中共若年故不能開一圓御返答、非夫而已家來之者於主心替翅事表裏を申上、到其時誰御取成無申上者沉無體之罪、石州津和之城主坂崎出羽守へ被預置、大坂御陣以後龜井武藏守、同性能登守、是及二代被預置候。所然遠務嫡子左京亮二代蒙天下之御扶持罷在候。奉願江戸東叡山南光大僧正樣訟無誤旨を雖本地之御訴訟申上、義道不運にして不被還本領、依茲嫡子左京相果候。以後遠州子供壹兩人も相殘男子御坐候を龜井殿へ被下置。然共小野寺一家之者於□參江府無之候樣に就被

仰出て、江戸出入不仕候。將又ヶ樣に申上ㇾ某、遠州には現在母方末孫に御座候。父は駿河大納言殿御內にて松崎將監と申者にて候。駿河殿沒落之以後御預被成置候を難儀奉存、於京都牢人仕、替性名を佐々木甚九郎と、後長兵衞と包ㇾ名藏ㇾ跡遁足之體居住仕候。元來松崎は小野寺分に御座候得は、遠州好身に候故執婚之後には小野寺と名乘申候。且又甚九郎儀は、御當家御普代に御座候得は江戸案內能存候故、左京本領御訴訟之時分江戸より京都に指下、江戸に令住宅僧正樣へ御訴訟之段御直訟仕由に候。乍去乙酉ノ年中に相果申由承候。扨又某儀は、從ニ赤子ー母方之祖母養育にて成人仕候。右之不仕合に御座候故分知とても依無之候、年廿貳三之頃江戸に仕致、巳年迄永々牢人にて江戸居住仕候得は、先祖之指合故何方之諸大名方へも相濟不申、當年七年以前卯年之飢饉に難儀仕、次年迄樣々送餬命を候得共、重々翌年に困窮無極候。將又當處佐竹殿於御家中往古披官數多罷在を好便と仕、五年以前巳ノ秋先祖之領分と申、又は往古義道召使申候家人之末角間川と申所に餘多罷在候。是等を賴み罷下候。皆心當分念頃御座候得共、何も以昔少之者共に御坐候故不勝手候得は、是以永々之使に不相成候。扨又秋田於城下黑澤甚兵衞、同名味右衞門、今泉會右衞門ニ三ー人御坐候。仙北沒落之砌、石劦迄義道か供仕たるもの丶子孫に御坐候。當分佐竹殿御影故宜罷在、彼等方へ節々以書中申入候は、佐竹殿廿萬石は、先祖遠江守義道領地之處及七十八九年に領內に被成置、先々樣子も委敷御聞覃(をよび)御座候て、只今時分に候得は知行迚も可預厚恩樣も無之、御扶持方成り共下給候樣に兩三人之者共へ數度書持遣候得共、彼等か知略不被成之

由申聞候。自古生武士家候得は、町人百姓之道を不存送渡世も□樣無之候。剰土民之族被爲服仕可逃運命と覺悟無御座候。幸ィ此度爲御上意諸國御國巡被遊候由承候。誠以一眼龜爲逢浮木心知仕、右之旨言上仕愚案存候には、定て諸國之掟世上之後難儀彼是以亂衰候處、無異儀御改かと乍憚奉察候。就夫、元來天下之牢人、古主迚も無之に付何方之奉公難成御座候。侍は相互唯時之運にて世に落、世に出るも武士之效（ならい）に御座候。哀れ願は、右之旨御詠覽に預度候。且又各樣へ訴狀指上候は、公方樣へ御直之訴訟に奉存候。仰キ冀は御三人之御慈悲を以、佐竹殿より少扶持成共給候樣に爰元御家老衆迄被御一言候はゝ、生々世々盡未來際難有仕合に奉存候。此旨御慈愛奉仰候。仍て訴狀壹通り如件。以上。

于時延寶九辛酉暦

六月吉祥日

藤原小野寺氏

休意道綱　判

御巡見使

御照覽

右休意老、嘉羽氏に寄宿被致候時之事と相聞得候。且嘉羽日記は、故有て當時小西何某主人所持せられ候。實に當處の舊記にして猥りに他見不許候得共、此集に就て其十一を乞需メ候。

六郷賦　並壺立懐古

仙北郡、往古山本郡、又千福、中頃山北とし書けるは、南北百里、東西三十里、中間に山なく押開たる故なるべし。近世仙北と改められしは鳥海仙山の北なる故にや、いぶかし。すへて、雄勝、平鹿の二郡を合せて仙北と稱するものは、小野寺中宮之助の惣領にて大は小を統るの號ならんか。中に此六郷の里は、高野、川內池、本館三郷を一村とし三郡の樞要にして、東北に山長く南西に川通して、水陸交易ニ自在に人民平安なり。ひとへに今の京都の風土に似たれはとて、やんことなき　高貴の人も此所に幽居し給ひけるとぞ。されや東は上宮太子、鎧か崎、山滑らかに布團著て寐たる姿青龍の臥かことく、西は保呂羽支天の山聳て、小倉、岩倉の右白虎たり。飯積山は前ッ朱雀、男山の姿を備へ、仙谷、黑澤山は鞍馬、貴舟の後玄武也。眞日留(まひる)權現は鬼門に當て五十丁高く峙ち、神宮寺嶽は高雄を寫し、伊豆山は愛宕より高く、板井田澤、劒ケ鼻は嵯峨、山崎の眺望たり。御嶽山は醍醐に當り、都て四維の佳境方角、遠近高低まて、近畿三條よりの道法リに違ふ事なし。水は清潔にして加茂川に恥す、土に赤白有て清ョ水八坂に劣らす。八方方位自然の勝地たり。慶長の頃までは、六郷侯の古城にして民屋軒を並へたりしか、常州へ遷封し給ひし後チは內外の廓、侍町もおのつから田野となりて分內縮り、人家今は千軒に過されとも、南は

貝か窪、北は櫻か窪を封境とし、左りは明田寺野白田大に開け、右は深井、藤木に續て田面渺々たり。十二齋の市は春秋寂る事なく、三所の船著有ておの〳〵二里に近し。是全く三郡の府中にして、能く其處を得たりと云ふへし。しかのみならす、人の心質素にして驕る事なく、法度を守り制度を愼み、神社を崇め佛閣を尊む。熊野社は田村麿呂の創草にして、武藏坊辨慶再建たり。往古は社地廣大なるよし。今百間四方の除地を給て、外は公役の地と成る。熊野開是也。社領三十石。諏訪の社は、當處の鎭守にして六郷侯の氏神也。今に毎歳の代參臨時の祈願をなさしめ給ふ。社領十石。祭禮七月廿七日、山鉾、練子、神輿に供奉して賑々し。其外伊勢、南諏訪、日吉、山王、赤城、八色の神社。愛宕權現は作リ山に鎭坐し、熱田稻荷は古館に崇む。白山は川內池の鎭守たり。玉垣光りを和らけ、靈驗日にあらた也。寺坊二十壹ヶ寺甍を並ふ。池中山臺蓮寺の八景（麒崎夜雨、白山秋月、宮野晩鐘、壺立晴嵐、降町暮雪、川目歸帆、曲橋夕照、嶋田落鴈）川目の歸帆を奇絶とす。本覺寺の觀音は當國十四番の札所也。大桂寺に三箇の名水有り（御前清水、御臺處清水、鷹部屋清水）永泉寺に龍の袈裟有り、雨乞の奇特を顯し、善證寺、眞光寺は一向宗東西の舊跡也。三處の地藏菩薩は、町口に立せ在して氏子の災難を防かせ給ふ。年々六月中旬、三處の祭禮三夜を當處の納涼とす。其外機織清水は子共の夜泣をとめ、本宮の立石は瘧の病を落す。立待の堰には月を乞、曲リ橋には杜若を思ふ。都て小西の檜、竹村の松、希石名木擧てかそふへからす。松原の觀世音は補陀樂の聲絶る事なく、七瀧には七ッの洞あり。潟尻には雌雄の潟あり、旱魃に雨を祈る時は驗しむなしからす。金澤山は家衡、武衡の城跡、星兜八幡

宮立せ給ふ。江都より巡國使下向の節は、必す登山ありて實物を改めらる。別當三浦氏也。厨川には一眼の石斑魚ありて、權五郎景政か武勇を遺す。陣立、乘り合出、七騎、鎧が崎、野荒町は八幡太郎野陣の所にして鴈行に伏兵を悟り、湯の森には癬疥の名藥を出す。飯詰山は地震に動かす。小出の畑には矢の根石を生す。時雨澤は炎天に雨を降し、善知鳥坂は南部和賀への間道なり。日向臺、筑後屋鋪、皆此境に名を並へたり。まことに保疆潤澤他の能く及所にあらす。爰に又、大町口チ往還曲リ橋の左リに一筋の徑路有り、壺立テ街道といふ。そも此道や、古館の後ろ本館の村を通る。本館も當處の屬邑なれと、往古いかなる人の館ン蹟たる事を知らす。今の市中を去る西十丁餘也。鎭守、ふけ八幡宮の南奇石二ツあり。其處を石の前といふ。いにしへ壺ノ碑ありと、曲輪を壇の腰といふ。往昔此邊靍有て常に舞ふ。故に靍巻と號するとぞ。皆田疇の名となつて今に舊簿に存せり。中古に至るまて、少く堆墳の形チ四方石廓の跡ありとそ。今希石存する處石の前といひ、檀の腰といふは其しるしと。惜哉推量の沙汰にして徵とするに足らず。抑壺の石碑は、奥州多賀城外市川村に有りて四維の道法を記し、萬世不朽にして今に顯然たり。他邦に類して誣へからす。しかはあれと、此所の壺立も一トかたならぬ地名も侍れは、其代其時の郡司達のいかなる碑の沙汰にや侍らんもはかりかたし。奥羽堺を分ちて後も鎭守府に屬せりと見ゆれと、後三年戰國まては、蠻夷の風俗にて文筆ありとも聞かす。今や泰平日久しく、別て　當君六郡を領し給ひてより、土俗もおのつから人物恥る事なし。されや時移り世變すれとも、壺立

の名の今に存していにしへをしさふも、是しかしながら治世の功し也。唯恨らくは、時世の草昧にして史の傳る事なく、今の惑となる。今の人勘ふる事能わすして惑を後世に繼く。後の人猶考る事能わずんは、後の人をして又其後の人を惑わしめん。

左右楊亭

天明八戊申仲夏　　蛙　叟(印)

吉田岩居

跋

何某の娘子来りて祖父の遺墨を
もちて跋をこふ老の筆にまかせ
而して見れはまことに一個の古文
人ありて而して其子ら祖父を
記して父を父とし作るの書を

乃人生とてかはるまいと
一色の落葉ちりて老るの
青柳寛に御茶を備候所
家乃一助と刻して二三乃
遺漏ありてよろしく御覧を
記 竹香書 あり

跋

何某の嫡子東白、祖父の遺言を守り書綴りたる一卷を懷にし來り予に見するに、我か一鄉の古實、人物の事也。予は東白か祖父に親しく、又老父と竹馬の友なれは、多くは酒茶雜談の事なから、東白能く世人の心付さる事なと書集たるは、實に後世恐るへしといわんか。予其門に到て凡鳥に題するにあらす、父有れは子ありと古人の云れしも宜なるかな。若他鄉の人此書を見ば笑ふ事有へけれと、一邑の若輩古を知り今を考るの奇談實論なれば、脩身齊家の一助にもならんやと二三の遺漏を書與ふるの序、其後へに記し侍る事しかり。

市中小隱

甲寅夏四月　　東籬主人題（印）

昭和五年一月

細谷則理　校訂
國本善治　校字

六野燭談終

烏麓奇談

一名　矢島仁左衛門實錄

鳥麓奇談緒言

夫れ功を千歳に揚け名を萬世に垂るゝ、豈其人なからんや。然りと雖も我國封建時代の如き、當時執政の權威所謂飛鳥を擠すの狀態にして、自己の曲非は力めて之を隱蔽し、其事實等を上梓世に公にするもの有時は是を禁制するの傾向あり。或は刑罰に處して無辜の民を害することあり。是故に假令拔山倒海の英才傑士と雖も、其功績を空敷埋沒に屬するもの枚擧するに遑あらす。本書の如きは則ち其一にして、羽後國矢島に於て、延寶丁巳より庚申に至る四年間賦租課稅甚た苛酷にして、領民塗炭に苦惱し離散せし者多く、將に膏血盡んとす。其慘狀實にいふへからす。是時に當りて、下笹子村里正佐藤仁左衞門なる者奮然義に起き、八千石の生靈に代り同志を糾合し、上書以て領主に哀訴歎願せんと將に郷關を發するに臨み、兆民に誓ひて曰、事若し領主に於て採用なくんは死を以て幕府に直訴せんと。乃ち道を急き江戶邸に登り、具に上願す。領主、賜ふに復舊の朱印を以てす。依て仁左衞門欣然として直ちに郷里に歸り、黎庶を聚めて其顚末を懇示し大に慰藉する處あり。百姓恰も枯苗に雨を得て、勃然蘇生の思をなせり。時に奸吏等密謀の露顯するを恐れ、急遽江戶に赴き巧言以て領主に讒誣し、兵力を以て仁左衞門の黨を捕へ其朱印を奪ひ、無慘なる嚴刑に處し不祀の鬼と化せしめたり。嗚呼、天道果して是か非か。余之を思ふ毎に未た曾て悲愴悽惻せすんはあらす。其事蹟の湮滅に歸するを憂ひ、之を世に公

にせんと商務の餘暇余か家藏する處の鳥海夢物語に就き、傍ら諸家の古書を參酌し、或は古老の口碑に存するものを集め該要領を編錄する旣に十有餘年、然りと雖も、余か心胷を充たす能はすして將に中廢せんとす。時に成軒門屋盛信君薦りに其成功を望みて止ます、余も君の言に感し百方周旋し、其後久家の秘册雜筆を看る事を得て、更に再ひ矢島騷動一件に據りて訂正を加へ、頃日校訂略成るを以て題して鳥麓奇談と稱すと雖も、素より參考の材料に乏しくして未た以て足れりとせす。尙ほ觀讀諸君の示教を辱ふし、其補正を全ふする事を得は幸甚。

明治二十一年紀元節之日

天外山人識

鳥麓奇談凡例

一　本書萃輯するや固より參聚の書に乏しくして、故に自其精確にして誤脱なきを保證しかたし。

一　古老の口碑をも加記すと雖とも、其事は確實に聞得しなれとも、其時の誤傳に出るや計難きの恐れあるを以て皆〔或云〕の字を冠す。

一　本書は引用書の儘集合して文體を爲すと雖とも、笹子村を笹根子村と書き、家老を御老中とせし類皆之を改訂す。

一　本書の語は原文を存するを主要とす。故に記事體裁同しからす。往々文の鄙劣にして語路の殊異なるものあり。之乃ち引用書中の語なり。

一　甲乙の筆記齟齬するものは、姑く其信據すへきと認めたる方に從ふといへとも、異なるものは考索の爲下に嵌註を附す。複る物は之を删る。繁きものは之を省く。讀者之を諒せよ。

明治二十一年二月

天外山人記

鳥麓奇談引用目錄

一　生駒氏系圖略
一　生駒家過去帳略
一　藩翰譜
一　近代正說碎玉話
一　武家盛衰記
一　烈祖成績
一　昭代記
一　由利十二頭記　二種
一　柞山記
一　武鑑　三種
一　鳥海夢物語
一　矢島二重櫻　五種
一　矢島治亂根元記　二種

一　矢島騷動記
一　當國騷動記
一　矢島騷動一件　二種
一　矢島太平記　二種
一　秋田藩執政錄
一　矢島領內繪圖
一　矢島城市古圖
一　雄勝郡村記
一　高橋氏藏古書類
通計二十二筆。

鳥麓奇談目錄

惣目錄終
外に卷末附錄

鳥麓奇談

天外山人纂輯

生駒侯讃岐より出羽國矢島へ移封の事
七條左京切腹、並處士等を召抱へし話

天兒屋根命の後胤、內大臣藤原鎌足公九代、左大臣時平公の裔、生駒雅樂頭藤原親正は、初甚助と申せしより織田家に仕へ、後ち豐臣家に隨ひ（志津嶽合戰には親正第五陣に有し由太閤記に見へたり）天正十二年伊勢國神戶城を給り（是より先一萬千石を領し是より四萬千石を領すと云ふ）雅樂頭に任す。從五位下四品に敍す。同十五年讃岐一國を賜り、拾七萬千八百餘石を領し高松城に居る。鎮西、關東、其外諸處の軍に隨ひ、又朝鮮の事起りしかは生駒親正第六軍に將として兵五千五百人、嫡男讃岐守一正（母は高木兵庫頭正資の女）別に二千二百人を率て彼の國に押渡り大に軍功を顯す。大明の和親破れ再ひ軍起りければ、又息男讃岐守一正二千七百人を帥て渡海し大に明軍を攻破る。慶長三年七月豐太閤秀吉公、堀尾信濃守吉晴、生駒雅樂頭親正、中村式部少輔一氏を以て中老の職になさる。同八月

十八日、豐臣秀吉公御年六十三歲にて薨し玉ふ。此時大坂の五奉行石田治部少輔三成、淺野彈正少弼長政、増田右衛門尉長盛、前田德善院玄以、長束大藏太輔正家等德川家康と不和の事起りしかは、三中老心を一にして其間を和解す。同五年の秋、德川家康奧州會津の上杉景勝に向ふ時、讚岐守一正其軍に隨ふ。斯る處に上方にも又軍（關ヶ原合戰）起りて、一正の息男左近將監正俊（母は堀久太郎秀政の妹なり）は大坂方の催促に從ひて、陣代として生駒修理亮出陣し、丹後國へ向ひ細川幽齋と田邊に戰て大に是を破る。一正元より東國に在て德川方に組しければ、海道の先かけして美濃國にて田中、竹中、戸川、岡田等に鳥銃を發し、大敵石田治部少輔三成の軍を討破り、生駒の兵脇坂源右衛門、黑田久六等力戰して數級を獲たり。此年天下悉く德川家に從ひしかは、一正の功に依て子息正俊田邊出軍の事とかむるに及はさりき。同八年二月十三日、雅樂頭親正春秋七十六にて讚岐國高松城に逝去し給ふ。弘憲寺（高松）に葬る。嫡男讚岐守一正嗣く。同十三年一正家を關東に移す。是大名の妻子江戸に移りし始なれは、德川將軍家の御感斜ならす公役半を免除せらる（江戸城を築かれし夫役半を免除せられたるなり。）同十五年三月十八日、從四位下四品讚岐守一正卒す。御年五十六、讚岐法泉寺に葬る。子息左近將監正俊、封十七萬餘石を襲ふ。同十七年正俊從四位下四品に敍す。同十九年、德川家康公誓約を違背し豐臣秀頼公を大坂に攻む。正俊關東の軍に順ひて（舅藤堂和泉守高虎と押並ひて陣を取り城を攻しと云。）（元和元年五月七日の首帳には正俊か參らせし首見へす。此時は軍散して來りしにや覺束なし）出陣す。元和七年六月五日、讚岐守兼左近將監正俊御年三十六にて卒す。法泉寺に葬る。長子壹岐守高俊（母は藤堂和泉守高虎の女則ち大學頭高次の妹なり）嗣く。寛永三年八月十九日從四位下四品

に放す。同九年六月幕府、肥後國主加藤忠廣清正の子の封を奪ひ出羽國庄内に放す。此時生駒高俊兵千人を出し、黒田忠之、細川忠利等十諸侯と變に備へ熊本城を收む。○初高俊之襲レ封也年甫十一以二其幼一命二外祖藤堂高虎一助二視國事一高虎任二其宰生駒帶刀五千石生駒左門三千六百石等一帶刀左門知二高虎臣西島之允有レ才請爲二奉行一之允勸レ農通レ商經二理庶務一邦內淸治及二高虎卒一高俊闇弱委二前野助左衞門三千五百石石崎若狹二千石等一前野石崎居二江戸一擅レ權。然れとも帶刀、左門、三野四郎左衞門等己か上に在りて心に不レ任、依レ之常々帶刀、左門等を壹州高俊に譖す。然る處に帶刀、水野日向守勝成備前福山の城主十萬千石を領すの女を娶らんと欲す。事既に內約を定て後ち是を壹州に伺へり。前野、石崎、よき讒間の便を得たりと悅ひ、彼等の陪臣にして諸侯の女を娶ること上を蔑に仕る事比類多く候。先つ上に伺ふてこそ約致すべけれ。皆道理を倒に仕候と譖して之を沮す。帶刀甚た恨み遂に二人前野石崎と隙あり、壹州は帶刀、左門等を惡むの意を生す。帶刀か從者に七條左京と云ふ美童あり。是を壹州に出しけれは愛幸不少、此左京を以て種々に云はせけるに由て、壹州聞移りて貳人前野石崎を疏んせらる。其後前野助左衞門病死して、其子治太夫家督を繼く。又壹州と君臣の間太た不和なれは、其同志十餘人高俊及ひ帶刀等を怨み一等に出奔す。帶刀は、前野、石崎か江戸にありて高俊の舅土井大炊頭利勝從四位少將、下總古河の城主なりよりの命なりと僞り、或は執政の人々の旨を得たるなり迚士民を苦しめ、國務を亂せし僞書類すへて證とすへきもの數十通を以て是を訴しかは、大將軍家光公大に怒り、前野、石崎等を召捕りて訊鞠し、終に對決に相成り前野方の惡事悉く顯れけ

れは、二人(前野石崎)黨を締ひ國を去るを以て死を賜ひ、其黨親戮せらるゝ者數十人なり。如斯利運なれとも帶刀は松平出羽守直政(出雲松江城主)に、左門は森大内記長繼(美作津山城主)に預けらる。其他各差あり。

生駒帶刀は雲州松江の家人乙部九郎兵衞か宅に居りしか、前野、石崎か徒黨の士戮せられし中に井尾惣兵衞と云ふ者有。其甥井尾與七郎、伯父の仇を復さんと思ひ乙部か鷹飼となりて心に之を覘ふときに、帶刀書院に出る時玄關の側に待て帶刀を斬得て、さあらぬ體にて立退かんとす。乙部か兒扈從稻葉助之丞其時十四才、井尾か形氣の常ならさるを疑て目を附れは衣に血付たり。稻葉、貴殿人を殺すと見へたり遁さじと詞を掛れは、井尾顧みて、幼若の者何をかいふとて出て行を、稻葉、幼若成とて武士の法あり。大小を渡せと訇れは井尾大に感嘆し、適れ無類の志かな。手に足る相手にはあらねとも我年來の本意は遂けたり。今は心に殘す事なし。此上は自殺して幼若の名譽を得さすへしとて大小を稻葉に渡し、打連れて立歸り番の者に事の首尾を告れは、聞付て人多く走り集り潔く腹切て死しぬ。

生駒壹岐守高俊坐ニ國不レ治奪ニ封十七萬餘石一。青山大藏太輔幸成(攝津尼崎城主)收ニ高松城一。松平美作守定房(伊豫今治城主)一柳丹後守直重(伊豫西條城主)戍レ之。幽ニ高俊於出羽國由利郡矢島一、給ニ廚資一萬石一。(江戸下谷の中屋敷を賜はり其外召しあけらる。)或云。此時生駒家既に斷絶すへきの處、萬石を賜りしは七條左京の働き尤多きに由てなりと。」寛永十七年八月七日(一本十一日)江府を發し、同十九日出羽國由利郡象潟(今の鹽越驛則ち賜はりし領内なり)に下著す(御本陣。今仁助)。御供の人々には四宮數

馬、大塚伊右衛門、土田喜右衛門、七條左京、尾池官兵衛、山内七右衛門、數越彌治兵衛、神戸藤右衛門、三野淺之丞、淺間市兵衛、村山九兵衛、入谷小兵衛、牛田德兵衛、佐藤主稅、堀井、上堀江、椎川等、其外小身仲間に至る迄二百餘人、誠に哀れの入部なり。此他江戸屋鋪に殘りしもあり。後ち追々暇を給はり、或は死去にて家斷絶し、又は改易等にて舊功の輩も減少せしとなり。此とき公儀より御上使として小林重郎右衛門、白井惣六郎下る。生駒家より牛田德兵衛、入谷小兵衛立會にて矢シマ一萬石引渡相濟たり(引渡高帳面には七月卅日とあり)。矢島八森(大井打越等の古城址)に城普請有て、十月廿一日象潟を御出立矢島へ著し、遠藤小右衛門(山本一家の一人)宅を本陣とし、是より本城へ移り居る。此時、讃岐國象頭山より遷し奉りし金毘羅大權現の御神躰を、城内の稻荷大明神の祠へ合祭す。

正保四年二月二十九日、高俊龍源寺(是より生駒家の香花院となる)に佛參す。時に七條左京は、高俊の妾今氏(鹽越今仁助の女、或は大森村佐藤某の女と云)鄙生にして常々不行跡故これを樣々意見申上けれは、直ちに跣足にて其寺に走り行き左京を戀慕の事に種々讒しけれは、寵愛深き妾なれは高俊大に怒り、終に讒言に惑ひ老臣の諫をも用ひす、卽刻左京を寺の廣庭に呼出し、事の黑白を糺さすして切腹申付たり。檢使役には茂木助左衛門、介錯には石川某、指添には佐藤某なり。事終りて三人へ賞として切米五石つゝ下されける。時に左京に兒四人(男二人女二人)有。四子は如何なる志しのありしにや、此年十二月大晦日、惣領の子は江戸へ登りしを人を走らせ平根村にて切害す。其外三人は本莊の方へ行きしを追掛けて、前杉の經塚といふ處にて刺殺す。無殘なる

哉七條家斷絕せり。後ち安永二年小助川治郎右衛門光永、大塚又左衛門正直の兩人七條氏の忠節を思ひ、碑を龍源寺に建て（是は卽ち左京の死骸を埋めし處なるべし）厚く弔ふと云（後ち親道公の御代に至りて伊勢居地家の御舍弟を以て七條家を再興す。）慶安二年六月二十九日圓智院（高俊母藤堂氏）卒す。龍源寺に葬る。高俊御歸參被仰付無之は、若御家斷絕すへきやと家來中大に歎き、是に由て忠臣尾池官兵衛頻りに藤堂大學頭樣（高俊伯父）へ其趣を歎願せし處、早速御登城なされ粉骨を碎き御働下されしに由て、萬治元年五月二日御赦免有て、左近高清（高俊長男、幼名友松、母今氏）權之佐俊明（高俊二男母□□氏）御歸參江戸定府被仰付、矢島御發駕有て飽海郡酒田より清川通り御登りにて、同十七日江戸へ御著、十二月二十三日大樹家綱公始め、御老中御目見首尾能相濟たり。高俊の參府は御許しなかりけり。同二年六月十二日壹岐守高俊卒す、年四十九。金嶺山龍源寺に火葬す（高俊奥方土井大炊頭利勝女寛永十五年高松にて卒す。）嫡男高清嗣く。右衛門尉と號す。同年九月十三日、父高俊の遺言に依て願濟の上其封を分地し、二千石を以て弟權之佐俊明（後ち薙髮して無外一水と號す）へ與ふ。是を伊勢居地家の祖とす。高清則ち八千石を領す。後ち交代寄合に列す。高清英智の君にして在しければ、奸臣市橋定右衛門の計略にて亂氣なりと披露して、寛文二年七月二十三日押込みたり。時に年二十歲なり。御一生無妻にて、元祿七年九月七日卒す。年五十三、江戸淺草海禪寺に葬る。是に依て高俊の三男虎松（高清弟母今氏）八歲にて高清の養子と成て家を嗣く。生駒主殿親興と稱す。爰に於て奸吏等權を恃み人を慢る事益甚敷、國元の肝煎又は諸浪人等を召抱へて侍となし、或は足輕に取立我儘夥しければ、尾池官兵衛、筒井濁助等奸臣と不和の事起り、終に暇を賜はり浪人とこそ成りにける。

〔或云。尾池、筒井は藤堂家に仕へて生駒家の事に力を盡せしと。〕矢島入國以來召抱へたる人々は金子、小助川、三浦、小番、遠藤、菅原、茂木、山科等數十人、皆大井打越等の遺臣なりと。此に於て累世の舊臣衰へ、新進の士の繁昌と成り行くこそ淺猿しかりける次第なり。

因に云。高松藩中田宮小太郎（初田宮坊太郎）堀源太左衞門を討て、父源八郎の讐を復せし事を記するもの田宮物語等の諸書ありと雖も、生駒家譜等には載せすと云。

又水戸黄門記等に、生駒壹岐守高俊、寛永八年在所高松に於て、其年の六月船遊山に多くの女中を召連れ海上にて酒宴を催せしか、俄に早風吹起り供船共八艘いつくともなく吹流され、行衞しれすになりにける。壹岐守男子無之其家御取潰しに相成りしか、寛水の末年弟の主膳と云方を召され八千石を被下たり、云々と有は無根の妄說なり。

矢島領主沿革の事

矢島本莊領內替地の話

抑矢島領主の沿革を尋るに、陸奧國磐井郡平泉城主、陸奧出羽押領使兼鎮守府將軍從五位上藤原秀衡の時、其臣由利八郎維平（柞山記、忠八郎維久とす 平泉軍記、八郎友重とす）出羽國由利郡を領す。秀衡卒去して、其子泰衡相續て父の職に任す。文治五年に至り右大將源賴朝公の爲に滅さる。此時の戰に由利維平、宇佐美實政に虜へらる。賴朝公深く其忠勇を愛し、釋して再ひ由利全部を維平に賜り代々郡主たり。由利忠八郎維貫（由利氏城趾 奉行免村在）

の代に至り、正中元年三月仁賀保の鳥海彌三郎（安倍貞任の弟鳥海三郎太夫宗任の子孫なりといふ。思ふに由利氏の家臣成るべし。仁賀保兩前寺村に安倍館と云ふ古城有り。是に居りしなるへし）の攻亡す處となり、全郡鳥海氏の領となる。此時由利維貫に幼稚の男兒有。乳母抱きて山家に匿して養育す。此子孫、應仁中鎌倉へ哀願して由利郡瀧澤一萬石を賜り、瀧澤忠八郎と稱し代々瀧澤城に居る（則ち由利十二頭の一なり。此子孫後ち六鄕家の家臣となるといふ。）正中五年四月、鳥海の家人進藤長門守、渡邊隼人心替りして鳥海氏を攻亡す。全郡兩人の有と成る。後ち權を爭ひ不和と成、同十六年四月より進藤は西小出に、渡邊は伊勢居地の栗山に城を構へ屢合戰あり。同十八年五月進藤、渡邊兩人とも戰死しけれは、殘黨此彼に蜂起して農兵を募て戰ひ互に勝負有。是より凡百年間强きは弱きを攻め、諸處に城郭を築き合戰止む時なし。或は寂上（寂上氏）より攻來り、又は仙北（小野寺氏）秋田（秋田氏）の爲に討破られ郡中人民大に苦しみ、是に依て由利の百姓鎌倉へ登り、太田持資（道灌入道）を賴んて足利將軍義政公へ此趣を訴へしかは、由利郡へ十二人の地頭を下す。是應仁元年なり。此時矢島へ信州より大井大膳太夫義久下著して、前鄕、向鄕、直根鄕、河內鄕、笹子鄕三千餘石を領し、矢島を以て氏とす。義久の孫矢島五郎大井滿安（大井氏小笠原の支族。一本大井を大江に作る）の代に至り、文祿元年七月仁賀保兵庫頭等と戰ひ、家來に心變りの者有て敗軍に及ひ、荒倉城を落去して雄勝の舅小野寺肥後守茂道の家に投し、同十二月仁賀保方の讒に由て西馬音內（一本元木城とす）にて自害す、大井氏亡ふ。矢島は仁賀保氏の領となる。慶長七年仁賀保兵庫頭常陸國武田へ所替にて、同八年より最上出羽守義光の領と成り、其臣楯岡長門守矢島を支配す。同十七年、寂上より日野備中守を檢地奉行として矢島を改畝せしか

は、田畠の積り方高くして百姓立行難きに依て、田地差上惣百姓諸方へ立退き其年惣田地荒たるに付、翌十八年義光又進藤但馬守を檢地奉行となし、先例の通り矢島三千石四升八合に竿を改め直したるに由て、又百姓立歸田地に取付申候。元和八年最上氏移封せられ、矢島は本多上野介正純の知行所となる。同九年本多氏大澤（秋田）へ引移りに付、打越左近矢島を領す。寛永十一年、左近死去して同十二年より上り地となり、酒井左衞門尉（庄内鶴岡城主）御預にて、代官阿部、寺內、勝木、稻垣等更る〳〵支配せり。此時山田與右衞門、金子久左衞門の兩人矢島の大肝煎にて、御足輕二十人御預り、高役三十石つゝ御免にて、米（三斗二升入）六拾俵つゝ賜はる。代官は名目斗りにして、何事も山田、金子兩人扱なり。同十七年八月中より生駒家の領となる。然る後ち、本莊の城主六郷兵庫頭と領內替地の相談調ひ候に付き、公儀へ願上候處速に御許し被下、奉行として曾根源藏、壺內金太夫の兩人下りて左の通り分替す。

六郷家より受取し地名石高之覺

一高八十二石一斗三升　郷內村
一同五十三石四斗二升二合　平森村
一同百五十石六斗四升八合　坂之下村
一同二百〇一石五斗〇六合　新庄村
一同二百〇四石一斗八升四合　中山村

一高百十九石〇二升二合　八杉村
一同百二十三石四斗二升二合　指鍋村
一同百九十石〇九斗七升　木在村
一同三百十一石二斗七升四合　杉澤村
一同五十七石七斗二升　小板戸村
一同二百九十六石二斗三升　上里村
一同四百三十二石八斗三升二合　中里村
一同二百六十四石八斗七升八合　下里村
一同百四十石〇二斗五升四合　法内村
一同千〇四十一石七斗三升　新輪村
一同九百六十八石八斗六升二合　河内村

高合四千六百三十九石一斗七升六合。
村數合拾六。

六郷家へ渡せし地名石高之覺

一高六百三十六石一斗五升　鹽越村

一高三百三十石〇五斗九升八合　赤石村
一同百二十四石一斗九升六合　金浦村
一同二百〇五石七斗五升二合　飛村
一同五百七十六石一斗二升　黒川村
一同八百十四石九斗五升　芹田村
一同二百十六石五斗九升二合　三森村
一同三百十四石八斗九升　前川村
一同三百十五石六斗八升二合　大竹村
一同百九十四石一斗六升三合　中野村
一同三百三十石〇六斗〇九合　伊勢居地村
一同九十一石六斗六升三合　三十野村
一同百三十二石七斗八升　樋口村
一同百十三石四斗六升五合　百目木村
一同百十二石七斗五升五合　館井地村
一同二百二十八石三斗四升八合　三日市村

一高百石〇四斗五升　　　中　　村

高合四千六百三十九石一斗七升六合。

村數合十七。

御上使　　曾根源藏

壺內金太夫

生駒主殿家臣郡奉行　　森彌五右衞門

佐藤平治右衞門

六鄕兵庫頭家來郡奉行　　金澤權太夫

土猪八左衞門

右之通立會之上替地相濟候者也。

此年月日參考の書乏しくして未た詳かに知るによしなし。十二頭記には元和九年癸亥十二月十一日と有り。是は生駒家矢島へ移封前十七年にして誤り成る事明白なり。

矢島八千石檢地して三萬五千石を穫る事

金子家胤入を切害して出奔せし話

去程に、生駒侯には江戶定府の事なれは國政を三浦伊右衞門郡奉行平石彌右衞門、遠藤重兵衞等に任せられ、遠藤、三浦等を山本一家と稱す或は山本一黨、山本一類と云。山本小路に居るを以ての名なり。彼等は佞剩にして欲心深く、下民の困窮を

顧みす、國の衰微を思はす奢りを専らとし、上を諂ひ下を貪り、諺に曰、上へ見ぬ鷲と暮しける。御上には、寛永の難より打續たる物入にて御勝手方不如意に成りけれは、御前に於て諸役人の面々國務を評議に及ひけれは、此時三浦、遠藤、平石等は在江戸にして、則ち彼の三浦伊右衛門進み出て、元來矢島は田畝の積り安く、之を改畝するに於ては凡三萬石は有へしと佞辯を以て申上けれは、殿樣には悦ふ事限りなく、高松以來の家臣等には矢島の事は委しく知らされは、山本一家は先領主の遺臣等なれは、領內の地味は熟知にして相違なきものと心得大に悦ひ、皆是に同心し衆議一決せしかは、兎にも角にも汝等に任するなり、宜敷執行ふへしと仰付られ、三浦、平石、遠藤、松垣仁助に時服を下され、四人の奸臣大に悦ひ江戸屋敷を出立し、晝夜急きて國元に著しけれは、田畝の事は功者なりとて松垣仁助を檢地奉行に、小助川治郎右衛門（光重と稱す）を檢地目附兼勘定役となし、此趣領內に嚴重觸達す。讃岐より封を移してより爰に卅八年、則ち延寶五丁巳年、田植最中に寺社堂院の差別なく竿を入れて調へけるに、三萬五千石（根元記には三萬八千石とす）とそ成りにける。此時山本一家の輩は田畠山林所持せさるはなし。故に皆自分々々の持地は、高積り方安くせりといふ。是に由て三萬五千石の水帳を製し、理不盡に肝煎、組頭、小百姓の印判を取り、大に勇んて早々之を江戸へ差上る。江戸表に於ては殿樣始として悦ふ事大方ならす、領內にては百姓の歎き悲み限りなく、諸處の山野に馳集り、或は村々の寺や堂に寄集り神佛を祈りて相談し、新莊村與一右衛門の案文にて彌々訴訟に及ひける。其書に曰（書中語路の通せさる處あれともこれ則ち原本のまゝなり。）

謹而差上申訴訟之事

一　當御領分中之田畑御年貢地方高下有之と達御上分今度御改之御檢地被仰付候段御尤奉存候依之一々不認御竿申請候重而御水帳御極之時百姓永代處に居住仕候樣被仰付可被下候事。

一　御當處(中略)剩十月より來春三月迄雪積申候得者田畠之働者四月より九月迄只六ヶ月に御坐候(中略)我々共末々立行候樣被仰付可被下候事。

一　御檢地に付此度御書付差上候樣にと被仰付候得とも御物成御竿共如何樣に御坐候共御檢地之聢と不存候へは當分書付差上け不申重而御水帳御渡被下候はゝ御印判拜見申候而我々共永住居罷成候樣に候はゝ其節書付指上可申候事。

一　當年も殿樣御勝手御詰御座候迚御加面被仰付候(中略)今年は百姓逼至と手詰申候其上田畑の賣買も御檢地御水帳不取究候得者賣買不罷成候樣被仰付候(以下略)。

一　(前略)殿樣へ上申候目錄と百姓共より年々差上候分と御引合可被下候(中略)去年水押之田四歩水押不申候處者六歩に被仰付候得共おしなへて六歩に被成候又御家中之□□□衆へ殿樣より六歩に御免被下候樣に承申候御家中不殘御免御坐候迚御免不被下候衆迄も六歩御許被成候御藏方衆と代官と申合候而御藏より御家中之分一枚手形にて米も納不申候に納申候樣に被成一枚手形に取申候米高之分者惣百姓へ割附御取被成候(以下略)。

一（前略）年々御加面被仰付候御公儀之御目錄と代官處帳面と百姓共年々斗り申候御帳面と御引合可被下候肝煎代官所へ拾年以來之帳面御座候間双方取合御吟味之上無僞段明知可申候（以下略）。

一近年江戶へ御城米御渡被成候就夫本莊御藏方に而双方出合候而升目御改候而三斗三升之外過米御坐候共百姓へ被下候若入目不足に御坐候得共百姓共より欠米立申候筈之御掟御尤に奉存候（中略）過米之分被下候事無御坐候（中略）殿樣御入國被遊候而御吟味も被遊候はゝケ樣之事は有之間鋪事。

一去々年卯年天下一統之飢饉に而我々も餓死に可及之處漸々の仕合に而命助り罷在候此節本莊之下米升目之改に過米思の外御坐候處に其過米錢にて被下候（中略）其年は矢島にも賣米無之被下候錢只手に握る迄に而親子眷屬飢に合出而秋迄暮候諸國之仕置に又も無き御仕業に御座候事。

一本莊下米に付段々我々共地面定年貢下申候外追下米と申候而人一人にて拾俵二十俵つゝ年々下候て難儀申子細は米下申人と手間斗りに御座候はゝ不及是非候本莊下候內運賃又は帆用に米一斗八九升も取られ申候是以て百姓に追下抔と名付我々共斗に被仰付候事迷惑申候有か中にも近年は殿樣御城米大分に罷成次第々々に追下澤山にふへ我々共難儀日に重り申無御情橫道之御沙汰に御坐候事。

一右之通我々定年貢下申候過米は不及申追下も何程下候共過米には其追下仕候百姓に被下候得は御尤に存候百姓に不被下候何方へ御取上被成候哉殿樣御取被遊候はゝ責而之御事に候事。

一去年六月之末より七月七夕上り迄追下御城內御藏より米數三千俵餘御下被成候矢島城米は三月之

末より五月中に下切にて江戸廻しの處も五月之末六月之初には順風に任せ罷登候處に時分過て秋に入三千俵餘之追下被仰付候時分玉米よりも笹子直根向郷前郷之我々共普請に罷詰候寂中六月の炎天一俵歩行荷仕候へは汗にて皆骨摺たくり迷惑申候得は馬持申候者は馬にて下け申候か遠き村より相詰申候に馬無之者は馬一疋に錢三百文四百文にて雇申候扨又殿樣御明細に候はゝケ樣之御事は有間敷候夏過秋の氣に入追下抔と被仰付候事矢島土始りて覺無御座候假令殿樣之御米に候共他領近國之町人以下之米成共御家中米に而も時過被仰付候得は少しは駄賃に而も可被下候事。

一　近年米餘り澤山に御坐候而（中略）下過候迚本莊より矢島迄百姓に被仰付せをい返し候段前々御坐候又小板戸よりも段々運ひ爲登申候事其かくれ無之候ケ樣に段々百姓困窮日に增し際限無之候（以下略）。

一　御年貢收納之時分目こほれ米と名付非分の義御坐候定名之外目足しとて貳斗五升俵に御坐候得共過米八升つゝ御取候而三斗三升俵に御坐被成候尤俵之內之まゝ只今可申上樣無御座候俵之外へこほれ落申候を目翻れと名付其外升取の手品にて足の下膝の下へかき込引込莚付抔と申大分取候（中略）御藏米百五拾俵より二俵斗つゝ目こほれ御座候間十年以來御勘定被下俵にて百姓方へ一々御渡可被下候事。

一　矢島八千石へ御下被成候金判升は庄內秋田寂上仙北本莊抔之升目より少々ふとく御座候矢島升にて內米三斗三升入本莊へ下候而脇之藏に而升目改候に三斗三升六七合宛御座候御城米は御處之金判

にて三斗五升程入申候て大斗升に而三ッ金判に而二ッ御坐候此米本莊へ下候而自分に斗見申候得は本莊升に而は三斗五升一二合も又三斗四升七八合又四升より內は無御坐候ヶ樣に御坐候升目之米只不足にて欠米立申候儀斗りに御坐候(中略)御米拂之御役人(中略)俄に長者に罷成候事八千石其隱無御坐候是も眼前之證據に御坐候(以下略)。

一 近年無盡と申候而矢島に時行申候(中略)就夫身代潰申候者一村には五人三人つゝ段々御座候(中略)自今以後は此無盡先御家中より下八千石ひしと御潰し可被下候(以下略)。

一 近年は御借米と申候て殿樣御米大分に鄉々村々に御座候間六年期五割之御借米抔と申候而小村にも百俵二百俵つゝ御座候御年貢三ッ一ッ程御座候殿樣に而は大々に御借米御持被遊候へは近年十一二年餘御加面御取被成候得は御ため金被遊候と斗り奉存候本石にて催促得申候事は無之候御借米に而荒催促を得濟兼候得は御公儀米に候迚牛馬眷屬兄弟家屋敷田畑を賣せ御取候得は一村に二人三人つゝ身代賣潰申候者限無御座候ヶ樣に我等共詰り申候へは重て御借米も濟可申樣無之候儘本利共に當極月より皆々百姓方へ一々御免可被下候無左候得は來暮より細々當御年貢納處可申樣無之候百姓をは段々御加面御取被成候而御檢地は細々御入被成候て百姓之御訴訟申上段をは御承引不被下候はゝ先は百姓立行不申候儘命に掛ても御門外迄御訴訟申上候より外無御坐候是も當極月前に御赦免可被下候無左候はゝ其內催促得可申候事。

一　八千石地方高下有之と御聞被遊候て御竿御入被成候我々共心入にも毎年御加面差上申候（中略）御吟味も無之御勘定も不被下候はゝ何方迄も御訴訟差上候より外無之事。

一　我等共之代官一段と結構之家作候事殿樣より被仰付候と存候代官衆之家迄百姓に爲作候事彌殿樣へ御恨御坐候其子細は人々御家中町人我々共之中間迄手傳と申候而賴入候而作り候得は日に二度か一度か食を振舞賴合申候代官よりは家根茅抔は笹子直根前鄕向鄕へ一人に付一丈繩に而一〆つゝ家並に當木も屆候には人足にて笹子へは何程直根へは何程と割人足に而城內迄屆け屋敷を高さ四尺幅拾間長さ二十間餘りに築せ申候も村々割人足に而仕候へは自分にケ樣に普請仕り候事は有間敷候殿樣よりも被仰付候には如此に御座候と存候手傳御座候はゝ其內一度か二度か日之內に御食に而も可被下候得は人足に出申候證據には食一かたけも不被下候ケ樣之儀迄百姓に被仰付候て我身は榮耀にふけり百姓の義は取立不被下候事は悉皆百姓の首かせ手かせに御坐候能々御聞可被下候事。

一　當地之小升天下一手之御升に被仰付可被下候事小走之升取りも處之組頭共に可被仰付候米不足候はゝ本莊にて勘定立可申候上は少も手品仕候事自分事之儘無之候小走に取らせ候而は百姓身詰りに御座候事。

一　御石納處之御帳面紙代として代官へ年々錢差上候是も御免可被下候百姓より紙買入候而指上可申候まゝ錢に而御取被下候事御免可被下候事。

一　前々三千石に而御公儀よりも御免無之高役百姓共へ段々かつき來り候事能々御穿鑿可被下候事。

一　在々へ川普請漆かき何そ御人足使御出被成候へは自分々々に稻を苅せ木を切せ我儘被成候事。

一　我々共肝煎共方へ一斗七合つゝの帳紙之代として年々入作丸百姓五升六升斗り申候百姓にも面倒に被取候事。

一　羅馬も御免可被下候御馬屋へ上り申候分は不苦候事。

一　(前略)御役人衆中(中略)百姓を横道にしぼり取候而我身々々斗り榮花に相究候事以之外成る横道(中略)江戸より御役人衆を御下し候て處々御代官共外御算用方迄明細に被遊候樣被仰付可被下候無左候はゝ末々□も百姓恨止申間敷候事。

一　ケ樣申上候段不殘殿樣へ御披露可被下候(以下略)。

一　近年之御米拂衆は挾箱抔も槍持抔も百姓より撰人にて年々召連候而五十日六十日つゝ御使に而秋田本莊之御扶持方も不被下候事も御座候若者被下候事も御坐候是以て非道に奉存候如斯諸道具御持被成候筈に候はゝ自分之人に而御出可被成候是以て百姓迷惑申候事。

一　御代官は御年貢御取立被成候時分御手代衆五六人つゝ御出被成候へは御賄迷惑申候(以下略)。

一　去年追下米三千俵御座候處に夫れに而も餘り當年之御渡米に古米入候而升目不足に而百姓方より升目足申候是以て横道成る御事御藏方へも御吟味可被下候事。

右之條々御檢地之儀は百姓立行候樣被仰付候はゝ別而御恨申上候事には無之候。其外之ヶ條は八千石拾年以來百姓迷惑難儀申候段申上候。ヶ樣に我々共苦み申候段殿樣にも御存知可被遊候得共只今迄御吟味不被下候はゝ御恨に奉存候。殿樣之御事は奧百里遠方迄御慈悲深く御明細被遊候。如何田夫野人童迄も申ならはし候。我々共申上候意趣能々御聞分可被下候。御檢地之御水帳は來年に而も可被下候。其外は當極月之内聢と御掟被仰付可被下候。無左候はゝ何時も御訴訟に相詰申候外無御座候以上。

延寶五年巳十月二十日

矢島惣百姓

御披露奉願

三浦惣左衞門殿

天野五右衞門殿

松垣仁助殿

此より往々差上たる訴訟歎願書類八通あれとも以下皆略す。

斯の如く訴狀を以歎願すといへと、更に御採用無之旣に收納の期に至りけれは、嚴重の催促にて百姓共は如何共方便を失ひ、無據家屋敷土藏家財等を賣り、或は牛馬を賣り、又は妻子を賣りて上納せしも有、

或は田畑を御上へ差上山中に小屋掛して引籠るも有、又は荷物を運ひ老若を引連れ他領へ迯去るも有、領内騒然として復た制止すへからす。

爰に金子銀左衛門家胤（根元記には喜兵衛とあり金子久左衛門の舍弟なり）と云者、御近習相勤め江戸に有しか、病氣にて國へ下り居れり。時に延寶六年六月十九日の事とかや、遠藤三十郎（遠藤傳兵衛の長子、時に年十四、二重樓には田中町邊の竹十郎とあり）今村安左衛門元平（今村喜太夫の長子）等と遊宴し、酒狂の上より事起り啀論となり、家胤は柳生流の達人なれは太刀を引抜き兩人を斬らんとするを、人々是を引分け家々に歸しける。家胤は之を意恨に思ひけん、計略を以て兩人（安左衛門三十郎）を僞引出し山遊ひに連れ行き、切殺て仙北の方へ出奔す（家胤脱れて仙臺に住すと云。後ち兄家寛江戸上下の時度々尋ると雖も終に其處在わからさりけるといふ。）其兄金子久左衛門家寛（時にとし二十九才）是を聞て大いに驚き、篤と勘考するに、之を知らさる體に打過なは後には我身に如何成事のあらんも計りかたしとおもひ、早速此趣を奉行所へ屆出けれは、家寛も同罪なりとて先つ閉門を申付られ、妻子は内縁成るを以て菅原太郎左衛門景重に預けらる。頓て此よし江戸表へ言上に及ふ。主君には大に怒り給ひ、兩人（三十郎安左衛門）の仇銀左衛門不屆の至りなり。其兄久左衛門へ申付早々尋出すへし。左もなくは急度罪に行ふへき旨被仰越しかは、久左衛門畏りて矢島を出立由利郡中は勿論、雄勝、平鹿、仙北、南部堺、津輕口、庄内、最上、米澤等、出羽十二郡は殘る隅なく捜れとも更に行方知れされは、流石の金子も國に歸る事相ならす、惘れ果て仙北に止りける。時に矢島に而は六年戊午の貢納ときに至りけれは、諸運上等の取立嚴重なる事昨年に增し、山本一家の權威益々盛にして、百姓共は彌困難し

て諸國へ迯走るもの少からす、或は山野に寄り集りて相談するも有。然る處に福王寺生駒家祈願所の住職、龍源寺の主僧等之を宥むるに依て、他國へ去りし者は漸く國に歸りける。此時城内村權右衞門、奥屋村庄左衞門、猿倉村與兵衞、新處村重郎右衞門等進み出て申には、今度の御檢地一件は總て山本一黨の所爲より起れり。彼の金子久左衞門は、舍弟銀左衞門の事に付當時何國に居しや。此人は大井五郎以來代々矢島の大肝煎にて、田方の事は委く心得たり。且は山本一家と兼て意趣有人なり。才智も人に勝れたり。此人を頼んて出願せしならは必す成就すへしとの詞を聞て、皆尤なりと是に同心し四方へ人を遣して尋しかは、漸く仙北郡にて金子に行逢て、百姓共は暗夜に炬を得たる心地にて大いに悦ひ、事の樣子を述て懇ろにたのみ、同道して矢島へ歸りける。時に菅原太郎左衞門は金子に申けるは、貴殿御勘氣の身として、未た銀左衞門を尋出さすして歸りし事を責たりけれは、金子は路金を遣果して其才覺に來るなりとて菅原を賺し、後には百姓に頼れしなり迚、菅原の言葉を用すして江戸へ登りけるとなり。

夢物語並に二重櫻には、金子久左衞門は弟銀左衞門を各所に探るといへとも更に所在相知れす。

倩々考るに、我ヶ樣に難儀に及ふも、皆山本一家の江戸表へ申上樣の惡しきに依てなり。今百姓檢地一件に付山本一家を恨時なれは、百姓を味方に引入れ江戸表を斗り、彼の奴ばらを除くへき時至れりと思ひ矢島へ歸り、小助川治郎右衞門の宅へ忍行き、密に小助川へ囁き勸說て共に謀を定め、百姓を欺き一揆を起し山本一家を亡す。云々。

金子小助川狡才主君を賺し一揆を煽す事

山本一家詐術に陷て矢島を退散せし話

斯く金子久左衛門矢島へ著しければ、百姓共は俟ち受たる事なれは大いに力を得て、則ち御檢地一件並に諸運上等につき領民困窮せし由を語り、是を救助し給へと懇に賴入ければ、金子之を聞て默然として、山本一家を失ひ我家繁昌の基至れり、是則ち天の與へと心中に悦ひ云けるは、我不肖なれとも尤の御賴、然る上は我及ふ限りは力を盡して元の矢島に願取り、今度の難を救ふへし。かならす愁ふ事勿れと、亘賴母敷承引有ければ百姓共は悦ふ事限りなく、是に由て願書を作りける。則ち稻刈三郎筆を取る（太平記には笹子平林村和光院文筆とす。）其文に曰、

一謹て奉願上。抑矢島と申處は出羽國十二郡の割餘りにして由利一郡之內なれ共取分け此處は澤入り深く東南ともに嶮岨の山中なれは日さしも遠く十月中旬より三月中旬迄は大雪降り餘寒も強く三月下旬に雪は消やらす南陽の雲氣晴かたく扨南には出羽國隨一の高山鳥海山峩々として其麓より村里續き鳥海雪四季消へす流るゝ水は氷にて田地に甚た惡しきゆへ實入も十分成り兼て稻毛も靑く餘國とは拔群たかふ國なれは御竿御免被遊被下度恐多くは候得共よろしく御披露奉願候。依而訴狀如件。

延寶七年己未四月七日

矢島　惣百姓連印

金子久左衞門印

御奉行所。

此訴狀も大同小異あり。何れか是なるや、姑く夢物語に從ふ。

右の如く書認めけれは、惣百姓之に連判す。時に小助川治郎右衞門光重是を聞て、我家も先代より山本一家に怨みあり、金子に合體して彼等を討んと思ひ、且は山本一家の下に立を憤り、忽ち心を飜し深夜金子の許に忍ひ行き申けるは、我も檢地の目付役なり。御上よりの被仰付なれは、非法とは思へとも不得止是を勤めしか、當時山本一家等權を恃み人を慢る事見るに忍ひす。由て貴殿と事を計り度、我心底はケ樣々々にして二心なき旨を述て荷擔しけれは、金子大に幸を得悅んて謀議を決し、金子、小助川は百姓惣代として中山村彌惣右衞門、荒澤村八郎右衞門、上川內村仁右衞門、新處村助三郞の四人を引連れ、江戶屋敷に直訴せんと七年四月十三日矢島を出立、おなしく廿六日江戶下谷御徒士町の屋しきに著しける。時に金子は御勘氣の身なれは直ちに屋敷に入り難し。先つ某寺。淺草海禪寺なりとおもはる。生駒氏の菩提處なりに扣て俟ち居るなりとて分れたり。小助川は、大急の事に而國元の百姓を引連れ來る由を言上しけれは、其夜中に生駒公、伊勢居地公分家俊明御出坐にて、左右は靑海又左衞門、市橋助之進等列席にて、小助川治郎右衞門を召出し其來由を御尋問あり。小助川御前に平伏し、國元の百姓共田畑を打捨て山野に群集し、旣に一揆を起んとの企なり。是皆三浦、遠藤、平石等山本一堂權威を以て百姓共を苦む事限りなく、百姓是か爲に困

窮し領内大いに亂れ、由て金子久左衞門を賴んて百姓惣代四人罷登り候得共、金子は御勘氣の身なれは菜寺に扣居候。若此事御公儀の御耳に入るときは御家の一大事と奉存候。兎角此度の一件は金子にあらされは取鎭むる者なし。何卒して御憫察被成下、久左衞門の御勘氣御許し被遊領内の取締りを仰付玉はゝ、百姓も歸服し早速靜謐して他へ聞へも宜しく御座候と申上れは、卽刻金子を呼出しけれは、金子は御前に畏り、山本一家の者常々傍若無人の振舞にして、人を見下す事虫の如し。故に昨年夏舍弟銀左衞門義、今村安左衞門、遠藤三十郎の侮辱を受け終に口論となり、忿恨して兩人を刄せし由を申上れは、銀左衞門は御近習にて御贔屓の事なれは金子は御勘氣御免を蒙り、永々の流浪太儀なりとの仰にて領内の樣子御尋有けれは、金子は難有平伏し、小介川と示し合せし如く一伍一什申上奉り、兼て百姓を欺き賺せし事なれは、彼の願書の文を山本一家の惡事種々に書替へ拾三ヶ條の目安となし、是に菅原氏も連判せし事に謀判を用ひて（菅原氏も荷擔せし事に謀書謀判せし事矢島騷動一件に見ゆ）之を讒訴しけれは、松垣仁助是を讀上る。則ち悉く御吟味の上、山本一家の者不屆の至りと大に瞋らせ玉ひて願之通聞屆られ、其上金子、小助川を代官役被仰付、青海小兵衞、今源藏を目附役となし兩人えの申渡には、何事も金子、小助川の差圖を守るへき旨にて四人へ御盃を下され、早々國元へ罷下り山本一家の者共へ切腹申付へし。若異儀に及はゝ勝手次第に取斗何分百姓を宥むへしとの仰を蒙り、金子、小助川は御前首尾能思ふまゝに濟し、今、青海を始として足輕數多從へ、彼の百姓同道して四月廿八日江戸表を出發し、晝夜いそきて五月二日の夜矢島新

所村へ著し、根井館（大井氏古城趾）に陣を取り領内の百姓を呼集め、今度訴訟の趣大利運にて、殿樣大いに不便に思召され、山本一家の奴原を退治して田畝の積り安くせよとの仰られにて、忝なくも御判物を頂戴し罷下りたり。先々悦ふへし迚、金子は其僞作せし書付を一々讀聞せけれは、百姓ともは天にも登る勢ひにて悦ふ事限りなし。然らは用意をなすへしと、金子、小助川は兩大將と成り、青海、今の兩人を副將とす。扨百姓の出立は、肌には亟子斗りの古布子四ッ布の腹卷に、親代々より傳りし七年綴れの上著、藤布の股引に荒繩の帶をしめ、菅薩空の臑當に葛茶帽子を猪首に著なし、棒、鎌、熊手、竹槍等を携へ莚旗を鳥海颪しに飄へし、新町村に勢揃をなしたる其有樣は可笑かりける次第なり。其勢凡三千八百人（根元記には一萬餘騎と有）其向ふ口を手分けし拾手になし、一手每に足輕を付て指圖をなし、金子、青海は本道（表門）より、小助川は民部坂（裏門）より進み、今源藏は福王寺の後ろ山より數手を隨へ、其外熊野堂、天神社、上ノ山等の數ヶ處より押寄せ、山本一家の奴原を一人も脫さしと十重二十重に取圍み、篝火を焚き鯨波をどつと揚たりける。是に驚き町家は勿論、近鄕近村に而は老若を引連れ、荷物を運ひ諸方へ散亂に迯去たり。山本一家は是を聞て大いに驚き遠藤小右衛門の宅に會議して、此度の一件は菅原太郎右衛門も一味の由風聞有、兎角菅原の宅へ行き事の安否を決せんと、山本一家の輩菅原の宅へ集りて評議に及しか、菅原氏には更に此一件に一味同心せさる旨なり。時に御用に由て菅原氏は御會所（則ち藩廳）へ出席しける。是に依て、山本一家は支度を調へ寄せ來るを俟ち居たり。寄手は百宅村の兵藏、同村の喜内、直根の仁助、笹子の彌太

郎等を始として强兵を先に立て、青海小兵衛進み來り云けるは、遠藤、三浦等の者共へ御上意の趣申渡さん、謹て承はれと高聲に訇りたり。是を聞て平石彌右衛門、遠藤小右衛門等切て出、何者成るや猥藉言語同斷なり、名乘れ聞んと呼はれは、農兵等も是に臆しけん、はつと引退き遠攻にそしたりける。時に山本の老人等、取るに足さる百姓を相手に戰ひ若仕損しなは末代に名を穢し、其上に却て主君へ不忠と成るよりは、潔く腹切らんといへり。或は、戰すして自殺すれは臆病にして如何にも科人に似たり。一戰に及ひ勝敗に依て生死を極めんと云も有、衆議區々にして決せす。子供は泣き女房は周章し、山本一家の騷き目も當られぬ事共なり。時に菅原氏の老母之を見て、各容易く死を急く處にあらす。死は安く生はかたし。一ト先此場を遁れ折を伺ひ、科なくは其事實を主君へ申立、再ひ花咲く春を俟れよ。必す追討せさる樣、我又一策有、早く落ち玉へと力を添へて訓諭しければ、皆尤なりと之に隨ひけり。此時菅原の老母は直樣白髮首に鉢卷をなし、襷十文字に綾取り薙刀を提け、玄關へ床机に腰を掛居る有樣威有て猛く、流石の金子久左衛門も馬に鞭打て寄せ來ると雖とも、是に恐れて引退きし事度々なり。此間に三浦伊右衛門、遠藤重兵衛、同小右衛門、同く孫兵衛、同淸兵衛、同彌市兵衛、同賴母、同九郎右衛門、同八郎兵衛、同元右衛門、山田安兵衛、平石彌右衛門等を始として、山本一家の妻子眷屬八拾四人、鎗、長刀の鞘を脫し鐵炮に火繩をかけ、五月六日の曉に民部坂口を打破り、前後を白眼して落行たり。農兵も此勢に恐れ近付く者もなかりける。既に前杉に至れは、爰にも雲霞の如く數多の備有。是を見

て伏兵の顯れ出たるかと又大に狼狽し、由て引返して築館川を渡り、木在村へ出て名高山（矢島本莊領界）の嶮岨を越て、六郷侯の領内に至りて散々に成りにける。

山本一家退去して後ち、金子銀左衛門に殺されたる遠藤三十郎の母、則ち傳兵衛の後家病氣の爲に殘居れり。故に二人扶持を賜る。金子久左衛門此扶持を引上る。依て金子を恨む事甚し。時に三十郎の姉母の看病して有ける。之に由て、金子は龜田浪人宮本平右衛門を養弟となし、彼の姉へ聟に遣し、姓名を三森平右衛門と名乘らせ侍に取立たり。是に由て中直りす云々（當國記に見ゆ。）

爰に茂木治郎助吉次と云人有。五人扶持に拾五石を給はり前郷、向郷兩郷の代官兼御藏役を勤め、遠藤孫兵衛の聟なり。曾祖父與四右衛門正國は大井五郎滿安の功臣にして郡代なり。前郷、向郷、直根郷、川内郷、笹子郷三千石の水帳を預る。其子與七郎も大井氏に仕へ、後ち楯岡豐前守に事へ、其子助左衛門始て生駒氏に仕へ、七條左京切腹の砌りは檢使に出たり。其子治郎助則ち遠藤家の緣者にて、殊に孫兵衛は隣家成るを以て山本一家退去者の諸荷物を、夜中密に本莊領吉澤村迄運ひ是を送る。金子、小助川之を聞て、延寶七年六月一日苗字役祿を引放し、治郎助を杉澤村八藏へ郷牢申付る。其子伊勢松十四才の時此騷動起れり。八年中治郎助御免を蒙り、福王寺門前に纔の屋敷を下さる。佐藤甚左衛門と云人苗字を與へ、是より氏を佐藤と稱す。由て茂木氏の別家皆氏を佐藤に改む。後ち正德二年館町に移り住す。伊勢松成長して新左衛門と稱し、此一件悉しく物語

するを、孫五助八十四歳にて筆記せし物、則ち矢島二重櫻之なり。子孫連綿して、現今本姓茂木氏を稱す（大井直之助氏所藏二重サクラに見ゆ。）

彼の二重櫻五種有といへとも、小同大異有て何れか原本なるや詳ならす。

矢島城代として市橋彦兵衛下る事

仁左衛門等江戸邸へ直訴して八千石の御朱印を頂戴せし話

扨、金子、小助川は思ふまゝ百姓を欺き、大邪魔なる山本一家の輩を追拂ひ大に勇み、百姓共は賺されしとは夢にも知らす、大手柄にて家々に歸り、最早水帳反別諸役錢等元に復るへしと、領內家毎に酒盛りして腹皷を打て悅ひたり。青海小兵衛、今源藏の兩人は御用相濟、金子、小助川に暇を告て江戸表へ歸り、頓て國元の仕置方具に言上に及たり。江戸表にては又評定有て、家老市橋彦兵衛を城代として差下す。市橋大に悅ひ、供人數多引從へ江戸屋敷を發足し、七年未八月三日矢島へ著し、遠藤賴母の空家を以て己か家とす。市橋は生質姦佞貪欲にして更に下民を憐ます、是に金子、小助川は左右の翼となり、追從奢侈專らなり。時に領內の名主、組頭、小百姓惣代を奉行所へ呼出す。百姓共の思ふには、今度の御觸達こそ城代市橋氏下向しての事なれは、定めし御改の水帳御下渡しと心得、悅んで早速役所へ詰けれは、城代市橋始として、小助川、金子等の諸役人出席にて、其方共御上の諸觸達に違背する者有之に於ては、罪科の輕重に依て討首等に行ふへき旨嚴重の申渡し、其聲色激勵にして仰き見る能はす。百姓共

は思の外成事なれは大に當惑し、茫然として退きたり。今年も又諸上納の期に至れは、足輕數十人に鐵炮を持せ鄕村へ日々催促なり。又百姓共大いに騷きかなしみ色々佗事申せ共、强惡非道の役人なれは何を以て聞入るへきや。兎や角と申者は召捕て水牢に入れ、或は木馬、海老繩、種々の責にて目も當られぬ有樣なり。尙有德の者には種々過役、科代を申付、首繼代、又はけかへし俵抔と名付米穀を取る事限りなし。百姓彌々是に困苦すといへとも、斯の如くなれは山林田畑は買人更に之なく、また家藏家財牛馬、或は娘等を賣て上納せしも有、年々打續きたる上納に苦しみ、妻子を引連れ他領へ迯去り、空家と成りし者三百二十六軒、此外山中に小屋掛して移りしもの數しれす。是に由て又百姓共は山中野原、或は神社佛寺に集り、神佛を祈り大相談となる。時に、下笹子村名主佐藤仁左衞門名は爲淸と云人進み出て申けるは、人々聞玉へ、金子、小助川は百姓の訴狀を受取り元の矢島になさんと欺き、願書の文を僞り書改め、己等の恨みを晴さんと百姓の名を借り山本一家を追拂ひ、檢地の事は其儘打捨、却て我まゝ成る事山本一家に增たり。是を誠の人と心得一味せしこそ殘念なれ。今度は一大事の場合なり。何分私江戶表へ登り殿樣へ事の始末を不殘申上、領內元の如くに安堵させん。若御採用これなくは、我身は如何樣成るとも御公儀へ直訴仕り、何れ迄も願取、かならす成就致させ申なりと齒嚙をなして申けれは、滿坐の人々大いに感悅し皆言語を揃へて賴みけれは、仁左衞門胸裏に死を決して是を領諾す一書に今度江戶表へ登るへき人を撰みしか何れの鄕村に而も皆仁左衞門を撰みけり云々。是に由て、仁左衞門則ち願書を作りける。山伏和光院是を淸書す。肝煎、組頭、

小百姓代人に至る迄、九百八十四人の連判と聞えけり。仁左衞門は村々より究竟の者十二人を拔出し、是と俱に家に歸り親類を集め、今度領內の百姓に代りて江戶表へ登るへき趣を告け、妻子には後事を悉く敎へ旣に出立せんとすれは、足輕等樣々に姿を隱し、村々の樣子を吟味する事益々急なり。依て伊勢參宮と名付、其支度にて密に出立たり。いそくに程なく江戶屋敷に著し、門外に夜の明るを俟居りたり。已に夜明れは、團野吉太夫此樣子を見て何者なると尤めけれは、仁左衞門始め十二人、國元の百姓にて願之筋有て登りし由を申上、則願書を指上る。團野氏取次て、名倉善太夫直樣之を御前へ差上れは、則ち御覽被遊、是は實事とは受難し。兼て小助川、金子を賴んて願出たる事とは雲泥の相違なり。直に尋問せんと、十三人の者共を白洲に呼出し、願意神妙に似たれとも、先達て金子、小助川を以て願出の通り、山本一家の者共を願のまゝに取らせ遣すに又ヶ樣之願書、往々如何成珍事を願出るも計かたし。其方共國の掟を破り、上を輕蔑する條不屆なりと大に怒り玉へは、仁左衞門恐なから申上るは、我々共百姓の身分として、御普代の御侍を何とて退治せん抔と御願申上へきや。唯年々打續たる諸上納に困窮して、反畝の御竿御免被下度趣願上候處、金子、小助川は自分の恨みを晴さんと百姓共を欺き、願書の文を僞りて指上御許を蒙り、百姓を募り、愚蒙の百姓共何の分別もなく、兩人に謀られ山本一家を追拂ひ申候。然る後ちは、諸上納御取立方の無理成事故是に苦み、所持せし物を賣、或は他國へ迯去りし事柄、又慶長年中以來の證據をあけて內高の事等逐一申上、何れ迄も領民立行樣歎願しけれは、先百

姓共を屋敷に入置御賄を被下れて、御吟味の上御評定有て、則ち八千石の御朱印を御下渡被遊、外に路用として金五圓を下されたり。其文書に曰く、

覺

今度不足米之儀惣百姓中情出候由祝着之事に候。尤十分に無之候得共心さしの程奇特成儀に候。然は當春小助川治郎右衞門金子久左衞門を頼登り候節水帳之儀高一萬五千石に極候はゝ米都合三萬俵納所慥に可仕旨皆々願候段委細聞屆望之通に申付候。依之松垣仁助差下候間其分相心得可申候。此旨無相違之趣肝煎惣百姓中連判之手形仕百姓一兩人に治郎右衞門久左衞門同道に而持參可有候。兼々申候通以來何分にも百姓中困窮無之樣可申付候條少茂氣遣有間敷候。仍朱印差下候也。

延寶七年未八月五日　　主殿　印

惣百姓中。

右之通御書付頂戴仕、後ち百姓より左の御受書を指し上る。

指上申書付之事

一　當春中御訴訟申上候通高一萬五千石米都合三萬俵可致納所之旨御朱印被成下畏頂戴難有奉存候。彌御朱印に被爲仰付候旨三萬俵御米當秋中より無相違急度可致納所候。爲後日之實判手形如件。

延寶七年未八月二十日　　何村肝煎　　誰　　印

同　組頭　　　　　　　　　誰　　　　　印

小百姓何十人代判　　　　　誰　　　　　印

小助川　治郎右衞門殿

金子　久左衞門殿。

斯の如く受書一村より一通、或は一郷より一通つゝ、觜肝煎、組頭、小百姓連判にて差上たり。後ち又左之通御書付被下たり。

寂前申下候手形之儀早速持參候段祝着之事に候。依之當夏之不足米殘分惣百姓へ許し遣し候間當物成三萬俵彌無遲々樣に納所可有之候。爲其如此候。

以上。

未ノ九月二十二日　　　　　　　　　　　主　殿　印

惣百姓中。

此に於て、仁左衞門等難有御朱印を頂戴仕る。右御證據に高一萬五千石納米三萬俵と御記し被成しは、此一件に付百姓實地の帳面等取調の上、三萬俵なれは上納すへき內決せしに付、仁左衞門異議なく之を拜受す。其一萬五千石は則ち內高故に、是を八千石の御朱印と稱するなり。仁左衞門は、大切に之を懷中して十二人と倶に江戶表を發足し、矢島に歸著し領內の百姓を集め、人を諸方へ馳らせ他領へ迯落た

るものを迎へ來り、山中等に隱れたるを呼戾し八千石の御朱印を拜ませ、如此難有御書付を戴く上は少しも騷く事勿れ。最早江戶表より御指圖有へし。先々悅ふへし迚仙北より酒を取寄せ、舞つ謠つ心地よく安堵の思ひを成したりける。

彼の御朱印等は、天童にて取返したる物なり迚小助川家にて預る處、余拜見して寫せしものなれ共、仁左衞門直々戴きたる物なれは月日等齟齬せり。矢島騷動一件に、八年八月二十九日矢島より江戶へ登せし書狀數通有。其文中に〇一道中にて治郞右衞門治部右衞門召捕□之節取返し申候御朱印惣左衞門罷登り候節指上け可申由奉得其意候〇と云條有。然は其小助川氏にて預る處は、後ち別に御下渡に成りしものを故有て預る物なるや。仁左衞門へ下されし御朱印は、旣に返納に成りしものと思はる。然れとも姑く右の書類を插入し置ものなり。

小助川江戶表へ登り主君を賺す事
兵力を以て徒黨の百姓を召捕りし話

替題復說。仁左衞門は八千石の御朱印を頂戴して下りけれは、此事四方に隱れなく高橋、金子、小助川等是を聞て大いに驚き、彼の仁左衞門か八千石の御證據を所持するに於ては一大事なり。如何樣の事を爲すもしれす。我々にも亦山本一家の如くにせられんも計り難し。油斷のならさる場合なりと評議に及ひける。時に小助川治郞右衞門は、兎にも角にも拙者江戶表へ登り、鷺を烏に云黑めんと矢島を

發し、夜を日に繼て江戸屋敷に到著し、御前へ罷出平伏し、先達下笹子村仁左衞門と申惡徒恐れ多くも御前へ直訴致せし處、事の曲直信僞をも御糺しなく其僞訴を御取上け、御朱印を御下け被遊候事當惑仕候。彼の奴原は今度の御朱印を種として、山本一家の浪人と謀を通し、公儀へ之を讒訴し君を失ひ奉り、加賀國より傳吉樣（生駒一英と稱す。則ち高俊四男にて主殿親興の弟なり。故有て金澤藩に客たり。前田家にて八千石を食む。矢島よりも終身五百石つゝ加州へ送るといふ）を迎へ立んとの企故、御大事と存し晝夜急きて登りし由大息ついて申上れは、殿樣始諸役人に至る迄大に驚き、然らは早々馳下り、智略を以て朱印を奪ひ、仁左衞門等を討取れと被仰付候こそはかなき次第なれ。小助川は十分に君を欺き賺し、我は道中疲れ成とて、此趣飛脚を以て國元へ申遣す（此飛脚四日にして著す。）國元に而は此報を得て大に悅ひ、笹子の奴原を退治せんと金子久左衞門を討手の大將とし、小番安右衞門、山科利左衞門を軍奉行とし、足輕雜兵人足勢に至る迄凡四百人、八年申の七月廿五日密に城内を出陣す。折ふし雨降りにて天墨の如く曇り、急くと雖も道辷り、漸く笹子へ著けれは瀨目峠に陣を取り、弓鐵炮の者を先に立て、槍或は棒の者是に繼き、先仁左衞門を討捕らんと繰出し、一手一手へ仁左衞門、和光院等を討取て高名せよ、褒美は望次第と下知しけれは、勇進んて向うたり。仁左衞門の家宅は下笹子村本杉澤（今の元屋敷と則ち是なり）云處なり。是を十重廿重に追取卷き鯨波を揚、踏込んて生捕りにせよと下知すれとも、大勇無双の仁左衞門なれは誰一人も入る者なかりけり。仁左衞門は聲をも出さす、居しや否や分らされは、弓を射鐵炮を放して攻めたりける。仁左衞門は今村金助（金子銀左衞門に殺されし今村安右衞門の兄なり）の密告に依て、早くも妻子を後ろの山

の嶺平に隱し置き、其身は伯父甥と迯出んとせし處、大人數に取まかれし事なれは如何共すへき樣なく、臺所の水壺井戸成へしに隱れ居て出されれは、寄手は是に退屈して、燒殺さんと四方より火を掛ければ、七年已前に新築せし六間梁に桁行十間の大家、並に土藏、稻小屋に至る迄忽ち灰燼と成りにける。此災に仁左衞門の系圖、古記類、什物等悉く烏有に屬す、惜むへし。仁左衞門も火に苦み、透間を窺ひ煙りに紛れて命からから跂出て、小藪の中に匿れたり。人足勢の內より大栗澤村の茶右衞門是を見て、我討取て高名せんと鍁を以て突掛る。仁左衞門藪より躍り出て莞爾と打笑、此仁左衞門を討とらんとは蜘の棧し猿猴の月、我か相手には不足なれ共、いてもの見せんと云儘に飛掛て槍を奪ひ取たる有樣は、髮毛逆立摩利支天の荒たる如く、恐しかりける次第なり。茶右衞門震ひ恐れて迯行を、仁左衞門大音に、迯足の早き奴かな。是は汝か物なり。持て歸れと投突きにしければ、股より膝へグザと突通され、からからと引摺なから高這して迯にける。仁左衞門は金子を討取るには寂安き事なれ共、大切の御朱印を懷中せし故、若し仕損して敵の手に渡る時は領民は如何成へきやと思ひ、脇成る澤を潜り平林村より川を濟り、長畑村の山中に匿れたり。仁左衞門方へ先年薩摩藩士某、六部と成りて武者修行來る事有。兵法の達人なれは、永々留置き其術を學ひ奧傳を授る故に、仁左衞門は諸藝に達せしも理りなり。寄手仁左衞門を討洩しければ、一味の者を搦とらんと山伏和光院の家に押かゝる。和光院は人馬の物音に驚き出て見れは、既に大勢屋敷を取卷んとす。親父大性院は七十有餘の老悖なれは、妻子を附て迯落すを、金

子久左衛門に切掛られ疵を蒙り、川端の柳の下に隠れて遁れたり。和光院も透を見て迯んとせしに、跡に殘りし三歳の小兒寐入りしか、此吐嗟に目覺め、家内に一人も居らされは泣き喚んて出たるを、悲しやと抱きて迯行を、金子是を見て脫さしと組付たり。和光院は聞へし大力にて、事共せす上を下へと組合しか、久左衛門を組伏せ捻首にせんとするを、土田太治右衛門後ろより組付は、人足勢新所村の太郎、築館村の源三郎等馳來り、手取り足とり終に和光院を生捕ける。是より下笹子村の太郎左衛門を捕らんと押掛れは、既に迯失せて、八十餘りの老父常法と云者只一人、奥の一室に隠れ居るを探出し、其子太郎左衛門の代り成とて繩掛たり。亦諸々へ亂入し、仁左衛門へ黨せし者を搦捕る。其人數は下笹子村久助、又上笹子村茂右衛門（太郎左衛門茂右衛門とも肝煎なり）も迯けて見へされは、親の代りなり迚其子甚太郎、甚之丞兩人を搦捕る。以上五人と聞へけり。外に家々の下人四人を捕る（此四人後ち放免となる。）寄手は二つに分れ、一手は是より直根鄕百宅村へ押寄せる。百宅の百姓ともは是を聞て、皆散々に落失せて一人も居らさりける。此時笹子、直根の家々に而、衣類、諸道具を奪はれしもの數知れすと云（諸物品を盗まれし事天童にて奪ひし書類に見ゆ。）寄手は凱歌を揚けて歸陣しける。此度の騷動に恐れ、他領へ迯退きて空家と成りしもの五十九軒、其人數は老若男女五百四人なりと云。

仁左衛門等哀訴せんと江戸表へ出發の事

小助川天童に於て御朱印を奪取りし話

却說、夜討笹子鄕を刧しければ、百姓共は散々に迯落たり。又寄來るかと要心するも有。仁左衞門は、家を燒れ和光院は生捕られければ、我片腕を落せし如くに惜むなれと、宗旨の者を呼集め云けるは、奸臣等君を欺き奉り、我々とも御朱印を頂戴すと雖更に此甲斐なく、却て夜討旁亂暴狼藉言語同斷の振舞なり。此上は江戶表へ事實具に哀訴すへし。若又疑ひて御取上無之は、彌御公儀へ直訴致すより外に手段無之と申ければ、實にもと坐中感淚を催し皆之に同心すれは、八千石の生靈に代らんと仁左衞門に隨行を望む人々は、上河內村葛平の重右衞門、外山の孫八、下直根村岡田代の傳左衞門（一本嘉平）同道祖神村（今のオの神村則ち是なり）三九郞、同打越の喜右衞門、同石神の五郞助、上直根村百宅の治郞右衞門（一本猪右衞門）前鄕荒澤村菅谷地の新五郞（一本新五郞を直根村の人とす）向鄕中山村佐藤主計（星宮大明神の神主なりといふ。一本直根村の人とす）下笹子村（一本猿倉村）の源兵衞、上笹子村天神の作兵衞（一本作藏）同村下宮の重五郞、同村眞砂（一本砂口）の勘左衞門、都合十四人なり。此とき山本一家の退去者は庄內、松山邊に忍居たり。仁左衞門に黨する故に、和光院度々酒田の山伏萬藏院へ行き、かねて三浦、遠藤等に相談せし事なれは、遠藤小右衞門は粟山孫兵衞と、遠藤重兵衞は岩瀨惣右衞門と變名し、此外數人已に江戶表へ登り、上野東叡山寬永寺の宮樣へ內願し、力を盡して仁左衞門の著府を俟居りたり。仁左衞門は彼の十三人と供に、夜中密に小式峠（由利最上郡境）の嶮路を越え、急きて天童（松平下總守□□の領分）に至り原ノ茶屋にて休みける、時は八年申の八月十日の朝なり。小助川治郞右衞門は、御前は首尾好して鎗を賜り、山口治部右衞門と江戶表を出立、八月七日奥州福島城下（板倉氏治所）にて、山科利左衞門か江戶へ登るに逢ふて國

元の様子委しく聞て、山科に分れ萬事氣を付て下りしか、天童ヶ原の茶屋に而、圖らす仁左衛門等の休み居るを見るより早く馬より飛ひ下り、遁すな者ともと聲諸共に、家來に持せし彼の鎗を取りて突かゝる。仁左衛門事共せす、透を覘ふて組付て火水になりて揉み合しか、大勇無双の仁左衛門なれは、難なく組伏せすてに危き處に、供の者馳來り後ろより仁左衛門を切らんとすれは、仁左衛門は小助川を放して、手早く彼の鎗を奪ひたり。小助川は主人より拜領の鎗を取られ、赫と怒りて太刀を拔て切て掛る。仁左衛門は心得たりと鎗を以てわたり合、火花を散して戰ひける。小助川は叶はしとや思けん、此場を外して天童へ迯込みたり。仁左衛門も今度は大事の用先なれは、萬一仕損する時は名を末代に穢すなりと、山寺の方へ迯入ける。外十三人は、山口治部右衛門に追立られ右往左往に散亂す。足輕等之を追かけ田の畔を渡り、畠を躍越、終に天童の郡代を賴み、加勢を借りて外山の孫八を捕る。又下笹子の源兵衛を山中より搦とる。是より奥平小次郎様(後ち美作守信昌)の城下山形(天童山形村山郡)に至り、御徒士目付四人、御足輕三十五人の御加勢を得て、此夜打越の喜右衛門、道祖神の三九郎を召捕る。四人の懷中を改め、又孫八か首に掛たる狀箱を開き見れは、則ち八千石の御朱印、其外訴訟連判書類種々有けれは、御朱印は則ち仁左衛門の代り成とて大に悅ひ、時に洪水にて小助川、山口等天童に逗留して路金を費し、山形の本陣大竹五郎右衛門より金五兩借用し、警固の足輕數十人を山形より借り四人の百姓を引、此趣を兩方(江戸)(矢島)へ飛脚を以て申越したり。其江戸への書狀に曰、

飛脚差登申候間一筆啓上仕候。先以殿樣奉始上々樣方益御機嫌克可被爲成御坐乍恐珍重に奉存候。

一　當七日福島にて山科利左衛門に逢御在處之樣子具に承り候故道中心得罷下り候處松平下總守樣御領天童と申處にて今十日之朝六半時分に百姓共に通達逢申候。此方より言葉を掛申候得共返答も不仕田方へ相越方々へ迯申候故押掛上川內孫八と申す者一人からめとり置申候。殘之者共方々へ迯廻り申候故下掛共及力に不申候故天童にて加藤久兵衛後藤治右衛門を賴み町中大勢御人御貸候故笹子の源兵衛と申者山の內にて搦捕申候。隨分働き候へ共二人繩下に仕り罷下り申候。

一　右孫八と申者狀箱首に掛罷在り取上見申候へは當夏殿樣より被下置候御朱印共外御訴訟書御坐候。則ち御朱印は御在處へ持參仕候。御訴訟書は差上申候。右之登候者共名書付差上申候。取もらし候者は江戶へ罷登り候や又御在處へ下り申候も知れ不申候。乍去御朱印書付は此方へ取上け候間罷登候儀罷成間敷と推察仕り候。拙者共不働故取洩し歟と思召被遊候乎と氣之毒奉存候。彌十日には天童に逗留仕此飛脚も爲登申候。又在處へも飛脚を立迎之者共參候樣に彥兵衛方へ申遣候。

一　下總守樣御家中天童之御役人へは御在處へ罷下り彥兵衛と相談仕り飛脚差越可申と奉存候。殊之外介抱に罷成り候。

一　加藤久兵衛後藤治右衛門と申者天童にて大名主にて御座候間此度殊之外情出申候。青海小兵衛殿

市橋助之進殿より天童郡代へ禮狀被遣可然と奉伺候。郡代之宛名佐藤孫介幸田七左衛門と申候。拙者共天氣惡敷道中大水故延引罷成迷惑仕候。何事も追々可申上候。恐惶謹言。

八月十日

小助川 治郎右衛門

山口 治部右衛門

御小姓衆中

御披露。

猶々申上候。仁左衛門罷登候得共此者隨分取申度存候へ共洩し候て氣之毒に奉存候。年去御朱印取返し候得者仁左衛門代りに□□□。

追て申上候。大性院太郎右衛門茂右衛門三人の名付にて江戸への狀御坐候。開き見申候得者先樣之宛名しれ不申候。右之狀差上申候。以上。

其書狀則ち左の如し。

百姓共罷登申候間一書致啓上候。江戸より御便之衆相□申候處に先月二十五日夜明に有之相談は□申候得共□□□□□役人衆久左衛門殿大勢に而五人之處へ一度に押込み茂右衛門末の子二人和光院太郎左衛門親兄弟久助下人三人合八人からめ被捕候。卽籠に入被成候。家内衣類諸道具無殘夜□の如く取なされ散々の體に罷成候。大性院事手を負ひ被申此者共口上可申上候。以上。

八月六日

大　性　院
太郎左衛門
茂　右　衛　門

栗　山　孫　兵　衛様
岩　瀨　宗　右　衛　門様

此名宛は則ち山本一家の退去者にて、栗山は遠藤小右衛門、岩瀨は遠藤重兵衛の變名にして、後ちに知れたりといふ。又十一日の書狀左の如し。

追而言上申上候。右取殘申候百姓共江戸へ罷登り候歟と奉存候故山形宿大竹五郎右衛門方へ拙者共方より見知り候者一人遣付置□□罷登手判□申候はゝ延引仕候樣と申付候處取洩し候百姓直根喜右衛門同村三九郎と申者宿を取り彼者共宿を賴五郎右衛門方へ尋申候は我等共五郎右衛門處に一宿仕候を承我等共家名何と申人に御坐候哉と宿をたのみ五郎右衛門方迄尋申候に付右付置候者氣を付五郎右衛門と相談仕見屆候て彼者宿を五郎右衛門方へ呼寄相談仕り此者共子細有之者に候間手判も延引いたし取走不申候樣に能々宿仕候へと斷り置拙者共方迄爲知候に付天童より急に參り候。其內五郎右衛門は御役人方へ申上候得は左樣之徒者に御坐候はゝ御如在之不被成と被仰則御徒士目附四人御足輕三十五人被仰付拙者共天童より參り候を御待被成候處彼の者共最早ケイキを見取り立退申樣

に一兩度相見へ候故御押掛召捕繩下に被成置候處へ拙者共も十日晩五つ半に參着山形御役人御町奉行所へ右之御禮申上候而則ち右之繩下之者四つ半過に受取天童迄罷下尤御足輕人足御附候て天童迄御送被下候。今度之五郎右衞門働猶以御役人中御情分之程御禮難申盡奉存候。

一　殿樣之儀申立候得は猶以左樣之儀候へは少茂御如在不被思召と被仰殊之外御情分にて御坐候。其譯に而も奥平小次郎樣へ御使者御立乍恐可然と奉存候。尤も此方山形城代其外御役人方へも御禮飛脚御下し被遊可然と乍恐奉窺候。此方取込候故文體も前後可然と奉存候。何も追々御披露可申上候。恐惶謹言。

八月十一日

小助川　次郎右衞門

山口　治部右衞門

御小姓衆中

御披露。

猶々申上候。仁左衞門其外之者共何方へ參り候も知不申候。尤山形へ入候樣に申來候得共爰許御吟味嚴敷何者に而も今晩中夜更にて宿致し間敷のよし町中御觸御坐候故多分山形にて一宿仕候儀罷成間敷奉存候。定めて近邊の堂宮又は野山に而も忍可申かと奉存候。何卒跡にて召捕申度と心掛け罷在候。扨又ケ樣に所々にて御役介に罷成候儀如何に思召可被遊と奉存候得共御城下之儀に御坐候得

は理不盡に斷りなしには不被罷成候故相斷候得者何方にても首尾能召捕拙者共大慶仕候。將又彼者共召連道中も如何御坐候故戶澤能登守樣御城下へ罷着候はゝ御役人方迄相斷御人借御在所へ罷□可申と奉存候。其內彥兵衞方へ迎人申遣候間可參と奉存候間左候はゝ人借申候には及申間敷と奉存候。

右之通道中に而兎や角と仕候て殊之外手詰候者には路金無御坐候間迷惑仕候故大竹五郎右衞門方に而金子四五兩調罷下り候。諸事今度五郎右衞門仁左衞門取持隨分働申候間其元御家老衆より右兩人へ禮狀被遣御尤に奉存候。

斯くて天童を出立、戶澤能登守政盛樣の城下新莊最上郡へ到著して拜借の足輕を山形へ返し、國元より迎の人數と新莊發足し、金山驛との間和泉新田と云處に而葛平の重右衞門を見當りて搦とり、勇んて八月十五日矢島へ歸り、囚人を牢獄に入れ此時の獄屋瀧の上にあり日々拷問に及ひたり。時に何者かしたりけん、御會所の門柱に三首の落首を貼つけたり。

玉はりし一本花も咲すしてほいなく敵に鑓梅のさき。

御目安のとかさへ有るに下されし鑓を奪ふは二罪もんかな。

小助川に笹子山水つよくして槍と浮名を流しける哉。

彼の「二罪もん」は、則ち仁左衞門と云義なるへし。斯て小助川、山口の兩人、此度の働きに依て御朱印

取返したるに付、御褒美として金三百疋つゝ賜りける。扨て仁左衞門は山寺に迯去りて、捕漏されたる者八人を尋集めて相談に及ひけれは、大切の御朱印幷に訴訟、其外連判の書類等、仁左衞門は常々隱密に覘はれ危き事度々有し故、此度も外山の孫八に爲持しか天童にて孫八捕はれ、書類不殘小助川の手に奪れしに由て皆々大に力を落し、闇夜に燈を失ひしにことならす。如何せんと歎きたり。仁左衞門は、先國へ歸り工夫の上彌々御公儀へ哀訴すへし。必す愁ふる事勿れと、力を添へて八人を引連れ矢島へかへりけれ共、刺客等仁左衞門の所在を搜探する事尤急なり。由て仙道鄕雄勝郡秋田領に匿れける太平記には此時仁左衞門新庄領清水といふ處に居り劍術の師匠して有けると云々。

和光院等拾人を死刑に行ふ事

佐竹家へ援兵を乞ふて藤倉山を取圍し話

斯て市橋、金子、小助川等、笹子並に寂上にて搦捕たる百姓十人を評定所へ引出し日々責糺し、其取上たる書類と白狀とに由て、山本一家の退去者變名して密に是に加り、力を添へて江戶表へ忍居る事顯れけれは大に驚き、市橋申には、御朱印を取返されし上は、仁左衞門大膽成とも何方へも訴る力有へからす。先以後の見せ示しに十人を嚴刑に行ふ時は、仁左衞門以下の殘徒も自ら消滅して鎭るへしとなり。金子の云には、兎角仁左衞門といふ曲者存命する間は、とても枕を高くして臥す事能はす。若山本一家の黨と謀議して公儀へ彌愬訴するに於ては、君臣の難儀斗り難し。仁左衞門等は仙道輕井澤雄勝郡秋田領邊に匿

れ居る由なれ共、今度は油斷も有まし。迚も小人數にては捕かたし。兼て江戸表に於て佐竹右京大夫義處殿へ賴みし如く、加勢を得て卷詰捕るへしと衆議之に決しければ、久保田表へ使者として小助川治郞右衞門を遣す。小助川は矢島を發し秋田へ至り、家老澁江宇右衞門隆光へ差上たる書狀に曰、

未得貴意候得共態以使札致啓上候。然は今度主殿領分之百姓共企惡逆領内騷動之義定て可被及聞召候。村々より立退候百姓之家數百六十軒餘にて御坐候。然る處皆々急段々在所へ立歸申候。未歸不申百姓四十軒斗りにて御坐候。其御領上仙道邊其外藤倉筋之山中在々處々にかくれ居申候由承り及候。御隣單之義御坐候條御内通申合搦捕申度存候。乍去主殿義候故人少御坐候而働兼申候。尤從此方も人數遣申候得共未惡黨共有所治定相知不申候。其上御斷も不申達而御領内騷動仕候儀如何存候故致延引候□於江府當月朔日

右京大夫樣へ主殿御直談右之次第得御意候處主殿爲被成候者此段仕置之御手傳被遊被下候之旨御賴母敷御懇志被仰聞候由從主殿方申越候。可然樣御相談被成不殘搦捕候樣に被仰付可被下候。萬一惡黨共働候はゝ卽時討捕可申候。山林へ被籠居候はゝ以鐵炮打殺申程稠敷可申付と存寄候間左樣御心得少も無御遠慮被仰付被下候はゝ忝可奉存候。彼者共之内長本人五七人御坐候。此奴原は搦捕申度存候。委細別紙書付、猶使は小助川治郞右衞門口上申含候條不能詳。恐惶謹言。

八月二十一日　　市橋彦兵衞花押

梅津半右衛門様
澁江宇右衛門様
参人々御中。

覺

下川内百姓

一 藤倉村良覺院處に居　彌惣兵衛
一 同　理右衛門
一 同　與作
一 同村の內小屋掛居申候　仁左衛門
一 藤倉村山之內に居　吉左衛門
一 同村三左衛門に居　太左衛門

笹子百姓

一 上仙道の內金坪道作右衛門處に居　仁左衛門
一 同所惣右衛門處に居　仁助
一 同久保村六右衛門處に居　善右衛門

一 同村の內小屋掛居申候　作十郎
一 同村仁左衛門處に居　與左衛門
一 井出村惣左衛門處に居　與五右衛門
一 藤倉村三左衛門處に居　甚太郎
一 同村長七處に居　甚太郎
一 同村長七處に居　中將坊。
一 西の澤仁左衛門に居　茂右衛門
一 上仙道作左衛門に居　久太郎
一 藤倉村山中に居　作藏

一田代村彥十郞に居　太郞左衞門　一西の澤仁左衞門處に居　久兵衞
一同　斷　久　八　一藤倉村山中に居　十五郞
一上仙道ハンサイケ五左衞門處に居　大性院　一同　斷　傳吉
一藤倉村山中に居　九左衞門。

直根百姓

一藤倉村山の內に居　嘉兵衞　一同　清藏
一藤倉村山中に居　五郞助　一同　惣吉
一同　茂兵衞　一同　甚太郞
一同　杢左衞門　一同　主計
一同　新左衞門。

百宅百姓

一藤倉村山中に居　三　助　一同　清左衞門
一同　惣左衞門　一同　孫左衞門
一同　佐十郞。

向鄕之內新庄村

一　重光院。

以上四拾人。

八月二十一日

右は領分立退申候百姓共に御座候。

時に延寶八年庚申八月二十三日、拾人の囚を引廻しの上へ、新町村裸森に於て刑罰に行ひたり。檢使役は金子久左衛門なり。第一和光院は生埋なり。福王寺（生駒家祈願所）にて大峯出立に裝束させ、補任等迄首に掛させ、矢島惣山伏是を護送す。和光院は顏色惡鬼の如く、勃然として怒れる眼に血を注き齒嚙をなせし、其有姿は恐ろしかりし次第なり。既に刑場に至れは、裸體にして楤木（たらつき）の簀にて卷き一丈計り深き穴に入れ、山伏中經文を讀誦しなから穴を巡り礫を投込み、終に空敷成りにける。次に外山の孫八（此子孫小川村樫子に有と云）打越の喜右衛門、下笹子の源兵衛、葛ケ平の重右衛門、道祖神（今の歳の神村）の三九郎、下笹子の久助、此六人を礫に行うたり。此とき打越の喜右衛門は、槍十二本突れ群集の傍觀を顧て、余か輩素より好て強訴するものにあらす。抑江戸矢島の有司等、私利を營み公儀を閉塞し、上を罔り下を剝ふ。國家の安危、生靈の塗炭見るに忍ひす、聞に堪へさるの餘り遂にこの厄に罹る。假令形骸朽腐して土と成るとも、一念空敷朽滅せんや。我等最期の一念、一年を出すして舊に復さん。かならす愁ふる事勿れと、大聲譁て莞爾と嘻ふて目閉たり。又下笹子村の常法と云八十餘の老悖（常法の子太郎左衛門の子孫雄勝郡中仙道村に有と云）上笹子村甚太郎、甚之

丞、合二人を斬に處す。都合十人なり。滿場寂莫として絕て人聲なし。各心中に念佛を唱へ、袖裏に血淚を拭ふ。山伏十七人、外に徒黨の出たる村々より三十人つゝ、此日より二十九日まで七日間獄門の番を申付たり。

和光院等の靈驗著明く、遠近より來りて諸願成就を祈るもの夥しく、後ち有志者碑を刑場に建て、每年四月八日を以て恒例祭とす。常に參詣群集して香花絕へすといふ。和光院、法名を權大僧都宥全法師と稱號す。

斯のことく刑罰相濟けれは市橋等大に悅ひ、仁左衞門を擊取らんと農兵を募り、密に出陣の要意をなし小助川の歸るを俟居りけり。然る處に久保田表は首尾好して、同二十四日治郞右衞門歸著しけれは、市橋返書を披見す。其書狀に曰く、

御使札令拜見候。然は今度主殿樣御領分御百姓とも企惡逆村々立退候家數百六十軒餘有之候。頃日段々在所へ立歸未罷歸御百姓四十軒斗御坐候。此方領內上仙道邊其外藤倉筋山□在々處々に隱れ居候由及御聞候間被爲搦捕度思召候得共未惡黨共有處相知不申其上御斷も不被成領內騷動仕義如何と御延引候由御慇懃之御事に候。其許よりも人數可被遣候間此方よりも人數差遣惡黨共搦捕候樣に被成度よし御紙面之趣令得其意候。於江戶主殿樣右京大夫に右之次第御意被成候に付御相談被申候通右京大夫申遣惡黨共搦□置候樣にと被申越候。乍去有處知れ不申候に付一兩日以前目附之者差遣候

罷歸り次第承り屆け召捕可申と存候處惡黨共有所御書付被遣候間物頭之者申付爲召捕可申候。委細小助川治郎右衞門殿へ物語申候間可被爲聞候。相變儀も御坐候はゝ可被仰聞候。御相談可申候。御隣單之儀に御坐候得は少茂踈遠に不仕候。猶期後音之時候。恐惶謹言。

八月二十三日　　澁江宇右衞門花押

市橋彥兵衞樣

御報。

猶々惡黨共萬一働候者即時討捕山林被籠居候はゝ打殺候程鐵炮にて嚴敷可被仰付思召寄候間無遠慮可申付よし承知申候。其許より被遣候衆此方之者に先々相□候樣に可被仰付候。梅津半右衞門事供致し江戶へ罷登候間不及加判候。以上。

右書狀の如く加勢之趣承知之返書有ければ、大に悅ひ手分をなし、一手每に攻口の地圖を渡し、仁左衞門を討捕るものは褒美望次第なりと下知を傳へ、各向ふ所を定めて勢揃をなす。

一　玉米口より仙北へ　大將　小助川治郎右衞門

足輕二十人　外に供。

一　藤倉へ　大將　金子久左衞門

鐵炮　二十五挺　田部淸八郎

鎗　十本　　　　　　　　　　　　　高橋安太夫

農兵は何れも竹槍、或は棒を持。　山口治部右衞門

　　　　　　　　　　　　　　　　　山口七兵衞

　　　　　　　　　　　　　　　　　足輕十七人

　　　　　　　　　　　　　　　　　農兵四百五十人。

壹番手　狗鷹尊佛口より

　鐵炮　三挺　　　　　　　　　　　足輕　三　人

　　　　　　　　　　　　　　　　　農兵五十人。

貳番手　百合莖口より

　鐵炮　三挺　　　　　　　　　　　足輕　三　人

　　　　　　　　　　　　　　　　　農兵五十人。

三番手　梨木峠口より

　鐵炮　三挺　　　　　　　　　　　足輕　三　人

　　　　　　　　　　　　　　　　　農兵三十人。

四番手　轉矢場口より

鐵炮　三挺　　足輕　三人
農兵二十人。
五番手　國見峠口より
鐵炮　三挺　　足輕　三人
農兵二十人
一　笹子筋へ
壹番手　檜山越口より　大將　小番安右衛門
鐵炮　三挺　　足輕　八人
農兵六十人。
二番手　道者道口より
鐵炮　三挺　　櫻庭治右衛門
同　半右衛門
足輕　八人
農兵四十人。
三番手　豐前長根口より

鐵炮　三挺
堀江甚左衞門
足輕　六人
農兵四十人。

四番手　松長峯口より
鐵炮　三挺
中西勘十郎
足輕　七人
農兵三十人。

此外別軍として生駒權之佐領内より向たる人數。

別軍　智者鶴口より
高山万右衞門
足輕　三人
槍　二十三人
鐵炮　六人
棒　四十人。

別軍　瀧中山並唐松境口より
槍　三十人

鐵炮　二　人

棒　二　十　人。

惣勢合計千四十七人。

右之如く軍配相定、同月二十六日矢島を進發す。佐竹家より加勢の人數左之通り。

久　保　田　勢

一　千三百石　町奉行　大將　信田小右衛門

一　三百石　物頭　川井佐太夫

一　同　半田佐太夫

一　同　川井平右衛門

一　同　根田十郎右衛門

一　同　山崎清右衛門

一　足輕五百人

弓鐵炮薙刀等是に准す　此外雜兵。

惣勢合七百人。

同廿六日西馬音内（雄勝郡）に著陣し、山田、桐畑、飯澤、田代、堀内、水澤、其外諸處より進み、夜中相圖を定め、

双方より挾討にせんと螺を吹き鉦を鳴し、責太鼓を打、旗馬印を嵐に靡かせ仙道、輕井澤を取圍み、藤倉の山中へ押登る。鯨波は山谷に充滿す。此事早く聞へければ三仙道、田代、輕井澤の老若は勿論、矢島の百姓共は皆迯失る。中にも女童は泣啀き、峯を越へ谷川を渡り、石や木の根に躓きて八方へ散亂し、疵を蒙りし者少からす。時に上川内葛ケ平の小三郎か妻は懷胎にて、尙稚子二人を引連れ國見峠へ攀ち登りしか、持病の癪に苦しみ折柄雨降にてせんかたなく、木の根に轉ひて終夜親子三人泣明し、互に流せし血の泪、草木も赤ケに染む斗り、母は七顚八倒の惱みにて終に空敷なりにける。兩人の小兒は母の死骸にすかりつき、是も泣々餓死しける此類數ケ條有と皆略す。寄手は山々谷澤殘る隅なく搜せとも、更に一人も居らされは途方にくれて、上仙道、中仙道、下仙道、田代、輕井澤村等の家藏、稻小屋に至る迄殘らす探り、藤倉村山伏良覺院方へ殘りし、小栗澤村彌惣兵衞の娘十二三歲はかりの者只一人居る。是を召捕て樣子を聞に、軍勢攻來る事早く告る者有て、仁左衞門等小屋を燒拂て何れへか皆迯行きたれど、私は人々に隔られ、夜中の事故すへき樣なく殘りたりと泣斗りなり此女小番氏に預けらる。仁左衞門は凡人にあらす。軍兵寄來るを聞て、降々と爰に敵を俟へきや。市橋、金子、小助川の大望、水の泡と成りしこそ可笑しけれ。矢島勢は茫々の爲體にて、佐竹家の加勢に一禮を述て引歸る。久保田勢は、矢島の百姓を宿せし者殘らす召捕て引取りける召捕られたる者共直に放免になりしならん。

參考の爲左の書狀を附記す。

一筆致啓上候。然は段々召捕申候徒黨之奴原別て道中に而搦捕申候五人は何角僞申出候に付及強問候處紛れ無御座候。惡逆之同類之由各白狀仕候故先達而召捕候五人一同に去る二十三日死刑に申付候。四人之下人共は死刑相宥親兄弟共に遣申候。幸此者共親兄弟共は笹子騷動にも立退不申百姓共に而候故此忠節を申立右之通りに申附候。太郎左衛門親常法義何卒死刑を宥申度存寄候得共大罪之者の親にて候故爲御仕置不及是非打首に申付候。和光院義は衆徒中申渡御領內山伏不殘呼寄法教院先達に而山伏の法石小詰に行申候。廻書に連判仕候山伏十七人御座候故此者共を和光院獄門之番人七日之間今日迄申付候。其外騷動之村々より三十人宛番人惣獄門之場に今日迄一七日申付候。死刑の品々別紙に委□に及書付差上申候。恐惶謹言。

八月二十九日　　市橋彦兵衛

市橋助之進殿

青梅小兵衛殿

八月二十三日刑罰之覺

一 石小詰（生埋）　七月二十六日其村にて召捕　上笹子村　和光院

一 磔　同　下笹子村　久助

一 同刑　八月十日天童に而召捕　上川内村外山　孫八

一　同　八月十日夜山形に而召捕　下直根村打越　喜右衛門
一　同　八月十日天童にて召捕　下笹子村　源兵衛
一　同　八月十三日和泉新田にて召捕　上川内村葛ヶ平　重右衛門
一　同　八月十日夜山形にて召捕　下直根村才ノ神　三九郎
一　打首　七月二十六日其村にて召捕　下笹子村　常法
一　同刑　同　上笹子村茂右衛門子供　甚太郎
一　同　同　同斷　同人弟　甚之丞

〆拾人。

右之外下人共四人は宥死罪親類共に渡遣候。委細は御前へ申上候。以上。

八月二十三日

肝煎太郎左衛門下人　壹人
放免に成りし四人　肝煎久兵衛下人　貳人
肝煎茂右衛門下人　壹人

此外書狀數通あり。其內に〇一當六日に惡逆之黨類四人於御下屋敷搦捕候由扨々天命難遁儀候。二人は遁申候由御紙上之趣委細奉承候云々。御別書之御書付四人之奴原名付承知仕候。云々〇此者共は如

何なりしや。

金子謀て仁左衞門を殺す事

仁左衞門の妻貞節、夫の訴人を刺殺せし話

市橋、金子、小助川等、仁左衞門を討取るへき術策つきて左之通り觸達し、其上諸所へ高札を建たり。

覺

一 下笹子村惡黨仁左衞門を討取候か、搦捕候歟、或は有所を注進するもの有之に於は、假令同類緣者たりとも其罪を許し、御褒美望次第可被下もの也。

壬 八月　　　　　　　　奉　行　所。

此時仁左衞門は上仙道檜山村（雄勝郡秋田領）の山中、後ろは岩疊にして樹木茂り、前は川深く屈竟の要害に籠居れ居たり。爰に下笹子村に久八といふ者有。仁左衞門とは從弟なれ共、生質欲心深く今度の觸達に惑ひ、忽ち心替りして奉行所へ訴人に出たるこそ淺猿けれ。市橋、金子等大に悅ひ望の品を問へは、久八ヶ樣々々と望みけれは、最安き事なり。討取たる上は其通りに取らせ遣すへしとて、金子は久八に謀計の趣を密敎し、是は當坐の引手物なりとて鳥目澤山に與へけれは、久八悅んて歸り、彼の檜山の奧なる住所に行き仁左衞門に申けるは、我々今は身の置處なし。妻子を連れて此邊に引越し度思ふといへは、仁左衞門沈吟良久して、然は爰に引越來れとの詞に久八悅んて支度をなさんと立歸り、酒肴を調へ又夜

中に忍行く。妻子は明日來るなり。他へ知れさる樣、態に別て來る由を述て先酒を進むるに、仁左衞門は思ふ事の有身なれは深くは飮すして中には、我是迄力を盡せし甲斐もなく御朱印を奪され、家を燒れ、和光院等は皆殺され、此上は何を憑に事を爲すへきや。殘念なれとも矢島へ忍込み、金子、市橋等を切殺し潔よく自害すへし。其期に臨んて賴むものは是なりと、家に傳ふる村正の作、二尺八寸の寶刀を取出し久八か心中を試みけれは、久八心中大に驚き、貴殿左樣短氣の事を成ときは却て暴惡の名を後世に殘し、其上八千石の領民禍を蒙り如何成る苛酷に陷るも計りかたし、先々時節を俟て思慮を廻らし本望を遂け、領民の回復を計り給へと盃を指て四方山の話に移りけれは、流石義勇無双の仁左衞門も謀に引され、欺まされしとは夢にも知らす終に吞重り、只鼾聲轟々として醉仆れたり。夜は深更に及ひ、偶々聞ゆる猿の聲深山の四方に谷響して物凄しく、俄かに天かき曇り雷鳴りわたり、猛雨頻りに降りて車軸を流し、天地これか爲に震動し、悄風林を拂て颯として殘燈影暗し。久八は仁左衞門の刀を隱して是を告れは、金子は、數十人の足輕に飛道具を持せ先刻より傍の藪中に埋伏して俟受たれは、相圖をきゝて踊出て靜に入りて、其熟眠を窺ひ劍を振つて寢首を打墜す。無慘成かな、矢島百姓の大棟梁たる佐藤仁左衞門、四十三を一期として深山の露と消へにける。實に延寶八年庚申の閏八月十五日なり。此とき妻子は直根鄕に隱れて有しと云。「或は仁左衞門の寶刀これより金子家の什物と成るといふ。」

○太平記には、仁左衞門は金子の謀に由て實弟仁助に欺かれ、元屋敷村の自宅に於て生捕られ、五

月十二日前杉にて首を切らる云々と載せしは、妄說にして信するにたらす。

○二重櫻には、仁左衞門は久八の讒人に由て、村上郡山寺村に於て金子久左衞門に誅殺さる、云々。

○根元記には、金子久左衞門は百姓九郞右衞門と云者に金錢を與へ謀を致へ、美女を以て仁左衞門に酒をすゝめ、醉臥したるを斬殺すと、云々。

○或云、仁左衞門の親類なる百姓長右衞門と云者、金子久左衞門より金錢を澤山貰請、其有處を告て誅殺せしむ、と。

○一說に、仁左衞門は、勁なる上杉澤村の兵右衞門と云者の讒人に由て、上仙道村尾久曾澤と云ふ處にて、金子久左衞門の爲に謀事にて殺さる、云々。

金子久左衞門は大音に、鬼神と呼はる仁左衞門を討取たりと大に呼れて矢島へ歸り、頓て首を梟木に掛られたり（二重櫻には、首を明年春までさらすとも更にいろは替らざりける。云々。）

仁左衞門氏は特に藩吏の注目する處にして、踊天蹐地纔に身を以て遁れ、其間殆と髮を入れす、其最上仙道に潜むや、體を變し姿を替へ、各所へ出沒浮沈して蹤跡を秘し、溪澗に飲み林下に伏し、其艱難刻苦名狀すへからさるなり。八千石の同胞或は居宅田圃を亡失し、又は父兄は捕殺となり、杖とも柱共頼む處の仁左衞門は奸吏の毒爪に罹り、忽ち深山の腥血と化せり。嗚呼天道果して是耶、非耶。是無前曠後の英傑を失ふ、誰か悲まさらんや。其謀殺せられし事速くも領內へ聞へしかは、農民は勿論山樵等に至

る迄、老妣を喪ふか如く號哭して職を忘るにおよへり。
是に由て彼の久八は奉行所（一本金子の許）へ出て、仁左衛門、太郎右衛門（常法の子）兩人の山林田畑等殘らす拜領いたし、外に、仁左衛門の後家は容顏美麗にして人に勝れし姿色なれは、此孀婦を己れか妻に爲さん事を望む。奉行所に而は契約せし事故速に其望に任せけれ共、仁左衛門の妻は貞操を守り其夫の訴人なるをにくみ、再嫁の事は堅く斷りて承引あらされは、久八怒て之を訴へけれは、奉行所に於ては則ち仁左衛門の妻を呼出し、辭應の返答を促し責むる事甚た嚴重なれは、妻の思ふには、若否と云時は如何成憂目に逢んやと、心中に謀を決し心好き體に畏りけれは、久八は兩家の身代並に美女を求め得たれは、大いに悅んて支度を調へ婚姻に及ひける。妻は機嫌克充分に酒を進めけれは、久八沈醉して、大字形りに熟眠し鼾聲轟々たるのみ。又一人の談笑するなし。夜將に五更ならんとす。悄風忽ち殘燈を滅す。時に懷中なる短刀を以て、大音に夫の敵思しれと吭を刺貫き、娘は小刀を以て胸元を突通して寢室を迯出て、娘と倶に行方知れすに成りにける。聞もの感悅せさるはなし。
○太平記には、仁左衛門の妻を河內鄕五ヶ村第一の美女なりと有。然れは、川內より仁左衛門へ嫁入せし婦人なり。名をおけさと稱す。娘をおきよと云、年十三歲。仁左衛門妻の年齡は諸書に見得す。
偖上笹子村天神の作兵衛は、天童、藤倉等の難を脫れ諸處に潛み居しか、仁左衛門討れしより追々歸國

せし者少からす、作兵衛も其黨の一人なれとも、矢島へ歸り其筋へ名乘出たり。市橋之を呼て、珍しや作兵衛、此度は宥免すへし、國を背きし者何國に居るやと尋ける。作兵衛、更に存せすと答ふ。市橋又、一味同心せしもの眞直に申せは褒美をとらすと云。作兵衛笑ふて、私は褒美を望者に非す。仁左衛門へ一味して領内を去らさる者澤山あり。又御調被成かと申せは、市橋大に怒り、其方歸國褒美に獄屋を取らせ遣すなりとて、繩を掛て牢に入らる。作兵衛無念なから牢舍に有しか、或夜の事とかや、電の如く輝き響き渡りて牢前に飛來るもの有。作兵衛大に驚き恐れ、且は狐狸の業かと疑ひ見れば、豈圖らんや仁左衛門の生首なり。作兵衛益々疑ふ。時に首は物云ふて曰、作兵衛よ、爰に居れは明日死罪に行はる。今宵早く破りて脱れよ。必す疑ひ恐るゝ勿れと、牢の錠に喰付たり。正しく仁左衛門の首にして少しも色は替らす。作兵衛不思儀なから、これは誠に難有と仰き見れは、光明をなして虚空へ飛行きたり。作兵衛は一心不亂に鳥海山大權現（出羽國一の宮大物忌の神社）をいのり、笹子村の月山大權現（笹子郷惣鎭守）を念し、我一命を助け給へ、救ひ玉へと、扉に足掛け力に任せて踏張けれは、不思儀成哉、閾骨寸斷に破れ臂鐵も拔出たり。番卒共は深寢して此事更にしらされは、作兵衛難なく獄屋を脱れて迯行きたり。既に夜明れは、作兵衛は牢を破りて脱せりと、又獄門に梟けたる仁左衛門の首も失せたり迚、番人共は大に愕き、諸所へ人を遣りて探ると雖共更に見へさりけり。

或は云、仁左衛門の妻は生質貞烈にして姿色人に勝れ、慈悲深く人を憐み、能く家を治めしと云。

不幸にして夫謀殺せられて後ち、藩より仰付られ夫の仇なる久八へ再嫁すと雖も、其婚式畢て即夜久八を刺殺し、讎を復し其場を遁れ、夫の首を獄門の梟木より奪ひ、又作兵衛か獄屋へ忍ひ行き、鋸鑿等の器を與へ牢を破らせ之を救ひ、笹子へ歸り間木平村の山中に首を厚く葬り、髮を切て尼となり冥福を修す。其終る處を知らす。後年、笹子村の有志者密に其首塚を田農神と崇め、毎年七月十六日を以て祭日と定め、今にいたりて祭事怠りなしといふ。

高橋氏藏笹子村慈音寺古過去帳、仁左衞門の法名左の如し。

　　　　　　　　　　　　　　　本杉澤
[蟲喰]眠定急禪定門　　　仁左衞門
「是も虫喰にて或は眠とも見ゆ

延寶八年申閏八月十五日　本杉澤は元屋敷の古名なり。原本閏の一字脱せり。

市橋等騷動鎭定評議の事

百計盡新莊村與一右衞門を委托せし話

却說、惣百姓の棟梁たる義勇無双の仁左衞門を謀殺し、和光院等を死刑に處し、御朱印を奪取り、今は大邪魔と憂ふる事なく、市橋、金子、小助川等安堵の思ひを爲すといへとも、未た他領へ迯去りて歸鄉せさる百姓數知れす。是に由て、此事如何せんと一藩の大評議に及ひける。時に小助川、金子の云には、山本一家の流浪共姓名を變し隣國に匿れ、或は江戶へ登りしも有、百姓の中にも又仁左衞門等に劣らさる

曲者なきにしも非す。若是に山本一家の叢荷擔して、事を隔し公儀へ歎訴するに於ては、我々是迄の幸勞水の泡となり、其の上如何なる禍を引起すゝ計りかたしと苦患に及はれたり。市橋沈吟良久して曰、矢島八千石は表高なれとも、御朱印仁左衛門拜領せしの如く、內高一萬五千石納米三萬俵にて領內違背なく歸復するならば、今更殘念なれ共、離散せし百姓共を歸國いたさせ片時も早く騷動を取鎮め、安堵して後禍を遁るへし、此外手斷は別になし、との言葉に皆同心すれは、金子、小助川の云には、向鄕新莊村木村與一右衛門と云者、素より我々へも附す又百姓方へも抱らす、篤實の者に而百姓も歸復するよし。兎角此者を呼て內談して如何と申けれは、市橋悅んて山科理左衛門を新莊村へ遣し、與一右衛門を城代の役所へ連來り、其方を呼ふ事別義にあらす。百姓一件に付、訴訟五年十月の訴訟等ないふなりは其方の文筆成よし、正直に申上よとの仰に、與一右衛門、彼の一件に付ては百姓共身命を抛ての一大事にして、訴訟文筆を私への賴、若是を斷りなは如何成狠藉を爲さんも知れかたく、且私も、百姓の事なれは異議を不申書認め申候。然れとも、百姓へ一味同心せし儀は聊無之由憚りなく申上れは、正直實體なりとの賞言にて市橋、汝に賴む事有。今度の一件大概鎮ると雖も、未た歸參せさる百姓多くあり。智略を巡らし百姓を宥め、騷動を鎮め呉よ。かならす恩賞するなりとの仰に、與一右衛門答て、此一件は三萬五千石の御檢地にて百姓騷きの起りし事なり。然らは元の八千石、卽ち御朱印の通りに御取極め被下事ならは、百姓如何成野心を含む者是有とも私急度取斗ひ申へしと請合けれは、其儀にて苦しからすと城代等の賴に依て、與一右衛

門大に悦んて退き、直樣領内中走せ廻り頭立たる百姓を集め（一本郷内村十二川原に集る云々）城代より内意の趣辭を振て篤と說聞けれは、百姓共も大飢饉（延寶三年乙卯の難）以來の難引續き困窮一かたならさる折柄なれは、何れも皆與一右衞門の辯舌に言ひ伏せられみな是に應し、然る上は、別心なき旨證書を與一右衞門に渡し、迯散し者も家々に歸りける。〔或云、金子、小助川等を惡んて、再ひ矢島の土地を踏むへきやと意を決して他領へ居住し、終にかへらさるもありと云（下笹子村太郎左衞門等雄勝郡仙道郷に居住せり。此類を云。）〕與一右衞門、此趣を城代へ申上れは市橋等大いに悦ひ、今度の褒美として侍に取立るへく、役向は何成り共望みに任せ申付へしと仰渡さる。與一右衞門は、元來土百姓にて役向抔は更に不勝手に御坐候迚、辭して終に受す。しからは何成とも望み次第と申渡され共、私の望みは元の八千石にして、領民安堵の外望み曾てなき旨を申上て退きけれは、後ち御賞書を下されたりと云。木村與一右衞門は、大井五郎の遺臣にして大に戰功有し族なりと云。是に於て仁左衞門等の心魂始て爰に顯れ、延寶五年丁巳事を起せしより同八年庚申に至り、前後四年にして漸く萬民蘇生のおもひをなし、矢島領内靜謐の御代とそなりにける。

松垣仁助の妻飼猫に危難を救はるゝ事
並に仁助奇病にて死亡せしはなし

斯て松垣仁助の宅に古き飼猫有。仁助の妻便所へ行く度每に其猫付從ひて便所に入り、□んて目を瞋らせ牙をむき出し、□くして恐ろしき事時々あり。妻も是を不思儀して夫にかくと告れは、仁助も不審

におもひ或夕暮の事とかや、仁助、我之を試さんとて妻の衣裳を著し手拭にて顔を隱し、女房の妾にて雪隱に行けは、猫付添來りて爲す事妻の話に同し。仁助も氣分惡き事故、懷中せし短刀を以て猫の頭を切墜す。然るに、此顏厠の壺へ飛下りて大成虵の咽に嚙付けれは、虵は七顚八倒の苦みにて終に猫の爲に殺されたり。若此猫なくは、仁助の女房は一命虵の爲に失ひしならんと云へり。仁助は誤て忠猫を殺し、日夜是を殘念に思ひて忘れさりける。此後仁助煩につき、醫師の面々藥餌、鍼灸の術を盡すと雖とも更に其效なく、日に增弱り果て、地獄畫の餓鬼の如く手足細く腹高く張り、日々下る糞はみな土斗りにて、其苦惱する事譬ふるにものなし。長病にて終に死たりける。是則ち檢地奉行して、八千石の農民を惱ませし罰にして、乃ち天のなす所顯然たり。おそるへし。

一說に、猫虵の奇事は松垣仁助の死後にして、其頃に志賀佐助と云人有。此人寺社奉行勤役中、木境山の大物忌神祠（鳥海山の登り口祭神同山におなし）を造營有。此時、古祠を解すには大工人足等を費す事夥敷して、其祠は古く朽すたりし物なれは何の用にも成らすとて、奉行卽智を以て古祠へ火をかけ、矢庭に燒拂ひて新殿を建築す。此時古來より此祉の下に住たる虵燒殺され、灰の中より虵骨澤山出たり。故に此虵の念か殘りて志賀佐助を覘ふを、飼猫之を防きしを誤りて切殺す、云々。是は元祿年中の事なりと云。何れか是なるか。

雜　錄

○余、仁左衛門の姓氏不明なるを以て諸書を調るといへとも、是を載せす。又知る者なし。由て百方周旋の末、漸く下笹子村間木平の老爺、佐藤某に始めて聞く事を得たり。古老云、拙家本姓梶原氏なり、昔大飢饉（延寶乙卯なるべし）の時、家族殘らす將に餓死せんとす。仁左衛門と云人常に貧民を憐み、慈悲深くして米穀を施し、是に依て全家蘇生するを得たり。其他救助を受たる事多し。故に拙家に於ては厚恩忘れかたく、依て仁左衛門を宗家と仰ぎ、是より氏を佐藤と稱するなりとぞ。是に依て余仁左衛門の苗字佐藤なる事判明なりとす。

○或は云、金子家へ仁左衛門、和光院等の靈魂時々顯出し、頗る怪異の事多しと。其出魂を見る者狂氣を發し、或は夭し、金子氏代々憂苦措すして神を祈り佛を念じ、遂に矢嶋城内村に孤峯庵（念佛堂）を建立す。

（下略）

○卷中人足勢と云ふ者有、これみな領内募集の農兵なり。仁左衛門は杖とも柱とも頼む所の人なれとも、之に應せさる時は如何なる苛酷に逢んやと、市橋等を恐れて皆其役に出たり。又褒美望次第の賂ものに惑ひ、兵器を持て仁左衛門に向ひたる大栗澤の茶右衛門、或は仁左衛門の隱所を告て討取らせし久八の類は、人面獸心にして論するに足らす。

○仁左衞門の屋敷址は下篠子村元屋敷と云處にあり。人是に住居する時は狂氣を傾發し、或は夭死する抔と傳へて人おそれて住せす。現今に至りて、下篠子村一之壺學校を此邸に置く

○（略）

○三萬五千石の御檢地に付、百姓中より屢々歎願せしに依て、中頃二萬五千九百石に改めたる事有と當國記に見へたり。

○仁左衞門は探偵吏、或は刺客等の難を避んか爲に、名を半兵衞と變稱せし事あり。

○（略）

○壽慶寺過去帳に、市橋定右衞門正明江戸へ登り、道中に於て死去せしを同寺に葬りし事を記せりと云。是は右衞門尉高清公を押込たる奸臣定右衞門にして、後ち名を彦兵衞と改めしや。又彦兵衞の父なるや詳ならす。一說に、彦兵衞は騷動事件に付同寺に蟄居申付られ、其寺にて死去し、終に子孫絕へたりと云。

○騷動中、龍源寺の隱居僧も百姓に荷擔して、大に力を盡せし由當國記に見ゆ。

○卷中、矢島三千石と記せし處あり。是は由利十二黨の時に大井氏の領せし處をいふなり。

○仁左衞門は代々篠子村の豪族にして、略書吏に涉り俳諧等に達し、傍ら村内の子弟に手習を師匠せりと云。

○今村金助は市橋等の謀を密に仁左衞門へ通し、且舍弟一本舍兄安左衞門仇銀左衞門の代りに、久左衞門を殺さんと路傍に隱れ通行を覘ひし事度々なれ共、金子は常々要心堅く油斷なくして、終に其志を遂すと騷動記に見ゆ。左も有へし。

○山本一家とは、三浦、遠藤等は山本小路に住居するを以て山本一家と稱す。

○山本一家の退去者は變名して江戶表へ登り、上野寬永寺の宮樣へ哀願して仁左衞門の著府を俟ち居しか、圖らす仁左衞門は謀殺されし事聞へけれは、皆大に力を落し散々に分れしか、三浦伊右衞門の幕府に仕へ、元祿年中に鳥海山公事の時、其掛り役にて矢島へ下りし事有と云。

○（略）

○金子、小番、小助川、菅原は、騷動後より代々家老職たり。騷動鎭定の趣江戶表へは如何申上しや。其後何と處分になりしや。詳に知るによしなし。

昭和四年十月	沼田平治　校訂
	國本善治　校字

鳥麓奇談大尾

鳥海奇談を讀了りて佐藤うしを弔ふ歌

靜　輝

民艸のめくみの露となりにけりきみはつるきの霜ときえても。

○

讀鳥麓奇談題其後

旭峯　狩　野　貴

執義排奸幾苦辛。　生靈塗炭耐傷神。　一身是膽堅如鐵。
護得八千餘石民。

鳥麓奇談附錄

藤野靜輝氏は愛媛縣伊豫松山の舊藩臣にして、史學及ひ和歌に長したる人にて、歴史上英雄豪傑の末路諸賢哲の終焉等詳明ならさる者有を憂へて、以て實地探檢せんと荒鄙の境を跋渉し、古社寺等の舊記祕冊を査閱して、古城、戰場址等に至りて地理を考覈し、或は古老の口碑に存するものを參取して史上の欠たるを補はんと、東北漫遊の路次院内鑛山に來り、門屋盛信君へ謁して拙著鳥麓奇談を縱覽せり。時に明治壬辰九月二十三日、予商業に出て圖らす同君の宅に藤野氏へ面會して、其題詠を需めたる處なり。

旭峯狩野德藏氏は本縣大館の士族にして、山形へ通行の際湯澤驛の逆旅舍に藤野靜輝氏と同寓して、談話是の鳥麓奇談に及ひ、則ち同氏の紹介に依て明治壬辰十月、歸路門屋盛信君に面謁して本書一部を得たりし時、其詩を跋に題せしなり。

裸森は字新町(あらまち)(矢島町を距る凡十町許り東)に有。則ち延寶騷動の刑場にて、和光院外九名を埋めし處なり。三浦利三郎氏の邸に接續して、現今同氏の所有地に而和光院の塚一基有。故に人皆和光院塚と稱し、其他九人の事は知らさるもありしか、嘗て同氏、予か鳥麓奇談と故木村良澄氏の筆記せし雜冊を見て、はしめて其十人の墓處なる事を知り大に感する處有りて、依て以て一大法會をなし、和光院等を

供養し其靈魂を慰めんとの念慮を起せしか、明治壬辰四月龍源寺に於て、大本山永平寺より眞晃斷際禪師を請待して授戒會あり。同氏此好機會失すへからすと大に悦ひ、和光院等十八人に、矢島惣百姓の大棟梁なる佐藤仁左衛門を加へ、法名及ひ血脉を乞得たり。而して授戒會終らは禪師を賴んて其供養を營まんと、將に是を廣告して舊矢島領內の有志者を招賓せむとす。此時に當りて舊藩主從五位男爵生駒親忠君、其祖先を祭る處の矢島神社拜禮として矢島へ來著して有しか、三浦氏か裸森供養の周旋盡力するを生駒家の舊臣等之を聞て、其舊主へ忌憚するを以て矢島町長某(彼の騷動に關せし小助川氏の分家)等と謀り、三浦氏へ、其法會を舊主の歸京後迄延期すへき旨懇々諭したり。同氏に於ては熱心の企望を遷延し、且つ禪師の越前へ歸寺する旁以て遺憾なれとも、止を得す終に其義に任せ、更に同年九月二十五日を以て龍源寺、高建寺、祥雲寺の三禪寺の僧を招き、裸森に於て大施餓鬼大供養をなし、傍ら相撲を興行し、酒、菓子等を接待す。老若の參詣者大に喜悅したりと云。則ち其十一人の法名左の如し。

天眞院大眼定急居士　佐藤仁左衛門
權大僧都和光院宥全法印　年三十二　和光院
自明全圭居士　久助
旭圓良光居士　孫八
柏禪祖庭居士　喜右衛門

密傳泰穩居士　源　兵　衞
惟德天含居士　重　右　衞　門
慈仙眞光居士　三　九　郎
純明密成居士　常　法
寬量祥榮居士　甚　太　郎
忠山義節居士　年二十三　甚　之　丞

以上十一名。

其后、矢島の舊神官等予か烏麓奇談を讀み大に考る處有りて、仁左衞門、和光院等の紀念碑を建設せんと則ち協議して、舊矢島領内一般の有志者へ義捐金を募りて二ヶ處に碑を建立す。一は仁左衞門の舊邸内一ノ壺學校の側に、矢島義民佐藤仁左衞門碑と十一文字を彫し、一は裸森に矢島義民和光院以下九人の銘を彫み、明治壬辰冬雨處に神祇の式を以て祭典を執行し、且つ靈前に藤野氏の和歌、狩野氏の詩を朗讀して神魂を慰めたりと云。

山本一家の退去口は菅原氏の裏地に方りて、遠藤門と號けて、天保の初め頃まて其門殘りて有しと老人の話しなり。

雪出羽道

平鹿郡（中）

○阿氣村（みのるなつまだ） 寄郷五村

臼井○（花のかげつか）　平柳○（里の青柳）

小出○（となりのしみづ）　宮田○（水鶏やち）

大塚○（もりの石がみ）

○阿氣村（みのるきやまだ）　里長　治左衛門

○阿氣の田ところに小山田てふ名のありけるをもて、みのるをやまださ此一まき

を名付て、

御代なれやあげたくぼたもあめつちのめくみの露にみのるをやま田。　　眞澄

○此邑の東に田村あり、西は御膳川を隔て大森の驛あり、南は淺舞、今宿、北は十日、袴形なンど遠近に連きたり。阿氣は安宜也。安宜てふ事は本ト蝦夷語ならむか、津輕の麻蒸の溫泉にいと近き礒山に阿氣津が窟とて、あら夷の栖處あり。また、出羽ノ川北今ノ山本郡なり大幢寺の古記房中物語に、阿計徒麻呂が其身の長一丈三尺五寸、世に大丈丸と云ひし也。そが次郞を、阿計留麿とて身のたけ一丈三尺、三郞なる蝦夷を阿氣志麿といふ。身のたけ一丈二尺といへり。また地名に阿氣澤、阿氣嶋、大揚、小揚、横揚、轆轤上、某揚某揚といふ山坂の名いと〳〵多し。郡邑記ニ云ク、阿氣村家員廿八軒。此處ハ勝軍山、甲臺ト云フ。康平五年八幡太郞義家公、安部貞任退治之時此處へ軍勢ヲ引揚ゲ陣取リ、以後擧ノ里ト云フ。其後義家公片鐙ヲ當社へ奉納、今ニ寶物トシテ八幡宮ノ社殿ニ在リ。以後文字ヲ改ル。」云々と見えたり。同書に、枝鄕○木戶口○舘屋敷○六町○藤巻○櫻森○高野○高口○潺○豐脇○石持○折リ橋○三村○大慈寺谷地○船場○乘リ阿氣○鶴巻田○中嶋○三王。」と見ゆ。また此阿氣を母鄕として子鄕五箇村あり。そは○平柳○宮田○小出○薄井○大塚也。此寄鄕の村の由來、また、阿氣の枝村のゆゑよしもなほ奥にしるすべし。

○安家本ト阿氣より出、名ならん山正八幡宮とて座り。そのいにしへ、従三位坂上大宿禰田村將軍東夷征伐のとき、此處に宿願してねがひの隨意剋莿て、其戰功も大悲の御力なりとて兜を脱て塚に籠、其上へに一字の堂を造營、千手菩薩の神形を安置て報祭淺からざりしよし。さりけるゆゑよしのあれば山を勝軍山と號、臺を兜臺といふといへり。また安家山五穀寺觀音中興緣起といふものを見れば、そが中に、出羽國平鹿郡阿氣里安家山五穀寺觀世音菩薩奉㆑申者。聖武天皇御宇神龜三年。越之大德泰澄和尚奉㆓勅命㆒草創也。天皇依㆓御不豫㆒詔㆓五畿七道㆒放㆑生供㆓養於諸佛㆒。東海東山北陸泰澄承㆑之執行畢云々。後冷泉院御宇永承年中。奥州住人安倍賴時嫡子井殿官日厨川二郎貞任。三男鳥海三郎宗任。四男境講師官照。五男黑澤尻五郎正任。六男白鳥八郎行任企㆓反逆㆒。因㆑玆鎭守府將軍源賴義公。相㆓伴於嫡子八幡太郎義家。次男賀茂治郎義綱㆒。先九年之合戰源氏僅成㆓七騎㆒。引㆓舉軍卒㆒而屯㆓勝軍山甲臺㆒。故號㆓舉里㆒云々。御父子詣㆓觀世音㆒賴㆓於怖畏㆒軍陣中念㆓彼觀音力㆒。于時山北之住人淸原武則卒㆓一萬之兵㆒而參㆓加味方㆒。貞任之伯父破㆓於良照之小松柵㆒。貞任宗任卒㆓於八千兵㆒救㆓良照㆒而雖㆓防戰㆒。賴義將軍蒙㆓觀音擁護㆒於㆓磐井河㆒討㆓凶徒過半㆒。貞任兄弟逃㆓籠衣川舘㆒。賴義御父子破㆑之退㆓鳥海㆒。官軍追㆑北終康平五年壬寅十一月廿九日。於㆓厨河城㆒討㆓取貞任子息千代童子㆒擒㆓於宗任㆒。故賴義公被㆑任㆓正四位下伊豫守。八幡太郎義家公從五位下出羽守。賀茂二郎義綱公左衞門尉㆒。依㆑是觀音堂一字再興盡㆑善盡㆑美。亦堀河院寛治二年武衡家衡企㆓謀叛㆒。陸奥守義家蒙㆓勅命㆒相㆓具於新羅三郎義光㆒攻㆓出羽國山北金澤城㆒。後

三年之戰亦賴觀音八幡神力。奧州住人沼倉七郎郎從堀小源太沼舘庄司二郎爲嚮導。同五年十一月十四日討取家衡生取武衡。其時被引於鞍馬今殘片足之鐙。從是關東成源家之家人。其後被召藤原淸(マヽ)衡西國子息基衡秀衡連綿而領之。泰衡國衡亡滅之後分賜忠功之勇士等之時當國當所賜小野寺禪師太郎道綱。任先例每歲八月十五日勤祭祀執行於神樂流鏑馬。令寄附田園二千畝俗此所號坊田堰。從康平五壬寅年至貞享元年甲子年記六百十九年。荒敗殘礎石計佛躰破壞而晦跡。時乎命乎耐悲歎矣。爰熊谷氏雅直幸領彼地不忍見於凌廢。其頃武陽目黑安養院二世空譽上人者。羽州俗名平氏葛西之後裔岩井某。爲弔於舊主之沒後出家而木食單衣荒行不耻於文學。故書畫佛工忽熟練而道心堅固以鳴世。予談上件之不幸願於佛像之再興。上人嘆而曰善哉。公之逸志續絕世興廢道是仁人之業功也。不如合力以白檀四寸八步菩薩像不日成矣。其日則貞享元年七月十八日正觀音之緣日也。于時國守從四位下侍從兼右京大夫佐竹冠者源義處公御母堂。光聚院殿正覺宗因大姉達高聞感嘆不少。我聞心貴於莊嚴。雖然非所曁微力不可有不奉加。則課武州江戶中橋之佛工法橋善慶。到後光臺座厨子瓔珞來迎二柱。是誠信心所以不隱天地也。書曰積善之家必有餘慶。具一切功德慈眼視衆生。福聚海無量云云。是故現世武運長久子孫繁榮公私和合。保於椿葉八千之壽齡預南方補陀洛世界之引導。欲到九品之淨刹無疑者也。

于時貞享二乙丑年九月吉日　　願主　熊谷氏德左衞門尉雅直

しか〳〵とぞ見えたる。田村將軍の時キ世には觀世音を眞躰とし、義家將軍片足鐙を奉納給ひしより八幡宮と稱るはその鐙にて、俗鐙八幡なンどもまをしかど、その鐙はうせて神器はむなし。安家山ン正八幡宮とまをし、また川龍山五穀寺とて、こは千手觀世音を安置奉るといへり。八幡宮神殿三間四面向南方也神社ひとつに、觀音菩薩も會にするゑまつれり。神戸に挂る鰐口鏵に、應安二年八月一日と高彫たり。ことし文政八乙酉年に至りて、四百五十七年のむかしを偲ぶ。また四本の大杉あり。こは康平の世よりの木ならむかといへり。また、いと〳〵大なる皂角樹の空虚木ありて、人五六人入べう見えし木なりしが朽にくちて、享和の年ならむか、風なきにおのづから倒るといへり。うべもとし經たる木ならむかし。また、有し片鐙はいにしへのものにて、いと〳〵小品て横廣かりし。古老の語るは五六なンど云へる鐙ならむ、をしき事かな。

○安家山寶正院累世修驗者

○開祖は福正院、古義ノ眞言宗、遷化のとし、其名をしらずといへり。按に、福正院は小野寺康道の祈願寺也、武勇人にて智も勝れたり。大森戰ひのとき女また童なンどに、柴礫とて小柴、また小竹なンどを二尺あまりに切、先を割り、絲を一尺斗付てその糸に小石を卷キ、竹にてまれ柴梢にてまれ小石を挾、雲いんじのごとくうち投れば空に鳴りて飛行。これを城中の小童、女ノわらはにをしへてうたすれば、馬、人の眼に中、馬おどろけば人倒れ落チ、人も兜をふせてえたゝかはず、大に敵をなやませたり。またいくさ

ぶみに、大森勢拾餘人討れて既に町構に亂れ入る。康道此由を見るより安からずおもひければ、馬の腹帶縮め大長刀をかいこみ乘て出れば、福正院例の白將束を着し、是も大長刀を持て續て出る云々。城の大將康道、次に福正院、推參なる奴原と大勢に掛ヶ合せ、先に進みしものどもを七八人なぎ倒せば、生死しらずの最上勢も、日來の手並を覺えし故、叶はじとや思ひけむ外曲輪へ引退く。」と見えたり。此事大森の城責の處に委曲也。福正院の塚は大森の城山陰に在りといへり。

○二世寶正院　福正院實子、宥覺といへり。福正院は妻帶寺にてやありしか。寛文三年癸卯八月十七日化。

○三世大常院　寶正院實子也。寶永四年丁亥十月十三日化。

○四世福正院　大常院實子也。享保七年壬寅十月十七日化。

○五世放光院　福正院實子也。寛保二年壬戌六月三日化。

○六世福正院　放光院實子也。寶暦十一年辛巳十月十七日化。

○七世榮學坊　福正院實子也。安永二年癸巳七月三日化。

○八世寶正院　榮學坊實子也。文化五年戊辰八月十五日化。

○九世寶正院　榮學坊宥快、矢嶋玄光寺ヨリ出。文化十一年甲戌十一月十日化。

○十世現住寶正院宥善。

○得意所　○當處阿氣村○平柳邑○宮田邑○上櫻森邑○八柏邑○根田谷地邑○根田川邑○門野目邑
○新角間川邑○角間川邑○田邑。母村十一箇村、子鄕合四十四ヶ村也。
○寳正院常山坊守護社　○乘揚ノ神明宮、祭日三月十六日。○六丁ノ神明宮、祭日三月六日也。○同六丁ノ藥師佛、祭日三月八日。○藤卷ノ水福山正觀世音、祭三月ノ十八日。○山王村ノ神明宮、祭日五月十六日也。

○專才庵

○大慈山專才庵は、古福正院法印老て閑居せし佛刹也といふ。歷代の僧名委曲ならず。寳正院の末庵也。
右安氣山正八幡宮、川龍山五穀寺千手觀世音兩社別當、寳正院十世現住常山坊、僧名宥善代也。

○修驗善明院

○福龍山八佛寺善明院ノ本尊、不動明王は運慶ガ作ルといへり。また勢至、大日、不動、彌陀、千手、虛空藏、文殊、普賢、この八卦ノ八佛を安置齋れば八佛寺の號はある也。また七觀音を建立し、六月十五日は五穀成就、天下泰平、國家安全、武運長久、萬民豐饒を祈禱、また(マヽ)……　……

○善明院歷代

○善明院上祖は、某國產といふ事をさだかにそれとしらねど、二三代は社家たりしよしを云ひ傳ふ。元

祖を狩野伊勢守重高と云ひ、二代は狩野伊豫守某也。近き世まて、上祖の狩衣ノ切、古代の石ノ帶とて家に傳へしが、系譜袋とともに廻祿にあひて、今は石ノ帶とて殘りて、黃銅の一枚のかねのこりたるを、先祖の記念と見るのみといへり。狩野重高の代より、いくばくの世ノ累りしといふ事をしらず。さりければ、修驗者と家かはれば、宥光法印延德二庚戌年出生を中興家ノ祖とせりける事云々といへり。

○開祖寶樂院宥光。永祿五壬戌年八月遷化、行年七十四歲。○二世常樂院宥毫。天正十四年丙戌二月化。○三世吉祥院宥仙。慶長十六年辛亥五月化。○四世吉祥院宥情。正保四年丁亥十一月化。○五世源正院宥山、寛文十二年壬子四月化。此宥山入峯修行の時釋迦ヶ嶽にのぼり、俗に行者樅といふ、そは鳳尾松てふものゝ嫩葉なるを根こして大棱尾螺水三升を入るといふに其嶽の土を內てそ樅をうゑもて、熊野掛ぬけの行ひに身をこらし、はる〴〵とそを首にかけて、つとにもて來て寺の庭にうゑて、今は牛三疋を隱すさやいはむ大に生ひたち、周回八九尺まり、いや高く茂れり。夏は紅の花咲、秋は松蓋の如くに子なり、木のもとにこぼれて嫩生も多かれば、人みなこれをところ〴〵採り至りうゝとうゝれど、みながら枯れて、生ひ立るまれなりといへり。また、此母美うゑしは四世の吉祥院宥情法印也ともいへり。○六世常樂院宥龜。貞享四年丁卯正月化。○七世和光院宥眞。正德元年辛卯七月化。○八世和光院宥胎。享保五年庚子二月化。○九世吉祥院寒應。諸國修行し其命終處しらざれば、遷化の年月をのせず。○十世善明院宥寒。寬延二年己巳十一月化。○十一世吉祥院宥東。寶曆五年乙亥二月化。○十二世善明

院宥盛。寛政四年壬子九月化。〇十三世當住僧善明院宥知代也。

〇同寺家藏　〇千手觀世音、古画（長二寸七分斗）繪佛師を知らず。唐絹地のあら〱としたるに鮮妙を盡したり。いと〱すゝづける一卷ながら面部佛形さだかにみゆ。〇摩利支天の画像、圓形の內乘猪より上へ二寸五分。たけり猪のたけりたるに、つるぎもて怒る形像いかなる人の筆か。妙澤か画る不動尊にやゝ似たり。〇理源大師ノ画像、繪佛師不知。此一軸ノ裡に、

「斯理源大師眞影依信主之需而整點眼供養之密儀畢

寶永丁亥載臘月十六日　　地藏院之僧正金剛佛子秀仙。」

とあり。其外番樂、田舍舞の假面十三面、また古物

〇鑑照院公御寄附の品二具〇行神の秘物〇燒殘し石ノ帶〇大峯今畑ノ五鬼ノ護身神法、九字傳授ノ證書一枚〇はせを翁の、人の櫻枝にのりたる画讚に、

人の氣や花にのり行櫻川。

四寸八分
一寸二分

行纏圖

善明院家蔵

役行者遺
法兼自神法
善明院宥知
傳之といふ

（印）

護身法
神法九字
右依願此度令傳授者也
文化元
年申三ゝ
子七月十七日
大峯山
五鬼助
（印）
（印）
羽州秋田
善明院

○重福寺

○寶藏山重福寺、曹洞派萬固山天德寺末院、前永平寺第十二世一關童策和尚（舊記無之由來不知）當寺鼻祖也。寬文五年乙巳五月朔日遷化。○開基須藤權重郎也、法名見光道性居士。寬文十一年辛亥六月五日故。○當寺高四石、祠堂齋祀料亦先祖兩親菩提爲田地寄附、彥七、忠太郎、といへり。

○二世豹山祖玄和尚。晉山移轉遷化年月不知。○三世巽林順苗和尚。正德二年壬辰三月化。○四世觀州良音和尚。元祿六年癸酉十一月九日化。○五世孝屋宅順和尚。享保六年辛丑九月十日化。○六世屋山卓峯和尚。寶曆元年辛未十二月廿五日化。○七世古溪知絕和尚。寶曆十三年癸未二月十九日化。○八世梅岩榮林和尚。癸巳年三月十八日化。○九世鐵關獨牛和尚、安永五年丙申七月二日化。此獨牛和尚は問答並詩賦、口辯ノ才有りし人也。○十世慧俊智慶和尚、天明八年戊申四月十四日化。和尚法問ニ名有リ、好ニ儒學ニ尤春秋左氏詩經ニ善シ。雲水ノ時吉祥寺ノ寮ニ於テ儒經ヲ講說ス。時ノ人呼テ智慶寮ト云フ。○十一世不照破鏡和尚、寬政三年辛亥十月五日化。雲水ノ時一枚歯ノ足駄ニテ諸國往來ス。又風雨ヲ不レ厭石上ニ座禪スル事三年、問答ニ名高シ。○十二世快巖獅吼和尚。淸凉寺ニ移轉、年月不知。法問ニ名アリ、臨池ニ委ク當寺一代ノ善書ナリ。○十三世文龍智契和尚。寬政七年乙卯二月、五十日珠嚴院ヨリ晉山、享和二年壬戌八月四日化。問答讀經ノ名アリ。○十四世良圓大宗和尚、文化十年癸酉七月十八日化。洪鐘再建ス。亦俳諧挿花ノ道ニ委シ。○大宗和尚俳名潭水。句ニ○櫻木に拳シあてゞも散ル

日かな。〇柳見に出て柳にかくれたり。〇盆の月袖合せて詠めけり。〇蓮の葉に歌も書レず野分吹ク。
〇十五世雲外天捜和尚。移轉ス、遷化年月不知。〇十六世大安默牛和尚。移轉ス、遷化年月不知。
〇十七世現住祖教直禪和尚。文政三年庚辰五月晋山也。

〇重福寺樓鐘

再建は文化八辛未孟夏初二日　十四代大宗僧、とゑりたり。

〇醫師下田氏家傳

〇先君子姓藤諱滿庸。後更ニ信要ト號ニ仁菴ト。享保丙申之年生ニ於久府梅津君之邸ニ。其先常州水戸之士也。六世之祖信貞萬治己亥之年始到ニ於本邦ニ仕ニ梅津何某君ニ。其曾孫信庸則先考之父也。有レ故辭レ仕隱ニ居於大森村ニ。時先考二十四歳始業レ醫。後遷ニ嶋田村ニ終トニ居阿氣村ニ。業益行焉治愈驗矣。寛政辛亥正月廿八日終ニ於阿氣村寓舍ニ。享年七十六。葬ニ龍淵山大慈寺中ニ。先君子生質剛毅而好ニ武技ニ最善ニ於弓與レ鎗。嘗有ニ惡少年ニ爭鬪而至レ交ニ白刃ニ共被レ創。見者如ニ堵墻ニ無ニ能救レ之者ニ。先君子空手救レ之恰如レ捕ニ嬰兒ニ。人皆稱ニ歎之ニ。又善レ書達ニ算術ニ。隣里從學者頗多矣。晩遂ニ國學ニ窮ニ唯一之傳ニ。自謂吾入ニ於神道ニ知ニ武道之活地ニ。性溫厚而尚ニ信義ニ。常居ニ喜怒ニ不レ見レ色。故郷人善者敬ニ愛之ニ其不レ善者嚴ニ憚之ニ。娶ニ渡會氏ニ生ニ二男二女ニ。其長男諱信成字君美。初學ニ醫術於京師ニ。仕ニ　朝ニ爲ニ太政官使部員外郎ニ。其亞則不肖孤。名ニ信年ニ字文仲繼ニ先緒ニ業レ醫。長女適ニ修驗道人善明院ニ。次嫁ニ赤川喜右衞

門一。予悲三久而失二其傳一。故書二其梗概一以備二後世子孫之遺忘一云。

文化十一年甲戌秋八月既望　下田信年謹記。」

と見ゆ。下田信成、京師に在りて大江資衡（玄圃といへり）を師とし、大江資衡ノ男維翰ノ著（あめ）る藍田遺稿の序あり。信成しばし出羽平鹿ノ阿氣に皈り來て贈りたる詩あり。藍田遺稿に「和二田君美見レ寄レ懷韻一」云々と見えたり。

○下田氏家藏品類

○「太政官使部員外郎藤原信成（下田雅樂）識。送家弟文仲序。寛政六年甲寅。」一枚。（大内裡の御時は使部ノ官人百廿人、今は二十人のよしをいへり。）

○春宮曲　庭院落花見雨痕。傍簾歸燕已黄昏。宮娃相咲拜新月。更學蛾眉欲報恩　青雲。

○防城前權大納言菅原綱忠卿御書、一枚。

右廣幡前内太臣公前豐書作、一枚。

○淸人伊孚九が山水ノ畫二枚。伊孚九、日本に渡り來て芳野山に住居（すまゝ）く公に願ひたてしかば、しかもろこし人の、おぼろげならぬ願ひとてゆるしたうばりしほどに、淸ノ國に皈りて、妻子具してふたゝび渡りなんとせしほどに、ゆくりなう病おこりてもろこしにて死（みまかれ）り。あはれ吉野の花やしたひけむかし。

和漢書畫一覽に、伊孚九（名海、也堂號ス、又莘野匯等ノ號アリ、水畫ノ山水、又行草ノ書チ能クス。）と見ゆ。

○明月隱高樹　廣東省林光裕が書。こは仙臺の海に漂流せし小童の書たるよし、一枚。下田氏堂號、

亭號、額二枚。

○考槃堂　日本應出羽田君美之需　漁灘張安宅。

○幽蘭亭　同上。

○樸菴　西湖王蘭谷書、一枚。

○一休和尚人丸ノ詩。

○國俊ノ短刀、眞物名刀と見えたり。

○下田氏庭に小杉うゑて青ふし垣をなして

○稻荷ノ小祠あり。棟札に三井山稻荷とあり。こは下田氏の上祖、水戸よりむかしうつしまつりし御神なれど、ゆゑよしさたかに傳らずといへり。

石佛像
甲乙間高サ四寸五分
丙丁内亘五寸
丙
阿氣邑
下田文作家蔵

○其二

○下村氏家蔵

○聖上晴御筯圖

寛政六年
甲寅端午於朝餉内膳司調進
晴御膳御箸

ボツカケ

長八寸太サ圖ノ如シ

干物

まるめ三つ

大如圖

○下田氏家藏

御玄猪御園子包紙

其一

補任写　紙ハ大高二枚重ネ外ニ上包紙有リ

藤原信成

右件人宜任　使部

仍故下之状如件

年　月　日

大外記中原朝臣判

○下村文仲家藏

其二　○使郡紀出之写

郡記有候報告人關如是付下田雅楽藤宗傳嘱

中者當年五年三宿候ニ尾張山者　御役所

補年月郷ニ最遠川崎飛而遠ヶ島人

倚ニ出候ニ付　御用ニ而立之吉補闕ニ為何牙

已下ニ而要加子孫ニ難有下田長存候別親ニ

出別紙清進仕候

右之段御聞済被下度奉願上

○阿氣邑再考並枝郷由來

○此阿氣の事前にもいひしが、委曲にまた此處にも云はむ。阿氣てふ事を強て云はゞ、上ゲ、擧ゲ、揚ゲなンどの字を俗みなあげるといひ、またあぐるといふ、宜(ケ)流(ル)の反シ具(グ)なれば也。また阿氣は安岐に同じ、秋は飽(アキ)の義にて、百穀已に成就(ナリ)て萬民飽キ足れるの時しなれば、しかいへる也。此阿氣(古名擧の里といひつるよし)の郷も新墾ことごとく成就て、秋の稻田の八束に登(ミノ)らむ事を祝言(イハヒ)もて、愛(メデタ)き名をこそ其世に人の付つるならめ。このわたりの土毛(ミノリ)は、寛文五乙巳年の秋の田帳に四ツ成りといひ、同九年の己酉ノ秋の貢には、御本田ン(古墾のいな田をいふ)六ツ成五歩とぞいふめる。郷中に油川といふあり。一日に三度斗油の流るゝよりしか名におへり、石腦油(ツチアブラ)(くさうづ)なンどの類にや。八幡宮の御手洗川といへり。油川はそのよしことなれど、津輕の外ケ濱にも其名聞えたり。阿氣本郷、此あたりを西小路といふ。また須藤自謙、又如璞といふ人醫業にてありし。そは阿氣の端芽(クサワケ)の家にて、其後須藤權重郎とて今なほあり。○西小路にけうの人あり。其母八十八、その孝子太郎助五十五歳、この太郎助に二人御扶持を賜るといへり。また○阿氣の本郷に萱手とて、かや屋禰葺を業にて長吉といふ男あり。その子卯助とてことし十九也。父にいとなうして家に在る事まれ也。卯助いつも母と二人居て、十二三の頃より、そのけうなること世になうつかへまつれり。母眼病してけるころなンどは、そのけうなる事、小童ふるまひにあらざりしよしを人みないへり。

○此阿氣の油川の大橋より東を、八幡小路とも宮小路ともいふ。宮小路より二丁東に、江原嶋とて大石

二ッあり。そこに、いにしへ江原某殿とかいへる人の舘の跡也ともいへる。南西はあぶら川、東北は堀ノ跡にして、今は田となり苗代蒔キぬ。東西おし並て五拾間斗なるやしき也。

○阿氣は、此あたりにていと〳〵よき水田のみにて、たぐうかたなき良田也。千町八千町秋は八束に登れば、字處の小山田てふ處の名をあげて「みのるをやまだ」とはいふ也。此あたりの諺に、阿氣田に田村水とて、ちかとなりなる田村は、いづこも〳〵水いとよく靈水多し。阿氣は水よからず。井を堀れど靈水をもとむる事かたし。さりけれど大慈寺谷地の寒泉は、またなき水にこそあなれ。

○舘屋敷 支郷なり

○郡邑記ニ云ク、「家員十九軒、昔ノ舘在ルヲ崩シテ屋敷ト村名トス」と見えたり。此舘は、いかなる人の居舘なりとも知れる人なし。此處に奥山作右衛門といふ舊家あり。そは、大森の城主小野寺孫五郎康道の家士たり。その世に、その家士なシどや居舘たらむか、なほ考ふべし。奥山氏の家に上祖の持る鎗とて殘れり。また此奥山の分流とて五戸あり。享保日記には家員十九軒、今は並て十一戸あり。此邑に傳野小重郎といふ田佃あり。寶暦十一二年のころにや、與吉とて十八になる長男に春田うたせ、或は代拌すとて田面に馬引せて耕の業せさせけれど、はか〴〵しからねば小重郎あらゝかに、にくき奴かな、その家に産れて土民のわざえならはぬこそねたきしれ者なれ。今よりいづこへなりと出されといきまき、はらぐろにのゝしりて勘事をかゝふりて、泥によこれたるはぎながら、そこをはせのび久保田にいたり、おの

が御地頭殿岡本氏に身を寄せ、その家の奴僕となりて、岡本氏にしたがひ大江戸に至りて住ぬ。父は家に在りて與吉が弟に家つがせ、其身はばくやうをのみ好キて、やをら家もひんぐうになりぬ。其子傳野與吉は、なにゝてまれかゝづらふほどの事能く身に德づき、風の吹付くやうにたちまち出世て、大江戸の本ン町ッ二丁目ノ横丁鐵包丁に家居ていと〳〵榮富、とみう人となりて今は御目見得の家主、五拾二軒の家持となれり。かくて、岡本氏より家の苗字を賜りて岡本與吉といふ。むかし天壽院君の御疱瘡ありて、かろらかなる痘瘡酒場のよろこびまをしに見奉レば、御祝義として金二方を給りしかば是をいなだき尊て、その黄金封じたるまゝ、出羽の平鹿の阿氣の父母へとて贈りこしたり。富貴人となりていよゝいとなうくらしけれど、國の父母に遠き海山へたてて、になうけうをぞつくしける。父は八十まりにて母に先だちけるが、母は九十一歳にて文政四年辛巳ノ正月七日に身まかれり。重福寺に葬る。法名智安妙心信女といふ。此老母七十七のとき、五月の早苗うゝとうゑて秋はいよゝみのるを苅らせ、來る年の春八十八の米いはひして、みづからうゑたりしその米を家ごと贈りしといへり、またなきためし也。岡本與吉此年八十歳なるが、此夏、國ノ守御入部御祝義の御供ながら出羽の阿氣の故鄕に來て、父母の佛齋しけるよしを人々語りぬ。

○木戸口　同上

○此村御膳川の岸にて、とし〳〵川欠ヶとなりぬ。さりければ郡邑記に享保頃家員十五軒、今四戸あ

り。同書に、大森ノ城主小野寺孫五郎居城之時、一ノ木戸口なる故村名とす。」と見えたり。

○福　嶋 同上

○福島、福嶋、清濁に讀て木曾路を始め、みちのく、出羽ところ〳〵にいと〳〵多かる名也。梨ノ木いと多くして、花咲ころは雪をあざふくこゝちせり。(マヽ)は鶴卷田を隣りとせり。(マヽ)家員

○鶴　卷　田 同上

○享保日記ニ、古家員八軒、今四戸あり。此邑も梨子ノ木多く秋は雪液多く產、其甜ここによしといへり。此村白石の碑あり。六拾六部大乘妙典の堆にや、磨滅してしらず。

○山　王 同上

○郡邑記に三王と記り。また、山王ノ社在ルを以て村名とす。」と見えたり。家員五軒。○日吉宮、祭日六月十六日、別當重福寺。また○神明宮、祭日五月十六日、別當寶正院。家數今(マヽ)

○中　嶋 同上

○郡邑記に、大川と內川ノ境中故村名トス。」と見ゆ。此村本ト舟場村也。○神明宮。戸村喜太郎殿より神供寄られたり、別當寶正院。○長太郎明神とて稻荷ノ社あり。神明宮も長太郎明神も、本ト船場村に齋きまつりし御神達也。

○船　場 家なし

○享保日記に、家一軒、物成舟着、並渡舟有故村名ニ唱ふ。」と見え、今は家なし。こゝより中島に入うつり住るにや。

○乗揚

○享保日記ニ乘阿氣とあり。家員廿三軒、今十七戸ある也。○神明宮、社地に古木の杉群生り。祭日三月十六日、寶正院ノ守護社也。此みやごころに、そのたけ四尺斗の兩頭蛇あり。三とせ前に見しときは三尺に足らざりし蛇なりしをと、その見し人々語りぬ。○赤沼とて大沼あり。此沼に眞菰ひし〳〵と生ひ茂りてあり。五月雨に水かさいやますときも、いつも〳〵おなじさまなる沼水なりといふ。これ、世にいふうき嶋と人みなかたりぬ。さる處いと〳〵多きもの也。

○不焚野

○郡邑記ニ高野とあり。家一軒、新地形ノ名、と見ゆ。田村境にして田村は根子焚に、こなたはさる物もあらねば、焚かず野といへるより地名となりぬといへり。○一里堆にて大梨ノ木一本ありしが、御膳川岸崩落て其木もたふれふしたり。また田村界に古木の杉ありて、遠目しるしによき木なりしが、是も枯たり。また○さんことゝいふ古狐今も住たり。

○大慈寺谷地

○むかし大森の大慈寺此處に在りしよし、そをもて村名とせり。○寒泉あり、靈水也。文五郎といふ家

の境内に在り。○小棚卯右衛門といふ家の内神に、太刀疵ある石神を祭る。むかし、此石へんぐゑて夜行せし事あり。乗揚村の仁兵衛といふ男夜深く赤沼の邊を通りしに、あやしの物立るを一うちと腰刀ぬきてきりたるに、手こたへして化物は消えたり。そのゝち見れば、此石の化て伐られたりといふ。うべも太刀痕ぞ有ける。

○折　橋

○折橋、津輕の箭立峠、秋田の十二所、其外にもある名也。此折橋は元來田村の內也。享保のころ入込て家四軒と見え、今阿氣人一戸ある也。

○四　軒

○四軒村は本四戸ありしよりいふ名ならむ。東は大谷地にして、いと〳〵深くぬかりて田地にならざる惡地といへり。

○三村

○享保日記ニ、家員卄三軒、人三ヶ處ニ居ヲ以テ村名トス」と見えたり。いにしへの川筋の跡也。石河原、一のせきなどみなおなじ川跡也。

○石　持　家なし

○郡邑記家員九軒とあれど、今は家さらになし。石持といふ地名もところ〳〵に聞えたり。から名を

醍醐菜といふ草、砂石の能く付クをもて石持といふ名あり。又南部の田名部に石持村あり、石神あり。此石、津輕の保呂月に在る舍利母(さりも)石の如く小石を產(うめ)り。さるよしを石持奧羽もはら子產るをもつといふなり村の名あり。此出羽ノ山本郡向能代の在にも、また仙臺にも神と齋てあり。此處にもさる石なンどやあらんか。また小石多くて、田畠のさはりとなれゝばしかいふ名にや。そのゆゑをしらず。

○櫻　森

○櫻森、一鄕にして別村の櫻森あり。そこを上櫻森と唱へ、こなた枝鄕のさくらもりをば下モ櫻森なンと、こと村の人とらはよべり。中島、山王などの村々の水上、油川の水上也。林いと〱多し。むかしは櫻多かりけむ。郡邑記に家員廿三軒。

○樋　脇

○郡邑記ニ豐脇とあり、今樋脇と書り。堰ノ械樋(ゐひひ)なンとを樋といへり。其樋有る處なれば樋脇の名ぞありける。

○野　關　四　屋

○野關とは、またく野に關舍(せきや)の在りしにはあらず。此わたりにては、田井に水ひく堰埭(ゐせき)の事をもはら關てふ文字に作り、一の關、新關なンど清音(すみて)よべり。此邑の端芽(はじめ)に、家四戸ありしかばしかいへる也。四ッ屋、三ッ屋、二ッ屋なンど、久保田を始めところ〲に多かる名也。東は上櫻森別村なり西は宮田阿氣の寄鄕南は大塚

阿氣寄郷の内也北は田村別村郷也一也。小松田作左衞門、同松右衞門とて舊家あり、四屋草創ノ家ども也。此小松田作左衞門は、本ト由利ノ郡ノ玉前といふ處の、小松七右衞門の家より家苗を貰ひて、小松、田作左衞門といひしが、語路能からねば、近きに田作ッ左衞門をあらためて、姓を小松田とし名を作左衞門となしつ。さりけるより、今は小松田、作左衞門といふ也。松右衞門は、この小松田松右衞門は、田作左衞門のとき作左衞門の家の分流也といへり。郡邑記に「高口村家員廿四軒、家四軒有之故西屋村ト云フ。水口高クシテ漸々開キ水入候故高口村ト云。」と見えたり。さりければ高口は古名也。今は家員三十七戸あり。

○神明宮　神殿向西、社地二間五間○寛保三年癸寅五月十一日と記たる棟札あり。祭日四月十一日也。○神田あり、七百刈三石餘石こは小松田作左衞門、小松田松右衞門兩家の寄附なるよし。この神社はそもそも戸村一角某公、新田墾成就の時鎭齋られししみやどころといへり。○四屋ノ祠官信田三河藤原正元也。

○信田家歴代

○上祖信田造酒藤原正一は小野寺家ノ浮浪人也。さりけれど系圖、家ノ古記錄等火災て傳はらねば、家傳つばらかならず。上祖正一○二代三河正忠○三代常之進正恒○四代當時祠官三河正元也。

○正一位稻荷大明神　佐々木三重郎が鎭齋内神と申ス也神社也。

○ことし文政八年乙酉春二月八日、卯上刻斗火災て小松田作左衞門母屋なり○松右衞門酒造家分家也共になごりなく燒て、上祖より傳るあらゆる家財もみなうせたり。そが中に松本一溪ノ畫、明兆の、繪ノ具谷の丹土を

ほごこし彩ッたる王仁（世ニ渡唐ノ天神との中はあやまり也）の画ありと聞しが、をしき事かな、

○柏　木

○柏木、一村にして南形（なむかた）の南にも同名あり。此阿氣ノ枝郷の柏木村は、東には高口（下吉田ノ高口也高口ハ多キ名也）西は大塚、南は蛭野（蛭野は淺舞村ノ枝郷に在り）北は上櫻森。此上櫻森ノ内ノ柏木也といへり。

○瀨（せ）々柳（なぎ）

○郡邑記にセヽナギと假字書キにせり。同書に家員七軒と見ゆ。瀞、せゝらぎ、せゝなぎ、みなおなじさまの詞也。鵜飼ノ謠曲に、小鮎さばしるせゞらぎに、とあり。伊勢の山田にせゝらぎといふ地あり、また仙臺にて羽黑山伏の仕（す）る狂言神樂といふものゝ戲唄に、瀞の水が増して筵と食匙（しやくし）を流した（筵はめしべらとて飯匙の事也、しやくしといへるは汁なはじめ、なにくれ煎者のあはせなもる器をいふ也）とうたふ。人家の斜溝（こみぞ）をせゝなげといひ、淺き小川、また早瀨なゞをもせゝらぎといひけるにや、せゞらき川に馬の足を冷してなゞご軍書にも見えたり。むかし此地に兒玉越前といふありて、葭谷地の惡地を開發（ひらかん）と房屋（やさ）の水家後（みづやじり）の泥水をひたふるにもてはこび、さはかりのあら地を良田と成就（なし）たり。さりければ、こゝを瀞といふといへり。その越前といひし人の後、兒玉氏にて善右衞門とてなほ今ある也。

○藤　巻

○新田開發記に、阿氣村の內藤卷といふ處は、造山村の庄兵衞が三男仕入して田畑を開き、地形タを拜領

し、則此所へ引移り佐ゝ木與四郎と號し、百性ながら富榮へてぞ暮しける、則チ満六是也。其外廿軒斗り家數をなし藤巻村とは申也。扨阿氣村はむかし大森より地形續きにて、西馬音內川へ橋を掛ケて町屋あり。又內町ありて、今木戸口と云處はむかしの虎の口の門立チし木戸也といふ。大慈寺は小野寺孫五郎の菩提所也、大慈寺やちは則其所也。落城して其後、河一筋に成り大川さまゝゝに狂ひける。重福寺下より、中島だんゝゝ河原ラ居あがり田地にひらけ、其深き所は今に殘り、赤沼とて人みな見る所也。大森は造山庄兵衞引移り、田の中へ家作して八百石餘の處を開發して、　佐竹將監樣より、安堵の地形を下され佐々木治左衞門と號しけり、今ノ町田平治是也。それまでは大森も小村なりしが、開ヶ起るに付て諸方より人集り、家數も多く相成り市場を願ひ、上月に九日の市日を免ュされ二百軒斗の所となる。今人の知る處、繁昌の在所也。下深井は薄井ノ向ノ中嶋にてありしを、是も石川五郎兵衞注進にて開發して田地とはなれり。むかし河なき時は地形續きなるゆゑに、上溝の地形もありて百四五拾石も田地開ヶ廿軒斗の村居にて繁昌せしが、元文の頃川狂ふて堰欠落、畑と成りて業なりかねおもひゝゝに諸方へ行て、今は彌助壹人止り居て漁を業とす、云々と見ゆ。

郡邑記ニ云、藤巻家員三拾五軒、延寶六年ヨリ村居始ルと見えたり。また俚人ノ說に、小野丹後といふ人上櫻森を開き、しかして後にこの藤巻をひらきたり。其丹後が末、小野權右衞門とてなほあり。今は六丁村下タ邊りより木戸口ノ村下タまで川欠ヶとなれり。また水上は沼舘村ノ下タ八卦の西、燒石ノ小川あたりより

御膳川水を任て、千町の田の面にわたる也、是を丹後堰といふ。その丹後やしきは、村端の一本柳の邊に五十間四方の地あり、それ也といへり。また、辛勞免ンとて廿三石餘の水田を給ふといふ。
○正觀世音堂二間四面向南　新田墾成就の時、久保田ノ下山田氏治左衞門殿ノ室の建られし社也と申ス。祭日三月十八日、別當寶正院。
○小林ノ明神とまをして稻荷ノ神社あり。
家員今廿四戸ある也。

○六　丁

○享保日記ニ六町とあり。六丁、八丁なンどいへる處もまた多し。此六丁よりは西にあたりて廣野ありしが、今は川崩となりぬ。
○神明宮、此社地に齋杉ならん杉の大樹あり。祭日三月六日。○大石を藥師佛と齋ふ、祭日三月八日、並寶正院ノ守護社也。○稻荷明神ませり。

○阿氣村近世ノ家員

○八幡小路十一戸、內二戸修驗、一戸僧庵。○西小路十四戸。○東小路十四戸。○剩水八戸。○四屋四十一戸、內一戸社家也。○樋脇六戸。○櫻森三十戸。○上三村○下モ三村十一戸。○四軒村三戸。○大慈寺谷地三十八戸也。

○水田字地

○大中嶋　○高津埜（また不焚野といへり）　○あくと　○高持　○向ヒ田　○一ノ関　○舘合　○小山田
○江原嶋　○高口　○柴田尻　○柳原也。

○一村纏

○總家員二百八拾戸　○人數千八十人　○馬員百二十疋也。

○阿氣田の落穗

○野堰四屋村の菅原兵助が家に、竪二寸六分横一寸二分の紺紙に天照皇太神、八幡大菩薩、春日大明神ノ三柱ノ神託宣、共に金泥を以て書て、宅幸　と花押あり。宅幸は幸隆の師にや弟子にや、其風甚似たり。書画一覧ニ幸隆、愛宕山下ノ坊、書法二條流ヨリ出ヅと見えたり。

北

油川

南

甲 鐙八幡宮 社同 観世音安置
乙 油川
丙
丁 八幡宮別当
戊 善明院の行者
北
東
西
南

一 赤沼圖

花能景束

○薄井村

里長　太郎左衛門

○薄井、山本ノ郡に同名あり。姓にも臼井あり。また字さまはことなれど信濃ノ國に臼氷あり。此邑名薄井とは近き世の事にて、古はもはら臼井とこそ書つらめ。此枝村の舟沼といふ處に舊柵の蹟あり。いつの世に、いづれの城主の住りとはしらねど、たゞ其地を臼井殿の跡と云ひ傳へ、そのあたりの田地の字を舘薄井と今も呼たり。また小沼の內より、臼一ツ掘りうるよりしかいふといへど、そはいと〳〵近き世の事にして、うきたる物語とぞおもはれたる。此里長にて太郎左衛門といふ家あり。代々ふりにし屋戸にて、端芽より住し民家なるよしをいへり。そは本ト臼井氏たりしが、ゆゑありてなかごろよりは佐々木氏たり。此家には古記錄、また家譜なとの傳へ多かりしが、家より出し僧あり。此師、上祖より傳來し記錄ども餘波なう持出て、雲水の身のならひとて處さだめず、仙北ノ郡鶯野といふ處に至りそこにて遷化ぬれば、古記錄も失て傳らず、元祖すらそれとはしらじといへれど、その臼井殿の後胤なノどにてやあらんかし。此村ノ東は宮田、西は上ハ溝、南は沼舘、北は阿氣なンどの村々あり。郡邑記ニ云々、薄井村家員八拾四軒、支鄕大見內村十九軒、新ン城ウ村十四軒、下タ開キ村三十五軒、本鄕今は百七拾戸ありといへり。また、雨頭の水蛇見しといふ七右衛門が末は、今は大工となりてなほありける也。その水蛇

の事は、神社のくだりにつばらかにしるしたり。矢野造酒とて宇留野家の給人あり、七左衞門某の末といへり。また、里長佐々木太郎左衞門が家にいにしへの田記あり。其はしやれて年號知れねど、紙は四五百年も經たらむものか、強て云はゞ明德、應永の時世の書ならむかし。其世に新墾佃(つくり)つる人の名ども今し世に聞ゆ名とはことなり。そは「○東正寺○民部○右馬之丞○加賀○備中○左右衞門次郎○左右衞門五郎○普賢坊○三光院○一藏○讃岐○下總○丹後○淡路○大學○但馬○土佐○上總○內紀○伊豆○內匠○安藝○掃部助○備前○安入坊○越中○膳助○そうかい○わかさ○出雲○ふくせん○老僧。先繩御年具上々、家數十九間百姓、外ニ家數三間、內一人御藏、內一人行人、內一人肝入○但なご二人有り。○字所上薄井、下薄井、薄井河。」と見えたり。其內に東正寺といふ寺田あり。沼舘の東泉寺は本ト此薄井に在りしとて、薄井の西畠に寺跡あり。そは沼舘にうつりて、東正寺をあらためて東泉寺といへるか、また東正寺はこと寺にや。また「先繩御年具上々」とあり。むかしは檢地をうつに、繩を引延てむすび田の廣狹を量れり。そをもて、先繩の貢(なりはひ)よしといへるなるべし。また「なご二人」とあり。なごは女をさして云ひ、また名兒のよしもあらむ。古キ歌に、こなみがなご、うはなりがなごなンどよめり。かゝるゆゑもやあらむとおもふに、此あたりにて、借屋住居しける人をなごや栖居なンどいへり。そのなごならむといへり。なごやはもと稻小屋、田屋のたぐひにこそあらめ。なごや、いなごやは、いの省語也。○今云ふ田畠の字は○七曲リ海道脇○さいの神○小出境○苗代下○東川崎○狐塚○大塚堂尻リ○大

見内○川崎○嶋の越シ○田中○河登リ○上川崎○中村○反リ川○明神ふけの上ヘ○舘薄井○長願○舟沼○中嶋○沉ミ橋○鴨川○丸沼○西走リ○石田○堤下○上河原○下河原○臼井野○大堰端○淸水川端○一本柳○鳥屋場○大川端○大中嶋○兩頭川○虎が橋○長ガ前ヘ○河原田○兩頭○寺屋敷○福中嶋なンどは、天和三年癸亥五月廿五日、平均御竿ノ田帳に記スところ也。そが中に兩頭川とあるは、いにしへ臼井川と云ひし流ならむ。また寺屋鋪とあるは、沼舘村の東泉寺の在りし地ならむ。むかしその寺ありししるしには、薄井村の民家みな東泉禪寺の檀越也。

○薄井鄕に南に上薄井、北に下薄井あり。そが中に田中、後ロ村、西小路、中西、後ロ小路、內村、影塚などいへる處あり。ある書に、面影塚といふ處に古木の櫻ありと書て、出羽秋田の山中ならんとあり。影塚は俤の省語などにて面影塚ならむか。そのゆゑよしをさへご知れる人なし。なにゝまれ雅言に聞コゆればゝ、此一ト卷を花の影づかと名付つ。

○家藏ノ部

人足四拾人 植田村分諸合より出度まて
道具 鍬 たうくわ 持参 十五日
御出村 君島左衛門へ 出頭候様 一両日
元和八年
三月十二日 君田小右衛門
植田村 肝煎

たうくわを山本郡の手カラ（テナカラ）又あちやと云ふ所あり
立鋤も同し 此鐙木あきをこふて
スガラと云ふ

佐々木太郎左衛門家藏

枝鄕舟沼村佐藤治兵衞家藏

○高野大師の眞筆、經文の切レ。○義經公並辨慶の書、みな經典の切レ也。

○千年常駐一館僧　益子ノ舜政書也。

此佐藤氏が上祖は佐藤忠信ノ後胤にて、また最上義光の家士となりて佐藤甚左衞門某より十一代、今の治兵衞といふ翁の語れり。

下薄井矢野松之助家藏二品

○佛衆生是々無差別　一休和尚ノ筆。

○葦ノ葉乘りし紫銅の達磨　立四五寸斗、もろこし細工也。

同處修驗寶壽院家藏

○不動明王立像　高サ六七寸、紫銅の天竺佛、當院の本尊也。

○神社部

○天王明神ノ祉　薄井村の枝鄕、舟沼村の莎草(くぐ)和名抄ニ草ノ名具ゞと見ゆ谷地(やち)といふ地に鎭座(ませ)り。天王明神とはいかなる御神號にや、是考ふに、祇園ノ御神と稻荷明神と此二神(ふたはしら)ノ御神を會(あは)せ奉れるにや。そも〳〵此みやしろは、いにしへ城主あり、臼井殿といふ。その臼井殿の齋奉る御神也といひ傳ふるのみにして、さだかにそれと知れる人こそなけれ、いと〳〵古キ御神なるよしをいへり。むかし寺もありし處にや、雲龍山

長願寺と寺の號も聞えたり。此社に係る半鐘に、「施主仙北薄井村小野理兵衞、正德五乙未天九月吉日、出羽秋田久保田四十間堀町、治工清水彌左衞門藤原次祇、別當實相院八世施宥代。」と鐫たり。祭日九月九日ノ菊祭リ也、八日ノ齋夜(いみや)よりことに賑り。別當寶壽院也。

○兩頭(りやうづ)權現社　此御神は近き世にいつきまつりし御神なンどいへれど、ゆゑよしつばらかにそれと聞えねど、新田開發記といへる田帳めける書に、薄井村の河原も次第〳〵に居上(ゐあが)りてあしがや柳生ひ茂りところ〳〵畑となりて、是もまた梅津半右衞門殿へ申上ゲて開クべしとて、久保田ノ米町加鹽(古鹿鹽なりしといへり)彥右衞門といへる者の仕入して墾しが、關筋成就(なり)難く(此あたりにて關てふ事にいへるは、みな堰堤の事を専らいふ也)いかゞせんとおもひし處に七右衞門といふもの畑より皈る夕暮に、あし原の夥しく動きければ、こは何ならんと驚き見れば、其丈ケ廿尋あまりの兩頭の大蛇也。ハとばかり肝を消し、吾レにもあらぬこゝちして迯ケ皈り、うちふし病起りぬ。また、さま〳〵あやしき事ども多く村民これを怖れけるに、上の塘といふ處より夜な〳〵光リそらに飛あがる。いよ〳〵恐れ戰慄(をのゝき)、梓にかけ此事しつめんことをとへば、魍魎、おのが身のおきどころなければ人にもたゝるとありしかば、人々うちこぞり、いそぎ神と崇奉らば御祟もあらじとて、堰(せき)筋の上新開キへ少祠(マヽ)を權(かり)に營み建て、神主、神子なンどをよび祈り祭りければ、この神子に神託ありて口ばしりて云、我はまさしく虫ながらもこゝに數百年を經たり。其德とてあまたの人々にかくいたゝき祭られて、其志シども我身にうけて、今は天上に飛ンで龍と身を變化(かへ)て、永ク田畠の守護神とならんと高聲(たかく)よば

はりて、神子はたふれふし、やがておき上り忙然として立り。人々あなたふさゝ、空をあふぎ地に伏て拜み奉りたり。かくて後、なにのさはりもなく翌心のまゝに成就て、そこに人々も來集りて村とはなりぬ。其後神祠を遷し奉らんとて、むかし雲海とて眞言宗の僧の住居處は松杉生ひ茂りければ、其地に二間四面の社を建て兩頭權現とあがめ奉る（美豆知、水神を申也）神社也。雲海（一本には雲戒也）僧侶が後なれば、すなはち此源正坊を別當となし、社の西ノ方に拾間ノ處を無役のやしきに給りて、其後胤猶繁榮しける。今ハそこを清喜山授寶寺兩頭大權現と申奉る。」と見えたり。

此兩社に神舞の獅子往古より一頭ありしが、其形朽て失ぬ。こゝに信濃國村上住伊藤太郎長清末孫小野政芳、同妻丹波國草木住中河右京金成末孫草木氏息女、念願一致成願主玄朋友信心預助、此度如古來御獅子壹頭新造而奉納之、右旨趣者天下泰平國土安全五穀成熟萬民豐樂村鄕繁榮諸難遠離吉祥不退、願主家運長久子孫永保障碍退散福祐自在心中如意圓滿之故也。仍而如件。」云々と見えたり。考に、獅子儛は本トもろこしの風俗にや、陳氏樂書に唐ノ大平樂、亦謂ニ之五方師子舞トと云ひ、元史に伶人蒙ニ采毳ー作ニ師子舞ー以迎レ駕と見ゆ。西涼伎も同じ。また伊勢ノ國には諸社に獅子頭ありて、外宮の邊りには年毎に師子舞の神事あり。また外は年を經てこれを舞事あり。こはもと、神前の師子、狛犬より事起りて、隼人の歌舞を摹したる事ともいへば、もろこしの獅子舞とはことなるべし。是薩摩ノ國人始メしよしをいへる人あれど、さたかなる證もなし。多くは熊野よりむかしは出し事ともいへり。その唄に、漢ノ

國から獅子が舞てまゐりた、とうたふは、から獅子曲てふことよりうたふならんか。そは何にまれ、こゝによしなき事から筆のまに〳〵云へる也。此天王、兩頭兩社にかねて僊備ふ神獅子一頭は、高野大師の御画の、倶利伽羅不動明王を獅子の眉間に造込たるよし。また大小奉納、大師の画とつるき横刀は、慶安のはじめ丹波ノ國中河右京介、此出羽ノ國に浮浪人となり來けるとき持たる器寶といへり。當國の太主　佐竹右京太夫義峯公の御代、享保十八年癸丑ノ暦八月吉辰、別當玄性院快到代、願主小野政芳、同女方、御獅子建立取立臼井喜助、御獅子作者矢野又右衛門、金物細工壹色鍛冶圖書、同一色淸右衛門、御幕うみ織リ長門女房、作右衛門女房、和右衛門女房、林兵衛女房。」云々と見えたり。

○寶壽院世代僧名

○元祖成就院雲海法印　天正四年丙子ノ八月入寂
○二世成就院宥威　慶長十九年甲寅十一月化
○三　世成就院宥長　元和九年癸亥三月化
○四　世明正院宥尊　寛永廿年癸未三月化
○五　世成就院宥盛　寛文十二年壬子五月化
○六　世源正院宥眞　元祿十三年庚辰九月化
○七　世玄性院宥幽　享保十三年戊申九月化
○八　世實相院施宥　同年十月化
○九　世源性院快覺　寛延元年戊辰十月化
○十　世實相院宥光　明和二年乙酉九月化
○十一世實相院明元　安永二年癸亥五月化
○十二世實壽院宥照　享和十二年乙亥五月化
○十三世當院現住寶壽院宥法也。

○此下臼井ノ郷兩頭ノ神事は、卯の花祭にて四月八日ごとに賑り。兩頭權現の神田として、壹石の稻田を梅津家より寄附られたり。

○大見内村神明宮　祭日六月十六日、別當寶壽院。

○舟場村田ノ神社　別當寶壽院。

○臼井の落葉

○八澤木鄉守屋記錄の中に、守屋ノ子孫八歲之時親にはなれて、湯釜御祈念之儀一切之儀式無之、一澤に可賴禰宜無之、臼井之大明神之禰宜ヲ師に賴み申候時云々と見えたり。さりければ、むかしは臼井村の舟沼に座る大明神は、祠官社家にやありけむ。

○大森內記は大森の城主小野寺孫五郎康道の落胤ながら、妾腹の長男たりしが、小野寺康道落城の後しばらく此臼井に避きて、內緣のもとに在りて臼井をもて家苗とし、老て臼井憐好といひし、八澤木の木ノ根ノ大友氏にて卒り。八澤木山の一ノ鳥居の下タにその臼井塚あり。憐好ノ後、久保田ノ臼井省軒といふくすしなりし。委曲なる事は、八澤木の山吹枕の卷なる塚物語の中に記したり。そを見てしるへき也。

○兩頭ノ社前に一葉塚あり。其碑に、　一葉散る行衞や空に無一物　無外一叟居士　寬政六甲寅年八月四日、と方示石に彫たり。此翁は矢野喜右衞門一艸とてはいかいに志し深く、醫術にこゝろざしありし人也。天明のころ新田開發記を誌り。此書の亦の名を、新田開發穗敎訓ともいへり。つたなきやうな

る書さまながら、その世の事を考へ合するに露のたがひはあれど、いとよき書なり。

○家員百八拾壹戸　○人數八百三人　○馬數九拾疋。

両頭權現社

雪出羽道（平鹿郡 六）

薄井邑
下ノ向村ノ丸沼

○源九郎判官義經公ノ書翰

○薄井村醫矢野元亀家藏

となりの清水

○小出村

里長　吉之助

○此村は本ト沼舘より割れたる邑也。さるよしを以て小出の名あり。東は宮田ノ村、西北は薄井村に孕れたる小村也。○寒泉あり。そは薄井ノ枝郷新城邑の清水ながら、近カ隣リなれば朝夕汲遣ふといへり。

○雷ノ社　夏祭四月九日、秋祭八月九日、臼井村ノ寶壽院守護社也。

○田地ノ字處

○道祖神田薄井也　○堂の前　○上小出　○下小出、といへり。

○享保日記ニ家員九軒とあり、今も亦九戸あり。

○

○家員九戸　○人數男女三十五人　○馬數四疋。

右小出村　となりのしみづ。

里のあきやぎ

○平柳村

里長　彥左衞門

○平柳は姓にや。また坡なンどに、古木の柳の生ひたりしより云ひ始し郷の名なンどにてもあらむか。また鬼柳、箱柳、細柳、某柳、某柳とて、柳てふ邑名もいと多し。郡邑記に家員六軒、支郷念佛谷地同壹軒、瀞谷地同壹軒と見ゆ。此平柳邑は、古大森ノ内郷なりしよしを云ひ傳ふ。さりけれど、いつの年割分たるといふ事を知れる人なし。

○大柳一ト本ト、村のさし入りに在り。此柳は疫神祭して立たる卒堵婆やうのものにて、近き頃まで、まだ文字仄殘たるを見し村老のあるよしを語る。

○神明宮　天明五年乙巳十一月十一日、貢物納る米庫の内に一万度ノ御祓をすゑまつりて、五穀成就萬民安全をいのり奉りて、三月十一日に祭スといへり。

○瀦田ノ字地

○せゝなぎ今は家なし　○念佛谷地　○中谷地　○樋がかり　○やしき田　○堰合　○揚ゲ谷地　○堀廻リ

むかし古柵ありしよし、また宮田村に箱の口といふ處あり。

○

○總家數九戸　○人數四拾壹人　○馬員八疋といへり。

右　比良夜那宜。

鴫やち

○宮田村

里長　兵四郎

○宮田は神田なンどのよしにや、宮田、神ン田もいと多き名ごもなり。郡邑記ニ○宮田村家員六軒○念佛谷地同三軒○荒處同五軒○田町同十八軒○中嶋同十軒。」と見ゆ。こは享保年の記錄也。○宮田村今二戶○念佛谷地今四戶○新床今九戶○中嶋今は家なし。

○千手觀音ノ社三間二間向南　○祭日四月十七日。○社地に○井あり。○古木の大樅○大槻○樅木なンど茂りたり。此社はいと〱舊き社にして、生ひたる木々も大にして幾世經たらむか由來さらに傳らず。

○中嶋明神　社地三間四方斗り、祭日三月九日。享保ノ頃迄殘りて家十戶ありしと記に見ゆ。此中島田地新墾のとき狐出しかば、此稻荷ノ社を建てさらすべし、稻田ノ守護となるべしとて、寛文年中に建立し中島明神ノみやしろといへり。むかしは鄕也、今は社地となりて杉群立り。

○福聚庵

○無量山福聚菴は禪刹也。開山世代しらす、をりさして旅僧なンと住り。此庵に住職の僧侶、觀音、稻荷の社僧となりぬ。

○いな田の名どころ

○柴田　○大西　○碇　○うばおこし　○門ド向ヒ　○若狹前ヘ　○沼ノ上ヘ　○舘の内　○頭ラ無シ
○水鷄（くひな）谷地　○松の下タ。

○雄勝河（また男鹿田川ともいへり）

○水源は鍋倉（マヽ）の甜（あま）沼より出て、南より北へ流レて幾千町田にかゝる也。

○

○家員廿四戸　○人員百三人　○馬數十六疋といへり。

○大塚村（杜の石がみ）

里長　九左衛門
　　　佐多郎

○大塚は大塚なンどありしよりいへるか、また大塚某のひらける處か、世に大塚氏もいと多し。享保郡邑記に「○東大塚村（家員十軒、改東ノ字チ加フ）○下大塚村同拾軒○念佛谷地村同二軒○新所村同十三軒。」と見えたり。

○神社

○藥師如來ノ社（二間四面）向南　其由來さだかならず、たゞ古き社とのみいひ傳ふ。大杉（周圍八尺斗）一ト本、小杉むら立て村中に座り。此末社に○觀音ノ祠あり。祭日いづれも四月八日といへり。
○稻荷社（八尺四面）　南方に鎭座、祭日同上。

○眞山社　祭日前におなじ。

○白山社　一間四面、祭日前におなじ。

○八幡宮　○新床村の下モに座り。祭日八月十五日。

○石神明神ノ社　三尺四面、祭日(マヽ)

○大沼あり、廣サ三拾間四方。

○小沼あり、廣サ十間四方斗。

○男鹿田川水上は、鍋倉の甘沼寒泉(しみづ)よりおつること宮田村におなじ。

○田ノ字

○杉ノ下　○中ノ坪　○上臺　○柴田　○半戸小屋　○堂尻。

○家員四拾戸也（向田五戸　又兵衛村十五戸　念佛谷地三戸　大塚十七戸）　○人員二百六人　○馬員十七疋也といへり。

ひとつ藤

○下境邑　寄郷拾箇村

杜のかしは木　田村　野中のもり　根田谷地

ましこのたうめ　八柏　もりのさくら木　櫻森

杉のまし水　塚堀　まはにの小川　赤河

いちめがさ　七日市　野なかのむかし　下八丁

しみづのちまち　清水町　ゐのさゝぎ　猪ノ岡

○下境村　ひとつふぢ

里長　文七

○上境邑あり。上境は横手を以て本郷とし、下境は○田村○根田谷地○八柏○七日市○塚堀○櫻森○清水町○下八丁○赤川○猪ノ岡なンどの村々拾箇村の親郷也。田村本ト母郷なりしが、ゆゑありて享和八年辛未のとしより、此下境村は首郷とぞ成レりける。さかひは坂合の義也、境、堺なンど書り、堺は畔を正字といへり。此下境の村の東は上境、西は百萬苅百万刈は角間川の寄郷にて大戸川の岸に在り、大戸川の百曲りあるてふ事を訛りて百万苅とはもはら云ふ也南は塚堀、八丁、北は西根西根は仙北ノ郡に在り。郡邑記ニ云、總名ニ唱フ也。○八卦村家員二軒○櫻町同二軒○新田村同六軒○新處同七軒○馬場同五軒○板杭同三軒○長沼同二軒○日向同三軒○三ッ栗同十一軒○大嶋同一軒○中村同六軒○大屋敷同三軒○太郎小屋同五軒○小次郎小屋同一軒○目那川同二軒○稗卷同三軒○根田河同十三軒○堰合同六軒○押シ切リ。」云々と見ゆ。今は享保日記郡邑記をいふ也とは變化て、新古ことなる事多し。

○上三栗

○いにしへ、蔕一ッに毛毬三子並て成る栗刺ありし由來の名也といへり。三梨とて一蔕にて三ッなる梨菓ありて、雄勝ノ郡に三梨村あり。また秋田ノ郡阿仁にも三ッ梨子あり、今は其梨子枯レて水無村といふ。三河ノ國に六栗村あり。また一栗、二栗、三栗は姓にも聞えたり。最上義光の郎等に一栗兵部少輔とて、百貫の武士ありし事永慶軍記に見えたり。また三ッ栗は萬葉集にもよめり、三ッ栗の中、とつゝ

けり。詞艸小苑に、「さきぐさの中、さき草は百合、これが枝は末にて三つにわかるゝ物なれば、直に三枝とも書り。又三ッあるものは中あれば、しかつゞけたり。「三つ栗の中、これも栗の實の三つはらみたるをしかいへり。」と見え、しかのみならず三ッ栗は愛ものゆゑ、親子三人の義もて、婚姻の式にかならず是を用ふ處あり、古キ式也。また三方の臺の栗形も、此三ッ栗よりぞ元りける。長物語ながら、よしある村名也。

○神明宮　田ノ面の杉群に座り。祭日四月十六日（権齋主也、下八丁村ノ境正寺。）

○下三ツ栗

○其三栗ノ木はむかし、此邑のいづこに生ひたりしともさらにしれる人なし。此村に○三光院とて修驗ありしが、疫病はやりしとし、うからやからみな死うせて、元文のころより其後絶て、今は三光院やしきの名のみぞ殘りける。上下の三栗は隣いと〳〵近し。

○堰合

○堰合はいづこにも〳〵多し。井堰の中に在るよしを以て村名させり。享保のころまで六戸ありしが今七戸あり。

○田ノ神ノ社　祭日六月十二日。

○日向

○ひなた村、三栗村よりは東に在り。古三軒、今は四戸あり。

○馬場

○むかし八卦に某人の居館にや、そこに家士あまたありて、此處なる馬場に來てのりし處といへり。家古五軒、今三戸あり。

○淨土庵あり。横手の光明寺の下庵也。

○板杭

○板杙はいかなるよしの名にや、今は人みな板小屋といふ。郡邑記に家員二軒と見ゆ。むかし此處に、鎌田杢兵衞とてとみうごありし、その民家今は絕たり。そが末家にて、中村に在る鎌田文七の家それなり。今は此樽櫟に、澁谷玄迪とてくすしの家のみ一戸あり。澁谷の上祖は、本ト仙北ノ郡神宮寺村に在りて坂垣氏にて、其系譜を持り。此板杙に來て他苗を胤てけり。此家の庭に一ツ藤とて、花はかはらぬ紫色ながら、其實殼の內にたゞ一ツぞ孕る。さるよしをもて一ツ藤とは云ひける也。

○大杉ノ社　大山祇ノ神を齋奉り。此山ノ神ノ社は澁谷氏の齋主たり。

○櫻町

○郡邑記に家二軒と見えたり。今は治左衞門といふ家一戸あり。此處はむかし横手河流れて、其岸に大なる櫻一ト本トその河の淵に臨て生ひぬ。此櫻のあたりは水狀卷て流れしをもて、櫻洄流の名ぞあり

ける。そを訛りて、今はしか櫻町村とはいへる也。いにしへの櫻の實盈れをうゑて、むかしを捨ぬぞ其心かむばしかりける。

○新田

○此村横手川の近きに在り。郡邑記に家七軒、今も亦七戸あり。

○貴船明神　春祭三月十七日、秋祭八月十七日。村中巡り齋主にて、今は三太郎といへり。此きぶねの御神の事を、村の俗傳へてあやしう恐き語りぞせりける。そも〳〵此御神は、伊弉諾尊軻遇突智ニ爲二三段一、其ノ一爲二高龗一、高龗者龍神也、貴布禰明神是也、山城ノ國愛宕ノ郡ノ廿一座にして式ノ御神也。さりけれど此村の者、旱魃ころは雨を祈るぞふるきためしなる。

○八卦

○八卦は假字にて、はぶかけなッど云へるより轉語てところ〳〵に多かる名也。古館の跡あり、此よしにて馬場村の名もありける也、前にも云ひしが如也。舘脇堰といふあり、また帶刀堰にて人の名にやといへる人あり。郡邑記に家員二軒、今九戸あり。

○太郎小屋

○太郎小屋、次郎小屋、六郎小屋、鰕小屋、助太郎小屋、おくらごや、某小屋、某小屋とて、むかしは四十八小屋ありしといへり。

○大　屋　敷

○そのむかし、いと〳〵大なる家ありしよし。古は三軒、今は二戸あり。

○目　那　川

○郡邑記に目那川邑家員二軒、今も二戸あり。河邊ノ郡に目名形あり、山本郡に目長田あり、またこゝ處に目名川もある也。

○稗　　卷

○稗卷は稗蒔にして、むかしは水田なく畠に稗種(まき)し處ならむ。やきまき、ひえまき、いと〳〵多き名也。古ハ家三戸、今ハ四戸あり。照井彥左衛門といふ舊家あり。

○根　田　川

○大戸川の端也。古ハ十三戸今ハ十二戸あり。一向宗門の寺あり。

○萬榮寺

○特留山萬榮寺はもと仙北ノ郡安本村たりしが、寬延のころ安本トの萬榮寺西本山に改派して、淺舞村の玄福寺ノ淨應ノ次男大俊、寶曆二壬申年入院して寺務相續せし處に、東西兩本山とあげつらひ事ありて、それよりおなじ寺號もて西派東派兩寺となりて、安永六丁酉年平鹿ノ郡に移り十石の米(ふち)をたうばりて、此下境村に東派にて二世すめりといへり。

○照井氏由來

○此根田川は本ト上ミ根田川と云ひし處也。照井五右衞門といふ舊家、照井ノ太郎竹久の後胤也。古記錄に、藤原氏、本名者押影之中將、二宮之妹夫妻成給、其妹井中浮御身影給事照日也、見是而自爾以來照井中也。竹名乘字、幕紋一具瓶子也。爾時文治二年己酉八月中旬、押影中照井(花押)と見えたり。天和三年癸亥五月吉日、照井喜平治重正まで書つぎたり。

○新處(あらこゝ)

○此村に大なる屋敷ありてさらに家なし、こは高橋武右衞門といふぬしの家の跡也。こゝらの水田新墾して、其いさをもて出世(みもたち)、今は家士となりて久保田にすめり。此高橋武右衞門の親の世ならむか、下總ノ國なる六十六部納經修行の男、此高橋の家に泊りて重き病して、旅の空にこゝろうき事とおもふほどに、あるじのこゝろざしの厚きをよろこび日を經るまゝに、病愈て明日は出たゝむといふ夜人々に語りてけるは、おのれ去年の秋の始め、會津、米澤、越後の境なる三ッ峯峠の麓とおほしき處にて道にふみまよひ、行べき方もあらねば岩山にのぼりて見わたせば、溪合に煙灰に見ゆるをしるべに、こは炭竈か杣山賤の栖家か、なにゝまれ人やあらんとみねによぢ麓にくだり、やゝそことおぼしき處にいたれど路たえてなし、谷川をわたりてしばし行ヶば家二ッ三ッ見えたり。からくして其處にいたれば二十戶ばかり家あり。いかなる處ともしらねど、はしなる家にさし入て一夜をといへば人々あきれて、いかにして此

處へは來りしぞ。道にふみ迷ひて命しぬべうこゝちして、けふりのほのかにたちしを見てまゐりさふらふ也。此夜一ト夜の情をと、ひたにいへば、さらば御大將に申見んとて行てしばしありて、其旅人を連れ來れとあれば、いざなはれてかの大將の前に出て蹲れば、としは八十まりならむと見えて白髮亂てたけたかき翁の、瞼の皺皮二寸ばかりうちたれて眼を閉て見えねば、たまさぐりして細キ絹帶やうのものをあなぐりいだして、下りたる瞼の皺皮を引キ揚ケて額卷とし、兩眼明らかに開キ見て、いづこの誰ぞ。しかくのよしをまをせば、さぞ困つらん。四五日も憩らひ行ケとあれば、いとうれしく心おちゐて、あの御大將とまをす御方はいかなる御人にて、年は某はかりか經給ふと問へは、あなひせしわかき男の云やう、としは六百餘歲にもなり給ふか、名は世に人の知れる權頭兼房公也。かく仙翁となりて、いまだ世に存命給ふ。みなその後胤にて此隱家に世を經る也。粟の飯を進め、男はいとまあれば此仙翁の前にて劔術のみぞならひける。女は麻苧の糸、あるは木の皮を剝てうみ、そをへそに作りて衣に織りぬ。仙翁、旅客に庫を開きて見すべしとあればその藏に入れば、いくばくならん數もしらず甲冑をつみ重ね、弓箭刀劔のみぞ多かる。あなひの人、ある冑の小袖の破れたるをとりて、是は九郞判官義經公の御めしのよろひ也。これをあたへよと御大將の仰ありしといひてたうばり、長く身の守りとすべしとねもころにいへれば、いとくうれしくて是をふかく包みて、かくて此隱れ里を出て路なき處を四五里も出て、かなたこなたと、はるく落るのぼり來て道あり。會津に出て此事を語れどさらに知る人なし。さ

けれど、身の守りさせんも命ありてこそしかすれ、身におもき病して死ぬべう處助けたまへば、是を家の寶としたまへとて荷のをときて、かの古甲の破たるをとうだして、くれたりけるよしを話り傳ふ。

○田　中

○田中はいさ〳〵多き村名也。此邑あらさこの北にあたり、家一戸あり。

○庚　塚

○庚申塚、また庚塚、家四戸あり。家七戸ありし時は七軒といひし處也。此村、あらさこの南の方に在り。

○大　嶋

○此村大戸川の岸に在り。むかしは島にて大嶋の名あるか。家むかしは一軒、今も一戸也。

○中　村

○福嶋ノ觀音ノ社南向　此觀音は、むかし福嶋といふ處に座ませしが此中村にうつしまつる。祭日三月十七日、齋主鎌田文七也。

○

○福嶋　○長沼　○小治郎小屋なンどみな家なし。

○

○押シ切リ。東ハ仙北郡西根村古鍋子淵、古堰堀切ノ處ニテ境、北ハ同處川向古河道限ニテ境、西ハ右同村ノ内觀音堂ノ下畑横丸内見通ニテ境。民家七軒、と郡邑記に見えたれど今は家なし。

○淨土菴

○此庵は、上根田川村なる特留山萬榮寺ノ内に在り。横手の光明寺の末庵ながら、いとゝ古キ庵なるよしをいへり。

○家員七拾八戶　○人數四百三拾一人　○馬員七十疋也。

○田村

里長　與惣兵衛
喜助

○東に根田谷地、百萬刈、黑川、下境なンどの村々あり。また西に阿氣、櫻森あり。南に八柏あり。北は角間川、新角間川、門ノ目なンどいへる村ぞありける。奈良を初め、田村といふ里いと〳〵多し。また屯野、屯岡を田村野、田村岡といふは、相通へばしかいへる也。倭訓栞に、「たむろ」屯ノ字をよみ、日本紀に部ノ字をもよめり。又隊ノ字、黨ノ字をたむらとよめるも義同じ。其手〳〵にむらがり集る意、よて日本紀に十數群を、とたむらあまりとよめり。」○屯の岡は奥州栗原ノ郡に在り。坂上ノ田村麻呂蝦夷を征せし時、此に屯すといへり。其後源頼義の清原武則に會せし所也。」と見えたり。○田村、郡邑記ニ云ク「家員八拾二軒。當處芝田孫助先祖、六代先キ與惣右衞門最上ヨリ浪人シ參候而、慶長廿年ニ忠進開發スと見え、淺舞へ二里三拾三丁四十歩、角間川へ壹里拾五丁十歩。」と見えたり。此村薪乏しければ、根子といふものの掘りて朝夕サ是を焚く。こゝにいふ田邑根子これ也。秋田ノ郡に根子てふ村あり。根子は根榾の湯桶讀にや。三千風が行脚文集に、「寒かんべィねつこうたいてわらじあてむ。」といふ句に三千風和句して、「うらが眉も霜零れるもさ。」と見えたり。根子は保多といふ物におなじきや、いなや。倭訓栞に材木のきれを榾柮也といへり、歳華紀麗に、歳除ノ夜燒ニ榾柮一といへるもおなじ。もと山里にて、ゐろりにくべ

る木をいへば火立の義なるべし。歌にも、山がつがたきすさみたるほたの火なンどよめり。尾張、出雲にきりかぶ、伊勢に根こじ、安房にねつか、總州に木下、武藏にねつこ、又根木といふ。また沉のほた、ほたぐひなンどいへり。新撰字鏡に熻、又煻煨なンどよめり、火立の杌の義なるべし。○ほたりといふ口語もほたより出たるにや、ほたりともいへり。○八瀬大原の里は、同姓婚姻して他郷に求めずといふ、其意をよめるとか、　親の親子の子の子まで山賤のほたの火けたぬかたみとぞする。　異方の朱陣村と同じ。其始め、亂を避しより起れるも亦似たり。阿波の祖谷に安德天皇の陵あり、紀州熊野の山中に小松家あり、周防ノ國に畜生谷といふ處あり、大和ノ吉野の奥に前鬼後鬼あり、是も同じ。常陸ノ國眞壁ノ郡には、叔父姪夫婦となるもの多し。是を逆緣といふもをかし。」といふと見えたり。こゝにおはぬ長物話ながら、筆のまに〳〵こゝにのす。○田村の根子○雄鹿の浦の賀須○津輕の猿毛○越後の谷地腸、また三河、尾張の岩木、こは石炭のたぐひ也。また南部ノ海邊にて石炭をいしずみ、いわずみなンどいへり。伊賀のくになンどにて宇邇と方言也、上品を石宇邇、下品を綿うにといふ。「香に匂へうにたく岡の梅の花。」なンど芭蕉ノ翁の句あり。また此田村根子を、延享のころならむか最上かね山の羽長坊、「炭竈は遠し土焚く夕けふり。」と作りたる句あり。此根子を切ルに、一番掘は石雲丹ノ如ク其色黑し。焚て灰と成れば、その色いと白し。二番堀りは綿うにのごとく品下ず、その土の色赤し。これを焚ば、灰もうす鼠色にして劣り、三番はいよゝおとりぬ。此一番堀の灰をこなし篩にかけて、そのふるひたる灰を飯の液湯

もて、其粘して練りかためて、日に乾してまたその灰を燒ヶば、白き事雪のごとし。また羅合にかけて是を貢物、土產ともしけり。田村灰とて、又たぐふかたなき品にして人みな是をめづれど、一番はまれ也、とし久しう掘り盡して二番、三番と掘る處多し。此根子てふ物も、むかしは他鄕の人も錢を出して掘もて行しかど、正德四年のころならん、別村の人には根子掘り取らすまじきよしの命令をかゝふりて、其事止となもいへる。○柴田監物平茂高といふ人義光ノ家士たりしが、ゆゑありて最上より來て、新墾して其勳功少ヵらず。柴田氏の事は、なほ奥にも委曲に云はむ。○柴田茂高、此一邑を取纏ひ村民を厚く惠み、耕の道をねもころに敎ふ。其ころより、やをら十三箇村の親鄕となれり。○元和二丙辰年より傳驛とはなりぬ。また○天和、寶永のころまでは每月四九ノ日田村市とて賑ひ、馬市もありつるよしを云へり。○村の東に、凡二百間に六拾間斗なる大槲林の四ヶ處まであり。こは山本ノ郡檜山の外には、六郡の内にはまた見あたらざる柏木ノ原也。此柏森は、柴田茂高いくばくの水田心のまに〳〵成就て、其泥土をかいならし、おのが本國最上より柏木の種子を採らせ、そこに蒔きとまき、うゝとうゑしかば、生ひにおひ茂りて大柏原とは成れり。此柏木の數は拾萬本に餘ぬといへり。なほ子盈、またうゑそへてとし〳〵にいや茂りぬ。其後　德雲院義處公中街道（角間川より田村にいたりて淺舞をへて十字街道に至る也）をして御渡野ありしとき、此柏原、君の御目にきとゞまりて、いと珍しき槲森也。こは誰がうゑ生し柏ぞと仰ある。人々かしこまりて、しか〳〵のよしをけいし奉れば、功なるかな。こや軍用のそなへに相なるべし。なほ年每に

うゐつぐべきの仰事あれば、柴田茂高の末胤なる監物茂親(三代也)、かしこまりて是を守る。六代目ノ茂昆ノ時制札を給ふ。○「田村之內柏木野林に立置之間下草にても苅取へからさる者也。正德三年五月日、澁江宇右衞門(花押)」御札(竪一尺一寸位 横一尺八寸位)裏書ニ、石井市兵衞御代官所田村。」とあり。みな上祖のいさをとて、今も七拾三斛四斗ノ米を知行事(しらす)こそかしこけれ。

○柴田氏家系譜

○初代茂高、與三右衞門改監物。羽州寂上ノ產也、慶長八年平鹿郡來田村一村ノ開闢也、辛勞免百石餘頂戴ス。一男二女ヲ生ム。寬永十九年七十三ニテ終ル、法名月窻淨輪庵主、葬田村ノ西法寺。○二代茂久、左吉改監物。茂高子也。慶安四年終、年四十四。二男二女ヲ生ム。○三代茂親、左吉改監物。茂久子也。延寶二年終、年三拾九。三女ヲ生ム。○四代茂行近江。茂久子、茂親ノ弟也。茂行子無シ。○五代茂伴、甚三郎改與三右衞門。栗田氏ノ子、妻茂親女也。茂伴寶永六年死。一女一男ヲ生ム。○六代茂昆、一學改與三右衞門。茂伴ノ子也。正德五年終、年不知。○七代茂隆、孫助改監物。茂昆ノ子也。寶曆元年ニ終ル。二男三女ヲ生ム。○八代茂清、傳太。茂隆ノ子也。安永六年死、年三十一。一子ヲ生ム。○九代茂秋、鶴松改與三右衞門。茂隆ノ子、茂淸ノ弟也。明和四年死。子無シ。○十代茂周、儀助改監物。茂淸ノ子也。寬政十三年辛酉終、年四十八。二男三女ヲ生ム。○十一代茂道、茂周ノ子號監物。今年文政八乙酉ノ年年四拾六、母六十八共ニ徤也。三男三女ノ六子ヲ生ム、嫡三平茂正、今年十歲徤也。

○舊器

○家藏の横刀(たち)あり。長二尺三寸五分小亂レ燒キ火炎帽子也本阿彌十郎左衛門ノ下札ニ備後鞆ノ貞家、と記したり。中子ニ無名ニテ穴二ツ也。此一刀は、上祖茂高最上より所持の重代也。○瓢形なる白玉あり。坂上田村將軍ノ御裝束の佩玉なりしを、毘沙門天王の神像の內に籠給ひし玉なりといへり。

○毗沙門堂略記

○柴田茂高、姓平稱監物、其先寂上人、父茂金、其父兵部大輔茂正者、則義光卿大夫也、寂上君滅亡而後、茂高慶長癸卯之年到ニ於本邦一、卜ニ居平鹿郡田村一、嘗聞古方ニ群雄四起、列國擾亂民苦ニ兵革一而人烟絕盡、爲ニ荊棘荻萑之野一、蓋茂高辟(ひらき)ニ艸萊一、治レ水墾ニ田園一方七里、四方流民傳占新作レ落數百戶、地力完而衣食足、以ニ田村將軍舊地一故名ニ田村一、且爲ニ十三邑官府一、事聞公嘉下其躬秉ニ耒耜一開中曠野上、世賜ニ食祿百石一、先レ是中野視ニ若干遺礎一大有ニ四尺五尺一、忽有一氣冲天者六七日、暗得下粲然精玉形如ニ胡蘆子一者一顆於土中上矣、或曰、是往古坂上田村將軍奉レ詔、伐下不レ伏ニ王化一東夷上、報レ捷安レ營撫ニ生民一、歲餘而建レ廟乃安下置所ニ仰信一毘沙門天神形上、而納下所レ帶形如ニ胡蘆子一玉於腹中上矣、將軍薨後數百歲、夷賊復事ニ金革一不レ奉ニ祭祀一、屋覆而無レ加ニ修理一、楹朽棟倒終亡、唯礎礨碓乎存、仍レ舊茂高繼ニ田村將軍志一建ニ毘沙門堂一、每歲四月三日奏ニ神樂一、以禱ニ一鄕安寧一也。

庚
丙
己
丁
甲
乙

根子新穂
黒根子上品なり
赤根子下品なり

東
田村全圖
海

毗沙門天社
別当多門院

雪 出羽道(平鹿郡 七)

○多門院歷代

○將軍山多門院は代々毘沙門天王ノ別當職ながら、上祖より傳りし一卷の舊記うせて、委曲に記錄（しるす）事あたはず。○開基は慶安三庚寅年とのみあれど、僧號、遷化の年月をしらず。此修驗者代々多門坊、多門院とぞ號（いひ）ける。○二世多門坊快圓寬文十一年辛亥八月二十八日遷化○三世多門坊宥永貞享三年丙寅七月十八日遷化○四世多門坊泉重享保六年辛丑七月二十日化○五世多門院宥全延享二年乙丑五月二日化○六世多門院快廣安永四年乙未二月二日化○七世敎全院秀仙安永五年丙申六月二十日化○八世多門院宥隆天明四年甲辰四月十八日化○九世長山坊宥山、老僧存生○十世當住多門院宥壽也。

○多門院重寶ノ器

○毗沙門堂棟札、「奉造立三間四面御堂一宇、惣戒師本毘沙門天本願主柴田監物、同苗佐吉　慶安三年菊月廿六日。」

○網葉（あは）板ノ觀音　惠心僧都ノ作、柴田監物茂高ノ寄附也。○紫銅ノ大日如來一軀。○鰐口、年號不知。

○阿婆木観音像
○多門院 家蔵

○紫銅大日如來大サ如圖

○福　嶋

○此村古門ノ目川の岸に在りて、さし／＼水のために崩しかば、名を人みな崩村といへば、不祥(マヽ)からぬ名なれば福島と改め呼ぶと云へり。享保日記に家員七軒、今九戸あり。近きころまでいと／＼大なる槲木ありしが、伐りこぼちたるもの語あり。

○新　町

○此邑新町と改りつれど並ては田村といふ、是本郷也。

○多門天ノ祉あり。こは陸奥國達谷の毘沙門天王の如ク、坂上田村麻呂の建立ありし靈場にして、其いにしへは七間四面ノ社たり。今マ其礎のみいちじろく殘れるを見て、いにしへを偲ぶのみ。今ノ社は柴田監物茂高ノ建立也。祭四月三日、本社南向　社內ニ祖母杉、祖父杉の大樹あり。また、名におふ鹽竈櫻あり。別當修驗多門院也。○末社神明宮、七月二十一日祭禮。○同觀世音、四月十八日祭禮。

○監物屋敷五十間四方四面は外堀也　坤ノ方にいと／＼大なる懸刀木生ひたり。此皂角樹高四丈餘り、うつほ木にして周回一丈六尺三寸あり。梨子ノ木あり。其近キに別業たてり、その屋戸の名を雪液亭といへり。また、そが近となりのそのゝうちに杉をうゑて青柴垣とし、また、垣の內に櫻をひし／＼うゑて祠あり。こは上祖柴田監物平茂高ノ神靈を此地に齋奉りて、花あるをもて櫻ノ社といふを聞て、よみて手酬奉る。

うみの子のそのいやつぎの末葉まで守る櫻の神のみやしろ。

いとよき霧ヶ谷二本トあり、花ことにおもしろし。こは、柏森より根こし來る花也といへり。

○佛刹あり、臨水庵といふ。本尊觀世音を安置たり。まことに水に臨ておもしろき處也。角間川邑の淨蓮寺の末庵にして淨土宗門たり。

○此新町は南北へ往復の條也。南へ行かば傾城塚、四ツ屋、上田村を過て八柏村に出る也。北へ行かば福嶋を過キ、布晒、門ノ目を經て角間川に至る也。新町に酒造家あり。小松屋喜介とて假ノ里長をつとむる屋戸也。

○彌兵衞明神とまをす稻荷ノ祉あり。齋主かねち八兵衞、祭日七月十九日。

○下　佐賀里とよめり

○此、下てふ村名はいかなる村名にや、堰の東に下根田川あり、むかしは下根田川といひし地也。郡邑記ニ正保四年に始ル、家員四軒と見ゆ。今九戶あり。東は百萬苅、西は新町、南は根田谷地新田、北は角間川の中野也。

○折　橋

○此折橋といへる名は、本ト下端、居末なンどをいふにや、いづこにも〱多かる名也。東新町、西は阿氣の大慈寺谷地、南は阿氣の三村、北は門ノ目村也。折橋に稻荷明神ノ祉あり、そを

○福地明神とまをし奉る。祭日（マヽ）　いつのころならむか、福地彌兵衛どのゝ知行所の稻田守護のため此神社を建て、祭免とて一斗の米を寄て神酒すゑまつれりといふ。

○傾城塚

○此村名、傾城を生ヶながら埋し塚とも、また大森ノ城ありつるころの一里塚なンどゝ、そのゆゑよしさだかならず。享保日記に、慶長二十年より唱ふなり、家員十五軒云々と見ゆ、今家十四戸あり。街道東を耳取（耳取もいと多キ名也 風の寒きをもて云へる名にや。古キ三河記に、明大寺の邊に耳とり蝿手、錢堤など見えたり）と云ひ、道の西を傾城塚といふ。さりければ、耳取りとも傾城塚とも一ト村ッの名云へる也。廣野あり、傾城塚野といふ。南に中て塚二ッあり。其塚ども四間四面にして二層に築上ヶたり、前にも云ひしごと其由來いとく多し。また、野中に百間四方松林あり、こは文化年中うゑ生し郷林也。

○傾城壟埜の南ノ方に千五百刈斗の稻田あり。其稻田の中に、將軍屋鋪とて九百刈餘りの地あり。其處なむ坂上大宿禰田村麻呂將軍の御座たる陣營の舊蹟也と、人もはらいひつたふ。寛政の年なからばかりの事ならむか、耕のとき、田かき馬人と共落入て馬の背ばかり見え、人は馬の頭毛に取すがり命あやうく、すべなければ、きたなごゑを上ゲて叫びたるを四方の田面より耕人はせ集り、馬に繩かけ人をかゝへて、やゝからくして曳揚たり。馬も人もあやうかりしを此ぬかりを引出されて、からき命を助かりぬ。こはいにしへの井の跡也。人々おごろき柴を伐り入れ、木の枝をしきて是を閉ぎぬといへり。ま

た文化末のころほひならむ、春田うつとて、朽たる柱の如きものを掘り出たりし事なンどもありたりしよしをいへり。今一間四面斗なる地を堆て、田村將軍御座ノ間とて人かしこみて人跡で、いにしへのしゐし斗に殘して、田に佃ざるよしを語れり。

○佐市郎明神社　此稻荷の御神は、むかしより折橋にませしを近き文政四年辛巳の春、此傾城塚野にはうつし奉る也。祭日九月九日、齋主戸田文四郎也。

○孝行橋　此橋の由來を問へば、去し寬政元年己酉ノ春二月の事になもありける。耳鳥の四兵衞とて其とし四十五歲、父久四郎とし七十四、さらぬだにとし高く身重き人の、中風といふ病して、あし手なへ、ふしがちにくらしぬ。母は繼母ながら露もそのけぢめなう、まことの母よりもむつびてつかへまつる。その母のとし七十三、家きはめてひんぐうにして、稚子、童おし雜りて八人ぞくらしける。此四兵衞日々に人に雇れて、その代をもて父母に孝をつくしける事いと〳〵わかかりし時よりかはらず、朝の膳も手づからまゐらせて業に出ぬ。また晝もとくあかり來て兩親に、（マヽ）夕も親の待たまはんとく皈りぬ。親の好キたまへば、乏しき米して濁酒を釀て心ゆくまで進め、過し卯年の飢渴世すら白粥をこそまゐらすれ、雜飯めけるものは少もまゐらせず、兩親のとし〳〵に老衰增リ給ふ事と妻とともになげき、父田の事を問給へば、けふ苗採りうゑ渡しさふらひし也見せ奉らむと、つねは丸木渡したる堰に板橋を掛て、父を負て田の面にいざなひ、けふは田草採りさふらふ也見せ奉らむとて、負ひもてかの橋を渡り、ま

た鼠尾(ねのを)さばらみ、はしり穂、鈴花、わせがり、おくてかるまでそのさき〳〵父を背に負ひて此橋わたりしかば、孝行橋の名におへる也。また祖父橋といへる俚人あり。公に此けうの事をまをしあけ奉れば、天壽院公の御代にて五合一人御扶持ぞ賜りける。その孝子此年文政八年乙酉春、いまだ八十にて徤(ながらへ)り。その世の假里長(きもいり)三郎右衛門、藏之助の兩人也。此耳鳥の戸田氏は田村端芽(くさわけ)よりの家にて、今も戸田與惣兵衛とて保長(きもいり)あり。前に記したる藏之助は、若かりけるときの名にて與惣兵衛が事也。寶暦己卯九年の産(うまれ)にて、六十七歳にて存命(ながらへ)り。

○四ツ屋

○東は根ノ田谷地、西は狐塚、南は上ミ田村、北は傾城塚。四ッ屋は大江戸を始メ國々處々に多かる名也。享保日記に四屋家員四十軒、今三十七戸也。

○上(かみ)田村

○此村の東は上根ノ田谷地、西は一ノ關、南は八柏村、北は四ッ屋村也。享保日記ニ家員三十七軒、今廿三戸あり。

○松風庵といふ淨土宗門ノ佛刹あり、あみだほとけの木像を安置ス。此草庵は横手の桃雲寺の末派なるよし。

○下(しも)高口

○東は下吉田、西は薄井、南は上高口、北は櫻森也。此下高口、また一本杉邑ともいふ也。

○大日如來堂　祭日四月八日、別當薄井村修驗者寶壽院也。此大日如來堂の北に古川の舊跡あり、今は田と成る。御膳川跡なり。岸に古木の杉あり、いにしへ船繫きし杉といふ、さるから一本杉の名あり。

○中　野

○此中野村郡邑記になし、天明のむかしまで家四軒ありしが、今家一戸あり。東は下根田谷地、西は折橋、南は上ミ田村、北は新町也。

○森　岡

○享保日記ニ家員十二軒、今は村潰。そもそも手代森と云ひし地也。手代は網苧索の具也、それに似たるにや。佐渡ノ嶋にも紡絁手代山あり。此森岡の弖斯呂森に石弩產といふ。

○森ノ明神　東西二十間斗リ、南北百間斗リ岩石の森也。此森地動ゆらざるよしをいへり。此稻荷ノ社、齋主森岡五兵衞今新町に在り。

○釜　蓋

○敗邑。郡邑記ニ家員六軒、正保四年開發ノ地也と見えたり。東は塚堀、西は上ミ田村、南は八柏、北は下根田谷地。寛政の始まで家二戸ありし物語をせり。大戶河の邊にむかし家ありて、釜蓋五郎兵衞とて、

塚堀一村里長つとめたるほどの者也。其五郎兵衛が末胤根田谷地村に在り。此五郎兵衛、野より小蛇一尾捕り來て飯の餘りなゞどもて養なひ飼ふほどに、日に増さしを經ていと〳〵大になりぬ。はじめは二尺まりの蛇なりしが、今はそのたけ七八尺と大キに太クなれば、家の人つねに見なれて、ここ人のごとにはゞ見驚かさりしが、此ごろとなりては男ともすら見あざみければ、すべなう五郎兵衛、夜に入りひそかに此大蛇をいだきもて大戸川に入て、汝は今より此處を栖家とせよといひて、ふたりとおさせば蛇も餘波やおもふ、大なる頭もたげたりしとなむ。かくて後その灣大淵となれば、誰がいふとなく五郎兵衛淵とぞいひける。五郎兵衛、ものに行て皈るに雨ふりにふりて川洪水、すべなう大戸川の端に彳み、汝此水わたるはかりことやあらんかと、人にもの云ふやうに淵に臨ていへば、やをら大木の梁の如き背のみ出してければ、是を渡れといへることにや、あなうれしとて、しと〳〵と蛇の背中を踏て、さばかり深かりける水を安げにわたりきしとなも云ひ傳へける。其後その蛟はいづこにか行たりけむ、見しといふ人なし。此流れ落會過て笹巻といふ處に、大蛇在りと今語るは五郎兵衛が養ひし大蛇にや、いなや。大蛇すむ地はかならず靈水ありといへるはまことか、此田村は近郷にならびなき水よき處也。ある人の云ク、根子を掘るに一番、二番、三番なゞどほりにほれば眞土の出る也。その眞土の下々には清水出る處ありといへり。そのいにしへ大木原にて、大地震、また大津浪なゞどにて木々倒れ伏して、其木の葉、土とひとつに塊しものにや。木の葉、木の枝も雜り、をりとして木の實の変りたる事もあり。百年さきよ

りはいたく掘りて、今は大に凹なりぬ。むかしは高岡の如く、根子掘るを踞りて窓より見しそのあたりを、今は馬曳ありくすら見えさふらはしなど老人の語りぬ。此田村の外に、根子堀り焚く村は根田谷地のみ也。今は別村となれり。

○田邑惣家員百二十七戸　○人數七百四十九人　○馬員五十六疋也。

○田村ノ産物

○田村灰　上品、中品、下品あり。上品を初雪と云ひ、中品を初霜と、近きころ好事のものゝ名附たるといへり。

○田村木綿　其薄き事紙のごとし。六尋一反を木綵七十匁して三日に織りぬ。世にいふ南京木綿、またいふ早道木綿、めでた白の類にして、薄きをもてその名たかし。○忍冬酒。

○田村ノおち穂

○田村ノ社は、田村麿の神靈を齋奉りて近江國土山に在り、亦讃岐國香川郡に田村ノ社あり、こは猿田彦ノ御神をまつるといふ。また久保田ノ寺内に田村大明神ノ社あり、田村將軍をいつきまつる社也。上野國勢田ノ郡に田村といふ處あり。田村はいと〳〵多かる名也、みちのくにも田村あり。古今着聞集二十卷

魚蟲禽獸ノ條に、みちのくに田村の郷の人、馬ノ允なにがしとかやいふをのこ鷹をかひけるが、鳥を得ずしてむなしく歸りけるに、あかぬまといふ處にをし鳥一つがひ居たりけるを、ぐるりをもちて射たりければ、あやまたずをどりにあたりてけり。そのをしを、やがてそこにてとりかひて、餌からをばゑぶくろに入れて家に皈りぬ。其次の夜の夢に、いとなまめきたる女のちひさやかなるが來て、さめ〲となきゐたり。あやしくて、何人のかくはなくぞと問ければ、きのふ赤沼にて、させるあやまりも侍らぬに、としごろの男をころし給へるかなしひにたえずして、まゐりてうれへ申也。おもひよりてわが身もながらへ侍るましき也とて、一首の歌をとなへてなく〲さりにけり。

日くるればさそひしものをあかぬまの眞菰がくれのひとりねぞうき。

あはれにふしぎにおもふほどに、中一日ありて後ゑがらを見ければ、餌袋にをしの鴫鳥の、はらをおのが觜にてつき貫て死にてありけり。是を見て馬ノ允、やがてもとゞりを切て出家してけり。この所は前形部太輔仲能朝臣が領になむ、云々と見えたり。かゝる物語は信濃ノ國にもありて、そは、あそぬまのまこもがくれのをしのひとり寐とよめる也。赤沼は陸奧國膽澤ノ郡、また其外の郡にもあり。此出羽にも赤沼とところ〲に在れど、いと〲古き地と云ひ、また田村とおしならびて赤沼あり。また出羽の事をみちのくの方に誤、またみちのく事を、もはらいではの國と書たがふ事書ども多ければ、強言ながら筆のまに〲是を記す。さりけれど、その舊跡は此田村の郷にこそあらめ。赤沼は阿氣の地にて乘揚の

南、田村の西に在り。具理は、倭訓栞にくるり、知名抄に矰をよめり、射レ鳥矢の名也と見えたり。水鳥などに用轉ノ字の意なるべし。俗に、ぐるりと廻すなどいへり。くを濁りていふも同じ。」云々と見えたり。考ふ、具留理は蝦夷人の鳥を射に具理といふあり、また自呂斯といふものあり。いづれも木を削りて制作る鏃にて、飛鳥、居鳥にても射る也。自呂斯は翔鳥を射るに用ひ、具流理は水鳥、居鳥を射るに、其鳥に疵の付ざるやうに射捕る箭の根あり、そのたぐひにこそあらめ。ぐるり、ぐり、おなじ語なり。

○根子の原物語

○根子野はいと／＼大なる野はら也。初秋のなかばかり一郷の人うちむれ、おの／＼もかねて領おける地を掘りぬ。上ヘはいさゝか土沙あり、かくて黒根子出、つぎは赤根子にして品やゝ劣れり。二三尺も掘れば盡ぬといへり。こは百四五十年も堀りに掘り、こと村へも沽て、あまた家に朝夕焚ど盡せぬものといへり。六月の炎天くころ、此根子の原に煙酒の火、あるは火縄のちりばかりおとしても、いたく燃てうち鎭す事あたはず。たばこの火ならずとも、日照りつゞく炎夏の空には、おのづから根子野の烘る事あり。こをやすくうちけつ事あたはず。すべなう火の巡りを掘りて、渠を作て是を防ぐといへり。こは最上川の埋レ木ある御殿、隼、三ケ原瀬の上ミあたり、此埋木の燃る事あるに似たりといへり。また、土の黒キゆゑにや虫さへ黒し。黒き蚯蚓、くろき蜻蛉のいと小キが多し。此蜻蛉、かならずこと野にいづる事なしといへり。またくすし大友吉爲の云、一とせの秋くわうくわい一ころゑ鳴ぬ。こはよき

鶉也、いづこぞと見るに、此鶉白脇にて、まことに白きこと雪のごとく、その脇の日影にきらめきて黄金の光りあり。これを捕らむとさまぐ\あみはりわたしつれど、あがけせざりつるよしを云へり。また根子野とて、黒きもののみにもあらずといへり。

○根田谷地村

野なかの社

里長　九　重　郎

○根田村は小阿仁に在り、ここ國にては根田といふ。此根田谷地は本ト田村の内たりしが、慶安、承應の年間割れて今は別村と成りぬ。此あたりは平鹿川の餘水をもて多賀谷氏の勳功にて、天和三癸亥年より正德三癸巳年まで卅二三年内に、百三十八石餘リの水田墾て民家六十軒餘戸の村とは成就しかど、水不足にて、百石餘の田地潰りになりぬといへり。○東は塚堀、西は田村、南は八柏、北は百萬苅邑也。此根田村にても田村の如く根子掘り焚くは、むかし田村と同村たりし事いちじろし。郡邑記に根田谷地新田村と見え、中野村家員十五軒元祿四未年羽立、下村同十三軒、始同上也、云々といへり。○本郷根田谷地新田村家員七十戸○傳藏村六戸○鍛冶村四戸○中野村二戸。

○惣家員二十九戸　○人數百二十八人内六十九人男同五十九人女　○馬四疋。

○正一位稲荷大明神ノ社　そもく\此神社の創めは、延寶の末天和の始めならむか。村の南の野中に

鎭座まし〻神社を、今は村中にうつし奉る。社地東西二十四間南北十九間廣し。齋主大工吉之介、祭日八月九日也。古社地とて、野中に百間四面にして今殘れり。此みやしろのありしをもて、此一卷を野中の杜とはいふ也。

○八柏村

ましこのたうめ

里長　喜右衛門
　　　甚六

益子氏に高年人の老人あれば此一卷の名とす。倭名抄に、太宇女耆毛波良之古語也、今呼二老女一爲二太宇女一故次二於負一耳、と見えたり。益子は下野國の地名に在り、そを氏とせし也。

○八柏は彌柏(いや)にして、いやがうへに茂りたる林なンどの、いにしへありしより云ひ始し名ならむかし。津輕の平內(ひらない)にて、除夜の鷄初聲鳴(たつ)れば起キ出て、此年屋根葺萱刈らむと思ふ野にわれさきとあらそひ行キて、雪の上におのが標(しるし)を立テ歸る。是を家頭打ツとも、また八柏うつともいへり。八柏氏は鄕名ならむかし。いくさぶみに、小野寺藤太郎光道、八柏大和守軍奉行として、多勢を分て向はると云々と見え、また秋田古戰記ニ橫手合戰のくだりに、天文廿一年六月云々、此時小野寺家臣八柏大和守、討死して主を助く。輝道の舍弟八柏孫七、十六歲にて諸人の耳目を驚かす働きをして、湯澤の城へ引退くなンどゝ見えたり。

また永慶軍記廿六卷八柏大和守道爲被討くだりに云く、扨も最上義光、今太閤ノ政道不正弊に乘して、急キ本國に下り山北を攻取んと思はれけるが、爰に小野寺義道が家臣八柏大和守と云者智謀深き大剛の勇士にて、彼レ有む限りは幾度攻ても勝利を得る事難し。如何にもして八柏を失はむと、我身はいまだ京都に有ながら鮭登典膳を最上に下し、豐前守に委細を書札に下知す。これに仍て、豐前守一通の狀を認め名をば八柏大和守と書キ、態と引違へて義道の舍弟吉田孫市が本トにぞ遣はしける。孫市是を見て、あらふしぎや、今何の故か豐前守、八柏が元に狀をば遣はしてける。使文盲にして、此狀我元に持來るこそ天の與ふる處なれと既に披ィて見んとせしが、我一人にて如何有ンと思ひ、郎舍兄義道の前に出てヶ樣〳〵と語りける。義道是を披き見れば其狀ニ曰、『態以飛檄令啓達候然者去ル二日御內通之使者幷口上之趣同三日京都迄以使者微細義光注進之所ニ昨日爲其返答此度貴殿山形ノ御味方ニ可被參忠節之條御大慶不過之被思召候就其而義光自筆證文一通被下置候則御願之通首尾仕候段御悅喜可思召候彌來九日卒人數平鹿表相働候半ノ間不違兼約貴殿裏切ノ相圖ノ狼煙尤ニ存候彌御軍慮不可相違候恐惶謹言。九月朔日。八柏大和守殿。 楯岡豐前守滿茂。』義道大に驚キ、扨は大和守逆心を企て敵と內通しけるよな、急に首を刎べし、先此返答をせんとて、八柏が名を驗し返答をぞ書レける。其狀ニ曰、『御書面拜見仕候注進之赴京都迄御披露之所義光公裏切忠戰於有之者平鹿郡何地成共三千五百貫可與行之旨若又於御本意無之者雖勝小野庄而堪忍分千貫之御證文下賜難有頂戴仕候於御働者必定可爲勝利候併私追而以使者內通可申達

條不左樣内卒爾ニ御働之儀延引可有候恐惶謹言。九月三日。楯岡殿。八柏大和守道爲。』如此書を認て使の者にぞ渡しける。其後義道、以使八柏を召されける。八柏懸る事有とは夢にも不知、取物も不取敢横手をさして來る。大手の口に入らむとしけるが樫内淡路、黒澤甚兵衞つゝと出、御邊が逆心既に露顯し、急き首を刎よとの仰を蒙り是に待受たりと云も不果、八柏が首水もたまらず打落す。八柏が郎等心得たりと、討物のさやはづし切て掛る。元來隱し置キたる武士前後より取籠で、一人も不泄討取たり。其間に八柏が子二人有りしを飯詰に仰て謀り出し討せたり。兄は十六歳、弟十三にぞ成にける、不便なりし事ども也。さても此八柏は、先祖より小野寺の臣として忠功を勵まし、其上智謀深き者にて、彼が有し程は敵山北へ攻入事不能、然るを今度最上の謀計に依て、無科大和守を殺されけるこそ小野寺の運の盡たる處なれ。此八柏は小野寺累代の臣也。關東より曩祖入國の節、供しける落合が末葉也、八柏を領すれば假名とす。文武兼し兵也。故に最上の爲には腹心の煩なれば、今度謀を以て討しぬ。」云々と見えたり。その古館此邑に蹟あり。

此八柏村の東は塚堀、西は櫻森、南は七日市、北は田村也。○郡邑記ニ云ク、○八柏村家員三十六軒○釜蓋村同八軒、寛文六年ニ始る○文藏村同五軒、寛文七年文藏と云者開ク也、と見ゆ。○本郷今六十八戸也○釜蓋今七戸○文藏開今三戸也。○釜蓋の翁子孫四郎が母は九十三歳にして死(みまかれ)り。去にし年尙齒會の御祝言とて、此老女(たうめ)におほむかづけものありつるよし。○奧山甚内が家は上祖ゆゑよしある家にて、武具

ごもひめもたるが今は無たりとか。そが別家にて○奥山半左衛門といふ家あり。此やしきこそ、いにしへ八柏大和守道爲が古舘の跡なれ。

○聖徳太子木像　むかし水戸より守り奉り來し木像にして、ゆゑよしありける尊形也。齋主喜作。

○太日如來堂　齋主佐藤清三郎。

○神明宮　祭日　四月朔日

○八幡宮　祭日八月十五日

此両社當村大善院守護社也。

○大善院累世金子氏ノ來由

○當家ハ金子重郎家忠之苗裔也。そも〳〵金子ノ十郎家忠は、往昔源平合戰の時義經公の手に屬し、西國へ向ひ給ひし勇士也。其後北條の時世大に衰微して、賀茂の正嫡、今茂木ノ家を頼み居たり。また、佐竹義宣公當國へ御遷邦のとき茂木家御供に具せらる。幼少にして常陸ノ國に殘りしが、成長の後に公の御跡を慕ヒ當國に來り、平鹿ノ郡横手に居住せり。此時、茂木公七日市ノ郷に居城し給ふ、そのとき、茂木筑後公の招に依て吾が祖八柏ノ郷に移り來て、創メて修験寺と成り石照山寶藏寺文殊坊といふ。當寺の系譜うせて委曲ならずといへり。其世八柏へ移ルころ、茂木公より拜領の物とて○猫足ノ茶釜○茶鍋○茶臺、今に所持せり。又○友次の九寸五分、上祖よりの重寶たり。

○權大僧都文殊坊淸天法印。常州ヨリ來、明暦三年丁酉正月二十九日遷化也。

○二世大善院秋達。延寶九年辛酉九月十一日化　○三世自性院宥法。享保十六年辛亥九月五日化。
○四世宥脫號大善院。寬延二年己巳四月廿六日化○五世大善院新龍。文化三年丙寅七月二十七日化。
○六世大善院快光。同年九月十七日化也　○七世現住大善院自性坊。
○總家員七十戸　○人數三百六十八　○馬數三十疋也。

○聖徳太子木像なり。常陸國より上總にのし
出羽國來けるといふものにしてありける木像にて
其を桂にて作りけり。其八つ作といふ事にて思しきも
ともに天正のころより此八柏村の喜作か家に藏る

○甲乙卅亘二尺八二寸許

○八幡宮御正躰

こゝに此村むかしの田の壟の跡となる
二尺ばかり海をあかりける石碑のこの掘り出たり
弥陀の種子とおぼしけれど梵字を彫り出る
其月十五日也とあれハ八幡宮と
斎きまつれりけると
應和と思ひしはさるの
對見えたり應和ハ六十二代
村上天皇の御代なりし
此より文政八酉年より
八百六拾餘年のむかしへと

○七日市村

里長　惣左衛門
市左衛門

いちめ笠

○秋田ノ郡中比内莊尾猿部ノ郷にも七日市村あり。また七日市は七々の日に市立ッをもていへれば、いづれの國にも多かる名にこそありけめ。おのれいさゝかかりけるころ、大和ノ國七日ノ市といふ里に七月六日の夜泊りて、七日のあしたその宿トを出たつとき、主の妻、此女童に歌にまれ發句にまれ、せめて一筆ものかきてたうびてよとしきりにいへれば、「ふみ月のけふは七日の市女笠暮なばぬぎて星にかさまし。」と、たゝむ紙に書てとらせし事あり。今おもひ出しかばこゝに記(のせ)つ。○此村東は大戸川、西は櫻森、南は下吉田、北は八柏村也。郡邑記ニ云ク、○七日市村家員十五軒、○西谷地村同四軒、○田尻村同一軒、○桑野木村同拾三軒と見ゆ。○石河原西谷地といふ處あり、郡邑記の西谷地也。今家二戸あり。○桑ノ木村今十七戸といへり○田尻、今は家無く字處に殘れるのみなり。

○白鬚大明神ノ社　祭日四月十九日、齋主柴田武右衛門。此神社は今十二所にある茂木氏、常陸ノ國より此國にうつされし御神也といへり。そも〳〵白鬚の御神は、淡海(あふみ)ノ國に鎮座まして猿田彥ノ命とまをす。また神社考詳說ニ云ク、白鬚明神、近江ノ國ノ地神也、此神嘗見ニ湖水七タビ成ニ葦原ヘと見えたり。此御神の事を、江源武鑑といふ書にもしるしたり。そのむかしは茂木氏の柵の內の鎮護神、今は七日市一村の

鎭守たり。茂木氏居館ありし世は、七日〳〵市立て賑ひし處也。さるよしをもて七日市の名はある也。
○稲荷大明神ノ社　齋主佐藤清右衞門が內神也。
○茂木筑後殿の碑とて、おのづから生る無縫塔のごとき、高サ三尺斗の石に法名、その名ゑりて社の後なる處にたてり。
○馳道の蹟あり、馬場尻とて田畠の名にあり。○居館の跡を御館地といふ。みな此末の圖のところに委曲にしるす。

○七日市村

○總家員十六戶　○人數百卌八人　○馬員十六疋。

○茂木氏石碑 此碑より西北の方ニ
高掛の跡あり今馬場跡といふ
田畠の中ニ残れり

○

寛永十一甲戌天

法恩院殿月山成心大居士神儀

三月十四日

茂木氏十八代治良右塔

もりのさくら木

○櫻森村　里長　庄左衞門　五郎右衞門

○東は七日市、田村、西は阿氣ノ野關、南は高口、北は田村、阿氣ノ三村也。むかし櫻の多かりし處にや。櫻森、さくら山、さくら田、さくら川なッど世にいと多し。郡邑記ニ家員十一軒○一ノ堰村十八軒○柏木村三軒○四屋村四軒○狐塚村二軒○西谷地村二軒、とあり。○一ノ關古十八軒今十四戸○柏木古三軒今モ三戸○狐塚古二軒今九戸

○櫻森古十一軒今十四戸也○四屋、今なし。

○正一位稻荷大明神ノ社東向　村より南に在る神社也。古木の杉十本群生り。祭日六月九日、齋主保長。

○一野堰神明宮南向　祭日四月廿一日、一ノ關ノ甚左衞門が内神也。廿日の齋夜より、平鹿、雄勝の人群集してまゐる。またなき賑ひ也。

○狐森といふ古塚あり、狐穴いと〳〵多し。

杉のまし水

○塚堀村　里長　助八

○此村東は下八町、西は根田谷地、南は清水町、北は下境村也。こゝを塚堀といへる義は、古大なる古墳の上へに燈盞松とて、其枝の三ッに分れて、さながら矢橋の燈盞櫻にひとしかりしか、明和、天明のころならむか枯レて、今は其古墳のみぞありける。その邊はよしある人の栖家し處と見て、むかしは堀の形代もありし。またこの塚は、いかなる人の屍や埋したらむ、さらに知るてふ人なしといへり。さりければ、此物語のあるをもて塚堀の名ぞ知られたる。郡邑記ニ「塚堀村家員八軒○半谷地村六軒○釜蓋村四軒。」と見えたり。今此釜蓋、潰て村なし。○半谷地村、本ト般若寺なるを半谷地と轉語るまに〳〵、そを字にうつしたる也。いと〳〵とゝし古ル大杉群生中に藥師佛座。またその前に寒泉あり。延享、寛延のころならむか、通宵院殿義眞公此妙美泉の本にやすらひ、好泉掬給ひし地とて柴垣ゆひめぐらして、人恐みて跡ふまず。

○藥師佛ノ社　末社○神明宮、杉群生の中に座り。○水神、眞寒泉の中嶼に、さゝやかなる神祠の内に座り。祭日三柱共に四月八日、八月八日、一とせにふたゝびあり。此社地五十間四方、杉樹其數四百本餘り生ひたてり。ある人の傳へに此藥師如來は、そのむかし常陸ノ國より遷し奉りしよしをいへり。是を考ふに、式の御神ひたちの國には廿八座ませり。そが中に鹿嶋ノ郡二座ノ内に、○大洗礒前藥師菩薩ノ明神ノ社とまをす御神あり。また那賀ノ郡七座の内に、○酒烈礒前藥師菩薩ノ神社なンどまをし奉る御神達もおましませば、さる礒前ノ藥師などやうつし奉りし事にかあらむ。なほ、おくゆかしき事なもあり

ける。

○松ノ尾ノ社　此御神は山城國一百廿二座ノ内、葛野ノ郡廿座の御社にして、松尾神社（並名神、大月次、相嘗、新嘗）またあるふみに松尾（大山咋命、市杵嶋姫命、月讀ノ神在りこれなり ゆゑありて疱瘡を守り給ふ御神也といへり）と見え、また神社考詳節に松ノ尾、賀茂ノ玉依姫ノ所レ取之丹塗矢化爲レ神、松尾ノ大明神是也、大寶元年秦都里始立ニ松尾ノ神殿一曰ニ大山咋ノ神一是比叡山日吉之同體也、と見えたり。祭日九月九日。

○稲荷明神ノ社　祭日松尾ノ社におなじ。

○

○家員廿一戸　○人數八十九人　馬員四疋。

○般若寺は本ト横手に在りし寺也。そも〳〵その寺は、三嶽山下居ノ社近く三十六坊ありし、その一ヶ寺也しが、ある僧塚堀に閑居せしゆゑ般若寺の名はある也。此薬師堂の内に、出羽六郡寺巡り納經の觀世音ませり。圓仁大師の作なりといへり。

秋田巡禮道中記三番、横手前郷三井寺、別當黄檗宗縁起寺へ奉納す。觀音定長の作加賀美ノ次郎遠光、般若寺坊戰の時大烏井山の川へ入る。其後慈覺大師の御作なり。詠歌、

春は花夏は林の鐘の音つれになしへの絶ぬ般若寺。

と見えたり。かゝれば、今は此塚堀村の般若寺へ納經せりける事になもありける。

甲般若寺村
乙宝水山般若寺

東
西

清水町村

里長　藤七

○駿河ノ國廬原ノ郡に清水町あり。信濃ノ國更級郡に清水ノ里といへる名所あり。しなのなる清水の里とよめる歌あり、そこを清水村と今いへり。また清水の驛も級野の國に在り。町といふ事は、千町、八千町、元田ノ町をもて里に名附る也。清水町は、妙美井の有るを以て云ひ創し郷の名ならむかし。郡邑記に、明暦年中、最上ノ浪人出雲といふものゝ忠進開ノ地。」といへり。またある傳へに、萬治、寛文のころならむ、下鍋倉村の久左衛門といふもの忠進開發したりともいへり。いづれの開發のときにや、稲荷ノ御神にねきことして、源いづこにかあらむ、こをしらせたまはらむことを山田のひたにいのりまをせば、初雪ふれる夜に狐のしきりに鳴て行ぬ。あやしき事とおもひ、明る旦此狐のふみし足跡をしるべにたどる〳〵分行ヶば、犬子清水とて、狗子の音してふち〳〵と湧出る、手を抃ばいよわきづる清水あり。こは稲荷のおほむつげにやとて、やがて堰を作りて水田ぞ新墾たる。さるよしをもて、此村に
○稲荷大明神ノ祉あり。祭日九月八日。
○疱瘡ノ神社。

○二城古三戸今四戸○中村古六軒今二十戸○雀田古九軒。此すゞめ田、今はもはら下ダ開キとい

ひて、家今は三戸あり。

○いにしへ明暦のとし、最上落人杉野目出雲といふ士は創芽(くさわけ)にて、其後胤今はひんぐうながら、杉野目市右衛門とてなほあるなり。

○多寶院歷世

○上祖寶光院快山。寶永二年乙酉十一月廿六日遷化　○二世寶泉坊快元。享保十八年癸丑六月三日化
○三世多寶院快永。明和七年庚寅八月十六日化　○四世寶泉坊快宥。天明二年壬寅三月十二日化
○五世現住多光山本道寺壽善坊快傳也。

○水田字

○坊田○山伏開○松の下○松の前なンどいふ田あり。むかしの塚松にや、ゆゑよしさだかならねど、むかしよりは今の松は孫松也といへり。そは圖にかいて左のひらにのす。

○家員三十戸　○人數百八十九人　○馬數十三疋。

野なかのむかし

○下八町村

里長　利　介

○土手八丁、大津八丁などゝ云ひて八丁の名ぞ多かる。むかしは八丁礫と名を得たる武士もありき。此村、東は上八丁、西は下境、塚堀、南は赤川、北はまた下境村也。郡邑記ニ總名に唱フと云へり。○谷地小屋村家員一軒、今も一戸あり。○上小屋、古二軒、今モ二戸あり。○中村、今は家なし。古ト家四戸ありし處也。先年は八丁村と云ひし也。附紙、上小屋村、中村、明永村三ヶ村ヲ合テ八丁村ト唱へし由同書に見え、○明永村、古ト五軒今十五戸○吉田小屋村、古ト一軒今一戸○松林村、古四軒今七戸。阿彌陀堂屋敷とて除地一軒あり。○寺田村一軒、今は家なし。○下堰村、堰端に家一軒有ルを名トす、今も一戸あり。○赤平村、此村の近キに赤平ト云フ田字ノ有ルを以て村名トす。家古一軒、今も一戸あり。○中嶋村家三軒、今は五戸あり。○田中村家六軒、今は家なし。○境田村、古ト二軒今四戸○小三條村、古ト三軒今四戸○堰合村、古ト一軒今は家なし。○日照リ田と云ひ、また二ッ屋とも云ひて今八戸の村あり。此村は享保日記郡邑記也には見えず。

○八幡宮　明永邑に鎮座り。祭日八月十五日。

○神明宮　同明永邑に齋り。祭日四月二十一日。

○稻荷明神社　むかし中村の有りし跡に座り、九月十九日甚左衞門祭りなし

○阿彌陀佛ノ社　松林といふ村に在り。此佛像は運慶か作れりといふ。むかしは松林山善明寺とて天台宗の大寺なりしが、今はいとちひさやかなる庵に安置まつる也。十一月十五日は、御年越し祭りとて人々通夜せり。

○白山姫ノ社　田の中なる大福塚といふ、その塚の近き邊に此菊理比咩ノ神座り。祭日八月十九日。文政五年のころならむか憑談ありて、○稻荷ノ御神はそも〳〵こゝし五百年を經たまひ、○八幡宮は七百餘年を歷たまふ御神のよしをいへりとか。

○小三條村に久助といふあり。下八丁創め家也といふ。

○境正寺修驗累世

○普門山境正寺喜樂院の開祖は大福院永懷法印也。近き寛政三年回祿して、古記錄みなうせてそのゆゑよし委曲ならず。むかしは大福塚の邊りに住り。延寶八年庚申ノ十二月十一日遷化、卽そこに葬る。さるよしをもて大福塚の名はあるなり。○二世福泉坊了菊、貞享五年戊辰九月十四日化。○三世普門院宿山、享保廿年乙卯九月（マヽ）化。○四世自福院覺山、寶暦二年壬申四月十二日化。○五世福泉坊覺元、寶暦十一年辛巳（マヽ）　○六世自福院峯雲、明和二年壬寅七月十六日化。此自福院の世、安永年中に境正寺といふ寺號ぞ始りぬ。○七世現住、普門山境正寺喜樂院、僧法道。

○赤川村（まはにの小川）

里長赤川、猪岡両村兼帯　三之助

○東は三本柳、西は塚堀、南は猪ノ岡、北は下八丁ノ村也。此村いさゝ小村○赤川村古ト十八軒、今モ十八戸あり。○下村、下赤川といふ。古五軒ありし處也。今は家なし。
○神明宮　村ノ東に座（ませ）り。祭日三月廿一日、齋主保長也。
○稲荷明神社　村の北に在り。

○猪岡村（ゐのとゝぎ）

里長赤川、猪岡両村兼帯　三之介

○猪野岡、また井野岡とも見えたり。古ト卅二軒今廿一戸、内一戸山伏也。○中猪ノ岡、古十三軒今五戸。○岩野澤六軒、今は家なし。○水越、古一軒今ョ一戸。○高口、古一軒今モ一戸。○樋脇（ひとわき）村五戸。天明より寛政のころ新墾せし村也。○田茂木原（たもぎはら）村、享保年中開發せし地なるよし。
○八幡宮三間四面向東　祭日八月十五日、別當萬寶院。
○山神社　山ノ神ノ森とて、村の東の松山に座（ませ）り。齋主勘助。祭日六月十二日に、人々此松山に群れ詣

づといへり。

○神明宮　おなし松山の中に座り。祭日四月朔日、一村ノ人齋奉る。

○稲荷明神　中猪ノ岡に座り。祭日四月九日、齋主久兵衛。

○修驗萬寶院（マヽ）

○此猪野岡邑に、古館めける處ありといふ人あり。小野寺家に猪野岡市右衛門某といふ勇士ありし、その武士や住たらん處か。

雪出羽道 平鹿郡 八巻

琵琶清水
淺舞

○寄郷十村

水郷のみくり	樽見内	子安の里	住吉荒田目
たかすなご	砂子田	柳のふるえ	譽　作
岡見のいな田	上鍋倉	藤根の清水	中吉田
いぬのこしみづ	下鍋倉	淺茅輪村	下吉田
月のあらをだ	十五野	とふ石うら	東石塚

琵琶清水
○淺舞村

里長　小松田和兵衛

○此國には某舞、某舞といふ地名ところ〴〵にぞ聞えたる。そは本ト、前をしかいへるにこそあらめ。淺舞は朝前なンどいへる方言を、恣書記にうつしなしつらむものか。また舞ひ、まふ、まへるなンどいへる言語の轉るか。山本ノ郡に淺內村あり、淺舞、淺內、云ひ似れやすし。淺內は、是本ト蝦夷詞のうつりたる也。また此處にいふ、此淺舞の南の方に舞臺ノ松とて大松の一ト本ト生ひ立りとなん。そは鑑照君の御代の事にて、をりしまれ此君この郷に御成ありしとき、空高う鶴のうち群來て舞臺松の上へを、旭のかげろふころいくたびもめぐりて舞遊ぶを、あな愛しと君見やり給ひて、千代に千代そひ松の葉のちらぬためしを、此鶴にならひて郷の名も朝舞とすべしと、のたまひしともしかいへりければ、淺舞と文字こそかはれ、今もさは云ひ傳ふとなもいへる。また、そを朝廻りと訛りて云へる人しもあれば、朝てふ文字改りても、いまだ朝廻り、朝廻りとものに記したるが多し。郡邑記ニ云、淺舞村家員享保年中三百四十八軒。慶長年中羽林左中將公御遷封ノ時小野寺義道ノ子左京進光道住居ス郡邑記にしかいへるはたがへり。こは小野寺左京亮友光ぞまことなる。茂木監物淺舞ノ城請取ト云。其後、支城破却ノ時此城モ破却ト見ル也。○湯澤へ三里五丁○横手へ二里廿二丁四十四間○大澤へ二里廿二丁四十八間○増田へ一里卅四丁二間○今宿へ一里廿九丁五十間○沼館へ一里卅二間○田村へ卅三丁四十步也。

○市日○朔日、四日、六日、十一日、十四日、十六日、廿一日、廿四日、廿六日也。

○支郷○加羽四箇村新堀ト云ハ先年家三軒有リ、今ハナシ。蔣沼(がつぎぬま)家十二軒有リ。酌子沼、井野岡谷地ト云ハ帳ノ字ニテ今ハ村居ナシ、と見えたり○豐前谷地村、家員三軒○蛭

野村同廿軒○本ト新シ平イ川村家三軒ノ處迄川村引移ル○大中嶋村、同八軒○上中野村、同十四軒○高口村、同九軒○高野村、同十九軒○五味川村、同十一軒○沼下村、同十七軒○道川村、同十軒先年德藏坊ト云フ山伏開地也○下中野村郷人處々ニ引移リテ人居ナシ云々と見えたり。○此淺舞の郷より東ノ方は醍醐村、西に今宿ク村あり。南は植田村、北に田邑あり。

○淺舞の肆坊(まち)の名は覺町(おくまち)、六日町チ、本ト町チ也。○覺町は明應六丁巳年に建創(たちはじま)リ○本ト町は慶長十三戊申年に始りぬ。さりけれど此町を今はここ處移して、その慶長に在りし跡を古ル本ト町とて田地字と成れり。今いふ本ト町は新本ト町チ也。○六日町は元和三丁巳年に始りたり。○覺町、六日町は南北に往復し○本ト町は東西の街也。

○淺舞の城主小野寺左京ノ亮藤原友光の城跡は、西ノ方の田の中に在り。そこに寺舘といふ地あり。そは長雲山龍泉寺のありし跡也。此古城の舊蹟に近き町を宿舘(たて)といふ。是なん、むかしの小野寺氏の家中二ノ廓也。小野寺友光生害の處は、小中嶋といへる處に在りといへり。永慶軍記最上ノ境あらそひの卷、西陣八陣の備へに淺舞形部、植田與九郎なンどいへる小野寺家の武士の名も見えたり。

○陣營ノ跡あり。此御陣舍(や)は御遷封の後慶長十九年、としの號かはりて元和元年といふとし、此處に始て陣營廣十間ニ十三間也ぞ建おかれたる。また鑑照公義峯君を申奉る也の御代、寛永十癸酉年に其陣屋あらたに建替り、また萬治元戊戌年に臺所の御普請あり。また寛文三癸卯年に臺所の御立替へあり。天和二辛酉年には御鷹(たか)養柵

のあらたに建かはり、此事にかゝつらひて本ト町川の御堀リ替ヘあり。しかして後は、本町川の名を大宮川と呼ぶべきよしの仰事ありしとなむ。かくて享保五庚子年の七月の末つかたならむか、さばかり大キやかなる御本陣を、なごりなくとりこぼちはてさせ給ひぬ。其跡に幾世經ぬらむ、いと／＼大キなる枸栗の木一本トあり。いまだその世は、此あたり木々深く生ひたち太山の如なれば、あら熊一ッいづこよりかはせ來て、あまたの犬どもに追れて御本營の椽下のしたににげかくろへど、犬の吼かゝれば、すべなう此大枸栗にかけのぼるを、あるあら雄、鎗とりつきとめしものがたりあり。其熊の爪跡、瘤のごとに枸栗の木のなから斗に殘りぬといへり。またとしふる大紫藤のはひまつはりて、花ことにおもしろかりしもありし。その邊には菅大臣の神社あれば、天明のころ綿打の虎藏といふ男、山松を根こしもて此神にうゑて奉りしがなほあり。かくて寛政七年のころ今の官舍造作れて、菅神のみやところもそこよりいさゝか斗はなれてうつし奉れば、やうかはりて、寅藏か殖といふ松は官舍の砌近く殘り、菅神社の内には歳神をも齋奉りてともに座ば、むかしのさまに、人みなゐやびぬかづき奉る也。此官舍の西の方には大宮川流レ、それには彎刀淵、竹原淵、柳淵なンどいふありしが今は瀬と替流レたり。其河岸には、あねこ梨子といふ名あるなしの木水に臨て生ひたち、秋さりぬれば、風吹ごとに此大宮川に落流たりしも今は枯たり。また、御陣屋のお三子とて年經たる牝狐すむといふ、今もありけるか。大枸栗は官舍の裡門の境に在り、此前に大なる寒泉あり。むかしは是を藤沼といひしといふは、かの大藤のありしを以て

いへる名なるべし。今は枸栗清水ともいはゞ云ひものかいへれど、此泉のさま琵琶にことならず、さりければ、人みな琵琶清水と唱ふと云へるはうべなる事かな。そのむかしの藤沼はよし藤清水にもあれ、その藤ありてこそいへれ。また藤沼の名は俗言たり、琵琶清水の名ぞ雅言に聞えたる。此琵琶清水は水の中心は深からず、深き處二尺あまり。また南北の水の廣さは六十八間あまり、東西の中は二間、廣き處十八間、大枸栗の下タあたり六間あまり、南方は琵琶の轉手のさましたり。此轉手の處にて水止マり、北ノ方は此琵琶清水に準云はゞ撥面にして、水いと廣し此亘り十八間。此寒泉は覺町土崎の湊に永覺町あり、覺はいかなるよしの名なるか。續日本紀に、覺鱉柵(がくべつのき)あり、此覺鱉は蝦夷語ならむか。カクベツはシヤクベツ也、シヤクは夏を云ひ、ヘツは河をいへるなりの人家の西後にて琵琶泉の端也。此端にまた小清水あり、其員十二泉、其家戸に此小清水を汲ぬ。小清水の形或は長く、或はまろくて、おのづから半月、圓月の象をなして琵琶の縁ぞ備りたる。此十二ある小清水も、みなながら琵琶清水に落添ぬ。また琵琶清水の承絃はいと〳〵少流小溝を作して、めぐり〳〵て龍泉寺の林泉に入りて泉水廣湛へ、それより流レ〳〵て巡るを清水川といひ、林崎といふ地を經ては五味川といふ。さりければ五味川村の名あり。此五味川村に入リては、千町の田地にみち〳〵て稻田豐穰ば、琵琶寒泉を五味川五味假字にて、塵芥(ごみ)あくたの事也の水上也。

○淺舞ノ五泉

○琵琶寒泉の外○十二清水の外にまた五泉あり。其五泉といふは○大清水、此大清水の流レをぬる川といふ。水の屯寒事にはあらず、その行ク川水の疾からぬをしか方言る也。大清水は角間川の水上にして

淺舞の西に在り。○櫻清水、淺舞の南に在り。なかむかしまで櫻いと多かりしよし。櫻清水はいといと多かる名なり。○鍋子清水といふは、女の鍋磨に其鍋の、水底につと引入ルやうに沉みしといふ。此事、末の翁物話委也。○加須井（加須井は本ト加水のよし也）清水は淺舞の南に在り。そは神明宮のみやどころ御前わたりなれば、おいせしみづ、いせしみづなッどいふ人あり。加水は、堰の名とも水田の字ともいへり。○内記清水といふあり、こは淺舞の西也。いにしへ内記某といふ浮浪人此清泉掘りて、あまたの田地を墾得しといふもの語りあり。五泉の外にも某清水、某清水とて、此淺舞は並て水いと清くて稲田良登、また火災あらざなるは、うべも淺は散水にしたがへる文字にこそ。

○大栒栗ノ樹　琵琶ノ沢ノ
ノ菅神ノ社　官舎

雪出羽道（平鹿郡八）

雪　出羽道(平鹿郡　八)

林崎
國中山大宮寺
大宮川

雪出羽道（平鹿郡八）

○淺舞翁物話

○此ふみは、淺舞の舊跡どもの新古のものがたりの、古老の耳に殘りたるをとひたづね、またあなぐり求めて書キ集めたる一ト卷キ也。またおのれもこれかれ、某くれ、かにくれと書キ得たる事どもながら、そが中に聞もらしたる事、もともえしらぬ事どもゝ多かれば、おなじさまなる事はうちも省き、またおなじ形にても、露も事かはれるふしはこゝに書のせおきつ。

○むかし鑑照院公ノ御休の跡に御役屋建て、柵中に天神宮、田ノ神御會殿也。又藤沼と申ス淸水あり、是五味川の水上也。此淸水の形いとよく琵琶に似たれば、誰れいふとなく琵琶淸水と呼びぬ。その藤枯レずまつはらば、藤沼とも藤淸水とも今もいふべきを、琵琶淸水の名は雅言名也。此息所のひんがしにあたりて北へ長キ淸水也。また淺前川は南に中リ、其川に竹原淵、山刀淵などぞ聞えたる。十二淸水、琵琶淸水は覺町の西裏にあたりぬ。此覺町は南北へ通り、御休ミの南淺舞川の外は本ト町、通は東西の往來也。又川の外西には○宿舘にて南北へ通る也。北は六日町東西に通り、西端に庵あり。此庵の前を左に通り宿舘へ通ふ。その道わき西の方古城の跡あり。また六日町、覺町の間を○中町といふ。此境に龍泉寺東向に建ツ。右に覺町ノ明神、左に中町の蛭兒ノ社あり。又六日町の中に市神ノ石あり。此石夜中に天より隕たるといふ。その音鄕中にひゞきわたりて、すさまじかりしよしを傳ふ。其石を今は人の軒下にすゑたり。此むかひに稻荷明神ノ社あり。此社は本ト、杉ノ宮の吉祥院の元道田あぐり子稻荷社なりし

が、少(ちひさ)ければ中吉田の吉祥寺ノ法印貰て行舍とせしを、又もらひて此稲荷の社としたる也。此社は斐陀(ひだ)番匠(たくみ)が作るといふ。その世のものは桁、棟のみにて、外は後に修理を加へたる也。○圓了庵といふ淨土派の庵あり。此向ヒは野にて、その野中に○鍋子清水といふあり。此處に浮浪人住て、其妻清水に鍋を洗ふに、其鍋つと水底に引キ入レしかば鍋小清水の名あり。鑑照院君の御手鷹逸(それ)て、この鍋子の清水の本トの梢に木居(こまり)たるを、かの浮浪人針をとりて手裡(すり)劍としてうちしかば、あやまたず其針鷹の兩眼を貫きぬ。鷹は木居(こゐ)よりくるひ落て死たり。その鷹は名ある逸物にて、君になう愛(めで)養ハせ給ひし鷹なれば、浪人いかなるつみにか行はれなむと、妻を引具していつこにか去にけり。其死たりし鷹を、御憩(をやすみ)の砌近き杉の下に埋み給ひて鷹塚とてありしが、陣營こぼれて後に、今の御役舍(やくや)立しかば御鷹塚はかくれたり。又、覺町(がつぎ)○蔣沼町なる○藥師堂あり。是、本トは藥師如來ノ堂にはあらず○天滿天神の社なりしが、化國(けこ)よりか來りし修驗者を別當としたるが、恒に藥師を信心する事人に超たり。人の物語に、此ごろ横手町の小松屋の質店に藥師如來の佛像を取りたるが、夜な〳〵此質店セの二階鳴動せり。いかなる事ならんといふを浪人別當聞て、その藥師の靈像の、きたなげなる處に置奉るみたゝりならむと、いそぎ横手の小松屋へ行て此事を問ひ、別當一貫文の錢を出して其像を給はれといふ。小松やの主人、幸の事也。此價は布施物奉らんとて此藥師をとらせければ、別當、いかにさはし(マヽ)給ふといへば主の云ク、其事に候。此佛を質(そうて)より不祥(ふさはし)からぬ事のみ多ければ、師にこの佛をまゐらする也と聞て大に悦び、守り來て天神の祠

に會殿に安置奉りて、朝夕みずきやうのこゑ絶ずいのりけるほどに、あるとき南部の人來て、この拜せ(マヽ)をがま給へといふ。別當、何の心もなう御戸おし明れば南部人の云、此藥師を盜人の取りていづこにか行方しらざるに、此坊にて、藥師の尊像を此ごろえたまひしと聞て來つる也。まさしく、わか鄕なるやくしの尊形にうたがひなし。此御佛をわが里に返し給はれ、あまたの人のなげきを止めんとひたふるにわびて、金一兩をいだして、いそぎ南部に守護し皈りぬ。此別當あきれて力なう、その日もくれて夜半斗り、夢うつゝともなう來た〳〵と云ふ聲して明たり。別當、手あらひ口そゝぎて菅神の御前にぬかづけば、きのふ南部に持去し藥師如來ノ尊像、天神の神像と共に竝びおはしぬ。こはあやしき事とおもふほどに、日あらず南部より又人の來り語りけるは、たまはりし藥師如來をわが里に安置し奉れば、又失せ給ひしといふ。別當手をはたと打て、又此堂の內に飛來りまして天神とならび居ますといへば、南部人、さらば此處に住たまはんとておはしたらんか、別當のつねならぬ信心のゆゑならんと言ひて皈ぬ。別當願ひを立て、此社を藥師如來の堂となし、菅神ノ社は別に建て祭る。其時天滿宮の神像あまり古りてこぼれ奉れば、菅神の尊形をあらたに作らせ、此古キ天滿宮の御首を新造(こたび)作る神像の腹內に籠(をさめ)奉るなり。さりけるゆゑならん、此菅神の尊形をうちふり奉れば、內に物ありて鳴るは、そのみぐしの內(い)りたるにこそあらめ。安永年中回祿(やけ)て緣起、古記等も傳らねば、唯古老の傳へを聞キ語るのみといへり。一とせ南部毛馬內の人此處に來て、紫ノ根染の業を人々にをしふとてしばしあるほどに、此藥師如來の物語を聞て、

いでとて拜禮奉りて、わが郷の藥師を拜奉りしと悦びしといへり。

○蔣沼町の側に蔣沼あり。形下弦の月の如く長サ七間斗、廣四間斗、そがなかばかりいと廣し。また、その小路の向フ方に十王堂あり。圓光大師の裡に、享保某年田中町某人三人と記し、淺廻村とある也。此十體ノ佛形、斧作りにして至て古ルし。わきて脱衣婆なンどいと恐き形像也。此堂に夜ル臥たる若男等、諸足とりて投やられし事あり。また反枕しなンど、あやしき事ある十王堂也。此隣家は配當屋なり、鑑照院君の建居せ給ひたる處といへり。また本ト町の上方に橋あり○本ト町橋といふ也。本ト町通リの西に

○四關(四堰をいふ也)町あり、小堰あり。此止マりに○玄福寺あり。此脇通りより○田中町へ出て○八幡川横たふ、田中町より○諏訪小路のみちのかたはらの草の中にあやしの石佛あり、其形何佛とも見分ヶがたし。こは不動尊也といふ者あり、そはいかにして見きはみたりし事かとゝへば、此者いらへて、なかむかし、あな邪魔なる石佛也とて八幡川へづぶりと投込ミたりしかば、此者に祟てさま〳〵狂へば、神子に梓ひかすれば、不動明王を川にしづめ奉りし神罰なりといふを聞て、いそぎ川より揚ヶ奉りて、もとの處にすゑたりといふ。そのよりまし移託にて、不動明王とは知り奉る也といへり、云々と見えたり。

○此淺舞より東ノ方は

○十五野明神、醍醐街道の北にあたりてあり。此十五野は田村境、南方は十五野邑に續て、ところ〳〵に松原ありて木ぶかく、秋は初茸多し。○傾城塚○道川村、横手街道ノ南に横通り也。稻荷ノ社あり。○

念佛塚○四ツ家、享保年中まで三家ありしが今は畑となりたり。淺舞の村添ひ也。○長沼、是も享保のころは大沼なりしよし。今は長サ一丁に足らず、廣サ七八間斗の荒沼也。○鮒堰。此堰にて寛政のころまでは鮒釣る人多かりしが、今は鮒も乏しきにや、釣人いと稀也といふ。

○淺舞ノ西ノ方

○諏訪明神。享保のころまで諏方小路町ありし也。今は一家もなき也。○八幡の社跡、おなし享保のころ八幡小路とてありしが、御社をこの處へうつして今は小路も田畠となりぬ。○八幡川今なほあり。田中町の中を横通りして舊社のあたりに行也。○古城の跡あり。○舞臺ノ松○折橋。むかしは家ありし處、舞臺の松も家五戸ありし處といふ。○白山ノ社。此近き處の田ノ字に螺吹といふ名あり、亂世の時世の名ならむかし。○獅子塚○ぬるま清水。杉四本ありしが、風のために寛政のころならん根こしかゝれば、ものにかけ、はしらについはりてぞありける。清水は湧出る事溫泉のごとく、數ヶ處に在る也。

○淺舞の南ノ方

○坊塚、いづこの坊といふ事をしらず。○平澤、家三軒あり、伊豆權現ノ社あり。坊塚の東に中リて、田中町の端シに○峠町といふ字あり。むかしは家多くありし處と見えたり。○內記清水。此邊今は林なり、清水は八幡川へ落る也。林の內に內記屋敷ノ跡ありといふ。○姥清水、八幡川の水上也。此下ダに堤あり、四方へ水分れ、多くは八幡川へ入る也。○左右衞門太郎明神といふ稻荷ノ神あり。此あたりの田畑

の字を並て○野之助といふ。また明神も、野之介といむ太郎と申ス也。○神明宮、別當下村伯耆正也。
○櫻清水○柳淵、いづれも近き世のものともいへり。○八幡宮。寛(マヽ)年中、古(もと)八幡の社より此地にうつし奉りし也。享保のころ此處に家二家ありて○二ッ家と云ひし處なり。此隣地に○龍泉寺の閑居佛刹(てら)ありし。大なる石の法篋印塔ありし。此塔、明和のころ龍泉寺へうつして其寺にあり。塔のありし跡は土取リ穴となれり。
○淺舞の北ノ方
○國中山大宮寺観世音。○林崎村、大宮、加羽、新平川、是レ加羽四ヶ村と云ふ。加羽の金毘羅神由來多し、云々と云へり。

○小場氏話

○小場ノ信鼎(のぶまさ)玄碩といふくすしの家は覺町に在り。古(もと)陣營ありしときは、此家の裡あたりに道眞直にありし處といへり。小場氏の孫廂(まごびさし)のあつたゞみ、その陣營の具なりしを、おもてむしろをとりはなちて給り、また高腰のあかり障子もおなし御館のものから、是もたうばりて此家に殘りぬ。まことにその世を偲ぶに足れり。また庭の作り松、大樅なンどさしふりて見ゆ。○小場氏家錄に○鼻祖は大織冠鎌足公ノ十四世、大炊御門大納言經實廿世、内大臣冬信之二男従五位左衛門佐信愛五代、左衛門佐従五位易胤ノ九代、兵部彦五郎胤長ノ嫡子藤原久家也。○小場道慶、字子達、明暦元乙未年二月十日生、寛文十庚戌年譽

學於井筒逸菴、延寶三年皇都淺井右馬頭爲門人。元和元年加州靑木玄養爲門人、寓平鹿郡淺舞曰濟生館、不傳其甲子、享保十二丁未正月十二日卒、七十三、瑞□軒逸巖宗俊信士。文政二己卯年二月諡居士號、云々と見えたり。當代五世信鼎玄磧、六代信胤玄珪、共ニ徙たり。○家藏品。高辻大納言制芒圓神農靈形畫讚。また○猨猴畫、大炊御門左大臣信宗卿也。○佉羅陀山ノ地藏大士、大炊御門左大臣信宗卿、上祖へのたまもの也。其佛形一寸斗ノ紫銅也。

○淺舞本鄕神社十五座

○神明宮　社地南北卅一間東西廿五間蔣沼といふ民家の南ノ方に、萬治三年庚子ノ三月三日齋奉り春祭三月三日秋祭九月十六日神主下村伯耆正某也。

○伊豆權現ノ社　此御神は走湯權現と申ス御神にして、彥瓊々杵尊を齋りたる御社也。社地南北七間東西六間祭日四月三日、別當修驗淸光院。

○諏訪社　社地十一間十間也御射山祭七月廿七日、別當修驗寶龍院。

○正八幡宮　社地廣十四間南北也西廿一間東廿五間祭日八月十五日、別當修驗三光院。

○白山姬神社　社地東西四間南北二間祭日五月五日、別當淸光院。

○稻荷大明神　社地東西廿九間南北九間也祭日六月十日、別當同院也。

○稻荷大明神　道川村に座り、祭日なし、別當同院也。

○稲荷大明神　十五野に座り、祭日四月廿日、別當寶龍院。

○藥師如來ノ社　高見に座り、祭日四月八日、別當寶龍院。

○十一面觀音　柿葺大社也、祭日七月十七日、別當濤光院。

○八幡宮　同板葺、沼下村に座り。祭日八月十五日、別當三光院。

○稲荷大明神社　祭日九月九日、別當同院。

○高野ノ稲荷大明神　別當同院。

○高口稲荷大明神　祭日九月九日、別當臼井村ノ實相院。

○六日町後ッ稲荷大明神　祭日三月九日、別當濤光院。

此里の人十四社まゐりといふ事すれど、まことは神明宮を先として十五社ぞ在かりける。本郷の十五座の御神とはまをせど、枝村のみやしろも此内にかぞへ奉る也。

○社家下村氏

○下村河内守藤原定良、明和二年乙酉七月廿九日、壽七十九神去。○大和守藤原定信、天明元年辛丑正月八日神去。○伯耆正藤原定則、當代ノ神職也。

○社家高橋氏

○蛭兒宮ノ社人高橋正太夫ノ家は、系譜連綿してもとも舊たる家ながら、安永七年のころ餘波なく燒亡し

て古記錄等もうせぬ。今七世に至れり。當代高橋丹後正始て位階すといふ。

○修驗寶龍院

○開祖を梅本坊快存といふ。由來、遷化の年月知らず。○二世清法院慶榮、遷化寶永の頃。○三世醫王坊快慶、寛保三年。○四世本妙院快榮、遷化年月不知。○五世法林坊宥如、延享元年。○六世寶龍院宥鄰、閑居存命。○七世法了院現住宥鶴。天明七年丁未三月十一日燒亡て、舊記傳らずして委曲ならず。

○修驗三光院

○開山三光坊貞快宥蓮、天文十三年甲辰五月七日化。○二世小野坊宥灌、天正十八年庚寅八月九日。○三世三光院快住宥巖、慶長四年己亥二月九日。○四世圓學坊宥快、慶長十八年癸丑七月二十二日。○五世清光院宥享、正保三年丙戌八月十七日。○六世般若坊宥貞、延寶元年癸丑六月四日。○七世清光院宥傳、寶永二年乙酉七月廿八日。○八世清光院宥峯、享保十二年丁未七月廿八日。○九世中興開山三光院貞祥也。此九世ノ貞祥ノ代、清光院ヨリ別院たり。享保十六年辛亥化。○十世三光院宥正、明和三年丙戌八月十日。○十一世三光院實道宥如、文化二年乙丑三月九日。○十二世三光院宥峯、現住代也。

○修驗清光院

○此清光院鼻祖はさだかなる傳へもあらねど、國仲山大宮寺を草創といへり。此寺に十一面觀音の靈像あり。また神龜四年の棟札ノ朽殘りたりしと、人みな云ひ傳ふるのみ也。神龜四丁卯年は聖武天皇の御代

の始めにして、同ヶ年の九月渤海郡ノ使首領高齊德等八人來着ニ出羽國一遣ニ使存問一兼賜ニ時服一云々と續日本紀十卷に見えたり。さるよしは見ゆれど、さしてそれとおもふしるしもあかしもあらねど、國中山大宮寺なッどいへるは、いと〳〵ふるき寺の號とぞおもはれたる。行基僧正なッどの開基にや。杉宮ノ養老寺は、養老七年に行基菩薩の開闢の靈刹也。續日本紀十七卷に、天平十九年二月丁酉大僧正行基和尚遷化。和尚藥師等僧、俗姓高志氏、大和國人也。和尚眞粹天挺德範夙彰、初出家讀ニ瑜伽唯識論一卽了ニ其意一、旣而周ニ遊都鄙一敎ニ化衆生一云々。時人號曰ニ行基菩薩一。留止之處皆建ニ道場一五畿內凡四十九處、云々と見えたり。此處も都鄙に建られし其道場の一ッにして、杉ノ宮ノ養老寺ノ草創に近きものか。さりければ、その世はこの國中山大宮寺に法相の僧侶集て六經十一論を式とし、天台にうつり八百とせを經て、今は修驗者の寺とはなりぬものか。なほ、こを知れる人に問ひて委曲に知らまほしき事になむ。かゝれば、中興の祖を〇三光坊貞快宥蓮とせり、三光院にも又祖也。天文三年甲辰五月七日遷化也。〇二世小野坊宥灌、天正十八年八月九日。〇三世三光院快住宥嚴、慶長四年二月九日。〇四世圓學坊宥快、慶長十八年七月二十二日。〇五世清光院宥亨、正保三年八月十七日。〇六世般若坊宥貞、延寶元年六月四日。〇七世清光院宥傳、寶永二年七月廿八日。〇八世清光院宥峯、享保十二年未七月八日化。此代三光院分院となる。〇九世清光院宥春、元文五年二月二十四日。〇十世清光院宥榮、寛政三年四月二日。〇十一世清光院宥眞、文化十二年十二月十三日。〇十二世清光院宥現、現住。院中寶物に古物の笈あ

り、開祖より傳ふといへり。世に義經、辨慶の笈といふ品(たぐひ)なり。

○曹洞宗龍泉寺

○長雲山龍泉寺ハ増田村正法山滿福寺ノ末寺也。則滿福寺ノ三世は、當寺開祖○梅翁正倫和尚也。文龜元年辛酉六月十七日化。○二世梅室壽仙和尚、寺燒亡して遷化の年をしらず、廿三日を齋りとす。○三世天室祖貞和尚、年號不知十三日。○四世弘印天譽、年號不知晦日。○五世峯室禪察和尚、年號不知三日。○六世澤山智勝和尚、年號不知十六日。○七世將山源良和尚、年號不知十八日。○八世國洲大雪和尚、年號不知二十四日。○九世欣峯知悅和尚、年號不知十五日。○十世超外玄紋和尚、年號不知廿八日。○十一世大月智鑑和尚、年號不知十三日。○十二世夢宅古流和尚、年號不知五日。○十三世南叟良天和尚年號不知二十一日。○十四世寶林崇泉和尚、年號不知五日。○十五世少流觀印和尚、寶曆五年正月三日化。○十六世本形觀極和尚は、土崎の嶺梅院ノ開山也。そも／＼松原山の古ル寺は無等良雄禪師の開基也。其寺とし久しく破壞(こぼれ)たりしが、その有りつる名のみをもて土崎の湊に興し建り。無等良雄和尚は萬里小路藤房ノ卿也。そのゆゑよしはいと／＼長ければ、云はでこゝに省ぬ。此師寛延元年六月五日。○十七世洞嶽良仙、明和七年三月十七日。○十八世奎嶽極光、天明二年二月十九日。○十九世桂岩白程、同年十二月廿一日。○廿世滿外寛充、寛政二年十月三日。○廿一世辨中寛明、文化十年十月廿六日。○廿二世智德大賢、文化十四年八月十七日。○廿三世普禪大說、文政三年正月七日。○二十四世現住、

禪橋大欟也。

當寺開基、法名卽山清心大居士、淺舞ノ城主小野寺左京亮友光建立といへり。天正十八年庚寅ノ九月廿九日とゑりたる石碑此寺に在り。また大門に、いにしへ茂木治良七日市ノ城に在りける時の裡門たりしを、此佛刹にうつせり。今はなからは朽て、こと木もて修理せり。むかしの蕪木てふものぞ殘れる。○天明四年は小野寺左京ノ亮の二百年に忌て、此淺舞の蔣沼といふ處の門助といふもの、一ノ焼香を手酬ぬ。門介は其祖佐藤要ノ介とて、左京亮友光の家老忠臣の家なりしといふ。○長雲山の行書の額、龍泉寺の草書の額は、共に南岳悅山ノ書り。○本尊阿彌陀佛にて雲慶が作ルといふ。また廿五ノぼさちもありといふ。禪寺にはおはぬほとけ本尊と云へば、ある人の云ク、そも〳〵此寺永祿、元龜のむかしは淨土宗門の艸庵たりしを、小野寺家開基にて、天正のころ曹洞門とはなりしといへり。うべならむかし、小野寺の古城近く此寺ありしかと、落城の後此處へはうつしたり。本尊の前なる天井はきぬ笠のさまに造りなし、林泉の面は木々いかにも深く、琵琶清水流レ落來ておのづから泉をなすに、鳥海山の殘雪遠く木の間より影おちて、諏訪の湖に不盡のうつれるこゝちせり。こや矢走の善良寺の庭も鳥海山を富士にとりなして、三嶋の風景をうつして名高庭ながら、それにもいやまさりぬべし。

甲
桐館
天正十八庚寅歳
當寺開基郎山清心大居士　神儀
九月二十九日

友光塚

雪出羽道（平鹿郡 八）

○玄福寺

○市中山玄福寺は東本願寺末流にして、古照井山と山の號ありつるよし。そは、陸奥國南部より照井助之進武重といへる浮浪人出家して、此寺の開祖となりしともいへる。そのゆゑよしつばらかにしらす。黑甜瑣語三編ノ一ノ卷に、平鹿ノ郡淺舞村玄福寺あり。此寺の住職、水土錄といふものを著す。國家の經濟典形より、往々井田の事に及ぶといへり。班固司馬朗も半バ定めて云々。寛政のはじめ、此僧を府に召れて著撰の旨を問ひ給ひし事聞えし。今マ田野を開きし處を玄福寺村といふとなむ。」と見えたり。此玄福寺もと敗田たりしを、ふたゝびおこしたる田ノ村ども也。今はた玄福寺村を平治邑といふ。其よしは、照井氏の家紋は雙瓶子なれば、其字音をかりて、田長をも村名をもしかいふとなむ。

○玄福寺寶物 松風書

玄福寺家藏の南無阿彌陀佛は、越後ノ國野積山の弘智法印の書なりといへり。是を考ふに、ある冊子に弘智法印の別號を松風といへり。うべも鼠形の花押の文字は、松風二合ノ一字とおもはれたり。弘智法印大德智行そなはりし人にて、いや彥山の岩坂といふ處の石上に踏跏し、木食すきやうして草ふける柱に、

岩坂のあるしをたそと人とはゞ墨繪にかきし松風の音。

と書キ殘し給ふといへり。此歌より後に松風といへるか、松風と名をいへるをもて、大悟のこゝろを示してよめる歌にや。遷化の後に野積ノ寺にもて出て、人に結緣のためとて拜ませけるとなむ。

○浅舞村修験清光院上祖遺物古笈
清光院家蔵
丙
丁
甲
巳

此笈の開戸も程をおなじ鍮金して文殊甲普賢乙の二菩薩を彫つけたり

両琵琶板の下手をも彫付あり又戊日月丙形の鋤板にもあり

（い）三光院什宝物 紫銅仏守身也 摹（ウツシ）たらむ 坐すりみぐしまで三寸許り
いまし 鉄照公御守身のたりけり平愈のと記般若坊に有りけるよし
御厨子の左右の扉に御家紋あり 清流院殿ニ、左右の戸に文字を書き
と磨滅して見えず 真崖のこの字をもってしたり
見えてそが下に八月十一日とと金地に
うるしぬりなり

○長雲山の額ハ南岳従四の筆也

龍泉寺蔵

○淺舞に五塚、五沼とてあり。其五塚といへるは○傾城壟。此傾成塚は田村の耳鳥野にもあり。そは傾成を生ヶながら埋しとも、又野に倒れふしたる傾城の屍を埋て供養せし處とも、其由來さだかならず。○念佛塚といふあり。こは念佛まをしの供養塚とも、念佛の行者の塚ともいへり。○坊塚といふあり。清光院の祖、修驗般若坊が塚也といふ。般若坊は大清水の邊に住たりし坊也とか。（天註 或人の云、坊塚は般若坊が塚にはあらざるよしをいへり。）○獅子塚あり。むかし大森ノ獅子舞と山田の獅子頭と闘ひて、大森の獅子頭たゝかひ負て、劣たる其獅子一頭を埋みし塚也。さるよしならむ、大森の獅子舞は此淺舞に入り來じといふ物語あり。又獅子塚もところ〳〵に在りて、ゆゑよしもおなじ。むかしは此業大に募り大にあらがひ、組合ひ踏み合て死事しらぬ諠譁をして、死たる者を埋しゝるし也といへり。○鷹塚は、そのむかし佐竹義隆公のおほむ手鷹の翥れて、鍋子清水の本トの木に在りしを、そこに住む浮浪人、妻のもの縫ひ居たる針をとりてうちたるに鷹の眼を貫キたり。鷹は木をくるひ落て死たり。御鷹なるよしを聞て、妻を引ぐして逃ぬ。さがしもとめさせ給へど行方をしらず。君のたまふは、鷹はをしき鷹ながら、またも捕うる事もあるべし。その浪人はをしき人也。針をうちて木の枝に居る鷹の眼を打貫く捷輕ある、その手練いかなる名人ならむ。めしかゝへむものを、さだめて罪なはれんものと省じて逃つらん。をしき人かなと悔給ひしかは、世にありがたき御仁と人みなまをしつたふ。其御鷹塚は、御憩の杉の本に在る也。

○五沼といふは○長沼○藤沼○蒋沼○杓子沼○越部の沼也。○長沼は前〻にも記したるが如く、今は少に成りぬ。○藤沼は藤のありしゆゑ、むかしはしかいひし清水の名なれど、今は藤なく、其泉形琵琶に似たれば琵琶清水といへり。○蒋沼はこもぬまながら、蒋とよみて沼の名、村の名によぶ。ゆゑよし前〻に記したり。○杓子沼は、むかしは家もありて酌子流したるゆゑの名也といふ。清光院の棟札に、酌子沼村たれかれと記したるよしをいへり。○踰陪のぬまは、往古御膳川此邊を流し、其の跡の古川となりて、今はた沼と化たる也。此ぬまはいと細く長やかにして水深く、もともあやしき事多かるところ也。猶圖の處精にいはん。

古志陪野沼

甲
丁

○郡邑記に在る淺舞村の枝郷は、享保年間とはいと〳〵ここにして、其世に在りしも今は無キぞ多かる。

○大中嶋村

古八軒、今九戸也

○神明宮　祭日三月十一日、齋主大中嶋の小左衛門が內神也。

○龍王權現ノ社　伊藤勘之丞といふものあり。此上祖は葛呑といふ淵の邊りに住りしが、此淵よりつねに龍の出テ來て家に入り、また娘を捕し事あり。是を神にいのれば、ある日淵の近の田の中に、龍文ある寶鏡を掘り得る也。此鏡をしか龍神と齋奉りしかば、さるあやしき止ぬといへり。其神鏡も盜人のとりぬ。祭日八月八日、別當三光院。

○上中野村

古ト十四軒、今七戸也

○正一位稻荷大明神社　村中カの小杉の杜に座り。祭日四月九日、別當同シ。

○下中野村

○名のみありて村なし。郡邑記に、鄕人處々に引移りて人居なしと見えたり。

○蛭野村

古ト廿軒、今廿六戸

○むかしは蛭の多かりし地にて、田と墾ても しか蛭野の名あり。また蛭野もところ〳〵にある名也。

○九寒泉といふ名水あり。此淸水大キにて、其泉の中に九ケ處より涌キ出る也。今は二三ケ處よりわき

出ていにしへざまならねど、またたぐふかたなき清水也。

○水神ノ社　　祭日三月八日、齋主理介が內神也。

○豐前谷地村　　古ト十三軒、今九戶

○むかし豐前といふ浪人開きたる處也。○大清水といふあり、こは角間川の源也。此清水川の流をぬる川といふ。野中の清水とよめるたぐひにはあらじ、流の疾からぬをぬるしと方言事にて、水の少熱こともあらしかし。

○稻荷明神ノ社　　齋主作右衞門が內神也。

○高口村　　古九軒、今十二戶

○此高口といふ處いづこにも〳〵あり、わきて山北に多し。

○神明宮　　齋主七郎右衞門か內神也。

○稻荷社　　祭日四月九日、別當臼井村ノ寶壽院。

○高野村　　古十九軒、今廿戶

○寬文年中杉山彌七郎といふ人墾たり。其末喜右衞門とて今あり。

○田字　○くゞやち○くづれやちといふ古名あり。

○神明宮　　祭日三月十六日、別當三光院。

○稻荷明神社　　祭日九月九日、別當同院也。

○五　味　川　村　　古十一軒、今十八戸

○阿仁に五味堀あり。五味川、五味堀、本ト塵芥川、塵芥堀にこそあらめ。東は下吉田、西は高野村、南は新田川村、北も高野なり。五味川の水元は百合子谷地中に越部の沼あり、麻當村より出て中吉田、櫻森にめくるといふ。

○忠右衛門稻荷とて古社あり、地主忠右衛門が齋る也。

○金重郎稻荷　　齋主金十郎也。

○道　川　村

○秋田ノ郡にも道川村あり。古十軒、今六戸也。此村の東は上樋口、西は淺舞、南は十五野、北は中吉田也。

○稻荷明神社　　祭日四月九日、別當淸光院也。

○沼　下　村　　古十七軒、今九戸

○此處に大沼あり、さりければ村の名とせり。

○八幡宮　　村の南に鎮座り、祭日四月十五日、別當三光院。

○稻荷明神社　　沼の北東に座り、祭日四月九日、別當同院也。

○本新平川村

○郡邑記に家三軒ありしが、みな蛭野村にうつり住て今は家なく、その村の名のみを傳ふのみ。

美佐登能みくり

○樽見內村　西

里長　源　藏

○樽見內は蝦夷言の轉語にや、蝦夷語はところ〳〵に多し。蝦夷にて奈韋は澤てふ事也。夷洲に御樽內といふ地あり。そを蝦夷人が詞に云はゞ、淤多は眞砂也、留は道路を云ふ也。またそのおたるなゐを正に云はゞ、オタルミンナキ也といへり。これを考ば淤多の淤は省、多留美牟奈韋をしか云るにこそあらめ。

○八幡宮　此村の南に在り、祭日三月十五日、別當修驗大聖院。

○神明宮　社地前に同じ、祭日八月十六日、別當同院也。

○道祖神　小豆田といふ地ロに座り、祭日四月八日、別當同。

○辨財天女ノ社　平ラ清水といふ處に座り、祭日四月十八日、別當同。

○藥師如來ノ社　水里境、そを今は藥師村といふに座り、祭日四月八日、別當同。

○摩利支天ノ社　加良內といふ處に座り、祭日四月二十四日、別當大聖院。

○深山權現ノ社　古館といへる處に座り、祭日六月十五日、別當同院。
○白山姫ノ社　大槻といふ處に座り、祭日九月九日、別當同院也。
○水神ノ社　樽見内の西ノ方に座り、祭日四月八日、別當同院也。
郡邑記に○樽見内四十三軒○中ノ在家十一軒○水里境村一軒（此村今は藥師村といへり）○柄内五軒○荒屋四軒○小豆田五軒○平清水八軒○古ル館四軒（本ト館跡有り、今は田ト成る）と見ゆ。○今は本郷四十戶○中ノ在家四戶○藥師村（古名水里境村なり）二戶○高畑五戶○小豆田四戶○平清水四戶。みちのくに平泉あり、能く相似たる名也。○古館四戶○加良内、古ト柄内と記り。こは本ト柄内とよみしならむ、そを近きに柄内の内を内とはよめるなるべし。加良内といふ處ところ／＼に聞えたり。加良奈韋といふは蝦夷語にて、本ト加留那韋也。加留とは、某にてまれ作る事を加流すといふ。調度の彫工、また家造るをもいふ也。奈爲は、前にもいひしごと澤てふ事也。夷の畠有る處を加流奈韋といふは、佃りする澤也。津輕に唐内坂あり。かるなゐにて、坂は俚人の附て云ふ言なるべし。
○中ノ在家を中ノ崎と人もはらいへり。某在家、某在家といふ村仙臺にいと多し。此中ノ在家、大槻の木あり。其西左に在り。

○樽見内ノ村なる枝郷中ノ在家村あり、人みな中の崎といへり。此中ノ崎の、五兵衞といふ家の前栽に大木の椢ノ木あり。此ノ木の根より中にいたる處迄、四方面の圍碁盤八面制作べしと、ある番匠の、その椢を斗り見てしかいへりといふ。椢の大木は熊野山、また佐渡ノ嶋にありといへり。

○倭名抄に柏、兼名苑ニ云ク柏、一名ハ椈百菊ノ二音。和名加閇。と見ゆ。○和訓栞にかへ、日本紀に柏をよめり、香重の義なるべし。和名鈔同し。今かへと名くる物なし、松柏をならべ稱するによれば、今ノ世側柏、扁柏、圓柏、混柏、仙柏の類すべていふ成べし。○倭名抄に椢子をもよめり。歌にもかへとよめり、今かやといふは轉語也。蚊やりの義にあらじ。柏實とも見えたり。○日本紀、延喜式などに柏をかしはとよめば、柏に數種ありと知るべし。○かへ社貫之集に見へたり云々と見えたり。陸奥國磐井郡金成ノ里の清淨院に、金賣橘治が殖ると云ひし椢の木あり。

中ノ在家村の榧樹の古木

○修驗大聖院

○榑見内村大聖院ノ家は數代社家にて、佐藤上總といひし人の長男出家して、修驗となりて大聖院宥不といふ。是宥不ヲ祖として代々大聖院といふ也。○開山大聖院宥不、寛文三年四月十七日化。○二世大聖院宥永、延享四年巳十二月廿六日化。○三世宥相、享保八年卯八月廿日化。○四世宥峯、寛保二年戌四月廿五日化。○五世宥性、安永五年五月七日化。○六世臨柳、閑居ス。○七世現住大聖院宥辨也。

○觀重院 修驗

○上祖は小野寺信濃といふ浪人ノ子、太郎を左門とて土佐ノ國に住めり。其次郎なる人、修驗となり瀧本坊といふ。此瀧本坊を上祖とす。○瀧本坊秋傳、永祿九年丙寅七月二十七日化。○三世修德院宥尙、享保五年庚子二月十六日化。○四世因了坊宥快、安永五年丙申六月二十九日化。○五世觀重院宥仙、享保元年辛酉五月十日化。○六世修德院宥了、文政五年壬午二月十三日化。○七世觀重院敎傳、現住也。

○常覺院

○當院開祖は、榑見内城の家中山田源太某といふ人の子山伏と成り、阿含坊とて大峯に入てその行方をしらす。よて首途の日六月七日を入寂と定て、その城跡の古館といふ處に、そか末今も住居といふ。○上祖阿含坊。○二世正順坊實永榮（マヽ）、元祿十二年己卯五月八日化。○三世常覺坊宥全、寛保三年癸亥十月廿日化。○四世常覺院宥元、安永八年己亥八月四日化。○五世法順坊圓相、天明二年壬寅六月十八日

化。○六世常覺院宥會、閑居存命。○七世現住常覺院快芳也。

たかすなご

○砂子田村 西　　里長　三　四　郎

○砂子田、砂子澤、ところ〳〵に在る名也。郡邑記ニ家員十八軒○中村四軒、慶安八年ノ始○下谷地村、慶安元年、家員十軒○治兵衞村、承應三年ニ始、家員五軒と見ゆ。○今は○砂子田村九戸○中村三戸○下谷地十一戸あり。治兵衞村頽たり。其承應のころの治兵衞が後、市之助とてなほ有り。

○八幡宮　社地東西十五間南北十二間祭日八月十五日、別當楢見内村大聖院。

○神明宮　社地東西廿五間南北廿五間祭日四月十一日、別當同院。

○末社○菅神ノ社○稻荷ノ社。

○村中家員四十三戸　○人數百九十五人　○馬數二十五疋。

○

岡見のいな田

○上鍋倉村 南　　里長　喜　左　衞　門

○鍋倉は、本ト山ノ色黒キをもてしかいへるにや。出羽、陸奥にいと〳〵多ク、山の名、溪の名、また村の名にもある也。また南部倉なンども書し事あり。小野寺興廢記に、原田大膳岩崎ノ城乘取事といへるくだりに、岩崎は肝要の虎ノ口なれば加勢を遣はさんとすれども、旗本ノ人數不足なれば滅ンする事も叶はずして、一族の吉田、樋口、般若寺を遣ス。折節河内守弟岩崎伊豆旗本に在りけるを、宇津野文助、栗田市介等を遣はしける。又河熊、植田、南部倉、新田目、今泉ノ五箇城よりも、敵に攻られ難義の間、加勢給はり候へと告ケ來りける。義道せんかたなく、五ヶ所の加勢には稻庭、三梨子、川連、馬倉、增田、八木、岩井川、猪ノ岡、猿田境等に加勢を觸渡し、加勢を配られけり云々。また植田、南部倉、今泉、河熊は三百人にて、水瀨川の岸に副て岩埼を攻んと牒し合す、云々と見えたり。鍋倉の城は下モ鍋倉村に在り。郡邑記に、上鍋倉家員二十九軒○勘六村同十軒○富澤村同二十三軒、と見えたり。今は○飛澤村古名富澤家廿一戸○勘六村八戸○中村十一戸○宿屋敷五戸○法龍堂村二十戸ありといへり。

○法龍山大權現　祭日四月三日。としふる大樹三本斗生ひたてるもとに座り。法龍は寶龍、保量、方龍、寶領、寶量、寶寮、法梁なンど恣し書なして、ところ〳〵に多かる神也。別當、下鍋倉村ノ勸行院也。

○神明宮　祭日六月十五日、別當同院也。

○春日大明神ノ社　祭日同前、別當同院也。

○正一位稻荷大明神宮　祭日八月九日、齋主五郎兵衞。

○稻荷社　齋主作左衞門。

○字　地

○よしやち　○大せぎ添ひ　○岡見　○中千苅ッ。

○

○惣家員六十五軒　○人數三百九人　○馬員三十三疋。

○下鍋倉村 いぬのこしみづ 南

里長　甚四郎

○いにしへ、鍋倉相模守此城主たり。永慶軍記二十八卷、小野寺一門處々城返ッ攻ノ事といふくだりに、西馬音內、松岡、深堀、柳田の者ども一處ロに打寄り內談を究め、去年最上へ取られたる鍋倉、植田、新田目、河熊が許へ飛脚を送り、此四ケ城を取返んと云。右四人の者親を討れ、或子をうたれ、一族郎等をうたれ面目なしといへども、時節を窺ひ横手の旗本と成りてありけるが、此到來を悅び勇み、一族朋友を人數にかり催して出陣す。是を聞て高寺、沼館、淺舞三千餘人馳來りぬ。其外在々所々より馳着〳〵七八千人四手に別て、先ッ河熊へは山田民部少輔、同次郎、深堀左馬亮、柳田治兵衞尉、河熊與九郎、千五百人にて押ヨシかけたり。鍋倉ノ城へは西馬音內式部ノ少輔、同孫六、松岡越前守、鍋倉相模守二千餘人うち向

ふ、云々と見えたり。

郡邑記に、下鍋倉村家數八十三軒成ル、城形タは居屋敷と成る、堀跡は堰苗代となる。○河前村、家十軒有シ處元祿年中潰れと成る。○羽場村家七軒と見えたり。○木戸といふ處村の西北に在り、むかしの柵戸の跡也。○館といふ村ありしが今はなし、先に城形とありし處也。○都町といふ村享保の末まで五六軒ありしが、今は名のみなり。その城ありしころ町作りよく、都にも劣らぬ栖家なりしよりしか云ひしとも、また美夜子といふ容端正女のこゝに在りしかば、人みなその女を愛あまり、しか宮古町と云ひしともいへり。○河前といふ處あり。なかむかしまで家もあり、また源乘坊といひし山伏の佛刹もありしが、此村頽たり。○羽場あり、沖羽場なンどいふ處あり。

○正觀世音菩薩　安ン阿彌ノ作。荒和山久滿寺といふ、仙北廿九番順拜札所也。堂二間四面、向南。祭日七月十八日、別當勸行院。

○如意輪觀世音　地福山清應寺といふ。正觀音は新處といふ地、此如意輪菩薩は沖の羽場といふ處に座り。此ぼさちは、田墾成就のために天和元辛酉年建立せり。願主與藏とあれば、人並て與藏觀音と唱ふ也。堂舍一間四面、向西。祭日四月廿二日、別當同前。

○神明宮　庚塚といふ處にませり、向西。祭日四月十六日、別當如前。

○永藏寺

○普門山永藏寺ノ開祖は食室天悅和尙、時代しらず、某年某月ノ二日遷化。○二世茂菴秀檠和尙、某年某月十二日化。○三世虎山玄龍和尙、某年某月廿三日化。○四世融山應祝和尙、某年某ヽノ月二日化。○五世天空鳳龍和尙、寶永六年己丑三月廿六日化。○六世長殘鶴榮和尙、享保十六年辛亥二月廿六日化。○七世紹印寂立和尙、年不知十二月廿八日化。○八世別參心宗和尙、延享元年甲子四月十六日化。○九世親山宜圓和尙、寶曆十年庚辰正月廿八日化。○十世藏三祖戒和尙、安永四年乙未二月二日化。○十一世圓全祖超和尙、寛政七年乙卯大澤村松雲寺移轉。○十二世月岑鐵輪和尙、天明四年甲辰五月廿一日化。○十三世隣岩固宥和尙、文化七年庚午十月朔日化。○十四世□□(マヽ)一山和尙、文化十年癸酉大倉村常在寺ヘ移轉。○十五世禪定和尙、文政七年甲申三月上蛯川村長福寺ヘ移轉。○十六世現住心宗和尙也。

○此永藏寺は增田ノ滿福寺ノ末寺也。

○修驗勸行院累世

○覺當山勸行院は天正年中の創めといへり。開祖南了坊古山、慶長十九年甲寅二月晦日遷化。

○二世圓全坊祐光。寛永十四年丁丑八月三日化　○三世南了坊貞山。寛文二年壬寅三月八日化

○四世勸行院宥傳。元祿元年戊辰五月十六日化　○五世勸行院宥淸。寶永七年庚寅七月廿一日化

○六世勸行院宥勝。寛延元年戊辰十二月十七日化　○七世喜福院宥壽。天明二年壬寅六月廿二日化

○八世理源院宥薰。寛政二年庚戌十二月四日化　○九世勸行院宥康。寛政七年卯四月廿六日化

○十世現住勸行院宥龜也。

○古跡、田地字

○犬子清水　荒處といふ處の勸行院の境内にあり。此末は觀音田といふ、また六ッ段といふにかゝりぬ、清水町村の水上也。その清水町の條に云く、萬治、寛文のころならむ、下鍋倉村の久左衞門といふもの忠進開發したりともいへり。いづれの開發のときにや稻荷の御神にねきことして、源いづこにかあらむ、こをしらせたまはらむことを山田のひたにいのりまをせば、初雪のふれる夜に狐のしきりに鳴て行ぬ。あやしき事とおもひて明る旦、此狐のふみし足跡をしるべにたどる〳〵分行ば、犬子清水とて狗子の音してふち〳〵と涌出る寒泉あり。こは稻荷のおほむつげならんと、やがて堰𤭖を作りて水田ぞひらきたる、云々。またある人の云ふ、手を抈ていぬこ〳〵といへば、狗の子の呼ぶごとにいよゝわき出しといふ。今は清水も、いにしへさまならずといへり。

○託宣塚　ゆゑよしある處といへど、さだかにそれとしれる人なし。

○麻畑原　○中千苅　○菖蒲沼　○雨沼　○大澤見。

○

○惣家員六十一戶　○同人數二百九十四人　○馬員廿一疋也。

〇十五野新田村　南

里長　治右衞門

〇十五野はいかなるよしの名にや。近キに十六石といふ字あり、それによりていへるか。むかしは十五野目と云ひし處也。秋田ノ郡には五十野目あり。そこも今、野の字を省て五十目と云ひ、こゝも目の字はぶかりて十五野といひ、また十五野新田とせり。郡邑記ニ〇十五野目村家員四十軒、寛文丑新古內村より分ル〇三ツ屋村、寛文元丑ノ年ニ開、元祿年中ニ潰ル〇四屋村家六軒、同年專助と云者居始ル〇上村同四軒、延寶五年巳年ニ始、と見たり。三ツ屋、四ツ屋、上村、今は廢たり。

〇八幡宮　神社二間ニ三間、社地東西廿間南北四十七間也。祭日八月十五日、別當下鍋倉村修驗勸行院。

〇正一位稻荷大明神　野中村に座り、社四尺四面向南。社地十八間南は古畑限り、東西十七間、東北は堀切リ杉群の杜也。そが中に祖父杉、祖母杉とて大杉二本ト生ひたてり。此杉あるをもて、人みな大杉ノ明神とまをし奉る也。祭日八月十六日、別當前キにおなじ。

〇藥師佛ノ社　八幡宮の杜の內に齋奉る、治右衞門といふ家の內神也。祭日四月八日、別當前キに在るがごとし。

〇喜藏明神　此稻荷、野中村に座り。むかしより神社はなし、傳四郎といふ家の內神也。別當前キに

おなじ。
○俵ノ木明神　野中に在る狐を齋る、治右衛門が家なり。
○
○凡家數四十三軒内下タ開村家六軒　○人員百八十七人　○馬數十七疋。

子安の里

○住吉荒田ノ目村　南

里長　圓助

○住吉荒田野目村といひしを、中頃ならむ野の字省けり。本トは荒田野目、住吉兩村たりしが、そを以て一村ノ名とせり。荒田ノ目も本ト新田目也し、今も田川ノ郡に新田目ノ郷あり、氏にもあり。また兩邑を一村に呼ぶは寺中堀ノ內、また八田大藏ラなンどのたぐひ也。
○愛宕社　荒田ノ目村に座り、祭日六月廿四日、別當今泉村修驗法全院。
○神明宮　住吉村に座り。祭日四月十六日、別當同前。
○住吉社　おなじ村にませり、祭日四月三日、別當さきに同じ。むかしより難產無村也。そは此住吉ノ御神の守護たまへば、しか產婦のなやめる事なきよしを云ひ傳ふとなん。神社考詳說ニ云ク、住吉社四座、第一天照大神、第二宇佐ノ明神、第三底筒、表筒、中筒爲ニ一座ト、第四神功皇后也。日本紀ニ、伊弉諾尊

至二日向小戸橘之檍原一祓除時、底筒男、中筒男、表筒男自二海底一化生、是即住吉之大神也。此神託二神功皇后一令レ征二三韓一、攝津、筑前、長門各有二鎭座一、皆號二住吉一。と見えたり。はらめるおほむ身もて、もろこしをむけ給ひてやすげに出産給ひしかば、世ノ中の女は、此御神をたのまでやはあるべき。齋主清吉也。

○稻荷明神ノ社　祭日六月十六日、齋主平治、別當法全院。

○稻荷明神ノ社　祭日六月十六日、齋主清藏、別當同院也。

○稻荷明神ノ社　祭日六月十六日、齋主林兵衞、別當新關村貴福院。

○田字○馬場尻　○高口　○水なし　○高橋　○どうまん淵。

○凡家數廿二戸　○人員百六人　○馬數十三疋。

○與作村 南　　里長　權右衞門

柳のふる枝

○郡邑記ニ云、與作開村開ノ字除カル○石河原村。家員九軒、雄勝ノ郡境は大川中ヵ限、川向は岩瀨村ノ古館ト向ヒ申候。寬永十六己卯年始、同辰年ニ川除柳林御札立ッ云々と見え、○下河原村同五軒、南は雄勝ノ郡境大川中限、川向は河原柳村ト指向ト云フ。右岩崎村ヘ當村ノ田畑入組候。雄勝郡分無之候。附札、雄勝ノ郡岩崎村黑印可被入置候、云々と見ゆ。此石河原、下河原の二村、雄勝ノ郡皆瀨川岩崎川ともいふ也の端にて今は敗頽たり。

○柳原村。同書ニ家數十六軒、南は雄勝郡境は大河中限リ、川向ハ同郡上角間村ト差向ヒ申候。此處は寛永十五戊寅年始、同十七辰ヨリ柳林御札被建置候也。家今は廿三戸あり。○新所村。同書ニ古十二軒今十一戸寛永十八辛巳年和右衛門、文藏ト申者始テ居申候、と見えたり。○野開キ村家員廿一戸。此村郡邑記ニ見えず。此與作村ノ西は柳原、北は新處、野開キ、坤は雄勝ノ郡の水無瀨川也。譽作村の創芽は小松與作にて、其後胤小松東馬とて野開村に在り。

○八幡宮　祭八月十五日、別當新關村ノ喜福院也。

○田　字

○水なし　○中野　○八萬野　○あら田野目　○あらや、也。

○

○惣家數五十九戶　○人員三百十八人　○馬數三十四疋。

藤根の清水

○中吉田村 北　　里長　彥左衛門

○吉田に上中下あり、上吉田は醍醐村を本郷とし、中下兩村は此淺舞の寄リ郷也。中吉田、としふる紫藤の枯て大キやかなる根の殘てありし地とて、藤根邑ノ名あり。郡邑記ニ○中吉田村、惣名に唱ふ也。○藤

根村、家員四十一軒。附札、此村を中吉田村ト唱ふ。○柳餅村、家員六軒○西小路、同十八軒○福田村、同二十四軒○中村、同十一軒○下藤根村、同十四軒、と見えたり。

○辨財天女ノ社　四尺間三間四面、萱葺向南也　社地東西卅二間南北七十四間藤根村の杜也。東に清水川あり、此水上に靡清水、觀音清水なンどいふ寒泉あり。○兆杉○姥杉とて二本トの名木生ひたり。姥杉千枝地にたりて清水川のきしに生ち、兆杉はさし入る鶏居の外トに立てり。なほ小杉まじりに木々深き杜也。病あるものは社に夜籠りする人多し、まろ寐の夢大なる法師來て、おこり火なンど面にうちかくると見て身に汗して、其病かならずいゆといへり。その法師を大杉坊といふ、二本トの杉の神靈にやあらんといへり。祭日六月十五日別當藤根村修驗吉祥寺。

○袈裟子稻荷明神ノ社　萱葺向東也　祭日八月十日、別當同寺也。おなじ清水川の辨財天の杜の內に座り。

○根々子稻荷明神社　竹原とて、村より二丁斗南の方に座り、西向キ萱葺の社。祭日八月二十日、別當吉祥寺。俗云ふ、此社に、雄勝ノ郡杉ノ宮の安具理子といふ牝狐の來ていつも安產れば、孕る女は念願すともいへり。小兒をねゝといひ、ねんねことすかすによて此名ありけるか、なほたづぬべし。

○夜光明神社　五味川境に座り、夜ルくあやしの光りあれは、此稻荷をしか夜光明神とまをす。祭日九月十日、別當吉祥寺。

○神明宮　社三尺四面向東、中吉田清水川ノ端に座り、祭日四月十一日、別當同上。○白山姬ノ社。同杜に座

り、祭日四月十五日、別當おなじ。

○村は竹原三戶○野村三戶○大道チ、三吉田入合にて二戶○田ノ上ヘ七戶○蠏澤六戶○藤根十五戶○福田四戶○中村四戶○下藤根十五戶○西小路七戶○柳餅二戶。此柳餅てふ村はむかしは家も多く、正月の餅をおもしろく柳に花を咲せて、われ劣らじとかざりしかば、そこを柳もちとはいふといへり。

○旭塚。上吉田西法寺の西に在り、朝日といふ移託神子(いたこみこ)の塚ならむといへり。旭は多き名也。ゆゑよしつばらかならず。

○修驗吉祥寺

○藤應山吉祥寺は古名は天正寺と云ひ、また寬永のころは藤王山密藏院といひし佛舍也。天明のとしならん、今の吉祥寺とはなりぬとか。上祖は吉田城主小野寺孫市郎陳道の末男、源治郎某といふ武士出家して、天正、文祿のころ妻帶眞言派となれり。其後亂なりとはいへど、舊記傳らねばさだかには云ひがたし。また羽黑山と爭論のころ、攝津守某といふ社人と同居せし事なンどの口傳へはあれど、それとさだかなる由緒もあらざなるよしをいへり。さりけれど、小野寺源治郎某の僧名觀山といふ。此觀山を鼻祖とせり。觀山、誕生遷化ノ年月傳らず。○二世天龍院淑山、慶長八年癸卯二月十三日遷化、年九十二也。○三世蜜(マヽ)藏院貞山、寬永二年乙丑正月廿五日遷化、八十歲。○四世崇龍、寬文四年甲辰九月十一日化、九十歲。○五五龍山、正德三年癸巳三月朔日化、七十二歲。○六世俊山、寶永七年庚寅正月十三日

化、九十八歳。○七世快元、元文三年戊午三月七日化、七十五歳。○八世俊英、延享三年丙寅七月十三日化、四十九歳。○九世知龍、寶暦四年甲戌十一月十四日化、三十四歳。○十世快龍、安永三年甲午十二月十五日化、七十五歳。○十一世龍虢、寛政三年辛亥正月十五日化、六十二歳。○十二世宗龍現住、壽八十歳斗也。

○みちのへの紫藤根(フヂノネ)とかく佩帯(ハカモノ)作りし裡面(ウラ)に藤王山寶藏院寛永某しとありき

浅茅の輪むら
○下吉田村 北

里長　宇太郎

○享保日記ニ、家員五十四軒○下福田村、同廿二軒○高口村、同七軒○四ッ屋村、同六軒、と見ゆ。今○本郷九戶○下福田村十二戶○高口村二十一戶○畑中三戶○狐塚五戶。

○大日如來ノ祉　祭日三月十五日、齋主多兵衞。下吉田街道のかたはらに座り。

○神明宮　下村に座り、祭日七月二十二日、齋主里長也。

○八幡宮　高口村に座り、祭日八月十五日、齋主三郎兵衞。

○總家員五十戶　○人員三百十八　○馬數卅九疋。

○田字　○大道　○和村。

とふ石うら
○東石塚村 北

里長 中吉田村兼帶 彥左衞門

○郡邑記ニ云、「東石塚村。家員十三軒、御黑印石塚村ト有り、西在ニ石塚村有ル故東石塚村ト可唱也。西在ハ

石塚新田ト可唱なり。」
○藏王權現社　　祭日三月二十七日、八月二十七日。別當中吉田村ノ吉祥寺。
○彌陀佛ノ社　　祭日三月十五日、別當同前。

雪出羽道 平鹿郡 九巻

本郷 ○植田村 門田のさなへ

寄郷十二村

○おほしみづ 越前邑

○里のたか橋 海藏院邑

○間野の眞清水 志摩新田邑

○つゆの旭野 今泉邑

○やさちやま 下堀邑

○きゞの下つゆ 眞木邑

○花の八千草 別明邑

○稻葉の露 谷地新田邑

○雀小柳 西野邑

○わたる谷くゞ 常野邑

○一もと柳 源田左馬邑

○日かげのめぐみ 木下邑

門田のさなへ

○植田村

里長　荘　兵衛

○殖田、上田とも書し事あり。殖田は姓にも見えたり。此村、東は越前村、西は谷地新田村、南は志摩新田村、北は木下村也。植田の南に皆瀬川あり、東より西に流て御膳川に入る。○享保郡邑記に家員七十四軒。村の西に古館あり、昔城主大石ノ與九郎住居スと云。南は雄勝郡角間村川にて境フと見えたり。枝郷○田野○羽場○高口○田中○堀米○上二ッ橋○下二ッ橋○呼ノ澤○北澤○沼尻○福嶋○八日市。如此十二村の小村あり。此内圓點はみな敗村にして、九ノ村ぞ今殘りたる。本郷殖田に寄會郷十二村の邑あり。そは○越前村○海藏院村○志摩新田村○今泉村○下モ堀村○眞木村○別明村○谷地新田村○西野村○常ゥ野村○源田左馬村○木下村、云々と云へり。

○村に三社の御神あり。其みやところは○熊野權現○古四王宮○八幡宮也。いづらとはまをしながら、熊埜ノ社そいと／＼舊りたる御神なる。

○熊野權現ノ宮　　別當　田野村　多寶院

○此御神は村の南に鎭座り。今は神殿もあばれはてて、道祖神の雄元手酬奉るのみにて、外に神おはしげもなきみやどころ也。いにしへは繁榮奉りし御神にや、熊埜山補陀洛寺といふ社僧なンどもありつるよし。そも／＼、此神社の開闢はいづれ御代、いづれのとしさいふ事をしらず。享祿、天文のころは、神

殿七間四面にきよらを盡してみがき建られ、代々小皷の城主の鎮守の御神にて、弘治、永祿の頃は、大石駿河守の男同苗與九郎藤原定景わきて信心淺からず、小皷城主駿河守、御神供、神事ノ料として鈴振田、笛吹田なンどいふ田地兩三ヶ處の神田、なべて廿餘斛の禾田を寄附られたるよし古老の物語に傳ふ。是考へおもふに、倭漢三才圖會出羽ノ國ノ部に、權現宮在ニ平鹿郡吉田村一社領廿石、と見えたり。これは、植田を上田と書キつるところ見誤記るか。此吉田は本ト一鄕なりしが、上ミ中カ下モと今は三村に分れたり。此三吉田村に權現ノ宮とて、さる重々しき宮は古へにも今も聞えず、中吉田なる、藤根の辨財天女ノ祠のみは舊たり。その三才圖會の撰者は、浪速の寺嶋良菴也。良菴は、山本ノ郡能代の湊の產伊藤ノ良玄が弟子にて、圖會編輯の時天象ノ部、また出羽ノ國ノ部は醫家伊藤良玄誌るよし。良玄の玄孫なる伊藤八兵衛（尾張や八兵衛は能代のみなとの問屋なり）の物語に委曲に聞えたり。良玄は、此秋田より大坂に居住たるくすしにて出羽の國人なれば、つねに聞なれし村どもなれば、近くもおし並びたる植田を吉田とふと思ひ迷ひ、書謬り記しおけるものにこそあらめ。またいづこにも〳〵、熊野權現は往古より遷し齋る御神也。いとも〳〵尊き御神にて、延喜式に、紀伊國牟婁郡熊埜早玉神社由レ是以ニ速玉男、事解男、伊弉册三神一爲ニ熊埜三處權現一と見え、また古今皇代圖說云、崇（マヽ）帝六十五年始建ニ熊野本宮、景行帝五十八年建ニ熊野新宮一と見えたり。また書紀に、伊弉册尊生ニ火神一被レ灼而神退去、葬ニ於紀伊國熊埜之有馬村、花時亦以レ花祭、又用ニ皷吹幡旗一歌舞而祭と見えたり。今も繩旗をよそふ、うべもそこを花の窟といふとなもいへる。此殖田の古城を小

皷ノ柵(しろ)と云ひ、また神田を鈴振リ田、また笛吹田なンどいふ田地の字あるも、由來ある事どもにやあらむ。此熊野のやしろも、最上のいくさに災(やかれ)て後は御社もなく、いにしへをそれと見てしのぶべきものは、熊野の七本杉とて、幾世經ぬらんか牛の三ツかくろふばかりの大杉七本生ひたりしも、天明のころになむ樵(こり)倒して、今はさゝやかながら、是もとしふる杉のならひたちて二三本は殘りて、かむさびわたりたるみやどころ也。かくばかりよしある御神社を、いたづらにきたなき兵火灼(ひにやかへ)奉りしまゝに、そのしるしもなく見奉るは恐(かしこ)き事から、此神社を近きに興したてて、三月十五日ばかり花のとき春祭して花を手酬、また小皷の城蹟のあま菜、から菜なンどのはたつもの、また鈴ふり田の初穗、笛吹田の初穗もて神酒にかみし、御饌にもさゝげ、いにしへざまに神を齋奉りて、今し世までの蒼生のをかせる罪過を贖ひなんと保長(むらぎみ)近野氏志(きもいり)を起コし、村の人々に進め、別當多寶院なほこゝろざしをはげまし諸人の助力を得て、神も榮行奉らば君の萬歳をいのり、また村民の子孫榮え、千町の稻の八束穗にしなひなん事をいのり奉るといへり。うべも、世にありがたきこゝろざしにこそあンなれ。

○古四王宮

○甲秀山古四王寺あり、此寺いにしへの社僧なンとにや。古四王宮は、そのむかし雄勝ノ郡水瀨川の邊り、河熊(今角間と書ケり)村の西北の方に中て、福嶋(此福島雄勝郡平鹿郡兩郡入合の村にて雄勝郡の角間にも亦同名あり)といふ村なる小高キ地に鎭座(しづもりませ)し御神にて、そのいつきまつりし創めを知れる人なし。むかし其邊はいと廣く家居も多かりしかど、水のため

に皆瀨の河岸みな崩頽て、古四王ノ祉もうちあばれ、修理する人しもあらねば神像もまろび出て、夏は螢の火をともす破堂となりぬるころ、永祿元年の秋、植田小皷ノ城主大石譽九郎藤原ノ定景、此あたり小鷹狩して分めぐり此木像をあやしみ見て、神か佛か、なにゝまれ、かゝる葦原雨露にぬれ神形や朽なむ、恐き事とて近づきて見奉れば北に向キてませり。まさしく是レは古四王權現の、そがひさはしらにてこそおはしまさめとて、淸き草の葉に包みもて從者に持せて、やをら城に守護奉りていたり、日あらず小皷が城の辰巳の隅なる處に堂を作りて安置まつりしは、今の多門天皇の尊形也といへり。此毘沙門天は四天王の其一柱ながら、こゝに古四王宮とまをし奉りて日々繁榮、參詣道もさりあえず賑ひたりしを文祿の末慶長の始めならむ、最上義光の軍に落城ぬ。城に火かゝりて古四王殿もあやうければ、多寶院の三世に當る高勝坊兵火の中に飛入り、この古四王の尊像を命にかけてもり奉りて、小皷が城を逃れ出て山里に潜みかくろひ身を全して、世の亂しづまりしかば植田に立皈り來て、知る、しらぬ人に進め一紙半錢の志シを得て、日を積み月重り年を經て、ふたゝび古四王殿ッを營み建しは高勝坊が勳功也。かの出現ありつる葦原は雄勝ノ郡の田と墾たれど、今もその字を下リ居田といへり。此古四王宮は、いにしへより平鹿ノ郡千室莊三嶋ノ郷殖田村に鎭座の御神にや。また、秋田ノ郡率浦ノ莊高淸水ノ岡（秋田郡、今の寺內村の事也）より此地に遷齋奉りし御神にや、そのゆゑ知れる人もなし。また古四王ノ祉は、雄勝ノ郡谷內莊中村ノ枝郷下樺山村ノ古四王、神殿向レ坤古祉也。仙北ノ郡小貫高畑ヶ村の古四王宮、秋田ノ郡寺內高淸水の古四王宮、山

本ノ郡寺內杉淸水の古四王宮、なほ其外にも聞えたり。
そも〳〵聖德ノ太子建立ありし護世四王寺、法隆寺四十八院の外にもいと〳〵多し。また越後ノ國蒲原ノ郡五十公野に古四王ノ宮あり。其里の傳へには、神武天皇より十代崇神天皇ノ皇子四人おはしましゝ中に、大彥ノ尊をもて高志ノ國を鎭護しめ給ひしゆゑに、此尊を齋りて古四王とはまをす。またく此神は古四王にはあらず、越皇にておはしき。されど今は眞言宗の寺にものし侍れば、さは申さふらはで、唯四天王を祭るとのみ申せば、恐事ながら、大彥ノ尊の御勳功も世にしたがひてかくろひはてぬるこそ、ほゐにも侍らね、と俚人の語れり。今、高淸水の岡に在る古四王宮、いにしへは菅野といふ廣野に、いと〳〵大なる堂舍にてありしと思はれたり。日本後紀十九ノ卷に、天長七年正月癸卯云々、出羽國驛傳奏云、今月三日辰時大地震動如雷霆、城郭官舍並四天王寺、丈六佛像四王堂皆悉顚倒、城內屋仆、擊死百姓十五人、支體折損之類一百餘人云々、地之割辟甚多、大河涸盡流細如溝云々と見えたり。今神田、水ノ口なッどいふ處はみな菅野の原の內にて、水ノ口の枝鄉に八幡田ッといふ村あり。此村の田地の字に大佛殿、佛名殿、常樂寺、浴室前、笹ノ町、柳ノ町、堂ノ町、政所、圓常坊なッどいへる名ども殘たるをもてぞ、それと知られたる。かゝる變化あれば、此古四王のみやどころもいにしへは、いかに大なる甍なりしも知りがたし。
此植田の古四王の神形は多羅といふ木をもて制作り奉れば、植田一村のもの、此多良の木をみだりに薪なッども用る事なしといへり。これをおもふに、聖德太子守屋大臣と戰ひのとき、聖德ノ太子、秦ノ河勝に

仰られて勝軍木をもて四王の像を作らせ、宮軍勝を得て後に堂を作りて、この四王を安置て護世四天王寺といふといへり。その勝の木は、こゝにいふ多羅木とはことかはれどいさゝか似たり。此古四王ノ舊跡に古キ柳あり。そこより涌出るを柳清水といふ。秋田ノ郡の高清水の古四王、山本郡杉清水の古四王、此柳清水の古四王の古ルみやどころに、しみづあるも似たり。柳清水は高野川と流れ、としごとの四月八日は大祭にて、此神社の前わたりに市立て賑ひしかは、今も八日市町の名あり。大祭ならざる八日ごとにも、市立し事とその世ぞおもはれたる。あし原より一度は小鼓の城にうつし、ふたたびは古トの八日市（植田村の支郷なり）村にうつしまつれり。神社は熊埜の杜と後會に北向の神也、祭日四月八日。古四王宮は〇植田〇越前〇海藏院〇志摩新田〇源田左馬、此五箇村の鎮守也。

末社〇神明宮（寶暦十四年棟札をうちたり。）〇雷ノ社、別當多寶院。

〇八幡宮

〇此植田村の羽場といへる地に、その高サ六尺まり、廣サ三丈まりの古墳ありて、其塚の上へに大なる梨ノ木一ト本ト生ひたてり。此木を人みな飢渴梨といふ。その梨花咲く事希也。また此梨の花咲歳は、秋の田稻いとよくみのり豐年のしるし也。花なきとしは、いつも〳〵世の業やはしければ、しか飢渴梨とはいふといへり。（天註――あるはいふ、此梨の花さくとしは田の作よからぬよしもいへりと）天和二年壬戌ノ春三月二十八日の事になむ、佐竹右京太夫義處公杉ノ宮に御參詣の道にて、此塚はいかなる塚ぞ、由來ある塚にやと、古老のものをめして問はせ

給ひしとき、その齡百とせ近き與治右衞門といふ翁、杖を捨て土に手をつきて申上るは、此處にむかしより申傳へさふらふは、いにしへ上ミ下モの町を一日市とて市立し世に、市神祭たりし處と申さふらふ也。また小鼓ノ城御祈禱のためとて熊埜權現の獅子頭を舞ひ、また今泉の城の祈念もかねて兩村境にて獅子舞しさふらひし處を、獅子が崎と申シさふらふよし。其梨の木は某のとし經たる木にてかさふらふやらむ、老たるものもさらにしらざるよしをまをす。公のたまふやうは、此塚をあばき平ゲて見るべし、かならず內にゆゑよしやあらむとて、やをら馬にうちのり、ひかへ〳〵四方見やり行キ過給ふ。さらばとて、十人斗の荒雄等鉏鍬もてこの梨ノ木塚を引こぼちて見れば、公のたまひしがごとに、梵形の石碑あまた堀リ出たり。そは太日如來、愛染明王、彌陀佛、勢至觀音の種子どもにこそあンなれ。此よしを、疾はせつき途中にてしか〳〵とまをし上れば、さればこそ御神の御座ならめ、神と齋るべしと公の仰ありしかば、やがて神樂を奏し湯立をし、託宣を待に彌陀ぶちの種子あり。彌陀は本來八幡大菩薩也、小皷落城の後埋れはてて、もとも人しらぬは恐ルべき事といへるを聞て、正德元年辛卯ノ六月神社を建ぬ。その頃は多寶院ノ五世寶勝院宥錦代也。祭日八月十五日と定め、すなはち宥錦を別當とせり。別當多寶院。○末社○諏訪明神。

○多寶院累代

○上祖は社家にして委曲かならねど、藤原祐次を以て鼻祖とす。其ゆゑは、古キ神樂太鼓の胴の內に「大

檀那大石氏定景御寄進　天正二甲戌正月七日　羽州平鹿郡植田村熊野山別當藤氏兵部太夫䄷次作之。」と書たるを證とせり。○二祖多門兵衞藤原元輿、天正十年壬正月十五日行年六十四歳卒去。前々の世代に元輿を上祖とせしは謬たり。○三世多門兵衞定輿は、小皷の城主大石駿河守藤原定宗ノ男、大石輿九郎定景の舍弟、大石一角藤原定輿神職となり熊野の家を胤ぬ。天正十七年己丑十二月九日卒去。
○四世高勝坊。此高勝坊より修驗道に入り、入峯修行ありて役氏優婆塞の家全く備り、萬治元年戊戌八月廿三日六十九歳遷化。○五世多寶院淸圓、寛文七年丁未十一月廿七日化。○六世寶勝院宥錦、元祿元年戊辰八月十五日六十九歳化。○七世多寶院宥淸、寛保二年壬戌七月廿七日七十三化。○八世龍藏院宥聽、寛保三年癸亥十二月廿九日化。○九世善識坊宥流、明和二年乙酉十月六日六十三化。○十世多寶院宥演、文化四年丁卯六月十四日三十八化。○十一世龍藏院龍明、文化六年己巳五月廿七日化。○十二世現住雲隨坊永泉。代々熊野權現、古四王宮、八幡宮三社ノ別當職也。

○延壽院累代

○開祖文殊院、遷化年月不知。○二世院號不知現心、正德四年甲午三月十二日化。○三世法重院文觀、享保十二年丁未九月廿六日化。○四世延壽院快道、明和七年庚寅七月十三日化。○五世玄淨坊快林、天明四年甲辰六月三日化。○六世林章坊快珠、同年八月廿四日化。○七世法重坊快相、同年十二月十二日化。○八世延壽院宥道、文化十二年乙亥三月十八日化。○九世當住、延壽院覯了坊快英代。

上祖より無假住無別當の家なりといへり。

○護昌寺歷世

○王秀山護昌寺は曹洞派にて、相摹ノ國足柄郡小田原ノ郷早河村の海藏寺ノ末院也。開祖は海藏寺ノ三世大州梵守和尙、大永五年乙酉八月廿四日遷化。○二世通庵英徹和尙、享德元年壬申十月廿三日化。○三世盛岩□育和尙、遷化年月不知、以十五日供茶花。○四世北州和尙、萬治三年庚子三月二日化。○五世月洲和尙、元祿七年甲戌三月廿七日化。○六世交屋易單和尙、元文三年戊午四月十九日化。○七世恒山莊一和尙、寶曆四年甲戌十一月十四日化。○八世大安魯光和尙、元文五年庚申十一月十二日化。○九世益州萬江和尙、元文三年戊午八月五日化。○十世通山北吾和尙、享保十九年甲寅八月十六日化。○十一世雲外高峯和尙、寬保元年九月廿七日化。○十二世紹印寂立和尙、安永三年乙午十二月廿八日化。○十三世坦然無等和尙、寶曆十三年癸未五月廿日化。○十四世透屋祖關和尙、寬政二年庚戌十一月廿九日化。○十五世實道可參和尙、寬政七年乙卯十一月六日化。○十六世活水坦龍和尙、文化八年辛未三月十五日化。○十七世陽山德隣和尙、文化十年癸酉二月十八日化。○十八世圓海頓禪和尙、文政元年八月花岡ノ信正寺ニ移轉也。○十九世威山金猊和尙、文政元年戊寅八月廿二日湯澤東山寺ヘ晋山。○二十世悟峯良道和尙、當時現住也。此寺の鎭守神明宮、むかし高橋庄右衞門か齋ふといふ。祭日七月十六日也。

○

○植田に表町、裏町ありて、いにしへの城下さま也。みな東西の町にして南北に往復せり。また表町より裡町へ通ふ小路あり、そを衝貫筋といふ。此處なむ、むかしの馬場の跡也といへり。また八日市町あり、むかしに古四王ノ祭ごとに市たちし事、前にも云ひし也。越前村と入相の處ながら、おしなめて植田の名ぞ有ける。殖田は酒の名產ありて六郡に類かたなしといふ。○高橋氏、十三代也、兵右衞門、今源右衞門といふ。小皷が城ありしころよりの家也。いにしへより表町に在り。七代先なる兵右衞門隱居して玄光といふ。此玄光、家の前なる寒泉をいと大キやかに造り田井になしたりけるより、玄光淸水の名今の世かけて流れぬ。○高橋莊右衞門、今莊兵衞も舊家也。これも表町に栖家る酒肆也。またおなじ表町に○近野孫右衞門といふ家あり、近野十一家の祖家也といふ。いづれ此三家は植田村の舊家なりといへり。○此植田の枝鄕も古十二村ありたりしかど○高口戸四○田中戸三○堀米戸四○福嶋戸六此四ケ村は退轉て、ありし名のみを傳ふ。享保日記に、下モ堀米村の件に、福嶋川は先年田畑ともにあり。貞享四丁卯年采女川と申へ田畑押シ切レ大川向に成り、今は畑斗リ云々、と見えたり。堀米村に采女といふ人ありつるよしを語る、その采女はよしありし人にや。

○八日市村

○八日市は植田ノ村ながら、郡邑記に枝鄕の部に入レり、亦支鄕ともいふべきか。越前邑、殖田邑ノ村民入合の處也。○熊野神社○古四王宮、おなじ杉の杜に、後會に南と北にむきて鎮座り。古四王宮ノ祭日八

日毎に市立シ事、前に古四王宮のくだりに委曲に云ひつる也。

○田野村

○郡邑記に、田野村家員五軒享保年中と見えたり、今は修驗多寶院一戸也。其家どもの跡は田とひらけたり。此小田の中路より、古四王宮の前に直にいたる。

○羽場村

○享保日記に、家員四十八軒、今廿四戸といへり。羽場は他所に羽立と云ひ、新墾なンどの地を云ひて近き創めの村をもはらいへり。羽場(はゞ)、端羽(はゞ)、幅(はい)、捹(はい)なンどの字も書り。はゞを絹(きぬ)布に云はゞ、はたばりの省(はぶ)語(かれ)也といふ。玉勝間ニ云、堀川院百首に、ぬきかけしぬしは誰ともしらねどもひとのにたとる藤袴かな。こゝなるはゞは、本ト一日(ひゞ)市(いち)と云ひし處也。古キ田牒にも一日市とて、むかしは一日ごとに市たちし事前にも云ひしなり。はゞは東西の村にて上羽場は東 下羽場は西に中レり。むかしは大キなる葭原にて人も栖ざりしが、文祿のころは、雄勝ノ郡湯澤ノ城主たりし最上義光の家臣楯岡豐前守滿茂落來て、此地に身を潜て土民となりて田墾(たをつくり)て、其後胤柴田藤右衛門とて下羽場村にあり。なへて柴田統多し、そはみな上祖楯岡よりの類ならむ。この藤右衛門か家に、先祖楯岡所持の武具もてり。今はありやなしや、かねよき大小はもてりといふ。また親鸞聖人の眞翰(ふで)のあみだ佛あり、いたくひめもてりといへり。此邑の水上は雄勝郡岩崎の田ノ中なる、簑嶋といふ處の清水をひきて田は佃(つくり)ぬ。享保のころまでは家員四十八

軒、今は廿四戸ぞありける。

○八幡宮、祭日八月十五日。末社○諏訪大明神　○淡嶋明神此社は近きに祭る。

○上ヘ二ツ橋

○享保のころは家六軒、今は八戸あり。越前村入會の村にて其村の人多し。

○下タ二ツ橋

○此邑本ト家八軒、今は六戸あり。○守リ子清水とて名水あり、そのいさゝ末に眞那板倉といふ泉あり。此眞魚板倉はいかなる名ならむ、雄勝郡杉宮にも眞魚板倉といふ泉あり、そこに眞魚筯杉とて二タ本ト生たてり。此細流レにいつも初鮭さけのおほにへ登り來るを捕りて、杉ノ宮明神の御贄みにへに奉りしこいふ。そはいにしへの事にて、羽黑山にも兎ノ包丁といふ事ありしが今は豆腐に代りたり。かゝるふるきためしあれば、此二ツ橋の眞魚板倉祖まないたぐら座ならんもよしある處ならんかし。此眞名板倉の水の流を石持川といひて、源太左馬村の石藏にかゝり、末は今宿村の高花といふ里に流れ、沼館の邊より御膳川に落るといふ。此下二ツ橋に市之丞といふ舊家あり。此家より越前邑の佐藤善右衛門か家に壻入せり、ものがたりは越前村のくだりに在り。また丹ノ半内といふ家もありしが、その後なし。丹ノ氏は、荒井八左衛門はじめて此家に來て、しるべもとめし屋戸也。

○呼よばひ澤さは　あみた堂あり

○享保日記ニ家四軒、今三戸あり。北に木下村あり。呼ひ澤を杉の下ともいふ也、むかしは木々深くして、そことし見えねば呼會ひし名にや。山本ノ郡仁鮒の奥に嘶の澤といふあり。そは鬼鹿毛といふあら駒此牧に產れて、その處を今鬼神と、(マヽ)鬼鹿毛か嘶ふこゑ澤々にひゞきわたりしかば、そこをいばへの澤といふ。よばひ澤、いばへ澤、似る名也。

○沼　尻

○沼尻村、古家員十一軒、今十一戸。○藥師如來ませり。そこをいなばといひ、またこころといふは、此藥師佛は草蘚をもて煉制作りたる佛像といへり。また稻葉といへるは、都の因幡藥師を摹したる處ならむかし。祭日四月八日也。

○北　澤

○此北澤村は享保のころも家一軒、今も一戸。本は平右衞門、今は丈助とて住ぬ。

○篠　澤

○志野澤、此邑享保日記に見えず。今家三戸ありとある書に云へど、なほ絕てうるし原となれり。

○植田村家百廿二戸　○人六百二十四人　○馬五十一疋也。

植田邑

高橋源左エ門か上祖父か斎きまつる
稲荷明神社の杉群と植田村の

植田村
大寒泉

小鼓

○植田邑寄郷十二村

おほしみづ
○越前村　東方　　里長　昭兵衞

○天平寶字三年ノ頃、坂東八國幷越前、能登、越後ノ四國ノ（四國とあれと三國そしるせり。加賀なとの國落しか）浮浪人二千人を以て、雄勝ノ柵戸に遷し給ひし事績紀に見えたり。雄勝、平鹿はおし並たる郡なれば、其世の越前のくにうどなンど の末胤が墾田る處にやとおもひつるに、此地は古き處ながら、いと近き世に、越前ノ國なる淺野（今は佐藤氏たり）善右衞門が開墾しよしをもて此地の村名とせり、その由來志摩村にひとし。ある日記ニ云ク、志摩新田の八左衞門、海藏院村の荒井八左衞門、越前村の善右衞門、大坂御陣のとき院內の山口まで出むかひ、御出陣の仕りたしとていさみ進みたちしを須田美濃守聞ィて、こはけなげにも申ものかな、さりながら、なにゝ仕へまつるもわが君への奉公ならん。おなじくは命ながらへ、田地新墾してその勳功をあらはすべし。こはおくしたるに似たれど、戰場にてあだにうたれ、浪速の土とならんよりは大なる忠信、末代までの高名、なほ先祖の末廣く榮ふべしとねもごろにいへれば、うべ〳〵しき事にやこれをうべなひ、三人心をひとつにはげまして、しかぞ開きけるともいへると見えたり。佐藤善右衞門、澁江氏に無二の忠信のものなれば、澁江內膳難波にてうち死と聞て髮を切、出家して杉ノ宮養老寺の弟子となり、名を智傳

坊と云ひて、杉ノ宮吉祥院の門徒にて、八葉山大日院のすでに退轉に及たるを興し建て寺號を慶長寺と呼て、今その大日院なほあり。是智傳坊が功也。

そも〱、八葉山大日院の開山は雲察律師、中興ノ師は宥貞法師、長善、宥快、宥賢、芳善、一翁、宥眞（圓福寺へ他参なり）宣圓（由利郡龜田の藥王寺の弟子にて、俗生飯田勘右衛門の家より出て正徳二年六月十七日入院し、同年ノ秋八月十九日に示寂せりとあり）といへり。其寺今は八葉山慶長寺大日院とてある也。智傳坊俗生は下モ二ッ橋の市之丞が子也。佐藤善右衛門が家に長女次男あり、此大姉に下タ二ッ橋の市之丞がもとより婿なん貰て、佐藤善右衛門と名のらせ家苗おこすべう見えたる處に、浪速御出陣のとき、澁江家より善右衛門がもとへ出陣の供とて軍役催促あれば、養父の云々、聟ながらも長女に嫁たれば此家の主たり。大坂御陣の御ともこそそのもとにて有べけれ。若シ無事皈陣ばわれらは隱居して、家やしき疾もゆづるべしと證人を立て券をやりぬ。太刀の一手も知らぬ土民の、生キて戻らむ事は盲龜ノ浮木ならむ、此家こそ我男子のものならめと心におもふほどに、澁江公うち死の聞えあれば、さだめて聟もうたれつらんと人々かたれば、其妻聲を揚ゲて泣事かぎりなし。夫皈らずは髮を薙て尼法師ともなりて、亡靈とふらはむと一筋に思ひ定めて有つるほどに、聟善右衛門、澁江氏のうち死より太刀をぬき戰場にてもとゞりをきり、澁江公より賜りし下坂の鎗を突て古鄕に皈れば、人々驚キさわき立て無事をよろこぶに、妻もふしぎの思ひして悦ぶ事かぎりなし。その時杉ノ宮吉祥寺法印快傳の弟子と成り、知傳坊とて慶長寺大日院の開師となれり。此事前にも云ひし也。かくて後智傳僧に、出家を捨

てその家を胤て、田圃を新墾のみ營むべしと嚴重き仰あれば、養父善右衞門は次男を引ぐして隱居せり。越前村に今有ル佐藤善右衞門は智傳坊が末葉也。此佐藤ノ家に武器、馬具の備へもありしかど、上祖より失セて今殘りつるものは、新古の治定なけれど、〇日ノ丸布に画たる陣幟竪五尺七寸横四尺三寸〇光絹地に菊繡の陣羽織〇下坂の鎗二筋あり。一筋は戰場にて瀧江公よりたまはりし、今一すぢは上祖より傳ふ處也。さねよき具足、かねよき鐙ありしが、いつしか失といふ。〇平安城國武がうちたる眉尖刀〇備前ノ助守がうちし短刀などは今に傳へしといふ。こゝかしこに越前開の田あり。家も榮えて

〇越前村本郷古ト五十軒、今四十一戸〇上ハ二ッ橋古ト廿四軒今二十戸〇四ッ屋古七軒今六戸〇八日市古七軒今五戸〇海藏院村一戸

〇石河原村一戸。〇坊が塚といふ處二ケ處に在り。

〇田字

〇水なし　〇境塚　〇堰ばた　〇磯田　〇甜ぬま　〇狐塚　〇四ッ屋　〇覺全塚　〇大淸水。

〇神社

〇辨財天女祠道祖神。境内に祠あり大日院祭日七月廿四日也。〇神明宮、村中カに座せり。祭日六月十六日、齋主松太郎也。〇高口稻荷明神ノ社、村中ニ座り。祭日二月初午ノ日、八月十日、別當大日院也。〇上二ッ橋稻荷社祭日四月廿一日別當大日院　〇三寶荒神、祭日七月十七日、齋主甚兵衞。〇宇賀ノ神社、祭主里長和兵衞也。和兵衞が祖は米澤和泉と云ひし武士といへり。

○惣家員七十四戸　○人員三百十八人　○馬數廿九疋。

○海藏院村　東方　里長　八左衛門

里のたかはし

○此里長八左衛門が祖は荒井三右衛門とて、生國は常陸ノ國太田ノ莊板子といふ處の家中にて、梶原美濃殿の組下にして稚名を荒井彌治郎と云ひ、後に三右衛門と改め數代忠臣の家たるに、慶長七年壬寅ノ秋此國へ御遷邦のとき、御供の願ひ申ッしかば美濃殿の仰には、こたび大國より小國にうつらせ給へば、重き家すら殘れるもの多しとまさに君の仰なれば、いづれへなりとも主どりして仕へ、世に存らふべしとあれば、こは仰らるゝものか、なら坂や兒の手絲の心はゆめ／＼さふらはじとて、翌年大峯に登り修行して、海藏院といふ山伏と成り君の繁榮を祈り奉り、やをらおほむ跡を慕ひ奉りて出羽ノ國に至り、平鹿ノ郡植田邑に來て丹ッ野半内とて相知音あり、此もとに暫はありて、此山伏姿にて君に仕へ奉らむ事いかゞとためらふほどに、其ころ新關村より下リ安久戸の邊、田地御開發のよし慶長十二丁未年澁江公より仰をかゝふりて、やゝ開ヶなれば厚き御分地拜領等もありておほむ惠み身にあまれば、朝夕新墾の事に力を盡しぬ。またこの海藏院事は、山北中の御開發始めなれば其功少なからず。今より後は山伏ノ修行

は止て、唯タ開キすべきの仰によてなほ志シを勵み、己が代りとて行人やしきを營み、定海といふ湯殿山の一世別行の行人を居ぬ。かくて行人やしき御除地と成りて、また尊海といふ行者住みぬ。寛文十年の頃ならむ、海藏院が孫なる八左衛門が代に、此行人舎を眞言宗派の寺になしたきよしを一乘院ノ法印をたのめば、此願ひ事うべなひ給ひて授寶山開藏寺と號附て、純識坊といふ眞言の僧を開藏寺の中興と定められしが、元祿五年新寺御改めの時、新寺たらむ限は現住一世をかぎりみな〱潰し寺となれば、此時開藏寺も退轉くなりぬといへり。家に海藏院常陸國より持まゐりたりし具足一領、無銘ノ大小、また無銘の鎗一柄あり。こは澁江公の御ともに院内口までまかんでさふらひしとき、開發はなるべきか、さむ候、御供仕らば誰代りてか墾きさふらはむといへば、さらば大坂出陣を止めて開キ營むべし。是又わが君への忠信たらん。とく〱とて皈し給ふ。其時、澁江公よりたまはりし鎗なりしといへり。荒井八左衛門、後廣くぞ榮えたる。

○枝　郷

○牡丹野。いにしへは山牡丹、野牡丹なンどありし處か。牡丹といふ處國々處々にあり。信濃國戸隱山の虫倉が嶽の谷に白牡丹あり、また遠江ノ國戌亥川の上に大木の白牡丹あり。また月山の谷にも紫紅白の牡丹ありて、五月ごろは花盛りなるよし。さりければ、いにしへ此あたり深山幽谷にて、牡丹も咲し處にや。山本ノ郡にも牡丹といふ處あり、越後にも牡丹山あり。此海藏院の牡丹野邑今はなし。○新所

村古ト四軒今六戸　○三ッ屋村古四軒今六戸。これを今は上ミの村といふ。○新關村古二軒今二戸　○上四ッ屋村古四軒今四戸　○本鄉海藏院村古十二軒今八戸。

○田　地　字

○れん蓮なンどありしところにや　○やしきひがし　○たかはし高橋にや、又鷹橋にや。

○惣家員(マヽ)　○人員　○馬員

間野の眞清水

○志摩新田村　南方　里長　重　兵　衞

○東ハ海藏院邑、西ハ源太左馬邑、南ハ雄勝ノ郡角間村、北ハ植田邑也。此邑少鄕ゆゑ、享保のころほひまで植田村の枝鄕なりしが今はしからず。むかし越中ノ國志摩八左衞門といふ浮浪人植田村に來て、此邑の田を新墾佃(ひらきつくり)たりしより、そこを志摩開キとも志摩新田ともいふ。倭名抄に、越中ノ國新川ノ郡に志麻あり、八左衞門は新川ノ郡人にや。考に、續紀に光仁帝のみまきに、寶龜七年五月云々、戊子出羽國志麻村賊叛逆與國相戰、官軍不利發ニ下總、下野、常陸等國兵ヲ伐レ之、云々と見えたり。其志麻村にや。志麻は志摩、志磨なンど書て、國々處々にいと〳〵多かる名也。此志摩村の田堰の水ナ上ミは、むかしは雄勝ノ郡岩崎の

田中に在りし簑嶋の水もて、深井、下堀、源太左馬、植田、此志摩新田五ヶ村の水上たりしが、今はその末の間野清水を以て佃るといへり。

○田ノ字○した　○ふかゐせきばた　○ふる川ばた。

此村ひらきたりし志摩八左衛門が後、佐藤八左衛門とてなほあり。

○神　　社

○神明宮。祭日四月十六日、別當殖田村多寶院。

○稲荷ノ社。同、同。○山ノ神社。同、同。

○惣家員十六戸　○人員七十八　○馬員七疋。

露の旭野

○今　泉　村　　西南方　　里長　茂　右　衛　門

○此村の東ハ志摩新田、西は下堀、南ハ御膳川、北ハ谷地新田也。枝郷あり○羽場村、處々に多し、此あたりにては川欠ヶなッごやうの處をいふ。○宿村。むかし城下なりし時の町たりし處也といふ、淺舞を始め此名多し。○館前、城跡也。城主の名を菊地釆女正といふといへり。○新所村○中嶋村○三ッ屋村○駒

引村。むかし、館前村の八幡宮の御前近く乘うち行人みな落馬しければ、人みな恐みて、馬を下り曳行たりしかば駒曳の名ありといへど、さるよしならば馬引ともいふべきにといへる人あり。又云ふ、八幡宮の神事は八月十五日なれば都の駒むかへ也。今や引らん望月の駒といふ歌こゝろもて、駒曳て神に奉るよしをいへり。いとくめづらしき城主のふるまひ、うべくしき事になもありける。○眞角○下今泉○一關。川岸にて、此村、寶永ノ末正德の始ならん絕て今なし。○大村、五十戸あり、河前といふ。此大邑、郡邑記に見えざる村也。○新三ッ屋、六戸。此邑も郡邑記に見えず。今泉といふ村は國々處々多かる名也。

○今泉ノ城主を菊地采女正といひ、今泉太郎左衞門尉といふ、さだかにそれとしりがたし。永慶軍記二十七卷小野寺湯澤返攻事、附岩崎城攻事といふくだりに、小野寺遠江守岩崎の城を攻るといへども、六鄕兵庫頭心替にて原田大膳軍に打勝て、翌日寂上に註進す云々。義道父子、返せものどもと下知しけれども、思はず踏止兼て引退けば、湯澤勢勝に乘て攻にけり。此時橫手勢委ク追討にぞせられける。されども大嶋を退き、森山の麓なる本トの陣にて支へたり。湯澤勢猶も小野寺の本陣を追立ンと襲ひ來るを、橫手勢の中チより植田ノ與九郎、黑澤嶋、今泉太郎左衞門、劔持藤九郎取て返し、大勢を燕橋雄勝郡湯澤より森村へ行道にありにして防き止む。時をうつして戰ひしが、手のものども廿餘人討れて四人も遂に討死す。此廿餘人の者共の討死に支へられて、燕橋を越えざる間に小野寺備を固ク直せば、軍は是までにて豐前守も湯澤に

飯陣す。小野寺も細砂川を渡し楯田にぞ引とりける。扨も今日討死せし中に、今泉ノ太郎左衛門といふ者の父、先年矢嶋合戰に山北勢敗軍して、山坂を引取折節今泉は尻狩に引けるが、敵それまでは追さりけれども、臆病の癖やらむ矢叫の音耳をはなれず、恐しさ限りなく、しかも馬を射させ歩立なりしが、足なえて腰立ず、匍々坂を上り引けるが、家人どもの見る目も恥かしくや思ひけむ、なかく立て行より匍たるこそ早けれ、みなく匍へと下知しけるこそ、後までの笑のたねと成にけれ。此者遂に一生の間首高名をもせざりけるが、元龜の頃最上置賜の戰ひに流矢に中りて死すとかや。かゝる臆病の者の子なれども、太郎左衛門は高名場數其かくれなく、今忠死を遂し事こそ惜しかりけれ、と見えたり。今泉ノ太郎左衛門ノ尉が父と云ひしは、菊地釆女正にや。そが菩提寺を、龍泉寺龍川寺とも書しといふ古キ眞言宗也。雄勝ノ郡杉ノ宮吉祥院の門徒にて、慶安の頃までもはら行ひたゆまざりしが、中興の祖快嚴阿闍梨、元祿五年壬申九月九日示寂りをはれ。此快嚴遷化の後は其法リ行ふ僧もなく、いつしか寺もこぼれうせて、今其名のみぞ殘れる。此寺に享祿、天文の頃は衆僧住ッで昌ッに、元龜の軍に父は流レ矢に中て死、其子は文祿の戰に忠死してより大檀那無く、寺退轉たえたりと思れたり。中嶋村に無縫塔あり、此石面に權大僧都快嚴法印とゑりたり。

○神　社

○八幡宮　　社地十一間四方也祭日八月十五日、別當法全院。

○雷ノ社　八幡宮ノ末社也、祭日三月十五日。共ニ館前村に座り、別當おなじ。
○兩頭權現ノ社　祭日九月九日、下今泉村に座り、別當ともにおなじ。
○稻荷明神社　祭日三月十九日、別當法全院。
○竈大明神ノ社　祭日六月十九日、九月十九日、別當同院也。○神樂歌に豊竈と見ゆ、いと〳〵重きおほむ神也。へつひは邊津火の義にやといへり、戸津火は民戸をいふといへり。出羽の人、もはら家屋を竈といふにあたれり。

○田　地　字

○朝日野　○駒ひき　○寺田（本ト永泉寺在りし跡也）　○らんば（古戰場なりといふ）　○はげ澤田　○菖蒲出　○本城　○起ふし　○大明神田　○眞角　○河原田　○上安久戸　○中野　○中ヵ谷地　○太郎四郎（太郎四郎は菊地采女の子なりといへど今泉太郎左衛門の男ならむ。父うち死の後は民間に落て開きし田なるべし。）

○法　全　院　由　來

○修驗者正寶山法全院の鼻祖は、寶龜、天應なンどのころにやあらむ、其はじめさだかならず。かんじなンどかゝふりし君にや、皇都より藤原光重朝臣とまをすが人もゐておはしまさず、たゞひとゝころそことなうさそらへ歩キ、此處におはしたるを止めまゐらせて一日二日とかたらひ奉る。御手なンどのこゝよなう美愛ければ、里の童にものならはせまほしう、此地に末永クとゞめまゐらせたく人々寄て進め奉れば、

唯いかにともとて童にものならはせ給ふに、をしへ子いと多くなれば、やゝとしも暮なんとす。やをら春にいたりて、此郷に鎮座八幡宮の別當たる家もあらねば、幸に此光重卿を神官として、よしある人の娘を娶て御子あまた後胤繁榮て、藤原ノ光重の時世より神職にてうち續き、二十三代目相模守が娘を、雄勝郡岩崎なる羊妙見箇城主原田大膳某殿の祈願所、寶覺院といふ修驗者の室に迯りし處に、最上勢のために岩崎の城おとされ、そのとき寶覺院ひそかに原田殿を具してみちのくに落行とて、わが妻を外舅相模守のもとへ返し、仙臺路にいたりて、石ノ卷の湊あたりにかくろひありしといへり。相摹守二代目大和と申スは早世して胤家子なきゆゑ、さちに、岩崎より戻り居つる娘に婿とらむと親族あつまりて進めぬれど、此むすめ操正しきものにて、子さへ有る中とて聟の事はさらに肯るこゝろも見えねば、せんすべなうみちのくに人を走せ、石ノ卷に在る寶覺院をむかひとりてもとの如に娶ぬ。此とき相模守が家、二代目の大和早世ゆゑ修驗道に轉りぬ。大祖藤原朝臣光重卿の後廿三代、相模守某のときより此修驗の家とはなれど、その大祖ノ世よりは某百年經たるといふ事、家譜あらねばしらず。此役氏の家となれる、寶覺院を創めとはせり。

修驗家開祖○寶覺院宥泉。寛永五年戊辰二月廿六日八十五歳遷化。○二世吉重院宥快。寛文七年丁未九月十五日七十九歳遷化。○三世吉重院宥證。元祿五年壬申正月十九日八十二歳化。○四世安養院宥應。元祿十年丁丑十月十日六十歳化。○五世法善院安昌六十五歳化。此安昌院(マヽ)宥應の舍弟海藏院といふを、雄勝ノ郡嶋田邑

掠分地いたしそれを以て一院建立シ、當時永ク院號敎學院とまをす。これによて當寺の末山也。○六世吉重院正應。寛延元年戊辰正月廿六日五十八歳化。○七世寶全院宥專。寛政十年戊午三月廿日七十一歳化。○八世吉壽院大慶。文化五年戊辰二月三日六十一歳化。○九世當住、天龍院宥貞ト號ス。後住觀明坊ト號、といへり。

當寺末山雄勝郡嶋田邑敎學院開基は、法全院五世ノ寶善院舍弟海藏院也。此事五世の條にも見えたり。また海藏院村の海藏院と迷ふ事なかれ。

○永泉寺

○寒梅山永泉寺は本ト、今いふ寺田といへる地に建し寺也。今の地に寺うつりて後、寛保のとし回祿(やけ)て由來さだかならず。

開山は天德寺十世久山笑欣和尙寛永十六年己卯七月二日遷化。此今泉の永泉寺、本末分明ならざるゆゑ傳法中絕にて、天德寺より傳へて、同寺より久山笑欣和尙の靈を勸請して一宗派の傳法せし也。其時のあかしのうちに、元祿二年己巳四月三日天德寺明岫代印、永泉寺孝普長老、とあり。此孝普長老は永泉寺の世代に見えず、本ト其僧臨濟なンどにて改名せしにや。○當時廿代、現住笠峰良仙和尙也。此寺鎭守ノ社○諏訪○白山○鹿嶋、一社に齋ふ神事九月十九日也。○祇園ノ社、神事六月十五日也。

○惣家員百四十四戸　○人員六百七十九人　○馬員五十四疋。

やさちやま

○下(モ)堀村　西方　　里長　吉右衛門

○東ハ陣場、別明(べつみやう)、眞角、西ハ雄勝ノ郡嶋田、高尾、南ハ雄勝郡にて飲食(をもの)川流たり。北ハ福嶋墾(ひらき)に家十戸斗あり（文化三年に福島開たり）西野、下今泉也。

○

○神明宮、祭日九月十六日。○秋葉ノ社、三月十八日。○彌陀、勢至、觀音、祭日三月十五日、別當安樂院。

○愛染明王、祭日六月二日、別當同院。

○下タ河原ノ稲荷明神、をもの川向ヒの方に座り。祭日六月廿五日、別當おなじ。

○安樂寺

○修驗者八福山安樂寺○開祖は法樂院快永（貞享四年丁卯正月廿五日遷化）。○二世安樂院宥等（享保三年戊申十一月十四日化）。○三世大敎院宥廣（寶暦六年己巳六月二日化）。○四世安樂院宥竹（文化六年己巳六月三日化）。○五世當住長覺坊快光也。

○圓通寺

○曹洞派霜下山圓通寺は、雄勝ノ郡三梨子村ノ末山にして、當寺開山はすなはち桂薗寺ノ六世淸室金老和

倚也、元和年中遷化。世代、現住さだかならざる小寺也。

木々のしたつゆ

○眞木村　西方　里長　與治右衞門

○眞木も多かる村名也。此邑むかしは家七軒ありしが、今は高廿三石五斗六升六合の處。里正(きもいり)一戶に人九人すめり、一村一家もまた世に希なるものか。菩提所は下堀村の圓通寺、祈願所は今泉村ノ法全院也といへり。本居(うぶすな)の宮とてあり。

○兩頭權現社、祭日(マヽ)　今泉村法全院。社地東西十間、南北五間。西ハ街道限り、東ハ畑ヶ限り、北ハ寺やしき限り、南ハ屋敷限リといふ。むかし寺もありしにや、寺やしきの字あり。

此兩頭權現は薄井村をはじめ、今泉村その外にも聞えたり。此あたりは兩頭多かる處にや、去年の夏も八澤木山にて、兩頭の三尺斗なる蛇骨を捕りし人ありといふ。おのれ、四尺斗なる兩頭の蛻(へびのきぬ)見し事あり。兩頭の蛇は一種(ともへび)を呑みける也。さるから一頭は眼のうときあり、また尾に頭の出しもあり、自然の兩頭あり、また雙頭の蛇もありといへり。

○別明村　西方

里長　植田村伊兵衛兼

○別明邑(べつみやう)は東に植田あり、西は下(モ)堀、南は今泉、北は眞角(今泉の村名也。)享保日記ニ家員廿二軒、今九戸也。

○神明宮　祭日四月朔日、別當今泉法全院。

○阿彌陀佛ノ社　祭日三月十五日、別當同院。

○八幡宮　祭日八月十五日、齋主惣右衛門か内神也。

○田ノ字

下谷地、また霜谷地といふあり。

○家九戸　○人三十一人　○馬四疋。

稻葉の露

○谷地新田

里長　善左衛門　乙松

○谷地(やち)新田八ケ村といふ、そは○一ッ家三戸○樋場(とよば)三戸○河原村(古八軒今二戸)此村慶安三年を創めといへり。

○茨嶋(古廿軒今廿五戸)○横戸(ひらきぬしさ)(木彌兵衛住り)、○中村(古十八軒今廿戸)慶安四年始る。○下(モ)村十戸、小松與作開キ○根木場(ねこば)(古四軒今五戸)

明暦三年に始ル。此邑にて根木（ねこ）てふ物を堀て薪とせり、田邑根子より至て其品劣れり。堀たる跡は水いと深くして、身をあやまつ事あり、恐るべき處也。○沼田古十三軒今廿四戸明暦四年始る。○桑ノ木古十五軒今十三戸此邑に長乙松栖家（すめ）り。

○神　社

○山ノ神社　　中村に座り、祭日三月十二日。

○辨財天社　　茨（はら）嶋村に座り、祭日三月三日、齋主仁右衛門也。

○神明宮　　祭日（マヽ）　　齋主さゝ木善左衛門。

○八幡宮　　沼田村の西なる廣野におましませり。さるよしをもて、その廣野を八幡野といへり。祭日八月十五日、別當大行院。

○末社○神明宮　○大日如來社。

○大行院家記に曰

○棟札ニ、若宮八幡宮寛文四年甲辰開基導師寶鏡宥遍。寶珠山若王寺大檀那戸村十太夫、願主佐々木土作小松與作

社地竪四十一間横廿六間其時無別當也。

本殿二間四面向未申。むかしは社領五石一升七合なりしよしをいへり。

○貞享三年丙寅四月本殿御建立、導師西馬音内村明覺院と見えたり。

○家員百七戸　○人員五百廿八人　○馬員五十疋。

○西野村（すゞめ小柳）　戌亥方　　里長　三郎兵衞

○郡邑記ニ云ク、西野邑家員廿九軒、西野々村ト云、郡村改野字除カル。西は大河向中嶋、ラン場河原ト云、當邑ノ地形也。氏神ノ社有り。新川向に一本柳河原ト云處有り、右兩河原に御藏入畑高有り。南西に大船、トロ川ト有り。此處雄勝ノ郡嶋田村と右川ニテ境、夫ヨリ下モ山岸、鵜野巣村と云處、正保年中梅津半右衞門開出地、鵜野巣村ノ内ニ當村山有り。同郡大澤村ヨリ西馬音內邑ノ街道ニテ境、大川境の義は川並度々變候故實説難定」と見えたり。

○枝鄕○八ッ口村古十八軒今八戸○雀柳村古十二軒今六戸正保五年羽立也○上ゥ海ィ村今七戸○三ッ屋村五戸○畠田村七戸○寺村七戸○惡戸村六戸。

○神　社

○藥師佛ノ祉。寺村に座り、祭日三月八日。○稻荷明神ノ祉。上海塚に座り、祭日三月三日。

○淨　土　院

○此修驗者退轉せり。今上海塚とてあるは、淨土院の祖なゞどの塚にや。

○西光寺

○日庭山西光寺は、もと平僧寺にして四五世經たり。もとより增田村の枝寺たりしかば、改て增田ノ滿福寺ノ七世食室天悅和尙開山ノ尊師とせり。天悅和尙元和五年己未二月二日遷化。○二世得應禪髓和尙延享三年丙寅二月廿一日於滿福寺示寂。○三世龍水正峯和尙延享四年丁卯二月六日足田邑於能持寺入寂。○四世通貫本宗和尙天明七年丁未十月於當寺化。○五世透屋祖關和尙寬政二年辛亥十一月廿九日植田村於護昌寺遷化也。○六世大林本洲和尙安永七年戊戌八月廿八日土川村於寶泉寺示寂。○七世月心天髓和尙寬政五年癸丑十月一日於當寺化。○八世正全覺明和尙年月不知境邑万松寺移轉。○九世大嶺哲雄和尙文政八年乙酉三月十三日八澤木村於曹溪寺示寂。○十世一常泰圓和尙文政五年壬午正月十七日田子內於永傳寺化。○十一世天良運（マヽ）和尙、當時現住。

○平僧寺ノ時世前住○二世通庵宗達和尙延寶五年丁巳十二月二十九日化。○三世了達存智元祿十五年壬午十二月十六日化。○四世固岳梁全寶永六年己丑六月十二日化。○五世實翁丹山享保十九年甲寅九月三日化。也。

○田地字

○八ツ口　○雀柳　○上ヘ野　○一本柳　○舘堀向ヒ。

○家四十六戶　○人二百四十一人　○馬二十二疋。

わたるくゞやち
○常野村
里長　藏　松

○東は谷地新田村、西は道地村、南は西野村、北は作リ山村也。郡邑記ニ、常野村家員廿一軒、常野々村ト云、野ノ字改除カル。寛永元年雄勝郡山田村ヨリ藏人ト云者移リ入リ、云々と見えたり。其後有けるか。
○稲荷社　村ノ東に座り、祭日三月九日、別當柏木村光正院。

○田地字
○堤下タ　○くゞやち。
○家九戸　○人四十七人　○馬五疋。

ひともと柳
○源田左馬村
里長　與　市　郎

○源田村は北に在り、左馬村は南に在り、南北村の間タ凡一里斗隔て二郷一村の邑ノ名呼也。二合一村の村はいと多けれど、かく遠方放れたるは希也。源太左馬とも書たり。
郡邑記ニ、家員十軒、慶安年中源太ト云百性開故村名トス。左馬村同八軒、左馬ト云百性開故村名トス云々。源

太左馬に改ム云々と見えたり。享保日記ニ三ッ(マヽ)村家員八軒とあり、此今は絶たり。○石河原村八戸、此邑古名三ッ屋也享保日記になし、享保の後始りし村にや。

○稲荷明神社　高石原といふ三ッ屋ノ村跡に座り、源太が齋る、神事三月九日。源太が後は長右衛門とて猶ある也。

○左馬村稲荷神　此邑に左馬七右衛門あり。

○田地字

○大角　○ほしもち　○一本柳　○狐塚。

○家員二十四戸　○人員百十二人　○馬員十一疋。

日かげのめぐみ

○木下村　　里長　新助

○木下村、古名木野下村也。○本郷古十三軒今十戸○支郷○澤田八軒今四戸○小澤、今は上ノ村といふ古廿二軒今廿戸○御藏前古十四軒今十一戸○後ロ村六軒此村今は退轉せり。○木下、今は甚兵衛村といへり。○木下村、東ハ鍋倉村、西ハ源太村、南ハ植田、北ハ樽見内村にあたれり。

○日光ノ社　祭日四月八日、齋主治兵衛也。

○水上ノ字

○らんば　○妙法　○水神　○まないた　○石持川　○深間内（うち）　○横清水　○きり揚ケ　○外ノ田　○馬場尻。

○民家四十五戸　○人員二百三十八人　○馬員二十七疋。

甲
阿弥陀佛社

○本郷増田邑

（寄郷拾箇村

をはらのちまち　縫殿　いもづるをだ　新古内
さとのよねもじ　八木　野際のいな田　腕越
くもつの柳　二井田　錢かけさくら　上龜田
鈴田のいなぼ　古内　秋のさち田　下龜田
しげきやはた野　新關　いなぶくろ　明澤

○增田村

里長　伊太郎

○益田、升田、鱒田、增田、眞洲田なンども書キて、清濁によみつる事もありしにや、古記錄に見えたり。六郡の內に同名あり、又こと國にも飛驒ノ國益田ノ郡に益田あり、近江ノ國淺井ノ郡に益田あり、ひだの國には萬之田（ましだ）と云ひ、あふみの國には末須太（ますだ）と云ふと倭名鈔に見ゆ。六帖ノ歌に、戀をのみますだの池のうきぬなはくるにぞものゝみだれとはなる、とあり、續紀二十五に、天平寶字八年十一月戊戌外從五位下益田連繩手李忌寸元環並授二從五位下一と見え、また同シ紀に、天平神護元年に越前國足羽（あすは）郡人從五位下益田繩手賜二姓益田連一と見えたり。また益館といふ舊地ありといへる人あり。其處は近き世に、增田ノ城主土肥治郞道近と云ひし人ありし事、天正ノ軍談に見えたり。また增田ノ城主最上義光郞徒長瀞（ながとろ）內膳といふ人居（をれる）城を、そのゝち前澤筑後入道受取りて今宮攝津守居（をれり）となむ、その增田館（ますたち）や、益立なンどをしかいへるにかあらむ。續紀三十六十二丁卷ニ云々、寶龜十一年三月云々、癸巳以二中納言從三位藤原朝臣繼繩一爲二征東大使、正五位上大伴宿禰益立、從五位上紀朝臣古佐美爲二判官一、主典各四人、と見えたり。また甲午以二從五位下大伴宿禰眞綱一爲二陸奧鎭守副軍一從五位上安倍朝臣家麿爲二出羽鎭狄將軍一、軍監軍曹各二人、以二征東副使正五位上大伴宿禰益立一爲二兼陸奧守一、とあり。これなむ益館の省語（はぶかり）をしか云ひ傳へて、益田の名はありけるものか。

また土肥ノ城はいと〳〵古き城にこそあらめ。さりけれど、その世の家は土井氏ならむかし。安永七年戊戌秋ノ八月某日の事になむ。古柵の東に封疆あり、其土堤上へに神社あり、そは菅原理右衞門が上祖より齋奉る稻荷ノ社なり。この社地のいと迫ければ、こゝ地にうつし奉らまく、また此封疆を打犂耕㽷ともしてむと人々よりて鉏鍬たつるに、いと大なる級木の切株あり。まづ是を堀り取らむとて堀りに堀れば、何ならむか鉏にあたるものあり。ほりうれば紫銅の小佛一軀、土皖玉一顆出たり。また大硯石の形したる石出たり、柔石て破れたり。其石ノ面に、「本地彌陀悳奉祈氏神八幡宮、土井判官武運長久、別當延祐敬白」と彫、また此石の背に、「豊運玉者定基法師入宋時尊像、寶玉之一度禮握者男開福豊除諸難令女安產。長和五年十月日。」とぞ刻たる。長和五丙辰年は、六十七代の帝三條院の御宇也。定基法師ハ三河ノ守三儀太夫大江定基卿也。妾力壽姫死ば、やがて薙髪て渡宋て飛鉢の法を行ひ、天台山に登りて石橋を渡り給へり。こは寂照上人とて、謠曲にも作りてあまねう世に知れる人也。また歲の始の萬歲も萬歲樂に准らへ、鳥追の唱歌も國栖笛、國栖唄になずらへてうたはせ給ふ。萬歲の常若も、鳥追の泥々唄も、みな此卿の作也といへり。大江氏と土井ノ家とちなみありける家か、なほ考ふべし。また此增田村に升田といひて、武佐升のさまして四方面の小田に、畦を弦の如に作りなしてさながら弦懸升の形なれば、升田の名は此處ぞ創めなりけるといへり。其蔓曳小田もこぼれしかば今は增田と書るは、前にはいや增るよしをもて幸なる名也と、公より、しか命をかゝふりし名也けるよしを云ひ傳ふ。是を考ふに

南比内に扇田村あり、其郷に扇田とて扇の形したる小田あり。それに要代とて、また小田一枚ぞ副たる。これおのづから産るより扇田の名におへるか、亦後人に作るものか。また山本ノ郡檜山に近き處にも扇田村あり。おなじ名もいと〳〵多かるものなれば、此里なる升田、弦掛小田も、まさしう後の世の人の作りなしたらむものか。武佐升はいと〳〵古ルく、また今し世に在る鐵盤四寸九分二寸七分てふ升に、かなづるを斗概料に亘したる近き世のもの也。そをおもへば、此田も、なかむかしに畚田といへる名にもとづきて墾出つらんか、其由來をしらず。

○眞戸山といふあり。磨礪山、麻當山、窻山、的山、圓山なンども書もて、山の名、澤の名、村の名にもところ〳〵に聞えたり。また此増田なる眞戸山は眞人山にて、いにしへ七十三代堀河院の御代、嘉保、永長、承徳の歳ならむか、清原眞人武則の居城跡なりつるよしを云ひ、山を打あばけば燒米、陶皿の破なンど出るといへり。諸〳〵しき物話リ也。八澤木の保呂波山の、下リ居ノ宮の祠官遠藤氏の家系譜ニ云鎌足公六世ノ孫藤原俊麿ノ五男遠藤九郎次郎勝親を上祖とせり九代茂久、吉茂孫號ニ右近正一、吉茂二男遠藤助太夫茂俊が子也。康和元己卯年當山ノ宮侍芳賀、鈴木、羽多、芳野、宇垣、保太、遠藤、久石、平瀨、佐々木、この十人に佐間、當麻、板井田、小友、上溝、星山、羽貫、星宮、是ノ八人に四澤加勢して遠藤、大友依レ背ニ下知一山中騒動。依レ之清將軍武則公より和談にて鎭ム。大治四年己酉五月十一日、行年七十四歳にて死スと見えたり。かゝる事あるをもておもへば、八澤木山にいと近く清將軍武則の古跡あるは、この眞人山にこそありつらめ。また此眞戸山より、網懸

の眞白脟の鷹を獻たる物語りあり。また一條院の御宇、平鹿ノ郡より巣鷹を貢れり。やがてその鷹の名を出羽と呼せ給ふほどに、其御鷹素ていづこにか行きぬ、しれる人なし。帝のおほむ夢に、おのが母鷹を鷲に搏れたるをうらみかなしひ、其鷲を捕り咋てころし來つると見、おどろかせ給ひて柵養をみそなはし給ふに、眞白なる大鷹の身寄、掌前、血にまみれて架居にかゝりてぞありける。帝、靈鳥と叡感のあまりに、「身をわけになしていではの鷲をのみ捉るてふ事のためしやはある。」と御製をたまはりて、その鷹の名を紅とめし給ひしとなもいひ傳へたる。また、「おやを捕る鷲をつらさにこゝろあらば鷹や知るらむ鳥のおもひ子。」とをよみ、また光俊卿の歌に、「出羽有る平鹿の御鷹立皈りおやのためにはわしも搏る也。」その御鷹も、此眞人山より産生たらむかし。倭訓栞に、たか云々、蝦夷にとこぼちかふといふ。倭名鈔に黃鷹、わかたか、一歲の名也。大なるものを大鷹と稱す。白きものを白鷹と稱す。三歲の名也といへり。大鷹朝鮮より來るとぞ。天武紀に東國貢二白鷹一と見えたり。萬葉集に、矢形尾の眞白の鷹をやどにすゑかきなで見つゝ飼くしよしも、云々。上古の名鷹は天智天皇の磐手、野守、延喜ノ御門の白冗鷹、一條ノ帝の鳩屋、袙、鶚、後一條ノ帝の藤花、韓纏、山家等なり。月輪ノ鷹といふは、愛宕山腹大鷲峯の月輪寺にて網せし也。今下野ノ國宇津ノ宮より出るもの必逸物也といへり。」云々と見えたり。またある記に、唐衡といふ逸物も此出羽の産れ也といふ。そのむかし、此わたりよりや出たりけむ。また三代實錄十三卷、貞觀八年云々、勅聽二品仲野親王養鷹三聯、鷂一聯、正三位中納言陸奥出羽按察使源朝

臣融鷹三聯、鵠二聯、從五位下內膳正連枝王鷹二聯、云々なども見えたり。右歌に、「みちのくのいはでのおくに養ふ鷹のその羽ばかりは人にしらるゝ。」いにしへ、磐手の奧とは此わたりをやいへらむかし。また一本に養ふ鷲と見え、一本に養ふ鷹と見し書あり、鷲もわしたか、また、くまたかなンどもいへるがごとし。こは此處によしなき長ものがたりながら、鷹のちなみにしか云ひつるなり。

○享保郡邑記に、增田村家員三百三軒、村ノ始不レ知。南ノ方古城あり、西東百五十間斗、北南百三十間斗、土居築地ノ跡有リ、土肥相模守道近ノ居城也云々。羽林左中將君遷封ノ時、最上ヨリ長瀞內膳城代に居ル。前澤筑後入道藝球受取之、漸ク東將監義堅ヲ居シム。按ニ、元和六年諸所ノ要害ノ城破却有ケル、此時此城モ破却ナラン不審。東ハ雄勝郡ノ吉野村境、道ハ石橋ト云處ニテ境、夫レヨリ大川ニテ、向ハ同郡荻野袋村、熊野淵村ト田子內川ニテ境。山ハ麻當ノ黑尊佛岩ト申ス處ニテ雄勝郡ノ吉野村山ト境。」と見えたり。○支鄉關口村家數八軒、本田在所本ン田ン堰、下タ堰ト云フ近處故堰ノ口ト唱フ也。藤左衞門村同三軒、藤左衞門ト云者始シ村故名ニ唱也。福嶋村家員八軒、慶長年中古開キ起シ始ル、と見えたり。

○增田十文字村　古ト十五野とていと〳〵大なる廣野の中に、横手、湯澤の驛路あり。また淺舞、增田ノ鄉に往復の衢にて十字街道なれば、人もはら增田十文字といふ。此野にあやしの狐ありて、十五歲の男童草苅リに出しを、いとみめよき少女の十三四歲なるが出來て、いざたまへとて此童の手をとり大なる家に連れ行て、おのが夫としてむつび月日經るほどに、唯一人男子持てあが佛とおもひをりつるも

のを、ものさそはれて行方知れぬさ、親ども朝夕なきかなしひ、ありさある神にいのりまをせば其しるしにや、さしの暮にふさ來て門に立るを、親ども夢うつゝかさ、よろこびのなみだに袖をしほりぬさ語り傳ふ。その狐なンどを神さや齋奉りけむ○俵ノ木明神○喜藏明神○大杉ノ明神さて、稲荷の神社ぞ有ける。此處を十五野原さいふ由來しかく。また雪吹に歩人のそこさ行方わいだめなうふみ迷ひ、また醉しれたる人なンどは、足もしどろにあらぬ路にふみ入りて、こは狐のわざにこそあらめさ、おのがきつねのさそふもしらぬさもがらの爲に、増田村の通覺寺東本願寺派なりの閑亭ノ主人天瑞師、巷に石の猩々の形を石に刻てすゑ、うべも酒に醉ひしれ、また、さならぬ人も行くれたどり、雪路なンどには必踏迷ふものゝ多かれば、その人々にしめしもて、「猩々の左リは湯澤右横手後ロは増田前は淺舞」さいふ戯歌一首此石に彫たり。こは世の恒なる傍示柱と事かはりたれば、往來旅人も口號て、そを童までも能知れゝば、猩々に成りつる人さてもこの猩々の德を思ふ。さりけれど、近き文化十四年丁丑ノ春伊太郎さいふ者、此辻に草創て家一ッ作りて茶店を營みければ、行くれ雪吹に迷ふ旅人もやゝ力を得るほどに、かくて亦タ文政二年己卯の春吉藏さいふが家作、その年の秋には金助が家作り、また清介、正七、松之助、久太郎、新太郎なンど、おもひくにひしくさ建ならべて、はや家員九戸の村さはなりぬ。なほさしくに作そふべし。

○石像地藏大士　臺座に寛永五年巳七月廿四日施主新ン古内村彌兵衞、治兵衞、喜左衞門と彫たり。此地藏菩薩六月廿四日は祭日

にて、廿三夜はことに賑へり。道中記にも、增田十文字ノ地藏權現とぞかいのせたる。さりければ、人よく知れる石ぼさち也。

○增田ノ肆坊は○本ト町東西に通路也○田町南北に往來せり○新ン町チ東西に通ふ也○中カ町チ南北に往來す○七日町共に同じ○四屋小路東西往來○上ミ町チ中町より七日町、上町と續て中に小路あり是を七町といふ也。

○市　肆　古は三七ノ日に立しが、今は二五九に定れり。本ト町、田町、中町、七日町、上町、此五町ぞ肆立ぬ。七月五日は止て、七日に本町に立こそ古へざまならめ。

增田枝鄕　○關ノ　口　村

○關ノ口は、凡いづこにも關所の口をいへれど、此あたりにては、關てふ事はみな堰を淸濁唱へ雜て關、堰のけぢめなきは、堰の文のむつかしければ關を書るにこそあらめ。此邑增田の南に在り、古ト家八軒、今家十戸あり。

○白山姬ノ神社　祭日四月八日、齋主佐々木助之丞。

○平　鹿　村

○平鹿村は增田の東に在り、家員古ト五軒今八戸あり。水上は、雄勝ノ郡田子內より落る十六箇村ノ組合堰といふ。郡邑記に、享保の頃は藤左衞門村とて、藤左衞門が墾し村ありといへり。そは藤左衞門を始め九郞左衞門、淸八とて家三戸ありしが、その家人とらみな平鹿村に移り栖家て、藤左衞門村は絕て此

平鹿村に入ぬ。そも〳〵平鹿ノ村は平鹿ノ郡の創にして、雄勝ノ村の後に雄勝ノ郡と成れるが如し。此郡の考は平鹿ノ郡の最初に記したれど、今はた、いさゝか此地に云はむ。比良迦は、本ト蝦夷詞の比留迦を訛り轉り來りつるを、しか平鹿の字に作なしつらむものにこそありけめ。みちのくの津輕の五郡の内にも平鹿あり、秋田ノ郡の井川澤に晝鹿野あり。そも、比留加はぴるかにて、良といへる蝦夷辭也。また神武紀に平瓮あり、そは神代の陶也。また虫にもひらかあり、また田びらかなンど云ひて蹈ものにもあり、又世にひらか木履といへるもありき。平鹿、平賀ことなれど、唱ふはおなじさまにて、その類ひ多し。平賀氏は、世にいふ三傑の平賀三郎朝信は、平賀武藏守義信ノ男也といへり。此平鹿ノ村は比流迦の轉語にや、神代の神器制作て貢し地にや、なほ考ふべし。

○福嶋村

○増田の北ノ方に在り、古ト家員八軒、今九戸あり。享保日記に、慶長年中古開キ起シ其地ニ始ルと見えたり。福嶋は清濁によみて國々處々に多かる名也、越後ノ國蒲原ノ郡に福島潟とて、水原と新發田との間葛田にわたりて、三里に四里の潮ありといへり。

○田地字

○枯レ松。いにしへよき松のありしが、枯レたりしかば枯松の名におへり。しかこの枯レ松の名の不祥からずとて、田ノ字をあらためて今は若松と稱ふといへり。此處に白山ノ社ありしを今は關ノ口村に遷し奉

る、そは白幡ノ祠ともとなふる也。そこにとしふる紫藤あり、此藤の花一房採りても、たちまち身に瘡の生る也。あやしうものとがめし給ふおほむ神也。また、其折つる花を返し手向てうちわびいのれば、その飯さは、瘡は痕もなく愈ゆといへり。考るに此白山、しら山堂、また白幡ノ神とて處々に多し。こは白山姫ノ御神をまをすにはあらじ、世に風癬を古癬かきと云ひ、また此病をしらやまといふ、しらやまは白癬の省語ならむ。また白幡は白肌にて、膚の小瘡のしらけたるよりいふ方言にこそあらめ。しら山の神とさへ云へは、風癬、無名毒瘡のたぐひを祈りて熊手、木間掃のたくひを復祭に納るも、其古癬いといと痒ければ、かゆきを搔くの義になむ。しらはたいなり、しらはた地藏あり、草八幡とて鎌を納る、瘡義也。また諏訪ノ社に木ノ鎌を手酬奉るは、御射山祭の芒刈るよしなるを、身に瘡出れば草にとりなし、木鎌を画にうつし、或は木に作りて奉るは恐きこと也。その道しれる人、能々是をさとしをしゆべき事也。

○石神。むかしより石神とて一ッの杜ありしが、此あたり開墾しとき、五郎兵衞といふもの田ノ神と齋ふ。祭日九月九日、別當金剛院。○宗本塚は道の傍の森の内に在り。石碑ノ面に「來悟宗本禪沙彌覺位、元祿十六年十月廿四日。」とゑりたり。此後、增田ノ本町千田彥右衞門也。經塚の邊に葬をさむべしと遺語ば此處塚せり。おしならびて經塚あり。その碑に、「奉寫石一字三禮大乘妙典經全部、寬永元年甲申八月廿四日」云々。名は定かに見えず。○館ケ岬○上關ノ口○一本柳○北ノ原○北ノ高ノ野○竹原○塚ノ腰○

廣町むかしの町跡にや〇燈蓋又柳、云々といへり。

〇 五ッ本ト柳のふる跡

〇瘧柳は、藤纏稲荷の近きに在しが今は枯たり。痁する人は、此柳の葉を採て水にうけていさゝ飲マしむれば、瘧のかけもなう瘉るしるしを得れば、人みな尊みて此柳の菌となるべきものをその復祭にもて奉るとて、米糠、わら、塵芥を此柳の根におきぬ。その柳は枯れても、ちりあぐたをもて來て此處に捨ぬ。さりければ、其跡は塵塚、あぐたふのごとし。

〇渡邊柳は田町の南裡の田の中に在りしを、近きころ其柳を人の伐りたり。そは渡部某とかいひて、よしある人の塚の木なるよしをいへり。

〇大房柳は古柵の北の方タに在りしが、むかしに枯レて、其跡だに今はそこともさだかに知れる人なし。大房はいかなる人にや、また坊舎なンどのありし處や。南部の鹿角ノ郡毛馬内の月山の別當、不動院(修驗者也)の鼻祖を大坊と云ひて、岩窟に家作リして栖家たりし、其柱今に殘りて家藏せり。そは延暦、大同の世の物語也。大ぼうもありける名也。

〇一本柳。こはいと古リにし一ト本ト生る大柳也、前キの田ノ字處にも云ひし柳也と。

〇とうがい柳、燈蓋杈の柳也。とうがい松あり、久保田のやばせに、とうがい櫻の名木ありしが枯レたり。世に燈蓋木とて三岐の木は、杣、山賤もかならず伐殘して山神に手祭まつるといへり。

○古木大樹

○大樅。本町ノ阿部五郎兵衛がもとに生、此樹高サ二三十尋の木也。此家は阿倍五郎左衛門尉某とて、土肥家に臣たる事處々に云ひし也。樅は其世のものにこそ。○大榧木。凡七八斗さしごと實成といへり。此木の事は、宗本塚の處に云ひし千田氏彥右衛門の庭に在り、いづれも增田の舊家也。○舟繋の皂莢は、縫殿村の通覺寺の後なる處に在り、いにしへ皆瀨川流し、古河の上へなる處の坂の傍に在り。下に古川の跡あり。

神明宮
菅神社
神水井
社守之家
石ノ神

雪出羽道（平鹿郡十）

月山ノ社 末社
薬師如来
観世音
稲荷明神社

土肥次郎道忠の古城蹟

雪出羽道（平鹿郡 十）

○神明宮　向東　増田の眞西なる自其久堰といふ田井の小流の邊、往復の道の傍ラ、松杉茂る杜リの中チに鎭座り。祭日六月十六日。十五日は齋夜にて放火うちあげなゝど賑はへり。ゆゑある神社也。○末社菅大臣社。別當修驗金剛院。

○月山ノ社　舊社は、今宮の後なる大槻の本トに鎭座しを、近き世に此宮地には遷しまつるといへり。本社向南。末社、右ニ愛染明王、藥師如來、虚空藏菩薩、左ニ觀世音、稻荷明神ノ社あり。別當修驗圓滿寺。祭日は八月十五日にて、神輿幸り、練子、花輦なゝどよそひたちねり渡り、一年に一度大祭にして、増田一郷の本居の御神とて人みな尊み人群り、本社の屋根は柿にて、杉のそぎたもて葺たり。此筐棟に輌繪の紋を附たり。もとも三巴は水の形して火災を防ぐの義をもて、瓦の端口、棟板なゝどにも画り。さりけれど、三巴は世に八幡宮の御紋なりといへり。しかあれば此おほむ神の、ゆゑよしもありける御社かと人に問へば、其人のいらへに、こをいぶ給ふはさる事から、つゆばかりさるよしはあらねど、此月山の神の神輿を皇都の良工を撰み、きよらに造りたうびてとこひねくをりしも、細工人に、ここ處より賴み約しよき神輿あり。その約せし主人、こは思ふに異ふしあれば、此神輿はここ處へむけ給へ。わが國には似つかぬ神輿也とていなみ、もて行べうもあらず。すべなうわがかたにさふらふ。もとも八幡宮の神輿なれば、金具の文餝はみながら三頭巴也、これまづ見給へとて、とうだしてかゝげすゑて見せければ、

めもあやに光曄煜り。出羽人、うちおどろきて心によしと思ふほりに、都人、金の價いと下直にして奉らむ、是と估たまへといへば、やがて諸來けり。其後此神社にすりを加へ奉るとき、鳳輦の餝紋画とおなじさまに、しか三輌繪を附たるのみ、といへり。此みやどころくまなる杉のもとに、いと〳〵新ラしき碑を建たり。其石に、當社月光山者、往古小笠原信濃守冬廣當所居城、其後土肥相模守道近文祿年中迄居城中、二大守所尊崇也。雖不知開闢之年代、今所存本尊彌陀如來之木像慈覺大師之作以古社地之大槻老計焉、既可及半千餘年歟、其後元和年中小原氏當所居住、再興此地奉寄附阿彌陀如來之像、今之前立本尊是也、後明暦二中年一鄕懇志、本堂末社漸々建立矣、別當者從淸光院、至今圓滿寺宥忍代十四世連綿相續也、爲社地也、田畝出產香稻束的山對、本堂正面明月輝寶殿、南望極駒嶽、西山映斜日之所常觀月峯之來迎、北續于古城、增田屋舍數百連甍、東澤人家數里產物汗馬出、奧羽遠鄕旅客不絕、商□相與□於市、農夫相與歌於野、的山之麓有淸川在堰口平鹿村是平鹿郡中水田之原線、流爲數萬石之水元矣郡號因茲名。今之新堂者宥忍積年之志願、以一村和合大志文化丙子建立、其餘神輿莊嚴、祭祠巡行之器物委備矣、可謂中興盛榮也、嗚呼世之變盛衰今古同矣、無記錄不辨其年代、一日語龜氏三窖曰、傳于後世不如刻石、余曰文雅之世刻于石可稱碑文余聞碑之文法如何焉、三窖曰、有賦郡邑之號古歌錄焉、而傍著當社之事爲碑乎、余曰、是大善矣、近世所々建芭蕉碑、今蕉翁之一句併古歌附焉、當鄕古昔蕉風之誹人所詠殘發句、並近世余知己之徒所詠錄碑之傍、余寸志所冀爲令繼後世雅志也、後之君子視余文之拙勿失雅意　　辭曰、敬篤增神威　信深增莊姸　國

豊増民屋　邑富増良田」と石表に、

出羽なる平鹿の御鷹立かへりお矢のためには鷲もこるなり　源光俊朝臣

あつま地に鳴鹿の音の平らけく都の里に増田面かな　藤原興里

めつらしき山や出羽の初紫茄子　芭蕉翁

（小野苟薬集出）鳥海の雪は骨なき扇かな　松風堂如吟

さひしさをはいて除ても落葉哉　如瑱

（仙北集に出）また寒い春の油断を櫻かな　哥童

是もかと乳母に問ひ〳〵摘菜哉　亭々

若草やころんだ跡を撫てたつ　泉里

あたゝかな春に痩てや猫の戀　保紅

花は花に咲せて置て柳かな　如睡

あれほとの瀬音にも眠る柳かな　市柳

文政二己卯六月　通覺寺前住　天瑞誌」

とゑりたる。歌なゞとあやしきふしもありて、うけがたき事ども多かれど、此みやこころにありしかば、ありつるまゝにしるしぬ。

○蛭兒社　神社考詳節ニ云ク、攝州蛭兒天照大神弟事八十神大巳貴兒在ニ西宮五社之內一、俗呼ニ蛭兒一爲ニ夷三郎一、と見えたり。此處には會殿に鹿嶋、廣田、三柱ノ御神鎭座り。祭日としごとに六月二十日、祠官高階相模頭重政。此社は本ト町の西にありて櫻いと多く、春はことに人うち群れ見べき處なれば、人おのづからまうづるみやどころ也。

○道祖神　おなし町の町切柵戸の內に座り。なかむかし林九右衞門といふ人、田ノ井堰造るとて自然石の雄元を堀得て、しか道祖神とは齋ひ奉る事也。別當修驗金剛院。

○新町辻社ノ庚申　杉群ラのもとにませり。ゆゑよしある御神にして、いと〳〵古きみやしろ也といへり。

○合河原ノ明神　合河原堰の北東福路の傍小祠あり。三島村の土民藤兵衞といふもの狐魅となりてうちなやみ、その狐退しときに、復祭に少祠を造立といふ。其地に、合河原弟とてとし經る狐あるよし。合河原は合歡原にて、本ト合歡の木なンど多かる處より云ひつる名にや。

○金泉山大明神　金山彥ノ御神　本町佐藤勝右衞門か內神也。古昔此家鐵工にして、此地に齋奉りし御神也といへり。

○福嶋稻荷明神　齋主奧右衞門。

○上町菅稻荷社　長和五年の彫刻石堀出し菅原理右衞門か家也。

○富藏稻荷明神　縫殿村の皆瀨川の向に在り。本トは留倉とまをしたるが神號にはおはぬよしもて、富藏と、地の名をも改めてしか唱ふ也。此河ノ邊は砂虱の多き處にて、まうづる事を恐ふといへり。

○水神社　眞人山にませり、別當圓滿寺也。

○赤水澤の瀧ノ不動明王　石に刻テ瀧の內に齋ひ奉る。赤水澤、また中の澤、金堀澤なンど、みな麻當山の麓に在る名ども也。

○八幡宮古社地○土肥稻荷古社地　そこに明和のころならむか、增田山萬福寺の閑居佛刹をたてり。古城主世に榮えし時は、在りし其神もとも榮えおましましけむ。今は、その神のみあとさへ知レる人のなきは、恐き事になもありける。

○藤卷稻荷○最上家稻荷など其數いと〱多く、十六社斗リ鎭座といへり。凡、名ある狐をもて稻荷明神と齋ひまつれり。狐は、いなりのつかはしめ也とて人恐み祭れり。狐を稻荷の神使といふは伊勢ノ鎭坐記に、宇賀ノ御魂ノ神、亦ノ名ハ專女ニ狐ノ神といふによれりとぞ。三狐は御饌津の義也、さるに鄙俗は狐を直に神とし祭りて福を祈るは、專天下風となせりと谷川士淸のいへり。狐をお稻荷さまといふ處あり、夜ルの殿といふ處あり、蝦夷人シユマリカムイと云ひ、また此平鹿ノ郡の鮭の網曳の忌辭に、狐のを後櫂、獺を澁と云ひ、狼を野牛と云ひ、鼬などを大舦といふといへるを聞て、　しぶ(獺)や來むのうし(狼)おほかひ(鼬)うしろかひ(狐)いを(鮭)な捕れそ魚舍の漁人。」と眞澄よみし事あり。

○白山ノ社　此神社ノ事は、前キに字地のところにつばらかに記つれど、またこゝにもまをし奉る也。

○稲田ノ神とて石神を齋ひ、祭日九月九日、別當金剛院。此事も前キに、おなしさまにつばらかにしるしたれど、またこゝにも誌（のせ）つ。

○高階重政家系譜

○増田郷廣田太神宮ノ祠官高階相模頭藤原重政　上祖ハ淡海公廿一代之後胤高安豊後守英高（河内國高安郡住）男則家創也。號正木判官、母三條高倉家乙之女、康治元年源義朝公ノ属幕下、保元、平治雖顯武功卽戰死ス。

○二代則綱　號熊太郎。河内國ヲ離散シ武藏國ニ下向シ、大里郡高城明神之祠主依爲縁者假住ス、誓神前始而氏ヲ改高城。壽永二年源頼朝公幕下ト成リ畠山ニ加勢シ猛勇之譽有リ、元暦元年西國ニテ討死。今井ノ四郎雜色之兄弟也。○女子早世○則隆、號高城ノ三郎、文治四年奥州ニ下向。

○三代高敦　雅樂之介、則綱之子。住筑前鶴箇城、建三（マヽ）年九月十七日卒ス。

○四代重光　正和四年十一月二十七日卒ス、年八十一歳。號峻龍。

○五代重匡　兵部太夫、有故改高階氏。延文二年九月十日卒ス。

○六代富鄰　號堅治郎、重匡之弟。出羽國仙北ニ下向、康安元年卒ス。重匡依無子立世子。

○七代敬安　號慶太郎、永享五年二月十八日卒ス。

○八代宣喬　號左京之介、文明二年五月二十日卒。○泰直、雄勝郡稲庭住。○女子、摩倉九郎兼春室

也。

○九代重齋　號治部少輔、永正十五年五月卒。

○十代貞政　吟治郎、天正五年丁丑ノ秋卒。

是ヨリ世代不知、元祿之頃平鹿郡新田村ニ住ストト云リ。今其處ニ靈跡有トト云フ。

○十一代治次　高階右近ノ介、後號治長ト、寛文八年十二月二十八日卒。神號高光春雄命。

○十二代重方　治部太夫、享保八年卯六月十一日神隱セリ。靈號高蓁靈命。

○十三代秀雄　織之介、安永三年甲午三月十八日神隱。靈號大元高津藤原秀雄神靈。

○十四代重治　土佐守、寶曆十一年辛巳八月十日神去。神號天曉藤原重治靈社。

○十五代重久　長門守、寛政四年壬子十月四日卒。靈號神官藤原重久神靈。

○十六代重定　因幡正、文政二年己卯八月二十五日卒。神號高津藤原重定神靈。

○十七代當職祠官、相摹頭藤原高階氏也重政也。

高階氏上祖家紋は五七ノ桐、亦二重六角ノ内ニ二板鷹ノ羽也。

○修驗元弘寺

○寶珠山元弘寺族姓系圖にいふ、其創に云々、淡海公より五代○爲憲（維幾長男二階堂元祖遠江守）○時理○時信（駿河守）○維遠（遠江守）○維光（遠江守）○維行（遠江守）○行遠（遠江守）○行政（山城守）○行光（信濃守）○行盛（民部太夫）○行忠（法名行清）○行宗（丹後守行圓）〇〇號信濃判官、後胤彈正忠通行住出羽ノ六郷。○行榮（觀月寶珠慶、辨才四郎。）父二階堂丹後守藤原行宗、母侍女山田氏、近江國大倉村人也。嘗詣本州竹生嶋、一夜夢異人與寶珠也、竊怪之則獲怪石一片於檻前。後數月有身、遂以人皇九十四主花園帝延慶二年己酉八月辛酉生因瑞夢。寶

珠丸有故毓于近江國畚田里、從母族以山田爲氏。正中元年甲子歲甫十六加冠改名辨才四郎行榮、此時天下分南北朝野苦干戈、盛衰夜々變榮辱日々殊、行榮患如斯不差con弓矢恒懷脫白之志、元弘元年辛未八月旣望年廿三、登比叡山無動寺拜不動明王尊像、且想像先哲之修力。通宵不臥吃已五更遙聞讀經之聲、歪視王侯之位如過隙塵、仰見天圓月稍缺、乍觀世之無常卽身自得爲優婆塞、結髮佩刀親號觀月房云々。訪役君之遺跡吉野、卽以南朝之皇居不能入、獨修密乘之心印也。已正慶二年癸酉年廿五、聞從弟伊勢守藤原忠貞、與北條越後守平仲時等、於近江國番馬蓮華王院自殺而適弔之尋、拜竹生嶋雲遊四方。曆應三年庚辰年三十二復還于畚田里、明年辛巳娶東海林氏、貞和五年己丑生一女。文和元年壬辰年四十四夫妻與女子俱云々、巡拜諸國之靈場、負笈杖錫將出。則其母謂曰、有一片之怪石在焉、吾曾夢想之靈瑞也、今付爾、宜護持以傳後昆也。拜受藏諸笈中互眼掩淚分手、東西千山萬水客路緬邈。延文元年丙申年四十八、到奧州伊澤郡里寓日光山多寶院、居七年主謂曰、五子歲過五旬、女子年甫二七以余之弟三子寶山者請女焉、觀月固辭不從謝恩分手去。掛錫於出羽國羽黑山荏染、貞治三年甲辰秋遊化同國東隅山村恆以乞自活。到一村落問邑名、或對云大倉村也、於是唱然歎曰、吁此何宿緣、我母氏之桑梓同名之地也、中心歡喜脫笈閣錫結一草菴、求索者必乞符加持無不有驗、人稱之曰不動房。貞治六年丁未奧州多寶院聞其留錫於鄰國云々、使其子寶山爲螟蛉强求婚。觀月感其懇篤不得止聿應需寶山、時年二十、性質溫良修刀炳然尤其器也。明德元年庚午觀月年八十二、暮雲歸鳥頻起懷土之情、於是寶山爲慰其志、以邑西北一里許升田

村議移居。覲月憶殘齡將夕遂遷于升田村曰、此則我所鞠養之地云々、誠永久不動安住之地也。且從俗稱以名爲不動院。應永四年丁丑十二月八日以卒于房亭、年八十九。初自元弘元年發菩提心六十七年于玆勤行如一日、笈中所藏之寶珠石今在元弘寺道場。

○二世空外寶山法印　父奥州伊澤郡水澤里日光山多寶院、母波多氏、以貞和四年戊子生。延文二年丁酉十歲得度、貞治六年丁未春爲覲月之嗣子、至德元年甲子生男子爲三世。應永四年丁丑覲月寂、於是繼家又號不動院。永享十年戊午二月七日享年九十一、住職四十二年。

○三世藏海寶鏡法印　寶山之子、母覲月之女也。至德元年甲子生、應永四年丁丑年甫十四得度、同二十九年壬寅生男子、此爲四世。永享十年戊午寶山寂、則承家緒又號不動院。文明二年甲寅七月六日示寂、壽八十七、住職三十三年云々。

○四世蒼巖文海法印　寶鏡之長子、母氏未詳、以應永廿九年壬寅正月生。嘉吉元年辛酉年二十而得度、文安五年戊辰娶邑人高橋氏、明年己巳生男子不日折、長祿二年戊寅生一女亦夭云々。文龜三年癸亥六月廿八日寂、年八十歲。

○五世日高智雲法印　文海子之子、母小野寺氏、以文明七年乙未十一月朔生云々。永祿九年丙寅八月二日寂、年九十二。

○六世蘇峯宥活法印　智雲之子、母後藤氏、以天文六年丁酉八月五日生、小字曰武吉云々。元和七年

辛酉十一月十一日寂、享年八十五、住職五十六年。

○七世大夢快了法印　宥活之子、母横手大應院女也、以天正十年壬午三月生。慶安四年辛卯五月六日寂、年七十。

○八世乙翁快休法印　快了之子、母伊藤氏、以元和八年壬戌八月生。寛文十一年辛亥五月廿六日寂享年五十、廿一年住職。生平善嚼柳枝以換筆遺墨尙存焉、天明丙午之回祿爲灰塵可不惜也乎。

○九世白英快重法印　快休之子、母佐々木氏、以寛文元年辛丑五月晦日生。幼字平太、同十一年辛亥快休寂云々。元文三年戊午正月二十三日寂、享年七十八、住職四十年、閑居二十八年。

○十世古嶽宥泉法印　快重之子、母小笹氏、以元祿十四年辛巳正月七日生。寶暦六年丙子九月遷化、壽五十六。

○十一世智得宥光法印　宥泉之長子、母伊澤氏、以享保九年甲辰三月生、小字太平。延享二年乙丑六月七日遷化、享年二十二、故不娶云々。

○十二世中興柳榮勸東法印　宥泉之仲子、宥光之弟也。母伊澤氏、以享保十四年己酉八月辛酉生、小字喜平云々。享和元年辛酉十月二十五日未刻遷化。說偈言、不來無法法、日明自已新、化緣今已滅、可知佛意深。壽七十三。

○十三世唵頂存宥法印　宥泉之季子、十二世同母之小弟也、以寛保二年壬戌三月十六日生、小字曰小

六云々。初祖行者菩薩一千一百年之大遠忌開謝徳之法筵、此叱神變大菩薩、文化六年己巳六十八登山湯殿山。至此登山凡六十度、又登鳥海山三十三度、於是立塔以伸供養。同九年壬申年七十一退休、號一蝶菴。天性好力遊不厭寒暑不憚山川、着鞋携錫不乘輿馬、勉潔齋云々。文政三年庚辰四月當午遷化、春秋七十九、住職二十三年、閑居九年。

○十四世現住無逸如三法印　存有之子、母院内南岳院之女也。以天明三年癸卯十一月廿一日生、小字曰傳六。寛政六年甲寅年得度、號敎善房云々、と見えたり。

○圓滿寺　修驗者

○如意山圓滿寺の開祖淸光院宥善也。土肥次郎實平ノ末孫、増田城主土肥次郎高平ノ三男主計ノ介、幼少ころより佛道にこゝろざしふかくして、そのころありし圓滿寺の聖尊といふ眞言宗の弟子となり、諸國の靈山修行してやがて改宗し、正長元戊申年當寺を開き智行おのづからそなはれゝば、近村遠里山々澤々の奥までもみな祈願所と賴み、人みな師檀のむつびをなしぬ。かくて應仁二年戊子十月十五日遷化行年八十七歲。○二世月光院宥嶽、明應六年丁巳七月三日化行年八十歲。○三世定觀院宥鍐、大永六年丙戌年八月廿八日化年七十歲。○四世千手院宥源、永祿二年己未七月十八日化七十六歲。○五世專光院宥樹、天正十四年丙戌十月七日化七十一歲。○六世見林院宥傳、慶長十四年己酉九月十一日化六十六歲。○七世喜寶院宥胤、寛永十三年丙子八月六日化六十八歲。○八世和光院宥英、慶安四年辛卯三月十五日五十二歲。○九世正善院宥禎、寛文十一年辛亥六月

廿一日四十二歲。○十世善長坊宥長、享保十一年丙午七月十五日七十歲。此代林光坊、延寶年間に瀧澤村に別院となる。多寶坊、寶永年間に田子內村に別院となる也。○十一世喜寶院宥正、明和五年五月二十八日七十四歲。○十二世明泉院宥觀、延享四年丁卯四月廿四日先住より早世也。三十四歲。○十三世喜寶院宥快、明和三年丙戌三月繼目相續、明和七年庚寅七月圓滿寺と御許容あり、文化六年己巳四月十一日化行年六十四歲。○十四世當住世尊院宥忍、寬政八年丙辰五月繼目相續、文化十一年甲戌四月十九日大頭職の仰をかゝふりぬ、といへり。

○修驗金剛院

○古安養山無量寺と云ひし眞言ノ寺なりしよし、其世代それと知れる人なし。さりければ安養山金剛院といふ。增田城主光實公の御祈願所と云ひ傳ふのみ。○上祖新藏坊宥實也。延德元己酉年に出生し永祿元戊午年七十九歲ニ遷化。○二世ハ神子也、元龜三年壬申二月十五日終。○三世吉野坊宥親といふ、寬永十三年丙子二月七日化。○四世金剛院宥知坊、寶永七年己巳五月廿九日化。○五世和合院宥除、元文四年己未七月五日化。○六世和合院宥壽、同年六月廿四日四十一歲化。○七世金剛院宥塔、安永三年甲午十二月廿六日化。○八世和合院宥芳、天明四年甲辰八月二十七日化。○九世和淨院宥觀、天明四年某月某日化。○十世圓覺坊宥泰、存生。○十一世當住、和合院寬全坊也。

○滿福寺

○增田山滿福寺ノ本山ハ奧州磐井ノ郡一ノ關ノ願成寺、開山ハ梅榮元香和尚也。一宗ハ無端派也、二世龜道文賀代永享十一己未年開闢ながら、梅榮元香を鼻祖とせり。其世增田城主土肥次郎高平、三世梅翁正倫之時ハ城主土肥相模守貞平、文龜二壬戌年也。四世在天繼富之時城主土肥次郎吉平、大永三癸未年、五世玄山玄的之時、城主吉平の代太田形部某のために敗軍、此落城の後、城主吉平上京ありしとのみ言傳ふ。土肥家ハ本ト大旦那也。○當寺ノ本尊ハ彌陀如來ノ立像、春日ノ作也。此木像は城主鎌倉より傳來の御佛なるよし。五世玄的住職の時、天文十三年甲辰ノ四月三日ノ夜大風にて殿堂吹キ倒れ出火し、此廻祿に會ひて遺物、合割、古記錄等も傳らず、存(のこ)るものは唯タ本尊を拜すのみといへり。

○滿福寺歷世

○開山梅榮元香(元弘は可非也)和尚○二世龜道文賀和尚○三世梅翁正倫和尚○四世在天繼富和尚○五世玄山玄的和尚○六世雲室元龍和尚○七世食室天悅和尚○八世鳳菴全道和尚○九世國山是春和尚○十世僅菴卓存和尚○十一世愚菴貞龍和尚○十二世江菴尊國和尚○十三世孤室林峯和尚○十四世兀山澤峯和尚○十五世夢宅古流和尚○十六世得應禪髓和尚○十七世心寶楚善和尚○十八世天慧寶幢和尚○十九世大忍眠亮和尚○二十世大圓觀明和尚○二十一世現住、活參禪國和尚也。

○當院末山十五箇寺也。○[一]淺舞邑龍泉寺、開山ハ滿福ノ三世也○[二]今宿邑藏傳寺、開山滿福ノ三世也○[三]八幡邑慈眼寺、開山滿福五世也○[四]岩井河邑龍川寺、開山滿福ノ六世也○[五]大倉村常在寺、開山滿福七世也○[六]川連

邑龍泉寺、開山滿福七世也○[七]馬鞍邑黄龍寺、開山滿福ノ七世也○[八]鍋倉村永藏寺、開山滿福七世也○[九]高寺村龍泉寺、開山滿福八世也○[十]田子内邑永傳寺、開山滿福八世也○[十一]赤袴邑少林寺平僧寺也開山滿福四世也○[十二]醍醐邑長泉寺、開山滿福四世也○[十三]湯臺村正雲寺、開山滿福四世也○[十四]橋見内村圓能寺、開山滿福七世也○[十五]西野邑西光寺、開山滿福七世也。

○滿福寺開闢ノ祖梅榮元香和尚ハ、松原ノ郷補陀洛禪寺ノ鼻祖ノ月泉良印禪師の嗣法にて、六世ノ雲室元龍和尚までみなおなじ嗣法たり。七世食室天悦和尚より前總持寺嗣法、累世おなじといへり。

○鎭守社

○白山大權現、祭日九月十九日。○秋葉大權現、祭日三月十八日。

○梅榮櫻ノ由來

○開山梅榮和尚、みちのくの磐井ノ郡一ノ關より曳給ひし櫻木の杖を、わが法の榮ば此木に枝葉生なむと此地にさし給ふが、まさに枝葉さして花おもしろく咲しといへり。東國見聞記後篇ニ云、平鹿郡增田ノ町に、滿福寺の生櫻といふ大木あり、古代よりありて花おもしろき名木也。此櫻は開山梅榮和尚の自殖られて、師つねにめで給ひて梅榮櫻といふなることを、俗訛りてはえ櫻とはいふ也。元祿のころならむか此櫻のあまりに繁茂して庭くらく、いとうるさく、また薪の乏しき事なれば、幸に此櫻を薪に伐りてんとて、やがて人をして伐り倒してけるに、をりしも檀那の翁來りて大におどろき、こはいかにして伐らせ

給ふぞ、此櫻は開山梅棠和尙の心をこめて誓てうゑさせ給ひし名木也。花咲ば風さへ厭ふならひなるに、なさけなき事なりと涙をながして、いかりはらだちうらみければ、此さくら伐らせつる和尙もあきれて、さすがに薪ともなさで、その櫻のもとに伐りたりし枝どもをおし立て、そのさしもやゝくれて櫻は雪の下に埋れしが、春は木の芽さし出て花いさゝか咲たりしといへり、云々と見えたり。天明六年丙午ノ四月八日、戌の刻ばかり大風吹に火災ありて、此增田の町家なごりなく寺も櫻も燒たりしが、春は木の芽はり出て花咲たり。かくて三十五年を歷て、また文政四年壬午の五月十三日午のとき寺より火出て、こたひもまた寺も櫻も燒たりしが、春には木のめさし出て花も咲たりけり。あやしともあやしき梅棠の杖さくらなりと人あやしめり。

○本町千葉九郎右衞門家藏

○平氏正統の家系譜あり。その一卷の末に、

于時延曆三年　千葉系圖平氏從

桓武天皇十五代常重、羽州仙北千葉ノ初也。

○千葉大學助平重房

○千葉大學助平常房――（一）男千葉ノ六郎三郎　（二女子）石田平八郎室也――小若丸／若二郎　（三男）彥作一子太郎

（四男）彥市　（五女子）善　（六女）まんこ　（七男）もち麿　（八女）おてうこ。

○千葉ノ六郎三郎ノ子女子三人（一女）たつこ　（二女）とりこ　（三女）子ヽこ。

千葉大學助平常房

于時寛永元年霜月吉日　千葉六郎三郎平常久」と見えたり。

○本町　石河新兵衛家藏

○三社ノ託宣　一軸　土肥氏　勇信　書（木印とみゆ）

と見えたり。是增田の城主の眞翰なるよしをいへり。
また雄勝郡八面村の高橋平左衞門ノ家藏に、杉田新兵衞といふ人の書ヶる三社の託宣あり。此杉田氏は、
土肥勇信の師なるよしをいへり。

○同處　同家石川氏家藏

○草書にて龍形ノ龍字の奇書あり、光明菩薩の書なりといふ。光明ぼさちは人の稱號にて、實名鈍海和
尙といふといへり。

増田ノ本町阿部五郎兵衛が家に、小野朝臣道風の眞跡の龍虎の書あり。此阿部氏は舊き家にて、年經る樅の大樹生ひたり。土肥氏の家臣にて、永慶軍記に阿倍ノ五郎左衛門尉とあるは此家の祖也。そのむかし土肥家の城中に出入せし座當坊師が口より出しはかりことにて、水上に糠を流して城中の水を汚し、水責にあひしよしにて、此阿部の家には正月三日はつるまで盲瞽のものゝ、家に入る事を禁(とゞ)むる恒例也といへり。道風の書は、三河國額田郡に在る陀羅尼山龍山寺の山門の額に、龍山寺とある道風の書に手ぶり能く似たり。さりけれど阿部の家の龍虎の二字は、こともの に押たりしを切り取て一軸にまたおしたり、こゝろなさなき人のせしわざかなと、見る人をしまぬはなし。世にまたなき道風の眞跡を見るもまれなれば、そな摹(うつし)もて白字とはなしつ。

○小野道風龍書

○阿部五郎兵衛家藏

信濃國伊奈郡の山溪より出しとて人の見せしは鏡骨の筆とすれども
其鏡骨甲の表は乃ち龍頭の皮と肉とをおほひ乙種の方には肉の多つぷりとあるあと
おもふにそれは蚺蛇蟒蛇も大なるは
鏡あるよしをいふ人あり
みつむし讃岐國丸亀海より出しは
身の長サ三尺重サ三貫目ありしとす
鏡骨並子
龍骨を家ニ
藏れは火災
を避るとぞ
いふ

○菅原理右衛門家蔵

石裡文

丁　庚　辛　戊

○紫銅の所作蓮甲乙一寸八分○二両豊蓮玉とよぶそそ宋天竺日本三国の皇都の土を以て鞣ぬ剏と云作ゆ炉諫きるものにや録砂光あり此玉の色黒褐色とぞあり丹色を探して周廻三寸ありしは石ノ長甲丁戊七寸二分横ハ庚辛三寸一分厚サ一寸二分

○銘石表文小○本地弥陀念とある此萬古文字ならむ紺紙金泥の古き経典など悉の文字あれし事あり

臨書 此和歌ハ◯久家善兵衛菅原是寿出羽雪路の時寫しと云ふ

○土肥氏ノ由來

○増田ノ城主の後苗は、最上ノ新城戸澤ノ侯ノ家中たり。戸澤氏はもと山北ノ郡角ノ館の城主にして、戸澤兜

九郎盛安の後胤也。土肥氏此家士となりて、新城家中下モ中町ッといふ處に、土肥源八郎とて百二十石の家にて、本トは增田源八郎と云ひしが、今はもとの土肥氏たり。土肥次郎道近は勇士也。土肥氏古ヘは土井氏たらむを、いつの世にか土肥氏となれりけるもの、古キものにはみな土井氏とあり。明澤山の棟札に○奉建立金峯山藏王堂一宇鬼門鎮護城境堅要　天文元壬辰四月日土井道近別當能定坊とありき、また其外のものにも見えたり。土肥と土井とは肥と井のたがひあり、なほ考ふべし。永慶軍記廿六卷に、岩崎合戰六鄉一味ノ事といふくだりに、小野寺遠江守義道は最上の謀に迷ふて、家臣八柏を討て湯澤の城をも落され、孫七郎兄弟をも討れ、其上ヘ一門みな心替りして㝡上に從ふ。剩ヘ岩崎の城主原田大膳、今は橫手を攻落さんと云ふ由聞えしかば安からぬ事に思ひ、原田大膳を討んとぞ議せられける。原田是を聞て、居ながら敵を防んは武略の至らざる處なり、半途に出て敵を追ひ散さんと、水瀨川を渡り進藤野にぞ陣取りける。小野寺義道は、いまだ東雲にもならざるに橫手を打出ッ。相從ふ軍兵には舍弟吉田孫市、小野寺小五郎、關口能登守、吉田隼人、田村左衞門、八木藤兵衞、黑澤和泉、同甚兵衞、同藤吉、同嶋、久米、熊谷、樫內、金子、大澤、落合、森左馬允、菅內記、三村中務を先として六百餘騎、次に六鄉の城主二階堂兵庫頭正則、舍弟金澤權太郎、他の勢を交ず五百餘騎、一里引後れて後陣にぞ扣へける。是は兼て岩崎に一味內通せしに依て、小野寺が裏切ッせんとの軍慮也。係る處に馬倉右兵衞尉三百人、小野寺が陣に馳加る。植田、鍋倉、今泉、川熊は三百人、水瀨川の岸に添ふて直に岩崎の城を攻んと牒し合す。此勢合て三千八

百餘人、既に兩陣其間〆近くなれば互に旗を差上、鬨を作て鼓貝を鳴らし、弓、鐵包を打掛ヶ、こゝをせんどゝ戰ふ。横手は多勢と云ひ、數度の場馴レたる兵ども吉田隼人介、黑澤和泉、同甚兵衞、金八郎、毛利三郎、三村中務、嶋森民部、及川玄番、加藤五郎左衞門、佐川伊豫、一向法師に光泉寺、廣德寺を先として一足も退かず、揉に揉ッでぞ攻たりける。原田大膳心は剛なるものながら、無勢なれば叶はずして一陣破レて、殘黨も全からねば岩崎を差て引退く。横手方に小野寺小五郎は、先年八口內を云ふ甲斐なく破られし其殘念を散ッせんと、今日の先手をぞ仕りける。小五郎が裝束は黑糸の具足に紅の羽織を着し、川原毛の馬に打乘り眞先に進み、敵の大將目に掛て追蒐たり。水瀨河の岸にては、既に追詰られ大膳危く見えける處に、古內百介取て返し小五郎と引組ミ、川岸の虎落(やらい)際に組ミ伏せ刀を拔てさし通す。小五郎、深手なれば遂に其處にて死にけり。百介をも、起しも不立敵餘多にて突留たり。其間に大膳は水瀨川を渡し馬より飛で下り、川岸の一村立たる柳の中に入り甲を脫捨て、弓押取り散々に射たりけり。其外精兵の手利七八騎指詰引詰め散々に射掛る處に、鍋倉圖書、同金藏、佐藤權左衞門、小野寺に心替りして岩崎に蒐來りしが、是は鐵包の上手にて、川向の敵三騎打て落す。これによりて、横手勢川を渡しかねたり。岩崎勢僅十七人の外はなし。此玉矢に防れて三千餘人の者ども河を渡り不得事も、小野寺の運の末に成りし處とぞ知れける。去程に、岩崎大膳が女房今年二十一歲成けるが、味方の負軍にて城內に引退く由を聞キ、小具足を着て長刀を杖に突キ立チ出て、大成る樽を廣庭にかき出させ酒をたゝへ、敗軍して

來ル軍兵どもを招き自酌取て飮しめ、我今敵陣に打て出るぞ、志シ有ンものは冥途黄泉まで供せよかしと云ひければ、戰ひ疲レたる手負ども、流るゝ血を押ぬぐひ、大盃を二度三度宛かたふけ、誰かは命を惜みさふらはむ、最後の軍淸くこそ仕りさふらはめと、以上百餘騎の者ども轡を並て掛出る。原田が女房是を見て、鹿毛なる馬に打乘て歩せ出る。其樣、山吹色の小具足着て、同色の甲の下より長成ル黑髮はばつと亂れ、紅の袴、熊の皮尻ざや掛ケし小太刀をはきて長刀かいこみ、水瀨川の瀨枕打て流るゝ白浪に馬を乘入レ渡しける。同齡二十計の女二人、小具足して鑓を持チ左右にぞ續きける。岩崎の百餘騎、横手の大勢少しもためらはず切て蒐る、其勢ひ實に命を塵芥よりも輕ンじ相戰ふ。懸る處に增田土肥ノ次郎道近、七十騎にて岩崎方に馳加る。横手勢是を見て、岩崎には增田、稻庭等の大勢にて加勢すと見えたり、叶ふまじと騷ぎつゝ早裏崩レして見えければ、岩崎勢是に力を得て、餘すな泄すなと進む勢には大將大膳、原田五郎、古内多左衞門、鍋倉金藏、同圖書、佐藤權左衞門、土肥次郎、同郎等に山内主殿、安部五郎左衞門、小田原宗左衞門を先として、面もふらず突て入る。此鎗先キに突立られ、さしも剛なる横手勢手負討死大勢にて、一度に咄と崩れたり。岩崎勢勝に乘て追掛シ、去れども過半の手負ぬれば、人馬も弱りて續くものは少シ也。增田勢、岩崎勢合て漸々五六十騎の外はなし。此時横手勢心を一致して返し合する程ならば、大膳を始としてみな〳〵討れぬべきものを、引立し大勢なれば捨鞭を打て北にけり。餘りにしきりに追掛られ、後陣引ける黑澤和泉七八騎にて取て返すを、大膳が女房長刀にて、をがみ打にて丁

と打てば黒澤馬より下に落るを、續け打に起しも不立打止めたり。二人の女も鑓にて敵一人宛突倒す。一人の女は手負けれども、事ともせず馬に打ち乘皈りける。黒澤七八騎討死すれば、其間に小野寺義道は遙に落延て、横手近くまで引キ退く。六郷兵庫頭は小野寺の幕下として後陣に扣へけるが、兼て最上に賴れ岩崎に内通しければ、心にや掛て待居たりけむ、小野寺負軍せしと見るより横手勢の先に立て引返し、六郷へは引もせで、横手の廓に蒐入て町々に火を掛たり。折節シ風烈く吹て餘煙四方に充々たり。義道此煙を見て、扨は六郷心替と覺へたり、遁さじと云儘に横手をさして蒐來り、兵庫頭正則、心得たりと云ひも不敢入リ亂て相戰ふ。然れども横手大勢也、正則危く見えたる處に、舍弟金澤權太郎、神尾町兄弟、太田、佐藤淡路、小田嶋内記、武田金左衞門などいふ覺へのものども命限リに防ぎ戰へば、味方の討死も少く、其日も漸く暮ければ兩陣人數を引上たり。あまりに軍急にして、小野寺の嫡子左京亮二ヶ處迄疵を蒙にけり。横手方は黒澤和泉守、小野寺小五郎を先として三百五人討れたり。岩崎勢古内百介、沼倉喜兵衞を始め六十八人討る。六郷勢は横手合戰に五十餘人討れ、敵をも其頃は討たりしが、六郷の一族に神尾町藏人、今朝先手にて神尾町の城を出し時、團扇の前指物折レて落しを、馬の前足にて微塵に踏み折たり。是を不吉なりとよそよりも思へども、大事の門出なれば色にも出ダせる者もなし。横手の合戰にも、小野寺家に聞えし樫田淡路に鑓を合せ尻拂して人數を引取りけるが、何地より來りけむ、鐵包の玉を額に請留め馬より落て、一言とも言はず死にけり。此藏人、六郷家にて何レも一方の大將なり

しが、相なく死にけるこそ無慚なれ。」と見えたり。同書三十六卷に、「慶長七年云々、增田の城には長瀞內膳進在りしを、佐竹の郎等前澤筑後ノ守入道藝球請取て、今宮攝津守居城とせし事。」云々と見えたり。土肥は最上に降りしにや、同書三十三卷に最上勢山北出陣攻法領館事といふ處に、山北の住小野寺遠江守義道、始は內府公の御味方として會津對治の人數に被催、嫡子藤太郎光道最上郡山形に雖ニ參陣一、時の變遷を考へ皈陣せし後石田治部少輔三成に一味して、上杉黃門に牒合せ最上を攻んとせしかとも、石田方敗北して弓折れ箭盡きたる風情なれば、軍慮空クして相止ぬ。此委細、先年最上に降しける土肥次郎道年、山北舊好の者なれば傳へ聞しよし義光の前に出て披露す。さなきだに最上の爲に日來の敵なれば、是を幸に山北を退治せんと、義光の一門老臣を集め評定して、軍伍を定め兵卒をさし向らる。雄勝の大將は湯澤豐前守滿茂、其外先手の大將鮭登典膳嫡子左衞門尉、丹與三左衞門尉、案內者には土肥二郎道年云々、八口內表より打入り、山田、深堀、柳田を攻落べしと下知せらるゝ、云々と見えたり。また月山堂ノ碑には○當社月光山者往古小笠原信濃守冬廣當所居城、其後土肥相模守道近文祿年中迄居城云々と見えたり。また○圓滿寺の祖は土肥次郎實平ノ末孫、增田城主土肥次郎高平ノ三男主計之介也といへり。

○增田村

○家員三百四十八軒　○人數千五百三十八人　○馬數九十二疋。

雪出羽道（平鹿郡十）

東
南

雪出羽道（平鹿郡十）

増田寄郷十箇村也

きはらのちまち

○縫殿村（一）　　里長　又兵衛

○享保郡邑記ニ云「縫殿開村、開ノ字ヲ除カル。家員卅五軒。向川上東は雄勝ノ郡荻野袋村ト田子内村川ニテ境、同下東南ヨリ同郡熊野淵村ト田子内村ニテ境、田子内村稲庭川當地形ノ内ニテ落合。慶長年中升田村住居小原藏人先祖ニテ開發、雄勝郡ノ内平鹿ノ郡ト入交リ分チ無シ。雄勝郡ノ田地ハ熊野淵村支郷ニ分ル、平鹿村ハ増田村ノ枝郷ニ分ル。」と見え○五輪羽場村家數廿一軒、昔五輪有之故村名ニ唱フ。地形ハ雄勝郡也、東ハ雄勝郡熊野淵村田畑入合、南ハ同郡三ツ又村ト（マヽ）川ニテ境、西ハ同郡戸波村ト稲庭川ニテ境。」と見えたり。○此五輪羽場村はもと雄勝の郡の地なりしが、田子内川流くるひて、今は縫殿邑に屬り。なかむかしのころならんか、いさ〳〵古き五輪石を掘りうるよりしか此名あり。さりけれど年號の見えねば、いつの世に誰が五輪なるよしをしらずといへり。

○通覺寺

○東流山古へは藤柳山と云ひし也通覺寺は、東本願寺御直末寺にして○開基ハ釋祐讃。俗姓は藤原にて工藤氏某なるもの、本山ノ八世にあたる蓮如上人に謁し奉りて御弟子となり、法名を祐讃と付給り、其時御自筆の六字の名號を授與し給ふ。かくて後、長享年中雄勝ノ郡猿半内ィ村ノ内チ河口といふ地に、創めて一字の佛刹

を建ぬ。しかして後ふたゝび增田の關ノ口といへる處へ遷して、其寺にて永正十五年戊寅七月廿二日遷化也。○二世祐念、住職の年月不詳、天文八年己亥三月二日化。○三世祐安、住職年月不知、永祿五年壬戌六月七日化。○四世祐明、住職年月不知、天正十五年丁亥十一月廿五日化。○五世祐讀。此五世ノ間增田村の關ノ口の住居たりしが、慶長十六年辛亥某月、小原縫殿之介吉實ノ母妙教禪尼ノ志願によて今は縫殿村に移り一宇再建し、慶長十八年癸丑八月七日化。○六世祐西、住職元和年中。本山十二世教如上人御影堂御建立に付て、累年在京し勤勞の功を賞し給ひて、眞向の尊像を祐西に授ヶ給ふ。寛永十六年己卯正月廿二日化。○七世祐德、住職年月不知、横手ノ西誓寺ノ連枝、祐西ノ養子也。延寶四年丙辰五月八日化。○八世祐圓。住職中寛文十一辛亥年寺號御染筆拜領、同十二壬子年に木像本尊頂戴、延寶二甲寅年宗祖眞影頂戴、同三乙卯年には上宮太子七高僧ノ眞影頂戴、皆是寄進主河邑正左衛門夫婦、法名了圓、妙壽也。祐圓、貞享三年丙寅十月十五日化。○九世祐存、住職年中不詳、元祿十三年庚辰八月廿日化。○十世是三、住職年中不詳、享保二年丁酉六月七日化。○十一世祐信、住職年中不詳、正德三年癸巳二月廿四日化。○十二世祐玄。住職中正德四甲午年蓮如上人眞影頂戴、同六丙申年飛檐ノ間出仕御免。享保十五年庚戌四月七日化。○十三世祐天。元文三戊午年本山繼目位御免、寶曆年中殿堂庫裡大門建立、同十三年癸未七月廿二日化。○十四世天瑞。住職中明和八辛卯年鑄ニ洪鐘、安永二癸巳年本山繼目飛檐位御免、寛政年中庫裡再建シ文化十癸酉年境內ノ鎭守聖德太子堂建立。享和二年壬戌閑居于今存生。○十五世祐寛、

現住。寛政十戊午年本山飛檐位御免、享和三癸亥年入院。
○小原縫殿ノ介吉實ノ母釋妙敎禪尼、元和二年丙辰十二月廿八日。
○縫殿ノ介吉實、寛永十三年丙子九月十四日卒、法名慈得院夢英宗淸居士、と見えたり。小原縫殿ノ介吉實は、奥州和賀ノ城主多田薩摩守義忠の家臣と云ふ。永慶軍記卅五卷の中に、多田亦次郎病死して亦四郎一人になりし處に、小原左馬ノ介、筒井縫殿介、猿橋彌八三人の外はなし、と見えたり。おなし名なれど、氏と名とことに聞えたり、いかに書たかひにや。なほとはまほしき事也。

○八木村　（二）

里のよねもじ

里長　勘兵衛

○享保郡邑記に「家員四十一軒、南東ハ雄勝郡戸波村ト大川ニテ境フ。寛文十三癸丑年郡奉行見分ト土民云也。大川下ハ同郡岩崎村草苅山、境ハ大川中同斷。」云々と見えたり。八木は地名、氏、またものゝ名にも聞えたり。倭名抄に近江國愛智ノ郡八木、拾芥抄ニ宿禰ノ部、尾張連又船木、八木云々、また秋田ノ郡に八木橋（氏にもあり谷梯とも書也）邑あり。八木は本ト、米といふ字を割て村名とせしがありといへり、うべも米を八木といふ。玉勝間ノ六卷に、八木、米を八木といふはふるきことなり、小右記の寛仁、萬壽のところに八木十石、八木三十石など見えたり。」とあり。久保田に八木氏あり、此八木氏は但馬宿禰ノ後胤にて、八木ノ左衛門尉某は

其いにしへ、佐竹昌義公常陸ノ國に入り給ひしとき皇都より仕來し家士にて、御家隨一の家也といへり。

海草にも八木といふものあり、谷木トモ書ケり。譚海ニ云ク、八木ぼくといふもの相州三浦の海邊に出す、奇怪の形也。莨の葉を去りたる眞の如く、又たゝみ鰯を編たるごとくにして紅花の色也、二尺三尺に及ぶものありといふ。海底に生る物にして席上に置て翫ぶ。ときぐ漁網にかゝり取うれども損じ安し。全形のものとるに水に潜リ入るといふ。水中にては柔らかなり、水を離るときはかたまり鐵鎖のごとし、根は石を帶てあり。」といへり。よしなき長物話ながら、八木といふことはまほしくていふ也。

○八木村に古柵あり、そのいにしへ小笠原義冬の居城跡也といへり。義冬は貞治の年の人にや、仙北郡金澤ノ八幡宮奉納書寫ノ大般若經六百卷ある卷の末に、「貞治四年七月日大願主覺淳、取筆小笠原義冬四十六歲」とあり、あまたの人あつまりて書つる經也と見えたり。また、小野寺家の武士に八木藤兵衞といふが見えたり。

○

○寶龍權現ノ法了、法良、さまぐに書り社　祭日九月九日、別當は此村にてならはしに伜別當とて、としに男子七八歲より十四歲まで是をつとむ、十六歲に至ればこと童子にゆつれるよし。男にてこそあれ、そのさま伊勢のお子良子に似たり、またこと處にまれなる伜別當也。

○水神ノ社　祭日四月九日、別當鄉役人これをつとむ。

○田ノ字地

○上ミ河原　○だんの前へ　○やしきめぐり　○馬場がしら　○やしきぞひ　○もとやしき　○上八木　○した川原　○八木川原　○うしろ野　○野中　○中野　○新田(にひた)境　○いかり田　○清水そひ　○樋(ごよ)わき　○せぎあはひ　○田中。

○家員四十七戸　○人數二百廿四人　○馬員廿六疋也。

此邑に、佐藤長右衞門とていと〳〵舊き家あり。そが家にとり傳へたる家譜あり、そを見て此奥にのせたり。

○出羽國平鹿郡八木邑佐藤長右衞門家系。越後ノ國より出羽の平鹿郡に來て五代に及ぶといへり。

○「佐藤家代々、さしはたは車といふ文字を付る、當代は地車を画ク也。丹波少將までは、花色地に車といふ文字を白ク染ぬきしもの也。

○馬じるし、幡立物は花籠に花薄也。幡は左ノ一幅白ク一布紅色也。籠は總金色のいと長き髭籠(ひげこ)なり。

○幕の紋は琵琶也。是鎌足公より丹波公へたまはりし琵琶なるよしを以て、佐藤家代々これを付る。

幕串は七本、九本、十二本うつなり。

右之條々爲秘事間以必相傳有間敷者也拙者大一之卷物ニ候得共相傳申候他見有間敷候以上

永久元癸巳年七月十日

佐藤主計尉藤原忠葳 花押

佐藤靱負少藤原忠秀 花押

佐藤丹波少藤原忠兼殿」

○淡海公、是より關八州七藤ニ分ル——濱ノ藏王——

「佐藤庄司信秀　はまの藏王より十六代の後胤也、奥州五十郡の大將也。居城則仙代也。

○「嫡女　泉三郎に嫁ス、子二人あり。○二女　藤原高師ニ嫁ス、子四人あり。

三男「佐藤三郎兵衛尉次信　源平ノ合戰に義經公能登守の御手に御命あやうかりしとき、次信御馬の前にかけふさがりて死せり。子一人あり。長男「義信、十八歳にて丸山一戰のとき大將たり、丸山の居城追罰也。十九歳ノ時仙代伊達二郎追罰せり。

四男「佐藤四郎兵衛尉忠信　兄三郎兵衛次信八嶋だんの浦にてうち死の節、能登守を一矢うらみ申さんと心にかけしかと終に逢ひ奉らず、能登守の身内菊王と名のり出たるわつはあり、せめて此わつはなりともうち取て兄次信の靈前に手向奉らんと、四人張に十四束引しぼり、かのわつぱのひざ口を血けふり立て射たり。其時能登殿、菊王が首を捕らせじと、上ハ帶を取ッて船底へ投ケ入れ

られしとき死スとなり。吉野山にて覺範をうち捕し事日本にかくれなし。子一人ありし也。
嫡男義信十六歲にて義信同前に丸山にて一戰し、同十八歲伊達次郎を追罰せり。

嫡男
佐藤太郎忠淸　仙代綱宗公關ヶ原一戰のとき伊達ノ居城ニ仍有之、佐藤の一家伊達と名のり來ると也、伊達兵部少家これなり。二男は則佐藤の家を繼き、是より所々佐藤分レ來ル也。

二男
佐藤出羽守忠光──嫡男佐藤兵庫守忠明、居城仙代。

三男佐藤藏之亮忠定、越前亂國の時牢人トなり、關東に至り佐竹ノ冠者に御奉公、其頃一萬石也。

嫡男佐藤源左衞門尉忠恒、同國に住ス。

嫡男佐藤源十郎尉忠吉、同國に住ス。是より佐藤源右衞門尉忠重に繼き來る。代々佐竹に御奉公也。

二男
佐藤帶刀尉忠政　靑野ヶ原合戰に淺野筑後守藏元を追罰し、それより越中の國を被下置也。

嫡男
佐藤主馬尉忠行　同國に住ス。感狀所持也。

二男
佐藤主計尉忠藏　越前にて五百石。大閤朝鮮陣立の節二十一歲にて御供、二千石御感狀あり。

三男
佐藤靫負尉忠秀　少シ義ありて牢人トなり最上に住ス。

嫡男
佐藤丹波少忠衆　同國に住ス。米澤影勝公越後一戰の砌成田帯刀を打取ル也、永久四年丙申四月七日也。

二男
佐藤平藏尉忠友　庄内ニ住ス。

嫡男
佐藤主膳尉忠閑　同國ニ住ス。

二男
佐藤民部尉忠久　少ク義ありて牢人となる。戸澤能登守殿に八百石にて御奉公也。

三男
佐藤平左衞門尉忠房　戸澤能登守殿一義により牢人と成りて仙北に住ス。

嫡男
佐藤平兵衞尉忠光　同國に住ス。

二男
佐藤淸左衞門尉光信　出羽仙北ノ内角館百石ニテ住ス。

三男佐藤傳右衞門尉信將、津輕へ牢人して信濃守殿百五十石にて奉公、代々今に在り。

嫡男
佐藤次左衞門尉　同國に住ス。

○紋所地車也。さしばた、まくのもんのときは琵琶也。

委細半卷物にあるべし。

右之條々佐藤家代々如此繼來ル、一家一門なりとも相傳可秘事也。世間に佐藤相名乘ル者數多有之ため、此印、其品々無之名乘り來る者是あらば、佐藤の名字可爲相違者也以上。

佐藤丹波少藤原忠兼印

寛正四癸未歳四月十八日書之

佐藤平藏尉藤原忠友殿」

と見えたり。みだりにつたなく書なしたる處どもあれど、實錄ならんかし。

○二井田村（三）

里長　石川伊左衞門

○享保ノ年ころまで新田にひだと書キたり、六郡の內に新田、二井田、仁井田なンどいと多し。此二井田の西ノ方は岩崎川中を境とすといへり。

○神社

○新山權現社　祭日六月二日、別當增田村修驗圓滿寺。

○稻荷明神社　祭日九月九日、別當並同寺也。

○田地ノ字

くもつの柳

○久毛津くもつの柳又くもつ柳といふ、村の南の方に在り。增田村、八木村、二井田村入會ノ地也　くもつは雲津くもつといへる事か、また神なンど座まして供物くもつをさゝげまつりし處か。いにしへは大柳のありし處といへり。○大道東おほみちひがし　○村北、なンどの名あり。

○十王堂　村の南に在り。禪刹にして、桑門等誰となくかはる〳〵住職り。

○總家數五十戸　○人員二百四十八人　○馬數十九疋。

○産　物

○二井田笠（二井田菅とてあり。六郡の土毛を、すまひの番附として出したるに二井田菅笠あり。二井田膏藥は山内氏の家傳也、金傷、切り瘡の痛を止るの妙あり。もとも軍中の用薬にして、多く金瘡のくすり也。此山内氏は永慶軍記に、土肥二郎、同郎等に山内主殿、安部五郎左衛門、小田原宗左衛門なンどを先として、と見えたり。此山内主殿の後胤也。山内孫右衛門とて今は家ひんぐうながら、上祖より持傳へたる古記錄、古書いさゝか殘りたるを見るに、そが中に、源九郎義經いまたをさなくして、くらまにおはしたるころ書給ふ一まきの書あり。かれ摹して此奧に載たり。

○平鹿郡二井田邑（山内孫右衛門家藏

○系　　譜

「雖昔増田先祖従鎌倉殿下着之砌於平鹿澤田為
出羽山内之人為下向自其以来譜代相傳之處
雖為未叢此時可致高不老之退轉者也
付須藤幕府文君姉子并嫡林被也　左衛
門又一代之折良可為澤田右衛　山内加賀衛門
為當之自今以後家代永宛行之者也
元亀三年壬申 大至 二月吉日
藤原朝臣　山内
須藤三右衛門尉　光實
任之
元亀三年壬申 天至　二春吉旦

此家に八幡宮の夢想とて、陣中に金瘡愈ル膏藥を兜の鉢にて煉たり、今も此家の婦女傳レ之て猶あり。妙なる膏藥なるよしをいへり。

又、九郎義經いまた丑若麿といへるとき、そのさし十二歳の筆とて一卷あり、摹レ之またこゝにのせたり。そが中に文字のあやまりあり、此君稚くおはせしときなれば、さる誤もあらむかし。

御曹司丑若麿ノ真蹟摹書

四方十里

はぢさうのりんにて

一 小天狗之法

ぜぶゝのれこべん

此御曹司丑若麿の書もたる由來は、いつのころにかあらむ、陸奥國の一城の主の祈願寺大納言某といふ妻帶の僧、領主と領地のあらかひなして、娘三人あるをいざなひもて出羽ノ國に來て、みなそれ〴〵に娘を嫁しめ、末女を平鹿ノ郡増田ノ郷なる山ノ内氏に嫁しめぬ。しかして後に、みちのくの城主より御使ありてめし皈し給ふ。その時記念とて、此うし若麿の書一卷を末女のもとに殘したるとのみぞ云ひ傳ふたる。卷中に牛若を丑若と書き兕を衆と書ケり。此大納言ノ僧の事を考る、陸奥國ノ平泉衆徒家は、大納言、少納言なゞどつれの名也。一とせそのわたりに在りしに、十八歳斗なる僧を老母のよびて、町に行て味噌かひもてことといふを聞たり。これも、さる處のほふしなゞどにてやありけむかし。

○古内村（四）

里長　長　助

○本ト古ル内チといひしを、近き世となりて本ト文字は省たり。享保日記ニ家數十五軒、「雄勝郡ノ前ノ大川限リ境フ、寛文十三年郡奉行令ス。新古内村、新田（にゐだ）村ト家入交也。」と見えたり。此邑七町斗南に飲食（をもの）川流れたり。

○神社

○新山大權現　祭日九月九日、別當増田村修験圓滿寺。
○神明宮　祭日四月十六日、別當同。
○稲荷大明神　祭日六月十日、別當同。

○田ノ字

○前ヘ田　○後ロ田　○くね添ひ田　○せぎそへ田　○鈴振リ田（植田村に同名あり）　○新山田（神田なりしにや）　○沼ノ上ヘ（むかしは沼のありしといふ）　○水後リ　○いかりだ　○かぢ田　○沖田　○柳の下タ。

○家員十三戸　○人數五十七人　○馬員三疋也。

○新關村（五）

しげきやはた野

里長　利左衛門

○新關（にひせぎ）は、關を濁音によみて堰（せぎ）の事をみないへり。同名秋田郡大久保の支郷にもあり、新關（にひせぎ）と唱ふ也。

○神社

○八幡宮　祭日八月十五日、別當修驗貴福院。　○白山姫社　祭日四月八日、同。

○神明宮　祭日四月二十一日、同。

○田字地

○八幡野　○安久戸　○水後リ。

○貴福院歷世

○威德山貴福院、開基は慶安年中文乘坊と申ス。元祿年中佛刹囘祿して、二三四世の間精しからす。さるよしを以て五世を中興とせり。○五世岩應、寶永二年乙酉八月二十七日遷化。○六世元貞、享保二年丁酉十月二十四日化。○七世快傳、明和九年壬辰安永元年八月廿日化。○八世宥興、享和二年壬戌九月十日化。○九世永典、文化十一年甲戌七月二十日化。○十世當住宥隆也。

いもづるのきだ

○新古内村（六）　　里長　仁兵衛

○郡邑記に家員四十一軒、雄勝郡岩崎村手前大川ニテ境也。

○神社

○八幡宮、祭日八月十五日。○神明宮、祭同日。○稲荷明神、祭同日。此三社郷中齋主也。

○田ノ字

○おほせぎそひ　○上河原　○しもかはら　○沼の上へ　○八木さかひ　○塚のうしろ　○蕷蔓（いもづる）

○あらや　○乾揚（ひあがり）水引田ともいへり。

○總家員卅八戸　○人數百八十八人　○馬十九疋也。

野際のいな田

○腕越村（七）　　里長　市左衛門

○うでこしはいかなる名にや。うでは臂（うで）をも云ひ、倭名鈔には腕をよみてたゞむきといへり。享保郡邑記ニ云ク、腕越村家員十三軒、左吉開村家員十三軒、寛永九酉年多賀屋左兵衛開出候而唱候村。麻當開

村同十五軒、延寶三卯年多賀屋左兵衞、眞崎兵庫開出候唱、云々と見えたり。支郷○麻當開村古十五軒今七戸○左吉開村古十三軒今九戸。

○神　社

○神明宮　左吉うでこし村に座（ませ）り、祭日六月十六日、別當圓福寺。

○伊奈利明神ノ社　麻當開村に座り、祭日九月九日、別當龜田ノ千手院。

○五郎兵衞稻荷明神　五郎兵衞野といふ處に座り、こはいにしへ沼館に鎭座（しづもり）ませる、木門（きど）野の神をうつせるにや。祭日四月十日、別當圓福寺。

○水神社　増田の麻當山の內に座（ませ）り、祭日四月五日、別當龜田ノ千手院。

山根に岩切リ水樋あり、一角堰といふ。そは一角坊といふ山伏にて水田の事に工ミなりしは、此堰を堅て田佃りぬ。其一角坊の舍退轉（やさたえて）後に龜田の千手院か仕へまつれど、古トは一角坊が別當なりしよし。麻當開邑は、一角坊が次男齋藤市左衞門が祖の創め也といへり。

○田　地　字

○南のぎは。

○總家員廿九戸　○人員百二十五人　○馬員十五疋也。

○上龜田村（八）

里長　源　兵　衞

○本鄕を龜田といふ、龜田はところ〳〵に多かる名なり。此村に千手院といへる修驗者舍り。○また枝鄕あり、そは○稻葉村○上關合村○鷹野橋村○半助村○樋場村○平鹿村○澤口村○龜ケ森村。○倉狩澤といふ村ありしが退轉たり。

○神　　社

○神明宮　　龜田村に座り、祭日六月十六日、別當千手院。
○正一位稻荷大明神　　おなしみやどころ也、祭日九月十五日、別當同。
○愛宕社　　澤口村の山上に座り、祭日六月廿四日、別當並同。
○八幡宮　　上關合村に座り、祭日八月十五日、齋主小原治介。
○稻荷明神社　　平鹿村に座り、齋主莊右衞門。
○子安觀世音社　　樋口村に座り、齋主勘之丞。

○田ノ字地

○箭作　○香海塚　○寶池谷地。

○虹が澤といふ處に經塚あり。此經塚としふりこぼれて、内より梵字書たる小石の出るといへり、いかなる僧の某經や書キ塚たりけむ。

○女神森○男神森。いかなる御神をまをすか、陰陽二柱の御神の神號を唱ふ森也。むかしは此處に家どもありて、そこより出たりし處を龜が森村といふ、倉狩澤のうちなり。こは神を龜と村名にうつし唱は恐事から、倭訓栞に○かめ、龜をいふ、神と義通へり。日本紀に龜石ノ郡とあるを倭名鈔に神石ノ郡と書せり。神代は鹿卜にて、後世は龜卜をたつとめり。倭名鈔にも神龜をよみ、甲を神屋なといへり、と見えたり。さりければ、神が森を龜が森といへるも罪なからぬものか。なにゝまれ、めがみ、をかみはよしある森にこそあらめ。

○三貫櫻錢掛櫻の名ありといふは、おなじくらがり澤の二蓋といふところに、なかむかしまて岩の上に古木の櫻ありし。そは古道にして、いにしへの往復の街道なりしよし。そのむかし、源九郎判官義經假山伏をして、人みな姿をやつし旅よそひして、陸奥におもむきと給ふとて此處に休らひおはしけるをりしも、小山の岨に、いとめでたき櫻のとをゝに咲たるを、人々見やりめでくつかへりて、あな珍らしの花やとながむるに、小童の、此花をになうほしがらせければ、氣ばやき武藏坊のさ／＼と行キて、なさけもなう大キなる櫻の枝を手折りもて來て、いさ此花を、行ク／＼旅のこゝろやりに人々も見給へとうち話らひ、あゆ

ひ、わらぐつの緒をしめ、笈を掛ヶて金剛杖をつき立て出たつとき、齢八十まりの翁、櫻の枯枝のまたぶりを杖さしすがりよろぼひ來て、いかに客僧達よ、あるじある櫻をあないもなう折ぬすみ行給ふものか。こは我が命ご朝夕に見つるさくらをと、なみだはら〱とこぼして、またぶりの杖をうちふりてうらみ、よゝと泣ければ、居ならぶ人々、そのまたぶりの杖もて擲るゝよりもほね身にこたへて、すべなううちわぶれど翁はつゆ耳にも聞入ず、さらは償(おいだみ)し給へといふ。其とき、白銀の孔方(ぜに)一貫を笈底よりとうだして翁にあたふれば、翁うち見て、あな客(きたな)の花盗人たちとあざ笑へば、また一貫文のしろかねの泉(ぜに)を出せば翁、かろらかなる錢幣(たから)よ。其償(つくなひ)にてはと、いよゝうけひくべうも見へねば、武藏坊今一貫をとうでて、ひんぐうの山伏也、是にて償(つくなひ)ゆるし給へとわふれば、いとかろきおいだみながらゆるすべしといひて、三貫の銀錢(たから)も、折つる櫻の枝も、翁がよはがたにうち掛て山陰に去ぬ。人みなあきれて、翁が家はいづこならんと高岡によぢのぼりて見やれば、家なンどあるべう處にもあらず、翁がもて去にし三貫の錢は、古木の櫻のとぼうらにかゝり、折つる櫻の枝も木の股にかゝりてあり。人々下り來て君に語れば、義經聞おどろかせ給ひて、そは神か、櫻木の神靈(みたま)かと、みのけいやだつおもひして、みちのくに行キ給ひしとなむ。さるよしをもて三貫櫻とも、錢かけさくらともいへる名の、今し世かけて殘りけり。此事おのれ、櫻がりてふ二タ卷キの書にものせたり。

○家員八十四戸　○人員百四十八　○馬員五十疋也。

秋のさち田

○下龜田村（九）　里長　彦右衛門

○上龜田も凡同シ邑也。近きに保正を別ておかれたる處にや。○下タ町村○在イ城ウ村○館屋敷村○釜野川村○三嶋村○阿彌田ン村也。

○神　社

○稲荷明神ノ祉　釜野川に座り、祭日四月廿一日、齋主長左衛門。

○田　字　地

○在城ウ平鹿端　○道祖神　○福田。

○香　最　寺

○木翁山香最寺古ト此邑にありしかど、今は明澤村に入る。さるよしにや、みな明澤の香最寺といへり。

○家員四十九戸　○人員二百十一人　○馬廿一疋也。

○明　澤　村　（十止）

里長　吉太郎
久右衛門

○明澤は古名赤澤といへり。享保日記に、○明澤村家員廿六軒○下タ町村同一軒○館屋鋪村同四軒○關合村同十七軒○釜野川村同五軒。先には龜田分斗住居いたし居候處に、寛文年中明澤村地頭、横手給士石井彌右衛門忠進開いたし候故明澤村ノ者ト入込罷在候。附札ニ云ク、先年明澤村地形ノ內龜田村ヨリ御開いたし村居立候處ニ、忠進開ニ相成明澤村ヨリ百性五軒移リ候由。龜田村ニテ取立、釜野川村ノ間此末明澤村ニテハ鎌野川と唱へ不申、明澤村と唱候樣可仰付候。」と見えたり。○枝鄉澤口村、家員七軒。」と見えたり。今は○明澤村家卅三戸○關合村同十六戸（支鄉也）○釜野河村同六戸（支鄉）あり。館屋敷、下町、澤口、此三村退轉（たえ）て、枝鄉は○堰合、○釜野川二村のみ也。

○明澤が嶽といふ高山あり、本ト赤澤と書ケり。明澤は古へ蝦夷の栖つる處にや、阿氣（あけ）、阿祁津（あけつ）なンど、處々の山々、嶽々の岩窟に住たりしといふ舊跡あん。房中山昔物語（山本ノ郡盛岡修驗者華藏院緣起なり）に、阿計徒麿、阿計留麿、阿計志麿なンど、日高見山に住みし事見えたり。此明澤山の麓に古城の跡あり、また寶音寺の跡あり、池あり。一とせ此池水涸（かれ）て碑出たり。その石面に梵形あり、四時順收と中にゑり、右に凶賊降伏、左に邦內豐饒とゑりたり。峯に藏王權現ませり。北に地嶽澤といふありて六道の預天賀、放光王、金剛願、金剛寶、金剛幢、金剛悲なンどの菩薩をするゑ、流ノ澤口には大悲觀世音を安置（すゑ）まつれり。山ノ後ロの暗刈（くらがり）澤には

あやしの鬼神住みしを、役ノ優婆塞鬼神を降伏し、藏王ノ神形を齋奉り給へり。みねには女人の登ることを恐み禁め、男も酒肉を禁て、七日の齋火に身も清淨身て峯にのぼるは御嶽精進にひとしく、吉野をうつしたる山なれば、人みな金峯山大權現さまをし奉る也。全化僧ノ歌に、くらかりし山も宮居の惠にて世は明澤と唱ふ尊トさ。此みねは、山北七高山の第一のいや高也。或説に、いにしへ筏山の仙人、名馬を御嶽山の鹽湯彦に献上給へば、此龍馬にうちのりみねにのぼり、やをらその駒を放ちやり給ふ處を駒が嶽といふ。また、鞍置給ひし地を馬鞍といふといへり。

○臼ヶ瀧の不動明王　むかし、此瀧の中にて米搗音のして此村も豐饒なりしが、ある人臼が瀧の岩に不動尊を彫たりしかば、此ひゞきて瀧のとゞろきしにや、それより米搗音止りて臼瀧は名のみ落チ、村も田佃みのらず、むかしの如に誰が竈もゆたかならぬよしをいへり。

○藏王權現神像　大和ノ國金峯山の砂金をもて、神頭斗鑄て內に收て、理元大師の御手づから作り給ふといへり。

○同神木像一軀　大治二年丁未五月十八日、理元大師ノ御作也。

○觀世音　五番札所。敎圓阿闍梨ノ作

峯は花ふもとはつつじ分のぼる佛のちかひ明澤の月。

永承七壬辰天三月十七日。

と見えたり。こは六郡の寺巡りをはじめし僧にて、宇治物語に見えし人也。
○多門天王一軀○閻魔王一軀○脱衣婆ノ像　共に圓仁大師の作なるよしを傳ふ。
○棟札ニ、于時寛治三年己巳九月十八日　沙門當山坊主、法印全化。
○くもりなき神の宮居の山なれば長く照らさむ明澤の月。　一遍上人奉納。共に
○熊野牛王　一遍上人自筆にて奉納也。
○大峯山○湯殿山　此両社土に扉を埋む。年號しらず、某人の建立といふ事をしらず。
○奉造立藏王大薩埵一宇沙門禪性

元享元辛酉七月十八日　施力丹後

此両社の社地の土中より掘り出ッ。またもとの如く嶺山ノ土中に收む。
○奉納法華經廿六卷　武藏坊辨慶自筆也。文治三丁未六月八日。
○油盈坂（こぼし）　いづこにも高山に在る名也。當山の傳へには、むさし坊辨慶月参せしとき、掌を皿として手燈の行ひしつゝ登り、此坂にては、いつも掌の油をこぼしてみねにいたれるよしをいへり。
○梵字石經、一字一石法華一部　月泉奉納也。應永十二乙酉五月一日。

雲を分明澤山に住ながら末頼母しき法の誓ひよ　月泉。

○奉造建金峯山藏王權現一宇　法印得岩

願主彌人
同　禪光禪門

永享五癸丑五月三日。

○奉掛金峯山額天長地久祈所　法印得岩　同八月十五日拜領之。

○藏王權現ノ額ハ院家金剛王院前大僧正眞翰也　永享五年丑五月三日。

○當山舊例にて、正月十八日山初とて登山ス。○五月十八日御焚祭○九月廿八日大祭也。同廿九日山仕舞とて、國家安全、村民豐樂の御祈禱あり。

仲夏の間行事、天下泰平、五穀成就ノ護摩修行。

○不動尊　金佛一寸八分、弘法大師ノ作。道場ノ本尊後ノ內ニをさめ奉るなり。

○正觀音一軀　小野寺式部義行奉納、多武峯の觀音といふ。

○奉建立彌勒堂一宇　別當　得岩。

○奉建立金峯山藏王堂一宇鬼門鎭護城境堅要　天文元壬辰四月日。土井道近、別當能定坊。

○奉納神鏡一幣武威長運祈處　關口能登守道行、別當梅分坊法印全體。

○奉立願開田成就祈處　柴崎山後、仙北上浦之內赤澤村肝煎

天正十八庚寅二月十八日　右赤澤村開二井田村肝煎兄

右赤澤分龜田村肝煎、右赤澤分龜田村開肝煎。

○御山社地寅上之外ニ流百間四方ニ極、御坂幅三間ニ極、東西十八間、南北十七間極。

○彌勒ノ社地外ニ七ヶ處社地　御檢地役八木藏人。
○奉建立御堂開田成就祈處　山谷掃部。元和元乙卯八月四日。」と見えたり。
此一卷、外にくさ〴〵なる事ども記したれど、そのあらましをこゝに擧て、その餘はみな省略たり。

別當光明院也。

○金峯山大權現　明澤ヶ嶽に齋奉る、祭日九月十九日。此ゆゑよし前キにつばらかにしるしたり。別當光明院。
○澤口ノ觀音　祭日三月十七日、別當同前。
○箭倉松ノ山ノ神　祭日四月十二日、別當共同。
○小泉山ノ山ノ神　祭日四月十二日、齋主丹右衞門。
○堂ヶ澤ノ稻荷社　祭日九月十五日、齋主七兵衞。
○神明宮　村中カに鎭座。祭日六月十六日、齋主時ノ里長也。

○金峯山主光明院歷世

○當山坊主、古トは三十三坊たりしが弘治年中より下坊廿一房と減じ、天正年中となりては十一坊と減少せり。
○開　祖天蜜全化　天仁二年己丑五月十七日、八十七歲遷化。

○二　世翁仕現衆　大治四年己酉六月八日、五十八歲化。

○三　世翁峯龍白　壽永元年壬寅四月七日、九十四歲化。

○四　世峯永白天　治承三年己亥九月廿七日、五十一歲化。

○五　世宥雄明交　建久九年戊午三月十三日化、行年不知。

○六　世大雄善角　貞應元年壬午七月朔日化、行年不知。

○七　世通山淸景　寛喜二年庚寅六月十八日化。　○八　世宥嶽海了　寛元四年丙午四月九日化。

○九　世宥二天全　仁治二年辛丑十一月三日化。　○十　世宥作現光　文永十年癸酉十二月十七日化。

○十一世宥智正白　永仁五年丁酉正月廿八日化。　○十二世宥經善性　元享二年壬戌八月八日化。

○十三世山廻梅岩　曆應三年庚辰六月八日化。　○十四世連山角岩　貞治六年丁未七月廿日化。

○十五世山了峯岩　應永八年辛巳二月六日化。　○十六世宥住文樂　應永三十二年乙巳六月廿七日化。

○十七世（中興祖也）全常得岩　寛政元年庚辰十月八日化。　○十八世宥音得眞　明應七年戊午十二月十六日化。

○十九世山圓正二　永正十四年丁丑二月二十九日化。　○二十世天眞能定　永祿九年丙寅三月五日化。

○廿一世全體梅分　慶長八年癸卯八月廿七日化。　○廿二世紅實延覺　寛永十二乙亥五月朔日化。

○廿三世宥道峯順　延寶四年丙辰五月十九日化。　○廿四世（再中興也）快峯林正　正德三年癸巳二月二日化。

○廿五世涼永岩本　寶永七年庚寅十月廿五日化。　○廿六世宥涼光榮　享保十四年己酉九月廿一日化。

○廿七世宥甚大敎　安永六年丁酉九月廿四日化。○廿八世宥永峯春　文化六年己巳七月十三日化。

○廿九世宥榮正善　文政二年己卯三月廿八日化。○三十世當住峯善坊也。

○香　最　寺

○木翁山香最寺は曹洞派にて、相模ノ國小田原ノ海藏寺ノ末院也。開山大州梵守和尙、大永五年乙酉八月廿四日遷化。○二世照庵祥周和尙。十世連山州巖和尙ノ世ニ寺回祿して遷化ノ年月をしらず。○三世牛祖和尙。○四世幻宿榮茂和尙。○五世靜室禪林和尙。○六世持水岩智順和尙。○七世南山北州和尙。○八世蜜州祖龍和尙。○九世雷庵幽巖和尙。○十世連山州巖和尙、安永五年丙申年九月廿日化。○十一世治寶萬明和尙、寬政八年丙辰十二月六日化。○十二世活岩卓禪和尙、明和三年丙戌八月廿二日化。○十三世明宗德禪和尙、明和六年己丑二月廿四日化。○十四世不照破鏡和尙、寬政三年辛亥十月五日化。○十五世靈嶽瑞苗和尙、寬政四年壬子正月廿八日化。○十六世壽嶽良山和尙、寬政六年甲寅五月廿二日化。○十七世全應和尙、寬政六年甲寅五月廿二日化。○十八世禪光和尙、文化十四年丁丑正月五日化。○十九世秀岩和尙、文化五年戊辰正月五日化。○廿世傳附天壽和尙、文化九年壬申四月廿八日化。

○廿一世智覺大充和尙、文化九年壬申五月十九日化。

○陸奧膽澤ノ郡衣川ノ正山寺ハ當山香最寺ノ末寺也。

○田　地　字

○北野　○もろぶた　○平ラ林　○館やしき　○惠庵やしき　○追ひ散らし　○塚ノ腰（むかしの一里塚なるよし）　○比良の平（たひ）　○蓮臺野　○堂の前。

○山の名

○山館　○古ル館　○郷士館　○袋澤　○鳶が澤　○嶽ノ比良　○丹後端　○小松倉　○姫小臺　○朱（こき）鷺森（こもり）　○藥師長嶺（ながね）　○淸水ケ臺　○金（かね）堀リ澤　○大鉢森　○手代ロ森　○小鉢森　○割ッ夕ご（マヽ）　○しものぶ　○釿比良（てうなひら・てをの）　○地獄澤　○空澤（うたほさは）　○母澤（むさは）。

○古樹奇木

○箭倉松　○嫗杉、丹後端の澤に在り。

○龍骨（をろちがしら）由來

○明澤の枝郷釜野川村に、なかむかし半泰といふ人あり。増田村なる山中杢兵衞なる男は、此半泰を兵術の師と賴みて、そのゆるしぶみの卷々近き世まで持り。山中が家に龍の鏡骨といふものあり、丸クして亘リ一尺斗、中の厚キ處は一寸は弱はかるべし、いと／＼あやしきもの也。此鏡骨も半泰翁に貰ひしといふ。半泰老翁は、世にいふ熊谷三郎兵衞也、慶安のさわがしかりし世を遁れ、此地に潜て終れり。まことなりけるか。半泰翁の後（すゑ）、五兵衞とて此邑に在る也。

國本善治校字

雪出羽道平鹿郡(中)終

昭和五年十月一日印刷
昭和五年十月五日發行

秋田叢書第六卷
不許複製（非賣品）

編纂兼發行人　秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市

印刷者　甲田藤太郎
東京市麴町區紀尾井町三番地

印刷所　東京印刷株式會社麴町出張所
東京市麴町區紀尾井町三番地

發行所　秋田縣横手町
秋田叢書刊行會
代表者　深澤多市
振替仙臺八二五二番

秋田叢書刊行會 會報

昭和四年八月

綱領三則

一 縣内各地に於て郷土史編纂に必要なるものを先とし漸次他の稀覯の珍籍に及ぶものとす。

一 校訂を嚴にするため同種の異本を極力探求して之を參照し其の正確を期す。

一 一般商品に非ず、從て價格も至廉を期し實費を以て同好の方々にのみ頒つの方法を採れり。

秋田叢書 第二輯豫定書目

◇第七卷（第三回配本濟）

秋田治亂記　鷹の爪　長野先生夜話集
雪之出羽路（平鹿郡下及追加）

◇第八卷（第一回配本濟）

三十三觀音巡禮記　鹿角緣記　月出羽道（仙北郡一）

◇第九卷（第二回配本濟）

秋田昔物語　秋田千年瓦　月出羽道（仙北郡二）

◇第十卷（第四回配本）

月出羽道（仙北郡三）

◇第十一卷（次回配本）

秋田藩田法叢書
△訂正御格式△俗田法論辨△田法歩尺精辨△田法四六精術△田法欠借精術△檢地秘傳集△御金藏御定法書△黑印御定書△六郡生米考△黑澤道家覺書附斗代名義考△秋田潟東野田村御檢地野帳△門間氏古文書△指上高定△指上高條例

◇第十二卷

羽陰史略後篇　勝地臨毫　花の出羽路
別本花の出羽路　以上

大體右の如く假りに定むるも或は多少の異動あるやも計り難い。特に御諒恕を望む。

柳田國男先生監修

秋田叢書別集 菅江眞澄集

既刊書目

◇第一

十曲湖　恩荷奴金風　恩荷能春風
小鹿の鈴風　牡鹿の嶋風　牡鹿乃寒かぜ

◇第二

けふのせばのゝ　錦木　雪能飽田寢
阿仁迺澤水　辭夏岐野莽望圖　秀酒企乃溫濤
美香弊乃譽路臂　贄能辭賀樂美　房住山昔物語

◇第三

雪乃道奧雪の出羽路　宇良乃笛多幾　霞むつきほし
雄賀良能多奇　夷舍奴安裝婢　比遠能牟良君
簷迺金棣棠　雪のやま踰え　花のしぬのみ
梅の花湯の記

◇第四

齶田濃刈寢　小野のふるさと　高松日記
駒形日記　比良加の美多可　月迺遠呂智泥
雪能袁呂智泥　勝手能雄弓　花の眞寒泉
「枝下紀行」　委寧能中路　わかこゝろ
洲輪の海　いほの春秋　來目路乃橋
蝦夷迺手布利

◇第五

楚堵賀濱風　雪乃膽澤邊　かすむこまがた
はしわのわか葉　委波氐迺夜麼　牢土が濱つたひ
ひろめかり　婀呂綿乃具　蝦夷喧辭辯(西)
ゐみしのさへき(島)　智誌磨濃膽岨(春)　ちしまのいそ(夏)
牧の冬がれ　於久能宇良〳〵(以上)

第六以下編輯書目

○南部の部

- 奥の手風俗　佐竹侯爵家藏
- まきの朝露　同
- をふちのまき　同
- 淤遇濃冬隱　栗盛教育團藏

○津輕の部

- 都介路迺遠地　佐竹侯爵家藏
- 追柯呂能通度　同
- 迺辭貴迺波末　同
- 雪の母呂多奇　同
- さくらかり赤葉かり　同
- 栖家の山(寫本)　秋田圖書館藏
- 外濱奇勝　青森市佐藤耕部氏藏
- 「津輕の奥」(寫本)　東京市中道等氏藏

○隨筆雜著の部

- 椎の葉。筆の柵　栗盛教育團藏
- 風の塵泥。道の夏くさ　同
- 新古甕品類之圖　同
- しのゝはぐさ　同
- 萬元紀行。かたい袋　同
- さくらかり。百臼圖　同
- 風のおち葉(三)　同
- 布傳能麻迺萬玾(五)(寫本)　同
- 國書解題(原名雜抄)　金浦町小林善七氏藏
- ふみのたかはし　秋田市加藤俊藏氏藏
- 久寶田の落穗　八森村藤田熊藏氏藏
- 鉢位山神社緣起　八澤木村臼井源之助氏藏
- 干支六方柱考　秋田市故小林謙吉氏藏
- 鄙の一ふし　松本市胡桃澤勘內氏藏
- 凡國風土器　能代港町白坂高重氏藏
- 想華及消息集　(蒐集中)
- 繪畫集　(同　)

△尚ほ所在不明の書目を次に揭げて置く。會員各位の御助力によりて本集に編輯するを得ば此上ない幸福である御發見の場合は何卒御一報を願ひます。

▲千枝の櫻(新城邊)▲杜の下蔭(十二所邊)▲櫻狩(安彦山、十二所)▲花の家土産▲巡る山川(横手山內)▲世々の古塚(古碑)▲瀧の松蔭(十狐村の松、木葉石)▲麻裳の浦風(土崎港)▲花の塵塚(歌書か)▲鄙の文車(歌集)▲手酬草(母の三年忌の歌)▲駒形日記(仙臺邊か)▲小田の山本(金華山)▲月の松島(松島)▲牧の下草(南部か)▲千引の石(同)▲牧の夏草(同)▲蝦夷の窟(松前)▲千島の名殘(同)▲淸水記(能代淸水家の故事)▲比內物語(北秋)▲六郡考▲山分衣▲久保田のおしね▲水の面影(寺內)▲浦の梅園▲花の眞坂路▲小町の寒泉(山本郡下岩川)▲霧の高松(高松村)▲あさまのけふり▲雄湖のつと▲筆の山口▲椎の葉日記▲鴇考(陸奥善知鳥神社)▲浪岡物語(陸奥浪岡)▲迦是迺落葉(廿五册とある)▲あさ日川(旭川村附近)以上。

會員逝去

左記會員は其後相前後して白玉樓中の人となりました。謹んで弔意を表します。

由利郡本莊町　瀧澤七郎氏
平鹿郡角間川町　田中秀一氏
仙北郡土川村　岡田政治氏

會費整理につき謹告

規定の會費が豫定通り集まらないので經營に困難して居ります、何卒御同情を願ひます。○未濟の方には第一期、第二期、別集と區分して集金郵便で請求して居りますから御含み願ひます。○集金郵便を待たずに御送金御願ひ申します。

新刊報告

○由利太平記(近刊)　一册　實費追示

附錄　六鄕、生駒、岩城、仁賀保、內越、岩谷等諸家の系譜及由利郡史年表

右本會々員に限り實費頒布の求めに應ず。

○秋田史壇　第一輯(既刊)

實費送料共　四十五錢

本會代表の私費刊行であるが先輩知友に贈呈して少しく殘部あり、本會々員に限り御求めに應ず。但前金に限る。內容要目次の如し。

仙北藤木四十二館　喜田貞吉
秋田といふ地名の研究　藤原相之助
平安初期に於ける上三郡の形勢　栗田茂治
脇神村と立石に就て　武藤一郎
平鹿方言の形容詞　細谷則理
秋田藩仙北の前句附　大山順造
山北の板碑　深澤多市
其他

○秋田叢書 菅江眞澄集　總索引及目錄　一册

右目下編輯中。出版の上は本會々員にして會費全濟の方々へ最低價を以て頒布したい。尙本書の編輯につき御希望の方は御垂示を願ひます。

秋田叢書第一輯既刊書目

◇第一巻 △羽陰史略前篇△杵山峯の嵐
◇第二巻 △六郡郡邑記△絹篩△由利十二頭記△蘆名記
◇第三巻 △六郡祭事記△雪の出羽路（雄勝郡）△鹿角郡根元記△古四王神社考
◇第四巻 △戊辰秋田藩戰記△本莊隊出兵聞見誌△龜田藩戊辰戰記△戊辰矢島戰記△鹿角口戰爭實記△仁賀保領出兵實效錄
◇第五巻 △秋田紀麗△淺利軍記△代邑見聞錄△雪出羽道（平鹿郡上）
◇第六巻 △秋田風俗問狀答△六野燭談△鳥麓奇談△由伎能伊傳波遲（平鹿郡中）

會員各位に御願

▲叢書第十巻も豫告より遲れたのは全く相濟まない事であるが、畢竟會費が集らない事に因るもので、此點乞御宥恕。
▲會費は本書受領の上は直ちに振替にて御送金を願ひたい。御送金なき方には止むを得ず**集金郵便**にて會費取立をなします。若し集金拒絶になれば、會費に加算して此手數料も頂く事になりますからお含み願ひます。
▲會費御送金のときは振替用紙の裏面に第何巻分會費と必ず御明記を願ひます。
▲會費御送付のとき受領證或は請求書を要するとか、其の他返信を要するものは返信料を添付せられたい。
▲本叢書第一巻から第六巻までを第一期會員とし七巻より十二巻までを第二期會員とし、御入會の方々は其期間退會せずに願ひたい。又別集丈けの御入會も差支ない。
▲本叢書は以上の如く會員組織の頒布本であるから分冊の需求には遺憾ながら應じ兼ねます。
▲本會への通信及問合せは凡て横手町の本會宛願ひます。
▲會員の住所變更は即時御一報願ひます。

定規

●第一輯 全六冊配本濟。
●第二輯 全六冊。分冊の需には應じない。
□體裁 菊版天色總布製 每巻五百數十頁
□刊行
第一回配本 昭和六年四月濟
第二回配本 同年十月濟
第三回配本 同七年七月濟
第四回配本 同八年四月濟
第五回配本 同年八月の豫定
□頒布 豫約申込者に限る（但申込金不要）
□會費 一冊參圓五拾錢（送料實費を申受）
●別集 凡て秋田叢書に準ず。
第一回配本 昭和五年七月濟
第二回配本 同年十二月濟
第三回配本 昭和六年七月濟
第四回配本 同七年三月濟
第五回配本 同年十二月濟
第六回配本 昭和八年六月の豫定

發行及申込所 秋田縣横手町
秋田叢書刊行會
代表者 深澤多市
振替仙臺八二五二番
（東京事務所） 東京・芝區濱松町三ノ一 國本方